

— 審査事務規程の第67次改正 —

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部改正他に伴う審査事務規程の一部改正を行い、平成27年7月30日（一部は平成27年9月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです（詳細については別添「新旧対照表」を参照）。

1. 旅客自動車運送事業用自動車に係る規定の改正（4-34、5-34、4-35、5-35、4-38、4-40、5-40、4-42、5-42、4-99、5-99）
 - ・座席、通路、乗降口の寸法その他の乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車に関する追加的な構造基準が廃止されたことに伴う改正を行います。
 - ・乗車定員11人以上の自動車の乗車定員に占める座席定員の割合に係る基準が廃止されたことに伴う改正を行います。
2. 衝突時の車枠及び車体の保護性能に係る規定の改正（4-27～4-27の5、5-27～5-27の5）
 - ・「ポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第135号）」の採用に係る保安基準等改正に伴う改正を行います。
 - ・前面衝突、オフセット衝突、側面衝突、ポール側面衝突及び歩行者保護に係る規定について項を分けることにより、基準の適用整理を単純化します。
3. 乗降口の扉に係る規定の改正（4-42）

協定規則第11号の改訂により乗降口の扉のフルロックシステムに関する要件が追加されたことに伴う改正を行います。
4. 灯火器に係る規定の改正（4-58の2、4-68、5-68、4-69、5-69、4-76、5-76、4-79、5-79、4-81、5-81、4-81の2、4-81の3、4-82、4-106、別添9）

灯火器（光源に係る協定規則（第37号、第99号及び第128号）、番号灯に係る協定規則（第4号）、二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則（第50号）及び二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則（第113号）の採用）に係る保安基準等改正に伴い、性能要件及び取付要件の改正を行います。
5. 排気管からの排出ガス発散防止性能ほかに係る規定の改正（4-50、4-51、4-52、4-53）

ディーゼル重量車 WHDC モード、二輪車 OBD の導入に係る保安基準等改正に伴う改正を行います。
6. その他、審査方法の明確化等、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部 業務部業務課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

新	旧
<p>自動車検査独立行政法人審査事務規程</p>	<p>自動車検査独立行政法人審査事務規程</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1～1-2 (略)</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23)「型式指定自動車」とは、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。</p> <p>なお、以下規程において、<u>(40)の適用関係告示又は「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について(依命通達)」(平成15年10月1日付け国自技第151号、国自環第134号)(以下、「大臣定め通達」という。)</u>上の表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p><適用関係告示又は大臣定め通達上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前に型式の指定を受けた型式指定自動車</p> <p><規程上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前の型式指定自動車</p> <p>(24)～(27)</p> <p>(28)「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車及び次の自動車をいう。</p> <p>① 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)別添2の新型自動車取扱要領に基づく新型届出がなされた自動車(以下「新型届出自動車」という。)</p> <p>なお、以下規程において、<u>大臣定め通達上の</u>表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p><大臣定め通達上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p><規程上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前の新型届出自動車</p> <p>② 「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1255号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。)に基づく輸入自動車特別取扱届出がなされた自動車(以下「輸入自動車特別取扱自動車」とい</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1～1-2 (略)</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23)「型式指定自動車」とは、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。</p> <p>なお、以下規程において、<u>細目告示上の</u>表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p><細目告示上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前に型式の指定を受けた型式指定自動車</p> <p><規程上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前の型式指定自動車</p> <p>(24)～(27)</p> <p>(28)「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車及び次の自動車をいう。</p> <p>① 「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。)別添2の新型自動車取扱要領に基づく新型届出がなされた自動車(以下「新型届出自動車」という。)</p> <p>なお、以下規程において、<u>細目告示上の</u>表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p><細目告示上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p><規程上の表記></p> <p>平成●年■月▲日以前の新型届出自動車</p> <p>② 「輸入自動車特別取扱制度について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1255号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。)に基づく輸入自動車特別取扱届出がなされた自動車(以下「輸入自動車特別取扱自動車」とい</p>

新	旧
<p>う。)</p> <p>なお、以下規程において、<u>大臣定め通達上</u>の表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< <u>大臣定め通達上</u>の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>< 規程上の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前の輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>③ 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により認定を受けた自動車</p> <p>なお、以下規程において、<u>適用関係告示上</u>の表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< <u>適用関係告示上</u>の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車</p> <p>< 規程上の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前の型式認定自動車</p> <p>(29) ~ (36) (略)</p> <p>(37) 「協定規則」とは、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に附属する規則をいう。</p> <p>なお、以下規程において、<u>(39) の細目告示</u>、<u>(40) の適用関係告示上</u>の表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< 細目告示、<u>適用関係告示上</u>の表記 ></p> <p>協定規則第●号の技術的な要件（同規則第■改訂版補足第▲改訂版の規則○、□及び△に限る。）</p> <p>< 規程上の表記 ></p> <p>UN R●-■-S▲の○、□及び△</p> <p>(39) ~ (49) (略)</p> <p>(50) 「世界統一技術規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成 12 年外務省告示第 474 号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則をいう。</p> <p>なお、以下規程において、細目告示<u>又は適用関係告示上</u>の表記に対して次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< 細目告示<u>又は適用関係告示上</u>の表記 ></p> <p>世界統一技術規則第●号の技術的な要件（同規則の規則○、□及び△に限る。）</p> <p>< <u>規程上</u>の表記 ></p>	<p>う。)</p> <p>なお、以下規程において、<u>細目告示上</u>の表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< <u>細目告示上</u>の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>< 規程上の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前の輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>③ 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により認定を受けた自動車</p> <p>なお、以下規程において、<u>細目告示上</u>の表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< <u>細目告示上</u>の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車</p> <p>< 規程上の表記 ></p> <p>平成●年■月▲日以前の型式認定自動車</p> <p>(29) ~ (36) (略)</p> <p>(37) 「協定規則」とは、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に附属する規則をいう。</p> <p>なお、以下規程において、細目告示<u>上</u>の表記に対し次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< 細目告示<u>上</u>の表記 ></p> <p>協定規則第●号の技術的な要件（同規則第■改訂版補足第▲改訂版の規則○、□及び△に限る。）</p> <p>< 規程上の表記 ></p> <p>UN R●-■-S▲の○、□及び△</p> <p>(39) ~ (49) (略)</p> <p>(50) 「世界統一技術規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成 12 年外務省告示第 474 号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則をいう。</p> <p>なお、以下規程において、細目告示上の表記に対して次の例により表記する。</p> <p>(例)</p> <p>< 細目告示上の表記 ></p> <p>世界統一技術規則第●号の技術的な要件（同規則の規則○、□及び△に限る。）</p> <p>< <u>規定上</u>の表記 ></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">GTR●の○、□及び△</p> <p>(51)～(54) (略)</p> <p>1-3の2～1-5 (略)</p> <p>第2章 審査の実施方法</p> <p>2-1～2-2 (略)</p> <p>2-3 審査時における指示等</p> <p>(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両（検査を受ける自動車を用いる。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者を用いる。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。</p> <p>また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。</p> <p>検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 検査コースでの審査が終了した<u>とき</u>は、個別の審査結果にかかわらず、その都度、<u>総合判定室に立ち寄ること</u>。</p> <p>また、<u>総合判定を受けたあとは</u>自動車検査票を国の窓口へ提出すること。</p> <p>⑫～⑲ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2-4 不適切な補修等</p> <p>次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、<u>4-89 (5-89) の鏡その他の装置</u>、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同様の方法で取付けられたものを除く。）</p> <p>⑪～⑱ (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>2-6 審査の開始</p> <p>2-6-1～2-6-2 (略)</p> <p>2-6-3 審査依頼があった自動車の審査</p> <p>自動車の審査は、当該自動車の審査依頼があり、かつ、当該自動車の提示があった日（以下「当日」という。）に行うものとする。</p> <p>ただし、天災その他の事由により審査が困難になった場合は、この限りでない。</p> <p><u>(削除) ※2-7-3 に移動</u></p>	<p style="text-align: center;">GTR●の○、□及び△</p> <p>(51)～(54) (略)</p> <p>1-3の2～1-5 (略)</p> <p>第2章 審査の実施方法</p> <p>2-1～2-2 (略)</p> <p>2-3 審査時における指示等</p> <p>(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両（検査を受ける自動車を用いる。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者を用いる。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。</p> <p>また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。</p> <p>検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 検査コースでの審査が終了した<u>時</u>は、個別の審査結果にかかわらず、その都度、<u>3-4に定める総合判定を受けること</u>。</p> <p>また、<u>すべての審査が終了した場合には</u>、自動車検査票に<u>総合判定結果の記入を受け</u>、国の窓口へ提出すること。</p> <p>⑫～⑲ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2-4 不適切な補修等</p> <p>次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同様の方法で取付けられたものを除く。）</p> <p>⑪～⑱ (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>2-6 審査の開始</p> <p>2-6-1～2-6-2 (略)</p> <p>2-6-3 審査依頼があった自動車の審査</p> <p><u>(1)</u> 自動車の審査は、当該自動車の審査依頼があり、かつ、当該自動車の提示があった日（以下「当日」という。）に行うものとする。</p> <p>ただし、天災その他の事由により審査が困難になった場合は、この限りでない。</p> <p><u>(2) 審査において、保安基準適合性について疑義が生じたため検査担当者が速やかに判</u></p>

新	旧
<p>2-6-4 (略)</p> <p>2-7 審査の実施方法等</p> <p>2-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) 自動車の審査は、別表 1 に定めるところにより、第 4 章から第 7 章までに規定する項目について実施する。</p> <p><u>なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。</u></p> <p>(2) (1) において、別表 1 に定める視認等の方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認する<u>ことができる</u>。</p> <p>(3) 自動車の審査に際して、提出又は提示を求めた書面の提出又は提示がない場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>2-7-2 総合判定</p> <p>(1) 適合</p> <p><u>審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認めるときは、「適合」と判定するものとする。</u></p> <p>(2) 不適合</p> <p><u>審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合しないと認めるときは、「不適合」と判定するものとする。</u></p> <p><u>この場合</u>において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第 71 条の 2 第 1 項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、<u>「不適合（使用停止）」と判定するものとする。</u></p> <p>① ロッド及びアーム類の脱落等かじ取装置の著しい損傷</p> <p>② ブレーキ系統が失陥している等による制動能力の著しい不足</p> <p>③ 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れ</p> <p>(3) 審査保留</p> <p><u>2-3 (1)、2-7-1 (2)、2-8 (2)、2-11-5 (3)、2-11-10①、2-12 (5)、2-13 (5)、2-16 (1)、2-21-2 (4) 及び 2-25 (5) の規定に基づき受検者に対し審査できない旨を通告した場合並びに 2-1 (4) に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施</u></p>	<p>定を行うことができない場合<u>であって、3-4-5 (1) の規定に基づき保留として通知する事例に該当しないときは、(1) の規定にかかわらず、審査継続（当日から 15 日以内を限度として審査を継続することをいう。）とすることができる。</u></p> <p><u>この場合において、検査担当者は、この期間内に可及的速やかに判定しなければならない。</u></p> <p><u>また、審査継続とした場合には、受検者に対しこの旨</u>通告するとともに、自動車検査票の備考欄に、審査継続の旨及び理由を記載するものとする。</p> <p><u>なお、判定がなされた場合</u>には、自動車検査票の備考欄に記載された理由を抹消することなく、当該箇所を押印を行うものとする。</p> <p>2-6-4 (略)</p> <p>2-7 審査の実施方法</p> <p>自動車の審査は、別表 1 に定めるところにより、第 4 章から第 7 章までに規定する項目について実施する。</p> <p><u>この場合</u>において、別表 1 に定める視認等の方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認する。</p> <p>自動車の審査に際して、提出又は提示を求めた書面の提出又は提示がない場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※3-4-4 から移動</p>

新	旧
<p>できない場合には、「<u>審査保留</u>」と判定するものとする。</p> <p>2-7-3 審査継続 <u>審査内容に疑義が生じたことにより 2-7-1 (1) に規定する審査内容が完了せず、当日中に 2-7-2 に掲げるいずれかの総合判定を行うことができない場合には、2-6-3 の規定にかかわらず、「審査継続」(2-7-2 (3) に規定する「審査保留」に該当しない事例であって、当日から 15 日以内を限度として審査期間を延長することをいう。)として処理することができる。</u> 「<u>審査継続</u>」として処理する場合には、受検者に対し<u>その旨</u>を通告するとともに、自動車検査票の備考欄に、審査継続の旨及び<u>その理由を明確に記入</u>するものとする。 <u>検査担当者は可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとし、総合判定を行うことができた際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇所を押印を行うものとする。</u></p> <p>2-8 車台番号及び原動機型式の確認 (1) (略) (2) (1) に規定する確認において、当該自動車に打刻又は表示がされている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式について、確認書面（自動車検査票を除く。）に記載されている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し<u>審査できない旨</u>を口頭で通告する。 (3) (略)</p> <p>2-9 (略)</p> <p>2-10 再入場 当日の審査において、自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認められ、かつ、<u>2-7-2 (2) 後段</u>に掲げる事例に該当しない場合には、当該自動車の審査を行った事務所等において、当日の審査時間内に限り、不適合箇所の保安基準適合性確認のための検査コースへの入場（以下「再入場」という。）について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。 この場合において、自動車検査票 1 又は審査結果通知書 1 に適合しない旨の記載がある項目以外の項目については、審査を省略することができる。 また、再入場回数は、自動車検査票の所定の欄の押印により確認するものとする。 なお、当日に新たな審査依頼により審査する場合にあっては、改めて回数を数えるものとする。 (1) ～ (2) (略)</p> <p>2-11 書面の提示等 2-11-1～2-11-9 (略) 2-11-10 試験自動車の認定書等 保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定書の提示があった自動車については、送付された資料を参考に次により審査するものとする。 ① 保安基準第 56 条第 4 項の規定により基準が適用されない項目については、これらの資料と同一であることを確認する。確認した結果、同一でないと認められると</p>	<p>(新設) ※2-6-3 (2) から移動</p> <p>2-8 車台番号及び原動機型式の確認 (1) (略) (2) (1) に規定する確認において、当該自動車に打刻又は表示がされている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式について、確認書面（自動車検査票を除く。）に記載されている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し、<u>審査を行わない旨</u>口頭で通告する<u>ものとする</u>。 (3) (略)</p> <p>2-9 (略)</p> <p>2-10 再入場 当日の審査において、自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認められ、かつ、<u>3-4-4</u>に掲げる事例に該当しない場合には、当該自動車の審査を行った事務所等において、当日の審査時間内に限り、不適合箇所の保安基準適合性確認のための検査コースへの入場（以下「再入場」という。）について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。 この場合において、自動車検査票 1 又は審査結果通知書 1 に適合しない旨の記載がある項目以外の項目については、審査を省略することができる。 また、再入場回数は、自動車検査票の所定の欄の押印により確認するものとする。 なお、当日に新たな審査依頼により審査する場合にあっては、改めて回数を数えるものとする。 (1) ～ (2) (略)</p> <p>2-11 書面の提示等 2-11-1～2-11-9 (略) 2-11-10 試験自動車の認定書等 保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定書の提示があった自動車については、送付された資料を参考に次により審査するものとする。 ① 保安基準第 56 条第 4 項の規定により基準が適用されない項目については、これらの資料と同一であることを確認する。確認した結果、同一でないと認められると</p>

新	旧
<p>きは、<u>受検者に対し審査できない旨を口頭で通告</u>する。</p> <p>②～③（略）</p> <p>2-11-11～2-11-12（略）</p> <p>2-12 改造自動車</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 改造自動車に係る審査は、<u>届出書等の書面審査が終了したものについて実施するものとする。</u></p> <p>(5) 改造自動車審査結果通知書の<u>内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合</u>には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>2-13 並行輸入自動車</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合 <u>又は書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合</u>には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>2-14 破壊試験</p> <p>2-14-1 破壊試験</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。</p> <p>ただし、4-13-1-3 (1)、4-22-1-2 (3)、4-24-1-2 (2)、4-25-1-2 (1) 並びに 4-27-1 (1)、<u>4-27の2-1 (1)、4-27の3-1 (1)、4-27の4-1 (1) 及び4-27の5-1 (2)</u> ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>2-14-2（略）</p> <p>2-15 記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査</p> <p>牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記載事項の変更及び警察からの依頼に基づく車両鑑定等に係る保安基準適合性について審査依頼があった場合には、書面等適切な方法により審査を実施するものとする。</p> <p>なお、自動車検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の審査依頼の場合であって、自動車の提示がなく審査に必要な測定ができないとき及び審査に必要な値が不明なときは、申請者に対し審査できない旨を<u>口頭で</u>通告する。</p> <p>2-16 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p>(1)「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日付け自車第452号。以下「用途区分通達」という。）4-1で定める特種用途自動車のうち、同通達4-1-1の自動車（保線作業車に限る。）及び4-1-2の自動車（軌道兼用車に限る。）（以下「軌陸車等」という。）にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者</p>	<p>きは、<u>審査を保留</u>する。</p> <p>②～③（略）</p> <p>2-11-11～2-11-12（略）</p> <p>2-12 改造自動車</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 改造自動車の審査は、<u>提示のあった改造自動車審査結果通知書の本紙、外観図及び改造部分詳細図等により審査を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>改造自動車の審査にあたって、改造自動車審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された</u>場合は、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>2-13 並行輸入自動車</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>2-14 破壊試験</p> <p>2-14-1 破壊試験</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。</p> <p>ただし、4-13-1-3 (1)、4-22-1-2 (3)、4-24-1-2 (2)、4-25-1-2 (1) 並びに 4-27-1 (1)、<u>(4)、(7) 及び (12)</u> ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>2-14-2（略）</p> <p>2-15 記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査</p> <p>牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記載事項の変更及び警察からの依頼に基づく車両鑑定等に係る保安基準適合性について審査依頼があった場合には、書面等適切な方法により審査を実施するものとする。</p> <p>なお、自動車検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の審査依頼の場合であって、自動車の提示がなく審査に必要な測定ができないとき及び審査に必要な値が不明なときは、申請者に対し審査できない旨を通告する。</p> <p>2-16 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p>(1)「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日付け自車第452号。以下「用途区分通達」という。）4-1で定める特種用途自動車のうち、同通達4-1-1の自動車（保線作業車に限る。）及び4-1-2の自動車（軌道兼用車に限る。）（以下「軌陸車等」という。）にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者</p>










新	旧
<p>等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下「仕様書」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。</p> <p>この場合において、仕様書の提示のないとき及び仕様書に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査<u>できない旨</u>を口頭で通告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2-17～2-20 (略)</p> <p>2-21 審査状況等の電磁的な記録</p> <p>2-21-1 (略)</p> <p>2-21-2 画像の取得及び保存</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (1) 及び (2) において取得した自動車の画像は、電磁的方法により国へ提供するものとする。</p> <p><u>(4) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</u></p> <p>2-21-3 (略)</p> <p>2-22～2-24 (略)</p> <p>2-25 新規検査等の事前書面審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の審査依頼があった場合 <u>又は書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合</u> には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>(6) (2) において必要となる届出書等の提出がない自動車の新規検査等の審査については、事前届出対象自動車として取扱わないことができるものとする。</p> <p>第3章 審査結果の通知</p> <p>3-1～3-2 (略)</p> <p>3-3 審査結果通知書の記載方法</p> <p>3-3-1～3-3-3 (略)</p> <p>3-3-4 車名及び型式</p> <p>車名及び型式は、次によるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>並行輸入自動車にあっては、別添2「並行輸入自動車審査要領」5-1-3 及び 5-1-4 により判定した</u>車名及び型式</p> <p>⑦ (略)</p> <p>3-3-5～3-3-6 (略)</p> <p>3-3-7 自家用・事業用の別</p>	<p>等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下「仕様書」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。</p> <p>この場合において、仕様書の提示のないとき及び仕様書に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査<u>を行わない旨</u>口頭で通告する <u>ものとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2-17～2-20 (略)</p> <p>2-21 審査状況等の電磁的な記録</p> <p>2-21-1 (略)</p> <p>2-21-2 画像の取得及び保存</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (1) 及び (2) において取得した自動車の画像は、電磁的方法により国へ提供するものとする。</p> <p><u>また、</u>画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する <u>ものとする。</u></p> <p>2-21-3 (略)</p> <p>2-22～2-24 (略)</p> <p>2-25 新規検査等の事前書面審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の審査依頼があった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</p> <p>(6) (2) において必要となる届出書等の提出がない自動車の新規検査等の審査については、事前届出対象自動車として取扱わないことができるものとする。</p> <p>第3章 審査結果の通知</p> <p>3-1～3-2 (略)</p> <p>3-3 審査結果通知書の記載方法</p> <p>3-3-1～3-3-3 (略)</p> <p>3-3-4 車名及び型式</p> <p>車名及び型式は、次によるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 別添2「並行輸入自動車審査要領」 <u>に基づき提出された資料を参考に検査された自動車であって、同要領でいう指定自動車等と同一又は類似として判断した自動車にあっては、その指定自動車等の車名及び型式（型式については、指定自動車等の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「-」を付すものとする。）</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>3-3-5～3-3-6 (略)</p> <p>3-3-7 自家用・事業用の別</p>

新	旧																																
<p>「自家用」又は「事業用」のいずれかとするものとする。 なお、予備検査においては、<u>4-99の規定に適合している自動車は「適」、適合していない自動車は「否」として</u>通知するものとする。</p> <p>3-3-8～3-3-12 (略)</p> <p>3-3-13 総排気量又は定格出力 総排気量又は定格出力は、次によるものとする。 ① 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。 ただし、二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値とする。</p> <p>② (略)</p> <p>3-3-14 (略)</p> <p>3-3-15 備考欄 (1) (略) (2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-14-1 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、検査票2の備考欄に「備考欄の記載内容」欄の例により記載するものとする。</p>	<p>「自家用」又は「事業用」のいずれかとするものとする。 なお、予備検査においては、<u>事業用としての適否を</u>通知するものとする。</p> <p>3-3-8～3-3-12 (略)</p> <p>3-3-13 総排気量又は定格出力 総排気量又は定格出力は、次によるものとする。 ① 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。 ただし、二輪自動車 (<u>側車付二輪自動車を含む。</u>) でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車 (<u>側車付二輪自動車を含む。</u>) 以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値とする。</p> <p>② (略)</p> <p>3-3-14 (略)</p> <p>3-3-15 備考欄 (1) (略) (2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-14-1 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、検査票2の備考欄に「備考欄の記載内容」欄の例により記載するものとする。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置の性能等</th> <th>適用した規定</th> <th>備考欄の記載内容</th> <th>備考欄コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等</td> <td>4-13-1-3 (5)</td> <td>この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等</td> <td>4-22-1-2 (5)</td> <td>この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>衝突時等における圧縮水素</td> <td>4-24-1-2 (3)</td> <td>この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安</td> <td>505</td> </tr> </tbody> </table>	装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード	衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等	4-13-1-3 (5)	この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	504	衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等	4-22-1-2 (5)	この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	500	衝突時等における圧縮水素	4-24-1-2 (3)	この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安	505	<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置の性能等</th> <th>適用した規定</th> <th>備考欄の記載内容</th> <th>備考欄コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等</td> <td>4-13-1-3 (5) <u>4-13-9-1-3 (3)</u> <u>4-13-10-1-3 (3)</u></td> <td>この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等</td> <td>4-22-1-2 (5)</td> <td>この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>衝突時等における圧縮水素</td> <td>4-24-1-2 (3) <u>4-24-7-1-2 (4)</u></td> <td>この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安</td> <td>505</td> </tr> </tbody> </table>	装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード	衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等	4-13-1-3 (5) <u>4-13-9-1-3 (3)</u> <u>4-13-10-1-3 (3)</u>	この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	504	衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等	4-22-1-2 (5)	この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	500	衝突時等における圧縮水素	4-24-1-2 (3) <u>4-24-7-1-2 (4)</u>	この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安	505
装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード																														
衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等	4-13-1-3 (5)	この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	504																														
衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等	4-22-1-2 (5)	この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	500																														
衝突時等における圧縮水素	4-24-1-2 (3)	この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安	505																														
装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード																														
衝突時のかじ取装置の乗員保護に係る性能等	4-13-1-3 (5) <u>4-13-9-1-3 (3)</u> <u>4-13-10-1-3 (3)</u>	この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	504																														
衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等	4-22-1-2 (5)	この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	500																														
衝突時等における圧縮水素	4-24-1-2 (3) <u>4-24-7-1-2 (4)</u>	この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安	505																														

新				旧			
ガスの燃料漏れ防止に係る性能等		基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。		ガスの燃料漏れ防止に係る性能等	4-24-8-1-2 (3)	基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	
衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	4-25-1-2 (3)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—	衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	4-25-1-2 (2) 4-25-8-1-2 (3) 4-25-9-1-2 (3) 4-25-10-1-2 (3)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—
フルラップ 前面衝突時の乗員保護に係る性能等	4-27-1 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	501	前面衝突時の乗員保護に係る性能等	4-27-1 (3) 4-27-9-1 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	501
オフセット 前 面衝突時の乗員保護に係る性能等	4-27の2-1 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	506	オフセット衝突時の乗員保護に係る性能等	4-27-1 (6) 4-27-12-2 (3) 4-27-13-2 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	506
自動車との 側面衝突時の乗員保護に係る性能等	4-27の3-1 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	502	側面衝突時の乗員保護に係る性能等	4-27-1 (9) 4-27-7-3 (3) 4-27-9-3 (3) 4-27-13-3 (3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	502
歩行者保護に係る性能等	4-27の5-6-1 (4)	(頭部保護のみの場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対	503	歩行者保護に係る性能等	4-27-1 (14) 4-27-14-4 (4) 4-27-15-4 (4)	(頭部保護のみの場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対	503

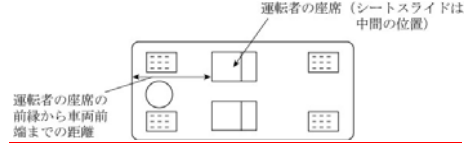
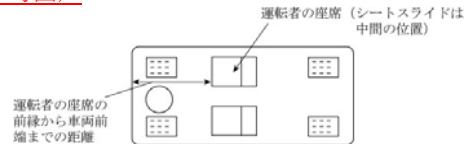
新				旧			
		4-27の5-1(4)	<p>する破壊試験を行っていません。</p> <p>(頭部及び脚部保護の場合)</p> <p>この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</p>				<p>する破壊試験を行っていません。</p> <p>(頭部及び脚部保護の場合)</p> <p>この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。</p>
(3)～(5) (略)				(3)～(5) (略)			
3-3-16 (略)				3-3-16 (略)			
3-4 審査結果の通知				3-4 総合判定			
3-4-1 審査結果通知				3-4-1 総合判定の種類及び国への通知			
<p><u>国(事務所等と同一敷地内にある運輸支局等の長をいう。以下3-4において同じ。)</u>への審査結果の通知は当日に行うものとし、2-7-2に掲げるいずれかの総合判定の内容及び3-3に掲げる審査結果通知情報(必要と認められるものに限る。)を審査結果として通知するものとする。</p> <p>ただし、2-7-3の規定に基づき「<u>審査継続</u>」として処理した場合には、国への通知を猶予することができる。</p>				<p>総合判定は3-4-2、3-4-3又は3-4-5のいずれかとし、3-3に掲げる審査結果通知情報(必要と認められるものに限る。)とあわせて、審査結果として<u>審査の当日に国(事務所等と同一敷地内にある運輸支局等の長をいう。以下3-4において同じ。)</u>へ通知するものとする。</p> <p>ただし、2-6-3(2)の規定に基づき審査継続とした場合には、国への通知を猶予することができる。</p>			
3-4-1-1 適合				3-4-2 適合			
<p>総合判定が「<u>適合</u>」の場合には、自動車検査票1又は自動車検査票2(障害により電磁的方法による通知ができない場合に限る。)の審査結果通知欄の該当する箇所に押印を行うとともに、電磁的方法により国へ通知するものとする。</p> <p>なお、再入場による審査を行った場合において、保安基準に適合すると認めるときは、該当する構造又は装置を審査した検査担当者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所へ押印するとともに、高度化施設により適合の入力を行うものとする。</p>				<p>審査を行った場合において、<u>自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認めるときは</u>、自動車検査票1又は自動車検査票2(障害により電磁的方法による通知ができない場合に限る。)の審査結果通知欄の該当する箇所に押印を行うとともに、電磁的方法により国へ通知するものとする。</p> <p>なお、再入場による審査を行った場合において、保安基準に適合すると認めるときは、該当する構造又は装置を審査した検査担当者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所へ押印するとともに、高度化施設により適合の入力を行うものとする。</p>			
3-4-1-2 不適合				3-4-3 不適合			
<p>総合判定が「<u>不適合</u>」又は「<u>不適合(使用停止)</u>」の場合には、自動車検査票1の当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載するとともに、電磁的方法により国へ通知するものとする。</p> <p>ただし、高度化施設から出力される審査結果通知書1を自動車検査票1に添付する場合は、自動車検査票1への記載を省略することができる。</p> <p><u>なお、「不適合(使用停止)」の場合には、自動車検査票1の備考欄に朱書きによりその旨の記載も行うこと。</u></p>				<p>審査を行った場合において、<u>自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認めるときは</u>、自動車検査票1の当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載するとともに、電磁的方法により国へ通知するものとする。</p> <p>ただし、高度化施設から出力される審査結果通知書1を自動車検査票1に添付する場合は、自動車検査票1への記載を省略することができる。</p>			
<u>(削除)</u> ※2-7-2(2)に移動				3-4-4 使用停止			
				<p>審査を行った場合において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第71条の2第1項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、<u>自動車検査票1の備考欄に朱書きにより</u></p>			

新	旧
<p>3-4-1-3 審査保留</p> <p>(1) <u>総合判定が「審査保留」の場合には</u>、その理由又は 2-3 (1) に該当する番号のいずれかを自動車検査票 1 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印を行うとともに、電磁的方法により国へ通知するものとする。</p> <p>また、審査保留欄が<u>ない</u>場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印を行う。</p> <p>(2) 高度化施設の障害により (1) の規定による通知ができない場合であって、他の運輸支局等における申請が予想されるときは、新たな自動車検査票 2 を用い、備考欄に登録番号若しくは車両番号又は車台番号及び審査保留の通知ができない理由を記載し、国へ通知するものとする。</p> <p>3-4-2 記載事項変更等に係る審査の審査結果通知</p> <p><u>3-4-1 の規定にかかわらず</u>、2-15 の規定による審査を実施した場合の<u>国への審査結果の通知は当日に行う</u>ものとする。</p> <p><u>ただし、2-7-3 の規定に準じ「審査継続」として処理した場合には、国への通知を猶予することができる。</u></p> <p>この場合において、高度化施設への入力等については 2-21 に準じて行うものとする。なお、2-15 なお書きの規定により、申請者に審査できない旨通告した場合には、その旨を国へ通知するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3-4-3 車両重量の測定結果の通知</p> <p>軌陸車等において、2-16 (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して国へ通知する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>記載し、国に通知するものとする。</u></p> <p>① ロッド及びアーム類の脱落等かじ取装置の著しい損傷 ② ブレーキ系統が失陥している等による制動能力の著しい不足 ③ 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れ</p> <p>3-4-5 保留</p> <p>(1) <u>2-3 (1)、2-7、2-8 (2)、2-11-5 (3)、2-12 (5)、2-13 (5)、2-16 (1) 及び 2-21-2 の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合並びに 2-1 (4) に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施できない場合には</u>、その理由又は 2-3 (1) に該当する番号のいずれかを自動車検査票 1 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印を行うとともに、電磁的方法により国へ通知するものとする。</p> <p><u>この場合において、2-8 (2)、2-11-5 (3)、2-12 (5) 及び 2-16 (1) の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。</u></p> <p>また、審査保留欄が<u>無い</u>場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印を行う。</p> <p>① <u>「車台番号相違」若しくは「車台番号相違のおそれ」又は「原動機型式相違」若しくは「原動機型式相違のおそれ」</u> ② <u>「仕様書の提示なし」又は「仕様書と相違あり」及び「相違する装置名」</u> ③ <u>「外観図、各装置の詳細図なし」又は「外観図と相違あり」及び「相違する装置名」</u></p> <p>(2) 高度化施設の障害により (1) の規定による通知ができない場合であって、他の運輸支局等における申請が予想されるときは、新たな自動車検査票 2 を用い、備考欄に登録番号若しくは車両番号又は車台番号及び審査保留の通知ができない理由を記載し、国へ通知するものとする。</p> <p>3-4-6 記載事項変更等に係る通知</p> <p>2-15 の規定による審査を実施した場合には、<u>3-4-2 から 3-4-5 までの規定にかかわらず、その結果を国へ通知する</u>ものとする。</p> <p>この場合において、高度化施設への入力等については 2-21 に準じて行うものとする。なお、2-15 なお書きの規定により、申請者に審査できない旨通告した場合には、その旨を国へ通知するものとする。</p> <p>3-4-7 欠番</p> <p>3-4-8 車両重量の測定結果の通知</p> <p>軌陸車等において、2-16 (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して国へ通知する。</p> <p>3-4-9 高速道路等を運行しない旨の自動車の通知</p> <p><u>4-36-1 (5) 及び 5-36-1 (5) の規定により、高速道路等を運行しない自動車として審</u></p>

新				旧																							
<p>第4章 新規検査及び予備検査 4-1～4-11 (略) 4-12 操縦装置 4-12-1 性能要件 (視認等による審査) (1)～(2) (略) (3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するもの (以下「手動操作装置」という。) は、UN R121-01 の 5. に適合すること。 なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされていること。 ② (略) ③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01 の 5. に適合すること。 ④ (略) 表 1 (略) 表 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">識別対象装置 (略)</th> <th style="width: 20%;">識別表示 (注 17) (略)</th> <th style="width: 10%;">照明 (略)</th> <th style="width: 10%;">色 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横滑り防止装置のテルテール</td> <td style="text-align: center;">  又は ESC、 <u>VSF 若しくは</u> <u>EVSC</u> (注 14) </td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">黄</td> </tr> <tr> <td><u>横滑り防止装置 (作動停止) の操作装置</u></td> <td style="text-align: center;">  又は ESC OFF、 <u>VSF OFF 若しくは</u> <u>EVSC OFF</u> </td> <td style="text-align: center;">要</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> <tr> <td><u>横滑り防止装置 (作動停止) のテルテール</u></td> <td style="text-align: center;"> VSF OFF 若しくは EVSC OFF </td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">黄</td> </tr> </tbody> </table>	識別対象装置 (略)	識別表示 (注 17) (略)	照明 (略)	色 (略)	横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC、 <u>VSF 若しくは</u> <u>EVSC</u> (注 14)	—	黄	<u>横滑り防止装置 (作動停止) の操作装置</u>	 又は ESC OFF、 <u>VSF OFF 若しくは</u> <u>EVSC OFF</u>	要	二	<u>横滑り防止装置 (作動停止) のテルテール</u>	VSF OFF 若しくは EVSC OFF	二	黄	<p style="color: red;">査を行った場合には、新規検査、構造等変更検査及び予備検査にあっては自動車検査票 2 の備考欄、継続検査にあっては自動車検査票 1 の備考欄にそれぞれ「高速道路等を行行しない自動車として保安基準に適合」と記載し、国へ通知する。 <u>なお、2-21-1 の規定により計測端末へ当該記載事項を入力し諸元を確定した場合には、自動車検査票 2 の備考欄に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 新規検査及び予備検査 4-1～4-11 (略) 4-12 操縦装置 4-12-1 性能要件 (視認等による審査) (1)～(2) (略) (3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するもの (以下「手動操作装置」という。) は、UN R121-00-S8 の 5. に適合すること。 なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされていること。 ② (略) ③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-00-S8 の 5. に適合すること。 ④ (略) 表 1 (略) 表 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">識別対象装置 (略)</th> <th style="width: 20%;">識別表示 (注 17) (略)</th> <th style="width: 10%;">照明 (略)</th> <th style="width: 10%;">色 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横滑り防止装置のテルテール</td> <td style="text-align: center;">  又は ESC (注 14) </td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">黄</td> </tr> </tbody> </table>			識別対象装置 (略)	識別表示 (注 17) (略)	照明 (略)	色 (略)	横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC (注 14)	—	黄
識別対象装置 (略)	識別表示 (注 17) (略)	照明 (略)	色 (略)																								
横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC、 <u>VSF 若しくは</u> <u>EVSC</u> (注 14)	—	黄																								
<u>横滑り防止装置 (作動停止) の操作装置</u>	 又は ESC OFF、 <u>VSF OFF 若しくは</u> <u>EVSC OFF</u>	要	二																								
<u>横滑り防止装置 (作動停止) のテルテール</u>	VSF OFF 若しくは EVSC OFF	二	黄																								
識別対象装置 (略)	識別表示 (注 17) (略)	照明 (略)	色 (略)																								
横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC (注 14)	—	黄																								

新	旧
<div style="border: 1px solid red; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">(注 14)</p> <p>注 1～注 17 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-12-2～4-12-3 (略)</p> <p>4-12-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 次に掲げる自動車にあっては、4-12-9 (従前規定の適用⑤) を適用する。(適用関係告示第 6 条第 6 項及び第 7 項関係)</u></p> <p><u>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの</u></p> <p><u>ア 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成 31 年 2 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(7) 平成 31 年 1 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>(4) 平成 31 年 2 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 1 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストールメント・パネルの基本構造が同一であるもの</u></p> <p><u>② 次に掲げる自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</u></p> <p><u>ア 平成 29 年 6 月 14 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成 29 年 6 月 15 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>(7) 平成 29 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>(4) 平成 29 年 6 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストールメント・パネルの基本構造が同一であるもの</u></p> <p>4-12-5～4-12-8 (略)</p> <p>4-12-9 従前規定の適用⑤</p> <p><u>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 6 条第 6 項及び第 7 項関係)</u></p> <p><u>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量</u></p>	<p>注 1～注 17 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-12-2～4-12-3 (略)</p> <p>4-12-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-12-5～4-12-8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>が12tを超えるもの</u></p> <p><u>ア 平成31年1月31日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成31年2月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成31年1月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>(イ) 平成31年2月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成31年1月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストールメント・パネルの基本構造が同一であるもの</u></p> <p><u>② 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）</u></p> <p><u>ア 平成29年6月14日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成29年6月15日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成29年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>(イ) 平成29年6月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とインストールメント・パネルの基本構造が同一であるもの</u></p> <p>4-12-9-1 性能要件</p> <p><u>4-12-1 (3) に同じ。ただし、表2における「横滑り防止装置（作動停止）の操作装置」及び「横滑り防止装置（作動停止）のテルテール」に係る規定は適用しない。</u></p> <p>4-13 かじ取装置</p> <p>4-13-1～4-13-8 (略)</p> <p>4-13-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成24年7月1日から平成28年6月22日までに製作された自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第5項関係）</p> <p>4-13-9-1 性能要件</p> <p>4-13-9-1-1～4-13-9-1-2 (略)</p> <p>4-13-9-1-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、<u>4-13-1-3 (5) の規定を適用する。</u></p>	<p>4-13 かじ取装置</p> <p>4-13-1～4-13-8 (略)</p> <p>4-13-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成24年7月1日から平成28年6月22日までに製作された自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第5項関係）</p> <p>4-13-9-1 性能要件</p> <p>4-13-9-1-1～4-13-9-1-2 (略)</p> <p>4-13-9-1-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、<u>(1) の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。</u></p> <p><u>① かじ取装置に係る次に掲げるすべての要件に該当するもの</u></p> <p><u>ア かじ取装置に係る運転者の座席の前縁から車両前端までの車両中心線に</u></p>

新	旧
<p>4-13-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第7項、第8項関係) ①～② (略)</p> <p>4-13-10-1 性能要件 4-13-10-1-1～4-13-10-1-2 (略) 4-13-10-1-3 書面等による審査 (1)～(2) (略) (3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、<u>4-13-1-3 (5) の規定を適用する。</u></p> <p>4-14 (略)</p>	<p><u>平行な水平距離が750mm以上であるもの。</u> <u>この場合において、当該座席が前後に調整できる場合は、中間位置とする。</u> <u>(参考図)</u></p>  <p><u>イ かじ取ハンドルの表面のうち、運転者側に面して直径165mmの球が接触できる部分に曲率半径2.5mm未満の凹凸や鋭い突起を有していないこと</u></p> <p><u>② UN R94 に適合するかじ取装置</u> <u>③ 米国連邦自動車安全基準第203号に適合するかじ取装置</u> <u>④ 米国連邦自動車安全基準第208号に適合するかじ取装置</u></p> <p>4-13-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第7項、第8項関係) ①～② (略)</p> <p>4-13-10-1 性能要件 4-13-10-1-1～4-13-10-1-2 (略) 4-13-10-1-3 書面等による審査 (1)～(2) (略) (3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、<u>(1) の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。</u></p> <p><u>① かじ取装置に係る次に掲げるすべての要件に該当するもの</u> <u>ア かじ取装置に係る運転者の座席の前縁から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの。</u> <u>この場合において、当該座席が前後に調整できる場合は、中間位置とする。</u> <u>(参考図)</u></p>  <p><u>イ かじ取ハンドルの表面のうち、運転者側に面して直径165mmの球が接触できる部分に曲率半径2.5mm未満の凹凸や鋭い突起を有していないこと</u></p> <p><u>② UN R94 に適合するかじ取装置</u> <u>③ 米国連邦自動車安全基準第203号に適合するかじ取装置</u> <u>④ 米国連邦自動車安全基準第208号に適合するかじ取装置</u></p> <p>4-14 (略)</p>

新	旧
<p>4-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>4-15-1 (略)</p> <p>4-15-2 性能要件</p> <p>4-15-2-1～4-15-2-2 (略)</p> <p>4-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(4-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S12の5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)</p> <p>① ②及び③に掲げる自動車以外のものにおいて、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-S12の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。以下、4-15において同じ。)に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12附則13に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12附則21に適合すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が12tを超えるものにおいて、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-S12の5.及び6.に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12附則13に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S12附則21に適合すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4-15-3 (略)</p> <p>4-15-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>[制動装置：細目告示別添10適用]</p> <p>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131又は細目告示別添113適用(任意装備)]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、4-15-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係)</p>	<p>4-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>4-15-1 (略)</p> <p>4-15-2 性能要件</p> <p>4-15-2-1～4-15-2-2 (略)</p> <p>4-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(4-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S11の5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)</p> <p>① ②及び③に掲げる自動車以外のものにおいて、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-S11の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。以下、4-15において同じ。)に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S11附則13に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S11附則21に適合すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が12tを超えるものにおいて、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-S11の5.及び6.に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S11附則13に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S11附則21に適合すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4-15-3 (略)</p> <p>4-15-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>[制動装置：細目告示別添10適用]</p> <p>[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131又は細目告示別添113適用(任意装備)]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、4-15-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係)</p>

新				旧			
①～③ (略)				①～③ (略)			
区分		製作年月日	指定等年月日	区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超	H29.8.31	H26.10.31	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超 <u>(立席を有するものを除く。)</u>	H29.8.31	H26.10.31
	車両総重量5tを超え12t以下	H30.1.31	H28.1.31		車両総重量12t超 <u>(立席を有するものに限る。)</u>	<u>H30.1.31</u>	<u>H28.1.31</u>
	車両総重量5t以下	H29.1.31	H27.8.31		車両総重量5tを超え12t以下	H30.1.31	H28.1.31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H29.8.31	H26.10.31	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量5t以下	H29.1.31	H27.8.31
	車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30.10.31	H27.8.31		車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H29.8.31	H26.10.31
	車両総重量3.5tを超え20t以下(第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車を除く。)	H30.1.31	H28.1.31		車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30.10.31	H27.8.31
	車両総重量3.5t以下(軽自動車を除く。)	H29.1.31	H27.8.31		車両総重量3.5tを超え20t以下(第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車を除く。)	H30.1.31	H28.1.31
	車両総重量3.5t以下(軽自動車に限る。)	H30.1.31	H28.1.31		車両総重量3.5t以下(軽自動車を除く。)	H29.1.31	H27.8.31
	第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車	H30.8.31	H26.10.31		車両総重量3.5t以下(軽自動車に限る。)	H30.1.31	H28.1.31
				第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車	H30.8.31	H26.10.31	

(9)～(10) (略)

[制動装置：細目告示別添10適用]
[衝突被害軽減制動制御装置：UN R131適用(装備義務付け)]
(11) 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、4-15-15(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第24項及び第38項関係)

① 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

② 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

③ 指定自動車等以外の自動車

(9)～(10) (略)

(新設)

新				旧																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</td> <td>車両総重量12t超(立席を有するものに限る。)</td> <td>H30.1.31</td> <td>H28.1.31</td> </tr> </tbody> </table>		区分		製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超(立席を有するものに限る。)	H30.1.31	H28.1.31																																		
区分		製作年月日	指定等年月日																																								
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超(立席を有するものに限る。)	H30.1.31	H28.1.31																																								
<p>[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け（一部を除く））] [衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）]</p>				<p>[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）] [衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）]</p>																																							
<p>(12) 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、4-15-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項及び第44項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</td> <td>車両総重量12t超</td> <td>H31.10.31</td> <td>H29.10.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)</td> <td>車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td>H31.10.31</td> <td>H29.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td>H32.10.31</td> <td>H30.10.31</td> </tr> <tr> <td>第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車</td> <td>H32.10.31</td> <td>H30.10.31</td> </tr> </tbody> </table>				区分		製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超	H31.10.31	H29.10.31	貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)	車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H31.10.31	H29.10.31	車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H32.10.31	H30.10.31	第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車	H32.10.31	H30.10.31	<p>(11) 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、4-15-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第38項、第40項、第41項、第43項及び第44項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</td> <td>車両総重量12t超(被牽引自動車を除く。)</td> <td>H31.10.31</td> <td>H29.10.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)</td> <td>車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td>H31.10.31</td> <td>H29.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td>H32.10.31</td> <td>H30.10.31</td> </tr> <tr> <td>第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車</td> <td>H32.10.31</td> <td>H30.10.31</td> </tr> </tbody> </table>				区分		製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超(被牽引自動車を除く。)	H31.10.31	H29.10.31	貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)	車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H31.10.31	H29.10.31	車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H32.10.31	H30.10.31	第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車	H32.10.31	H30.10.31
区分		製作年月日	指定等年月日																																								
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超	H31.10.31	H29.10.31																																								
貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)	車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H31.10.31	H29.10.31																																								
	車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H32.10.31	H30.10.31																																								
	第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車	H32.10.31	H30.10.31																																								
区分		製作年月日	指定等年月日																																								
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超(被牽引自動車を除く。)	H31.10.31	H29.10.31																																								
貨物の運送の用に供する自動車(被牽引自動車を除く。)	車両総重量22t超(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H31.10.31	H29.10.31																																								
	車両総重量20tを超え22t以下(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H32.10.31	H30.10.31																																								
	第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車	H32.10.31	H30.10.31																																								
<p>4-15-5～4-15-11（略）</p> <p>[制動装置：細目告示別添10適用] [衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113適用（任意装備）]</p>				<p>4-15-5～4-15-11（略）</p> <p>[制動装置：細目告示別添10適用] [衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113適用（任意装備）]</p>																																							
<p>4-15-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する</td> <td>車両総重量12t超</td> <td>H29.8.31</td> <td>H26.10.31</td> </tr> </tbody> </table>				区分		製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する	車両総重量12t超	H29.8.31	H26.10.31	<p>4-15-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する</td> <td>車両総重量12t超(立席を有するものを除く。)</td> <td>H29.8.31</td> <td>H26.10.31</td> </tr> </tbody> </table>				区分		製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する	車両総重量12t超(立席を有するものを除く。)	H29.8.31	H26.10.31																				
区分		製作年月日	指定等年月日																																								
専ら乗用の用に供する	車両総重量12t超	H29.8.31	H26.10.31																																								
区分		製作年月日	指定等年月日																																								
専ら乗用の用に供する	車両総重量12t超(立席を有するものを除く。)	H29.8.31	H26.10.31																																								

新				旧			
乗車定員 10 人以上の自動車				乗車定員 10 人以上の自動車	<u>車両総重量 12t 超（立席を有するものに限る。）</u>	<u>H30. 1. 31</u>	<u>H28. 1. 31</u>
	車両総重量 5t を超え 12t 以下	H30. 1. 31	H28. 1. 31		車両総重量 5t を超え 12t 以下	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 5t 以下	H29. 1. 31	H27. 8. 31		車両総重量 5t 以下	H29. 1. 31	H27. 8. 31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H29. 8. 31	H26. 10. 31	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30. 10. 31	H27. 8. 31		車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30. 10. 31	H27. 8. 31
	車両総重量 3.5t を超え 20t 以下（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31		車両総重量 3.5t を超え 20t 以下（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 3.5t 以下（軽自動車を除く。）	H29. 1. 31	H27. 8. 31		車両総重量 3.5t 以下（軽自動車を除く。）	H29. 1. 31	H27. 8. 31
	車両総重量 3.5t 以下（軽自動車に限る。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31		車両総重量 3.5t 以下（軽自動車に限る。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H30. 8. 31	H26. 10. 31		第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H30. 8. 31	H26. 10. 31
<p>4-15-12-1 (略)</p> <p>4-15-12-2 性能要件</p> <p>4-15-12-2-1～4-15-12-2-2 (略)</p> <p>4-15-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次の①に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置であって、4-15-12-2-2 (2) ①から④までに定める基準及び 4-16-10-2-2 (2) ③及び④に定める基準に適合するものは、②の基準に適合するものであってもよい。</p> <p>① 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p>ただし、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、(3) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</p>				<p>4-15-12-1～4-15-12-2 (略)</p> <p>4-15-12-2 性能要件</p> <p>4-15-12-1～4-15-12-2 (略)</p> <p>4-15-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次の①に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>平成 21 年 11 月 10 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u>であって、4-15-12-2-2 (2) ①から④までに定める基準及び 4-16-10-2-2 (2) ③及び④に定める基準に適合するものは、②の基準に適合するものであってもよい。</p> <p>① 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p>ただし、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、<u>4-15-12-2-3</u> (3) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</p>			

新	旧
<p>② (略)</p> <p>(3) (2) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>[制動装置：UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)] [衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]</p> <p>4-15-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第36項、第42項及び第44項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(表、略)</p> <p>4-15-13-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(4-16から4-19までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-13-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-15-13-2 性能要件</p> <p>4-15-13-2-1～4-15-13-2-2 (略)</p> <p>4-15-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、UN R13-11-S12の5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよい。</p> <p>① ②及び③に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-S12の5.及び6.に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12附則13に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防</p>	<p>② (略)</p> <p>(3) (2) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるものに係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>[制動装置：UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)] [衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用(任意装備)]</p> <p>4-15-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第36項、第42項及び第44項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(表、略)</p> <p>4-15-13-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(4-16から4-19までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-15-13-2 性能要件</p> <p>4-15-13-2-1～4-15-13-2-2 (略)</p> <p>4-15-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、UN R13-11-S11の5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよい。</p> <p>① ②及び③に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-11-S11の5.及び6.に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S11附則13に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防</p>

新	旧
<p>止することができる装置を備える自動車にあっては UN R13-11-S12 附則 21 に適合すること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備）】</p> <p>4-15-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第 9 条第 39 項及び第 44 項関係)</p> <p>①～③ (略) (表、略)</p> <p>4-15-14-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（4-16 から 4-19 ままでに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-14-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-15-14-2 性能要件</p> <p>4-15-14-2-1～4-15-14-2-2 (略)</p> <p>4-15-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、<u>次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S12 の 5. 1. 1. 4. 後段及び附則 13 の 4. 4. 後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよい。</p> <p><u>① 制動装置は、UN R13-11-S12 の 5. 及び 6. に適合すること。</u></p> <p><u>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12 附則 13 に適合すること。</u></p> <p><u>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S12 附則 21 に適合すること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>【制動装置：細目告示別添 10 適用】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）】</p>	<p>止することができる装置を備える自動車にあっては UN R13-11-S11 附則 21 に適合すること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添 113 適用（任意装備）】</p> <p>4-15-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第 9 条第 39 項及び第 44 項関係)</p> <p>①～③ (略) (表、略)</p> <p>4-15-14-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（4-16 から 4-19 ままでに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-15-14-2 性能要件</p> <p>4-15-14-2-1～4-15-14-2-2 (略)</p> <p>4-15-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、<u>UN R13-11-S11 の 5. 及び 6. に適合すること。</u> <u>この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（UN R13-11-S11 附則 13 に適合するものに限る。）並びに走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置（UN R13-11-S11 附則 21 に適合するものに限る。）を備えること。</u></p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S11 の 5. 1. 1. 4. 後段及び附則 13 の 4. 4. 後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよい。</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>

新

旧

4-15-15 従前規定の適用①

次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第9条第24項及び第38項関係)

- ① 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車
- ③ 指定自動車等以外の自動車

区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超(立席を有するものに限る。)	H30. 1. 31	H28. 1. 31

4-15-15-1 装備要件

- (1) 自動車(4-16から4-19までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-15-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。
- (2) (1)の制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えること。

4-15-15-2 性能要件

4-15-15-2-1 テスタ等による審査

4-15-2-1に同じ。

4-15-15-2-2 視認等による審査

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 4-15-12-2-2(2)の基準に適合すること。
 - ② 衝突被害軽減制動制御装置は、次のア及びイに掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ア 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。
 - イ この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

(新設)

新	旧
<p><u>イ 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</u></p> <p>4-15-15-2-3 書面等による審査</p> <p><u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(2) 制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合すること。</u> <u>ただし、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、(3)④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</u></p> <p><u>(3) (2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</u></p> <p><u>② 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</u></p> <p><u>③ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。</u></p> <p><u>④ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</u></p> <p><u>(4) 指定自動車等（4-15に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(5) 自動車（高速道路等を運行しないものを除く。）に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01の5.及び6.又はUN R131-00の5.及び6.に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(6) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(5)の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等（4-15に規定する自動車に限る。）に備えられている衝突被害軽</u></p>	

新	旧																																				
<p><u>減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</u></p> <p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）（一部を除く）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）】</p> <p>4-15-16 従前規定の適用⑫</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項及び第 44 項関係） ①～③（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</td> <td>車両総重量 12t 超</td> <td>H31. 10. 31</td> <td>H29. 10. 31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）</td> <td>車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H31. 10. 31</td> <td>H29. 10. 31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H32. 10. 31</td> <td>H30. 10. 31</td> </tr> <tr> <td>第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車</td> <td>H32. 10. 31</td> <td>H30. 10. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-15-16-1 装備要件</p> <p><u>(1) 自動車（4-16 から 4-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-16-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</u></p> <p><u>(2) (1) の制動装置には、次の①から③に掲げる装置を備えること。</u></p> <p><u>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）であって車両総重量が 12t を超える自動車については②に掲げる装置の装備を要しない。</u></p> <p><u>また、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの及び高速道路等において運行しない自動車については③に掲げる装置の装備を要しない。</u></p> <p><u>（細目告示第 15 条第 2 項、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項、第 8 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項関係）</u></p>	区分		製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車	車両総重量 12t 超	H31. 10. 31	H29. 10. 31	貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H31. 10. 31	H29. 10. 31	車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H32. 10. 31	H30. 10. 31	第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H32. 10. 31	H30. 10. 31	<p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）】</p> <p>4-15-15 従前規定の適用⑪</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項及び第 44 項関係） ①～③（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</td> <td>車両総重量 12t 超 <u>（被牽引自動車を除く）</u></td> <td>H31. 10. 31</td> <td>H29. 10. 31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く）</td> <td>車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H31. 10. 31</td> <td>H29. 10. 31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H32. 10. 31</td> <td>H30. 10. 31</td> </tr> <tr> <td>第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車</td> <td>H32. 10. 31</td> <td>H30. 10. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-15-15-1 装備要件</p> <p><u>4-15-1 に同じ。</u></p>	区分		製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車	車両総重量 12t 超 <u>（被牽引自動車を除く）</u>	H31. 10. 31	H29. 10. 31	貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く）	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H31. 10. 31	H29. 10. 31	車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H32. 10. 31	H30. 10. 31	第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H32. 10. 31	H30. 10. 31
区分		製作年月日	指定等年月日																																		
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車	車両総重量 12t 超	H31. 10. 31	H29. 10. 31																																		
貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H31. 10. 31	H29. 10. 31																																		
	車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H32. 10. 31	H30. 10. 31																																		
	第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H32. 10. 31	H30. 10. 31																																		
区分		製作年月日	指定等年月日																																		
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車	車両総重量 12t 超 <u>（被牽引自動車を除く）</u>	H31. 10. 31	H29. 10. 31																																		
貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く）	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H31. 10. 31	H29. 10. 31																																		
	車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H32. 10. 31	H30. 10. 31																																		
	第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H32. 10. 31	H30. 10. 31																																		

新	旧
<p>① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置</p> <p>② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置</p> <p>③ 衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>4-15-16-2 性能要件</p> <p>4-15-16-2-1～4-15-16-2-2 (略)</p> <p>4-15-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S12の5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 制動装置は、UN R13-11-S12の5.及び6.に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12附則13に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S12附則21に適合すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自動車(高速道路等を運行しないものを除く。)に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-00の5.及び6.又はUN R131-01-S1の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4-16 乗用車の制動装置</p> <p>4-16-1 (略)</p> <p>4-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)</p> <p>① 制動装置は、UN R13H-00-S16の5.及び6.に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S16附則6に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S16附則9Aに適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R13H-00-S16附則9Bに適合すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4-15-15-2 性能要件</p> <p>4-15-15-2-1～4-15-15-2-2 (略)</p> <p>4-15-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、UN R13-11-S11の5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、4-25-9-1-1(1)①から④までの基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 制動装置は、UN R13-11-S11の5.及び6.に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S11附則13に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S11附則21に適合すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自動車(高速道路等を運行しないものを除く。)に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01の5.及び6.又はUN R131-00の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4-16 乗用車の制動装置</p> <p>4-16-1 (略)</p> <p>4-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)</p> <p>① 制動装置は、UN R13H-00-S15の5.及び6.に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S15附則6に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S15附則9Aに適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R13H-00-S15附則9Bに適合すること。</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>4-16-3～4-16-6 (略)</p> <p>4-16-7 従前規定の適用③ 平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって①から⑤までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第 9 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>4-16-7-1 (略)</p> <p>4-16-7-2 性能要件</p> <p>4-16-7-2-1 (略)</p> <p>4-16-7-2-2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 4-16-7-2-3 <u>(2)</u> ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>4-16-7-2-3 (略)</p> <p>4-16-8～4-16-10 (略)</p> <p>4-16-11 従前規定の適用⑦ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車(平成 24 年 10 月 1 日(軽自動車にあつては平成 26 年 1 月 30 日)以降の型式指定自動車(平成 24 年 9 月 30 日(軽自動車にあつては平成 26 年 9 月 30 日)以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 16 項及び第 17 項関係)</p> <p>4-16-11-1 (略)</p> <p>4-16-11-2 性能要件</p> <p>4-16-11-2-1～4-16-11-2-2 (略)</p> <p>4-16-11-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R13H-00-S<u>16</u>の 5. 及び 6. (ただし、同規則 5. 2. 22. 4. の規定は平成 23 年 1 月 28 日付け国土交通省告示第 73 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. の規定と読み替えて適用する。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備える場合にあつては平成 22 年 12 月 9 日付け国土交通省告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 24. に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備える場合にあつては平成 22 年 12 月 9 日付け国土交通省告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 26. に定める基準にそれぞれ適合</p>	<p>4-16-3～4-16-6 (略)</p> <p>4-16-7 従前規定の適用③ 平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であって①から⑤までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。(適用関係告示第 9 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>4-16-7-1 (略)</p> <p>4-16-7-2 性能要件</p> <p>4-16-7-2-1 (略)</p> <p>4-16-7-2-2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 4-16-7-2-3 <u>(1)</u> ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>4-16-7-2-3 (略)</p> <p>4-16-8～4-16-10 (略)</p> <p>4-16-11 従前規定の適用⑦ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車(平成 24 年 10 月 1 日(軽自動車にあつては平成 26 年 1 月 30 日)以降の型式指定自動車(平成 24 年 9 月 30 日(軽自動車にあつては平成 26 年 9 月 30 日)以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 16 項及び第 17 項関係)</p> <p>4-16-11-1 (略)</p> <p>4-16-11-2 性能要件</p> <p>4-16-11-2-1～4-16-11-2-2 (略)</p> <p>4-16-11-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R13H-00-S<u>15</u>の 5. 及び 6. (ただし、同規則 5. 2. 22. 4. の規定は平成 23 年 1 月 28 日付け国土交通省告示第 73 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. の規定と読み替えて適用する。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備える場合にあつては平成 22 年 12 月 9 日付け国土交通省告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 24. に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備える場合にあつては平成 22 年 12 月 9 日付け国土交通省告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 26. に定める基準にそれ</p>

新	旧
<p>するものでなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-16-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第17項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>4-16-12-1 (略)</p> <p>4-16-12-2 性能要件</p> <p>4-16-12-2-1～4-16-12-2-2 (略)</p> <p>4-16-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、UN R13H-00-S16の5.及び6.（ただし、同規則5.2.22.4.の規定は平成23年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.の規定と読み替えて適用する。）に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S16附則6に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S16附則9Aに適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R13H-00-S16附則9Bに適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-16-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成26年9月30日（軽自動車にあっては平成30年2月23日）以前に製作された自動車（平成26年10月1日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成26年9月30日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第16項関係）</p> <p>4-16-13-1 (略)</p> <p>4-16-13-2 性能要件</p> <p>4-16-13-2-1～4-16-13-2-2 (略)</p> <p>4-16-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R13H-00-S16の5.及び6に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.24.</p>	<p>ぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-16-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第17項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>4-16-12-1 (略)</p> <p>4-16-12-2 性能要件</p> <p>4-16-12-2-1～4-16-12-2-2 (略)</p> <p>4-16-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、UN R13H-00-S15の5.及び6.（ただし、同規則5.2.22.4.の規定は平成23年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.の規定と読み替えて適用する。）に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S15附則6に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R13H-00-S15附則9Aに適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R13H-00-S15の附則9Bに適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-16-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成26年9月30日（軽自動車にあっては平成30年2月23日）以前に製作された自動車（平成26年10月1日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成26年9月30日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第16項関係）</p> <p>4-16-13-1 (略)</p> <p>4-16-13-2 性能要件</p> <p>4-16-13-2-1～4-16-13-2-2 (略)</p> <p>4-16-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R13H-00-S15の5.及び6に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備える場合にあっては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」</p>

新	旧
<p>に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備える場合にあっては平成 22 年 12 月 9 日付け国土交通省告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.に定める基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-17～4-18 (略)</p> <p>4-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-19-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(1)の制動装置には、次の①及び②に掲げる装置を備えること。</u> <u>ただし、空気ばねを備えない自動車にあっては、②に掲げる装置の装備を要しない。</u> <u>(細目告示第 15 条第 6 項及び第 93 条第 6 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項関係)</u></p> <p><u>① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置</u></p> <p><u>② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置</u></p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)により牽引されるもの</p> <p>ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S12 附則 4 の 2.1.2.に適合すること。</p> <p>イ 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車である場合は、UN R13H-00-S16 附則 3 の 2.1.2.に適合すること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>4-19-2 性能要件</p> <p>4-19-2-1～4-19-2-2 (略)</p> <p>4-19-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、<u>次に掲げる基準</u>に適合すること。(細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係)</p>	<p>3.2.24.に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備える場合にあっては平成 22 年 12 月 9 日付け国土交通省告示第 1460 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.に定める基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-17～4-18 (略)</p> <p>4-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-19-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>車両総重量が 3.5t を超える被牽引自動車に備える主制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。</u></p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)により牽引されるもの</p> <p>ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S11 附則 4 の 2.1.2.に適合すること。</p> <p>イ 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車である場合は、UN R13H-00-S15 附則 3 の 2.1.2.に適合すること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>4-19-2 性能要件</p> <p>4-19-2-1～4-19-2-2 (略)</p> <p>4-19-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、<u>UN R13-11-S11 の 5.及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。)</u>に適合すること。</p>

新	旧
<p>① 制動装置は、UN R13-11-S12 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12 附則 13 に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S12 附則 21 に適合すること。</p> <p>(3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造のものを除く。)は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係)</p> <p>① UN R13-11-S12 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-19-3～4-19-10 (略)</p> <p>4-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-20-1 性能要件</p> <p>4-20-1-1 (略)</p> <p>4-20-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 牽引自動車(最高速度が 25km/h 以下のものを除く。)及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、UN R13-11-S12 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-11-S12 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものとする。(細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-20-2～4-20-23 (略)</p> <p>4-21 (略)</p> <p>4-22 燃料装置</p> <p>4-22-1 性能要件</p> <p>4-22-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車</p>	<p><u>この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S11 附則 13 に適合すること。</u></p> <p>(細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造のものを除く。)は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係)</p> <p>① UN R13-11-S11 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-19-3～4-19-10 (略)</p> <p>4-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>4-20-1 性能要件</p> <p>4-20-1-1 (略)</p> <p>4-20-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 牽引自動車(最高速度が 25km/h 以下のものを除く。)及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、UN R13-11-S11 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-11-S11 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものとする。(細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-20-2～4-20-23 (略)</p> <p>4-21 (略)</p> <p>4-22 燃料装置</p> <p>4-22-1 性能要件</p> <p>4-22-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車</p>

新	旧
<p>の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 18 条第 1 項関係、細目告示第 96 条第 1 項関係)</p> <p>① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。 ア (略) イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある <u>又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがある</u>もの</p> <p>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、<u>次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。</u> <u>イ 排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</u> <u>ウ 露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</u> <u>エ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 96 条第 2 項関係)</p> <p>4-22-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に備えるプラスチック製燃料タンクは、強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」<u>3.</u>に定める <u>方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。</u>(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 18 条第 1 項第 <u>2.</u>号関係、細目告示第 96 条第 1 項第 2 号関係)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 18 条第 1 項関係、細目告示第 96 条第 1 項関係)</p> <p>① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。<u>(細目告示第 18 条第 1 項 1 号関係、細目告示第 96 条第 1 項第 1 号)</u> ア (略) イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの</p> <p>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、<u>自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。(細目告示第 18 条第 1 項第 6 号、細目告示第 96 条第 1 項第 3 号)</u></p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>③ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。(細目告示第 18 条第 1 項第 7 号、細目告示第 96 条第 1 項第 4 号)</u></p> <p><u>④ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。(細目告示第 18 条第 1 項第 8 号、細目告示第 96 条第 1 項第 5 号)</u></p> <p><u>⑤ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。(細目告示第 18 条第 1 項第 9 号、細目告示第 96 条第 1 項第 6 号)</u></p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) <u>①</u>の基準に適合するものとする。(細目告示第 96 条第 2 項関係)</p> <p>4-22-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に備えるプラスチック製燃料タンクは、強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 18 条第 1 項第 <u>5.</u>号関係、細目告示第 96 条第 1 項第 2 号関係)</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、<u>大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車</u>を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。</u>（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係）</p> <p><u>① 乗車定員 9 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）にあっては、UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。</u></p> <p><u>② 乗車定員 10 人の自動車及び三輪自動車にあっては、UN R34-03 の 8. 又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 96 条第 4 項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② UN R34 の <u>5. 及び 6. 又は 13.</u> に適合する燃料装置</p> <p>4-22-2～4-22-3 (略)</p> <p>4-22-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(3) 次に掲げる自動車については、4-22-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 3 項及び第 4 項関係）</u></p> <p><u>① 平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>イ 平成 30 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの</u></p> <p>4-22-5～4-22-6 (略)</p> <p>4-22-7 従前規定の適用③</p> <p><u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 4 項関係）</u></p> <p><u>① 平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p>	<p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車 <u>並びに</u>カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める</u>基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 96 条第 4 項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② UN R34 に適合する燃料装置</p> <p>4-22-2～4-22-3 (略)</p> <p>4-22-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-22-5～4-22-6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ア 平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>イ 平成 30 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの</u></p> <p>4-22-7-1 性能要件</p> <p>4-22-7-1-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。</u></p> <p><u>この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>ア 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの</u></p> <p><u>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。</u></p> <p><u>イ 排気管の開口方向がなく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</u></p> <p><u>ウ 露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</u></p> <p><u>エ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。</u></p> <p><u>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>4-22-7-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に備えるプラスチック製燃料タンクは、強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p>	

新	旧
<p>(3) <u>ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</u></p> <p>② <u>2-14-2 (1) ③の書面により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</u></p> <p>(5) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-22-1-2 (5) の規定を適用する。</u></p>	<p>4-23 (略)</p>
<p>4-23 (略)</p> <p>4-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>4-24-1 性能要件</p> <p>4-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②から⑭までの規定は、<u>圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下 4-24 において同じ。）</u>を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には適用しない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器</p> <p>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。</p> <p>ただし、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第 2 条第 12 号の圧縮天然ガス自動車</u></p>	<p>4-23 (略)</p> <p>4-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>4-24-1 性能要件</p> <p>4-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②から⑭までの規定は、<u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）</u>には適用しない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器</p> <p>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。</p> <p>ただし、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器〔圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）</u>を燃料とする自動車のガス容</p>

新	旧																																																																						
<p>燃料装置用容器とされるものをいう。以下 <u>4-24 において同じ。</u>）であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考) 〔ア 後段において確認すべき表示〕 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月 <u>25 日付け通商産業省告示第 150 号</u>）（以下 <u>4-24 において「容器則細目告示」という。</u>）様式第 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>高圧ガス保安法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、<u>当該表示により</u>確認することができる。</p> <p>(参考) 〔イ 後段において確認すべき表示〕 <u>容器則細目告示</u> 様式第 4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">容 器 再 検 査 合 格 証 票</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">再検査有効期限</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 液化石油ガス（<u>プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下 4-24 において同じ。</u>）のガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</p> <p>③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。</p>	車 載 容 器 総 括 証 票				充填すべきガスの名称				搭載容器本数				充填可能期限	年	月	日	検査有効期限	年	月	日	最高充填圧力				車台番号				容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日	<p>器のうち容器保安規則第 2 条 <u>第 10 号</u>の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。〕であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考) 〔ア 後段において確認すべき標章〕 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）様式第 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>同法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、<u>これにより</u>確認することができる。</p> <p>(参考) 〔イ 後段において確認すべき標章〕 <u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）</u> 様式第 4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">容 器 再 検 査 合 格 票</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">再検査有効期限</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 液化石油ガスのガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</p> <p>③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。</p>	車 載 容 器 総 括 証 票				充填すべきガスの名称				搭載容器本数				充填可能期限	年	月	日	検査有効期限	年	月	日	最高充填圧力				車台番号				容 器 再 検 査 合 格 票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日
車 載 容 器 総 括 証 票																																																																							
充填すべきガスの名称																																																																							
搭載容器本数																																																																							
充填可能期限	年	月	日																																																																				
検査有効期限	年	月	日																																																																				
最高充填圧力																																																																							
車台番号																																																																							
容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号																																																																					
再検査有効期限	年 月 日																																																																						
再 検 査 日	年 月 日																																																																						
車 載 容 器 総 括 証 票																																																																							
充填すべきガスの名称																																																																							
搭載容器本数																																																																							
充填可能期限	年	月	日																																																																				
検査有効期限	年	月	日																																																																				
最高充填圧力																																																																							
車台番号																																																																							
容 器 再 検 査 合 格 票		検査実施者の 名称の符号																																																																					
再検査有効期限	年 月 日																																																																						
再 検 査 日	年 月 日																																																																						

新	旧
<p>ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。</p> <p>ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 で車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態 で車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>ウ 気密検査結果の判定</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器 <u>によって測定される</u> ガス濃度が 0.05% を超えるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ 気密 <u>検査</u> の省略</p> <p>(ア) ~ (イ) (略)</p> <p>④~⑧ (略)</p> <p>⑨ 高圧部の配管 (ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下⑨において同じ。) は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウ</p>	<p>ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。</p> <p>ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 <u>(液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。)</u> コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 <u>(圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。)</u> コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 <u>(液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。)</u> ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 で車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 <u>(圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。)</u> ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態 で車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>ウ 気密検査結果の判定</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器 <u>による検知管の</u> ガス濃度が 0.05% を超えるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ 気密 <u>審査</u> の省略</p> <p>(ア) ~ (イ) (略)</p> <p>④~⑧ (略)</p> <p>⑨ 高圧部の配管 (ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下⑨において同じ。) は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウ</p>

新	旧
<p>までに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>エ アからウにより気密<u>検査</u>を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</p> <p>⑩～⑮（略）</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び<u>次</u>に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係）</p> <p><u>① ガス容器の充填口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。</u></p> <p><u>② ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。</u></p> <p><u>③ ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。</u></p> <p>(3) 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下<u>4-24</u>において同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下<u>4-24-1-2</u>において同じ。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。 この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器 高圧ガス保安法第45条の<u>容器検査</u>又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 （参考）</p>	<p>までに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>エ アからウにより気密<u>審査</u>を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</p> <p>⑩～⑮（略）</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び<u>4-22-1-1 (1) ③から⑤まで</u>に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。</u>（保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下<u>(3)</u>に同じ。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。 この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 （参考）</p>

新	旧																																																								
<p>[ア 後段において確認すべき表示]</p> <p>1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器（以下、4-24において「繊維強化プラスチック複合容器」という。）であって、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充てんするための容器をいう。</p> <p>2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。</p> <p>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第3の3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	検査有効期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		<p>[ア 後段において確認すべき標章]</p> <p>(新設)</p> <p>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月）様式第3の2 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの）の標章の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※低充填サイクル圧縮水素自動車以外の燃料装置用容器については、(1) ①を参照</p> <p>(新設)</p>	車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号	
車 載 容 器 総 括 証 票																																																									
充填すべきガスの名称																																																									
搭載容器本数																																																									
充填可能期限	年 月 日																																																								
検査有効期限	年 月 日																																																								
最高充填圧力																																																									
車台番号																																																									
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																																									
充填すべきガスの名称																																																									
搭載容器本数																																																									
充填可能期限	年 月 日																																																								
検査有効期限	年 月 日																																																								
最高充填圧力																																																									
車台番号																																																									
車 載 容 器 総 括 証 票																																																									
充填すべきガスの名称																																																									
搭載容器本数																																																									
充填可能期限	年 月																																																								
検査有効期限	年 月																																																								
最高充填圧力																																																									
車台番号																																																									
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																																									
充填すべきガスの名称																																																									
搭載容器本数																																																									
充填可能期限	年 月 日																																																								
検査有効期限	年 月 日																																																								
最高充填圧力																																																									
車台番号																																																									

新

※ 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、世界統一技術規則に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充てんするための容器をいう。

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第3の4）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
検査有効期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

※ 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

高圧ガス保安法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

(参考)

[イ 後段において確認すべき表示]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第4の2）

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

旧

(新設)

イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

(参考)

[イ 後段において確認すべき標章]

(新設)

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月）様式第4の2

低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの）の標章の例

容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

※低充填サイクル圧縮水素自動車以外の燃料装置用容器については、

(1) ①を参照

新	旧																
<p>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示 様式第4の3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再 検 査 月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </table> <p>4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示 様式第4の4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再 検 査 月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </table> <p>4-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 2-14-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする (保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>①及び②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車 (乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 2.8t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)</u> にあつては細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」<u>3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものであること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4-24-2～4-24-3 (略)</p> <p>4-24-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (<u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。</u>) については、4-24-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 1 項関係)</p>	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある <u>部品又は</u>装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 2-14-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする (保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>前②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車 (乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 2.8t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)</u> にあつては細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」<u>に定める基準とする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4-24-2～4-24-3 (略)</p> <p>4-24-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4-24-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 1 項関係)</p>
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号															
再検査有効期限	年 月																
再 検 査 月	年 月																
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号															
再検査有効期限	年 月																
再 検 査 月	年 月																

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 平成 31 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車（平成 29 年 2 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 2 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更のないものを除く。）を除く。）については 4-24-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。<u>（適用関係告示第 13 条第 4 項関係）</u></p> <p>(3) 平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については 4-24-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。<u>（適用関係告示第 13 条第 5 項関係）</u></p>	<p>(2) 平成 17 年 3 月 30 日以前に保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、当該認定を受けている期間は、4-24-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。<u>（適用関係告示第 13 条第 2 項、第 3 項関係）</u></p> <p>(3) 平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については 4-24-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。<u>（適用関係告示第 13 条第 4 項及び 5 項関係）</u></p> <p>(4) 平成 31 年 2 月 12 日以前に製作された液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車（平成 29 年 2 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 2 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更のないものを除く。）を除く。）については 4-24-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。<u>（適用関係告示第 13 条第 4 項関係）</u></p>
<p>4-24-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 <u>（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）</u> については、次の基準に適合するものであればよい。<u>（適用関係告示第 13 条第 1 項関係）</u></p> <p>4-24-5-1 性能要件</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。 この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。 ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器 高圧ガス保安法第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 （参考） 〔ア 後段において確認すべき <u>表示</u>〕 <u>容器則細目告示 様式第 3</u></p>	<p>4-24-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。<u>（適用関係告示第 13 条関係）</u></p> <p>4-24-5-1 性能要件</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 <u>（4-24-1-1 (3) に掲げる自動車を除く。）</u> の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。<u>（細目告示第 98 条第 1 項、第 176 条第 1 項関係）</u></p> <p>① ガス容器は、容器保安規則 <u>（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）</u> 第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。 この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。 ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器 高圧ガス保安法 <u>（昭和 26 年法律第 204 号）</u> 第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 （参考） 〔ア 後段において確認すべき <u>標章</u>〕 <u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）様式第 3</u></p>

新		旧																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車 台 番 号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車 載 容 器 総 括 証 票		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車 台 番 号		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車 台 番 号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		車 載 容 器 総 括 証 票		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車 台 番 号	
車 載 容 器 総 括 証 票																											
搭載容器本数																											
充填可能期限	年 月 日																										
検査有効期限	年 月 日																										
最高充填圧力																											
車 台 番 号																											
車 載 容 器 総 括 証 票																											
搭載容器本数																											
充填可能期限	年 月 日																										
検査有効期限	年 月 日																										
最高充填圧力																											
車 台 番 号																											
<p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>高圧ガス保安法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 (参考) 〔イ 後段において確認すべき表示〕 <u>容器則細目告示</u> 様式第 4</p>		<p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>同法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 (参考) 〔イ 後段において確認すべき標章〕 <u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (平成 9 年 3 月)</u> 様式第 4</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容 器 再 検 査 合 格 証 票</th> <th>検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>		容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容 器 再 検 査 合 格 票</th> <th>検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>		容 器 再 検 査 合 格 票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日								
容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号																									
再検査有効期限	年 月 日																										
再 検 査 日	年 月 日																										
容 器 再 検 査 合 格 票		検査実施者の 名称の符号																									
再検査有効期限	年 月 日																										
再 検 査 日	年 月 日																										
<p>② (略)</p> <p>③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で<u>検査</u>する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケー</p>		<p>② (略)</p> <p>③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で<u>審査</u>する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケー</p>																									

新	旧
<p>ス内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態ではコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により<u>検査</u>する。</p> <p>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態では車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で<u>検査</u>する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態では車室への煙の漏れの有無を目視により<u>検査</u>する。</p> <p>ウ 気密<u>検査</u>結果の判定</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器<u>によって測定される</u>ガス濃度が 0.05%を超えるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ 気密<u>検査</u>の省略</p> <p>(ア) ~ (イ) (略)</p> <p>④~⑧ (略)</p> <p>⑨ 高圧部の配管 (ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下⑨において同じ。) は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液 (石けん水等) を塗布し、発泡によりガス漏れを<u>検査</u>する。</p> <p>イ ガス測定器による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを<u>検査</u>する。</p> <p>ウ 圧力計による方法 配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを 1 分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を<u>検査</u>する。</p>	<p>ス内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態ではコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により<u>審査</u>する。</p> <p>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態では車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で<u>審査</u>する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態では車室への煙の漏れの有無を目視により<u>審査</u>する。</p> <p>ウ 気密<u>審査</u>結果の判定</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器<u>による検知管の</u>ガス濃度が 0.05%を超えるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ 気密<u>審査</u>の省略</p> <p>(ア) ~ (イ) (略)</p> <p>④~⑧ (略)</p> <p>⑨ 高圧部の配管 (ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下⑨において同じ。) は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 検知液による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液 (石けん水等) を塗布し、発泡によりガス漏れを<u>審査</u>する。</p> <p>イ ガス測定器による方法 ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを<u>審査</u>する。</p> <p>ウ 圧力計による方法 配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを 1 分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を<u>審査</u>する。</p>

新	旧
<p>エ アからウにより気密<u>検査</u>を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</p> <p>⑩～⑭ (略)</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び<u>次</u>に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>① ガス容器の充填口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。</u></p> <p><u>② ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。</u></p> <p><u>③ ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4-24-6 従前規定の適用②</p> <p><u>平成31年2月12日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車（平成29年2月13日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成29年2月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更のないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第4項関係）</u></p> <p>4-24-6-1 性能要件</p> <p>4-24-6-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 圧縮<u>天然</u>ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器</p> <p>高圧ガス保安法第45条の<u>容器検査</u>又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。</p> <p>ただし、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u>であって、同法第46条の規</p>	<p>エ アからウにより気密<u>審査</u>を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</p> <p>⑩～⑭ (略)</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び <u>4-22-1-1 (1) ③から⑤まで</u>に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。（細目告示第98条第2項、第176条第2項関係）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4-24-6 (略)</p> <p>4-24-7 従前規定の適用③</p> <p><u>平成29年2月12日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第4項及び5項関係）</u></p> <p>4-24-7-1 性能要件</p> <p>4-24-7-1-1 視認等による審査</p> <p>圧縮<u>水素</u>ガス（<u>水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。</u>）を燃料とする自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（<u>保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係</u>）</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器</p> <p>高圧ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。</p> <p>ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている</p>

新	旧																																																																												
<p>定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考) 〔ア 後段において確認すべき表示〕 <u>容器則細目告示 様式第3</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>高圧ガス保安法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、<u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u>であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考) 〔イ 後段において確認すべき表示〕 <u>容器則細目告示 様式第4</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">容 器 再 検 査 合 格 証 票</th> <th rowspan="4" style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>② ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。</u></p>	車 載 容 器 総 括 証 票				充填すべきガスの名称				搭載容器本数				充填可能期限	年	月	日	検査有効期限	年	月	日	最高充填圧力				車台番号				容 器 再 検 査 合 格 証 票			検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年	月 日	再 検 査 日	年	月 日	<p>場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考) 〔ア 後段において確認すべき標章〕 <u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月）様式第3の2</u> <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの）の標章の例</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">車載容器総括証票 <u>（低充填サイクル車両専用）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※低充填サイクル圧縮水素自動車以外の燃料装置用容器については、(1) ①を参照</u></p> <p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>同法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考) 〔イ 後段において確認すべき標章〕 <u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月）様式第4の2</u> <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの）の標章の例</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">容器再検査合格証票 <u>（低充填サイクル車両専用）</u></th> <th rowspan="4" style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※低充填サイクル圧縮水素自動車以外の燃料装置用容器については、(1) ①を参照</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>	車載容器総括証票 <u>（低充填サイクル車両専用）</u>				充填すべきガスの名称				搭載容器本数				充填可能期限	年	月	日	検査有効期限	年	月	日	最高充填圧力				車台番号				容器再検査合格証票 <u>（低充填サイクル車両専用）</u>			検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年	月 日	再 検 査 日	年	月 日
車 載 容 器 総 括 証 票																																																																													
充填すべきガスの名称																																																																													
搭載容器本数																																																																													
充填可能期限	年	月	日																																																																										
検査有効期限	年	月	日																																																																										
最高充填圧力																																																																													
車台番号																																																																													
容 器 再 検 査 合 格 証 票			検査実施者の 名称の符号																																																																										
再検査有効期限	年	月 日																																																																											
再 検 査 日	年	月 日																																																																											
車載容器総括証票 <u>（低充填サイクル車両専用）</u>																																																																													
充填すべきガスの名称																																																																													
搭載容器本数																																																																													
充填可能期限	年	月	日																																																																										
検査有効期限	年	月	日																																																																										
最高充填圧力																																																																													
車台番号																																																																													
容器再検査合格証票 <u>（低充填サイクル車両専用）</u>			検査実施者の 名称の符号																																																																										
再検査有効期限	年	月 日																																																																											
再 検 査 日	年	月 日																																																																											

新	旧
<p><u>この場合において、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。</u></p> <p><u>ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうエトランクルーム等に装着されている自動車</u></p> <p><u>(ア) 炭酸ガスによる方法</u></p> <p><u>コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態<u>でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</u></u></p> <p><u>(イ) 発煙剤による方法</u></p> <p><u>コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態<u>でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。</u></u></p> <p><u>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</u></p> <p><u>(ア) 炭酸ガスによる方法</u></p> <p><u>ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態<u>で車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</u></u></p> <p><u>(イ) 発煙剤による方法</u></p> <p><u>ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mm φ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態<u>で車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。</u></u></p> <p><u>ウ 気密検査結果の判定</u></p> <p><u>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05% を超えるもの</u></p> <p><u>(イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの</u></p> <p><u>エ 気密検査の省略</u></p> <p><u>(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの (燃料の種類を圧縮天然ガスに変更し</u></p>	

新	旧
<p><u>た自動車に備えるものを除く。)</u> <u>(イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。</u></p> <p>③ <u>ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されていること。</u> <u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの</u> <u>イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの</u></p> <p>④ <u>排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。</u> <u>この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。</u></p> <p>⑤ <u>導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管であること。</u> <u>ただし、低圧部に用いるものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。</u></p> <p>⑥ <u>両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m以内の長さごとに支持されていること。</u></p> <p>⑦ <u>高圧部の配管（ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下⑦において同じ。）は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。</u> <u>この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。</u> <u>ア 検知液による方法</u> <u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。</u> <u>イ ガス測定器による方法</u> <u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。</u> <u>ウ 圧力計による方法</u> <u>配管に圧力計を設置し、配管内に圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。</u> <u>エ アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</u></p> <p>⑧ <u>主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。</u></p> <p>⑨ <u>燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。</u></p> <p>⑩ <u>燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新

ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。

① 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。

(削除)

(削除)

4-24-7 従前規定の適用③

平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 5 項関係)

4-24-7-1 性能要件

4-24-7-1-1 視認等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① ガス容器は、容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。

この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

(参考)

[ア 後段において確認すべき表示]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示 様式第 3)

車 載 容 器 総 括 証 票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

旧

(新設)

4-24-7-1-2 書面等による審査

(1) ~ (4) (略)

4-24-8 従前規定の適用④

平成 31 年 2 月 12 日以前に製作された液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車(平成 29 年 2 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 29 年 2 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更のないものを除く。))を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。

(適用関係告示第 13 条第 4 項関係)

4-24-8-1 性能要件

4-24-8-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれがないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① ガス容器は、容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号)第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。

この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

(参考)

[ア 後段において確認すべき標章]

(新設)

新	旧																																																																																				
<p>※ <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充てんするための容器をいう。</u></p> <p>2. <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">充填すべきガスの名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。</u></p> <p>3. <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">充填すべきガスの名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、世界統一技術規則に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充てんするための容器をいう。</u></p> <p>4. <u>低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の4）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">充填すべきガスの名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61</u></p>	車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限	年	月 日	検査有効期限	年	月 日	最高充填圧力			車台番号			車載容器総括証票			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限	年	月	検査有効期限	年	月	最高充填圧力			車台番号			車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限	年	月	検査有効期限	年	月	最高充填圧力			車台番号			<p><u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月）様式第3</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">充填すべきガスの名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	車載容器総括証票			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限	年	月 日	検査有効期限	年	月 日	最高充填圧力			車台番号		
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																																																																					
充填すべきガスの名称																																																																																					
搭載容器本数																																																																																					
充填可能期限	年	月 日																																																																																			
検査有効期限	年	月 日																																																																																			
最高充填圧力																																																																																					
車台番号																																																																																					
車載容器総括証票																																																																																					
充填すべきガスの名称																																																																																					
搭載容器本数																																																																																					
充填可能期限	年	月																																																																																			
検査有効期限	年	月																																																																																			
最高充填圧力																																																																																					
車台番号																																																																																					
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																																																																					
充填すべきガスの名称																																																																																					
搭載容器本数																																																																																					
充填可能期限	年	月																																																																																			
検査有効期限	年	月																																																																																			
最高充填圧力																																																																																					
車台番号																																																																																					
車載容器総括証票																																																																																					
充填すべきガスの名称																																																																																					
搭載容器本数																																																																																					
充填可能期限	年	月 日																																																																																			
検査有効期限	年	月 日																																																																																			
最高充填圧力																																																																																					
車台番号																																																																																					

新	旧																																								
<p style="text-align: center;"><u>条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。</u></p> <p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>高圧ガス保安法</u>第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 (参考) 〔イ 後段において確認すべき表示〕</p> <p>1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示 様式第4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示 様式第4の2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示 様式第4の3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </table> <p>4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示 様式第4の4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再検査日	年 月 日	容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再検査日	年 月 日	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	<p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>同法</u>第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 (参考) 〔イ 後段において確認すべき標章〕</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (平成9年3月) 様式第4</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>液化石油ガス (プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。) のガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</u></p> <p>③ <u>ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。</u></p>	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再検査日	年 月 日
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号																																							
再検査有効期限	年 月 日																																								
再検査日	年 月 日																																								
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号																																							
再検査有効期限	年 月 日																																								
再検査日	年 月 日																																								
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号																																							
再検査有効期限	年 月																																								
再検査月	年 月																																								
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号																																							
再検査有効期限	年 月																																								
再検査月	年 月																																								
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号																																							
再検査有効期限	年 月 日																																								
再検査日	年 月 日																																								

新	旧
	<p><u>この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。</u></p> <p><u>ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車</u></p> <p><u>(ア) 炭酸ガスによる方法</u> <u>コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態</u> <u>でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で審査する。</u></p> <p><u>(イ) 発煙剤による方法</u> <u>コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態</u> <u>でコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により審査する。</u></p> <p><u>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</u></p> <p><u>(ア) 炭酸ガスによる方法</u> <u>ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa（ノズル径が 6mmφ の場合は、294kPa）の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態</u> <u>で車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で審査する。</u></p> <p><u>(イ) 発煙剤による方法</u> <u>ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa（ノズル径が 6mmφ の場合は 294kPa）の圧縮空気を 30 秒間送入し、そのままの状態</u> <u>で車室への煙の漏れの有無を目視により審査する。</u></p> <p><u>ウ 気密審査結果の判定</u></p> <p><u>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器による検知管のガス濃度が 0.05%を超えるもの</u></p> <p><u>(イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの</u></p> <p><u>エ 気密審査の省略</u></p> <p><u>(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損な</u></p>

新	旧
	<p><u>うおそれのある損傷のないもの（燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。）。</u></p> <p><u>(イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。</u></p>
(削除)	<p><u>④ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあっては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。</u></p>
	<p><u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの</u></p> <p><u>イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの</u></p>
(削除)	<p><u>⑤ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。</u></p> <p><u>この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。</u></p>
(削除)	<p><u>⑥ 導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。</u></p>
(削除)	<p><u>ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。</u></p> <p><u>⑦ 両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m以内の長さごとに支持されていること。</u></p>
(削除)	<p><u>⑧ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。</u></p>
(削除)	<p><u>⑨ 高圧部の配管（ガス容器から最初の減圧弁までの配管をいう。以下⑨において同じ。）は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。</u></p> <p><u>この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車の高圧部の配管は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 検知液による方法</u></p> <p><u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを審査する。</u></p> <p><u>イ ガス測定器による方法</u></p> <p><u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを審査する。</u></p> <p><u>ウ 圧力計による方法</u></p> <p><u>配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧</u></p>

新	旧
(削除)	<p><u>力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を審査する。</u></p> <p><u>エ アからウにより気密審査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</u></p> <p><u>⑩ 主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。</u></p>
(削除)	<p><u>⑪ 液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。</u></p>
(削除)	<p><u>⑫ 圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。</u></p> <p><u>ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。</u></p>
(削除)	<p><u>⑬ 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。</u></p>
(削除)	<p><u>⑭ アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。</u></p>
(削除)	<p><u>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4-22-1-1(1)③から⑤までに掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係)</u></p>
(削除)	<p><u>(3) 圧縮水素ガス(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下(3)に同じ。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① ガス容器は、容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器</u></p> <p><u>高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。</u></p> <p><u>ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>[ア 後段において確認すべき標章]</u></p> <p><u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成9年3月)様式第3の2</u></p>

新	旧																														
	<p><u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第 61 条第 2 項第 2 号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの）の標章の例</u></p> <table border="1" data-bbox="1335 280 2089 515"> <thead> <tr> <th colspan="3"><u>車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>充填すべきガスの名称</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>搭載容器本数</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>充填可能期限</u></td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td><u>検査有効期限</u></td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td><u>最高充填圧力</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>車台番号</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※低充填サイクル圧縮水素自動車以外の燃料装置用容器については、 (1) ①を参照</p> <p>イ <u>容器再検査を受けたことがある高压ガス容器</u> 同法第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 (参考) 〔イ 後段において確認すべき標章〕 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）様式第 4 の 2 <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第 61 条第 2 項第 2 号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの）の標章の例</u></p> <table border="1" data-bbox="1335 954 2089 1150"> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u></td> <td><u>検査実施者の名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td><u>再検査日</u></td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低充填サイクル圧縮水素自動車以外の燃料装置用容器については、(1) ①を参照</p>	<u>車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</u>			<u>充填すべきガスの名称</u>			<u>搭載容器本数</u>			<u>充填可能期限</u>	年	月 日	<u>検査有効期限</u>	年	月 日	<u>最高充填圧力</u>			<u>車台番号</u>			<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	年	月 日	<u>再検査日</u>	年	月 日
<u>車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</u>																															
<u>充填すべきガスの名称</u>																															
<u>搭載容器本数</u>																															
<u>充填可能期限</u>	年	月 日																													
<u>検査有効期限</u>	年	月 日																													
<u>最高充填圧力</u>																															
<u>車台番号</u>																															
<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>																													
<u>再検査有効期限</u>	年	月 日																													
<u>再検査日</u>	年	月 日																													
<p>4-24-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、<u>この技術基準への適合性は公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により適合することが明らかなものであることを確認することにより行うこととする。</u></p>	<p>4-24-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>この場合において、<u>指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u></p>																														

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>① 圧縮水素ガス燃料乗用自動車にあっては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア GTR13の5.2.1.（5.2.1.1.2.を除く。）及び6.1.3.から6.1.6.までに適合するものであること。</u></p> <p><u>イ 容器附属品は細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.1.1.に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ウ ガス容器及び容器附属品は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.6.に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、同別添3.5.6.中「3.5.5.が適用される自動車」とあるのは「4-24-8-1-2（1）①オが適用される自動車」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>エ 保安基準第17条第3項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガス燃料乗用自動車のガス容器及び容器附属品は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4.に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>オ 座席の地上面からの高さが700mm以下の圧縮水素ガス燃料乗用自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が乗車定員10人以上のものの形状に類するものを除く。）は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5.に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において「3.5.5.1.及び3.5.5.2.の方法」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。）に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5.2.2.に限る。）に定める基準」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>② 圧縮水素ガス燃料乗用自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては、燃料装置が細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(2) <u>ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品又は装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置又は2-14-2（1）③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする</u></p> <p><u>① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上のもの、車両総重量が2.8tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）にあっては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガス流路にある装置又は2-14-2 (1) ③の書面により (1) の基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>(4) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-24-1-2 (3) の規定を適用する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4-25 電気装置 4-25-1 性能要件 4-25-1-1 (略) 4-25-1-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略)</p>	<p><u>果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件 (同規則の規則 5. 2. 2. に限る。) に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、同別添 3. 1. 3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3. 2. 4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件 (同規則の規則 6. 1. 1. 及び 6. 1. 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</u></p> <p>② <u>圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、車両総重量が 2. 5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2. 5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) にあつては、UN R94-02-S4 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6. 1. 1. 及び 6. 1. 2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5. 2. 2. に適合するものであること。</u></p> <p>③ <u>前②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車 (乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量 2. 8t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。) にあつては細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第 98 条第 5 項関係)</u> ①～② (略)</p> <p>4-25 電気装置 4-25-1 性能要件 4-25-1-1 (略) 4-25-1-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略)</p>

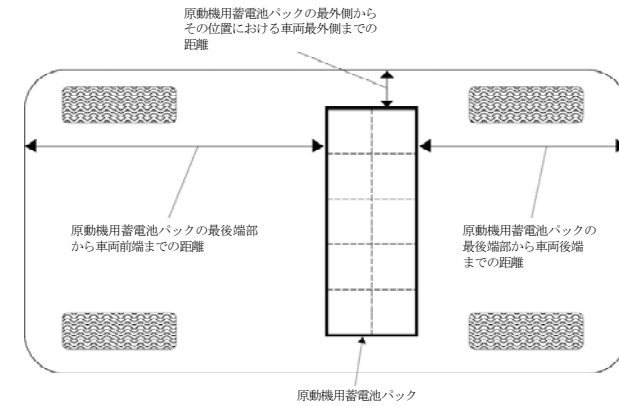
新	旧
<p>(4) 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、火花による乗車人員への障害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして、性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R10-05 の 6. 及び 7. 又は 9. 3. に適合するものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R10-04-S2 の 6. 及び 7. 又は 9. 3. に適合するものであればよい。（保安基準第 17 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 21 条第 1 項関係、細目告示第 99 条第 1 項関係、適用関係告示第 14 条第 14 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>(5) ～ (8)（略）</p> <p>4-25-2～4-25-3（略）</p> <p>4-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる自動車にあつては、4-25-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 3 項関係）</u></p> <p>①～②（略）</p> <p>③ ②により 4-25-6 の規定が適用された自動車</p> <p><u>(3) 次に掲げる自動車にあつては、4-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係）</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>④ ③により 4-25-7 の規定が適用された自動車</p> <p><u>(4) 次に掲げる自動車にあつては 4-25-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 7 項、第 8 項及び第 9 項関係）</u></p> <p>①（略）</p> <p>② ①により 4-25-8 の規定が適用された自動車</p> <p>③～④（略）</p> <p><u>(5) 次に掲げる自動車にあつては 4-25-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 11 項関係）</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>4-25-5（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>4-25-6 従前規定の適用②</p>	<p>(4) 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、火花による乗車人員への障害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして、性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R10-05 の 6. 及び 7. 又は 9. 3. に適合するものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R10-04 の 6. 及び 7. 又は 9. 3. に適合するものであればよい。（保安基準第 17 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 21 条第 1 項関係、細目告示第 99 条第 1 項関係、適用関係告示第 14 条第 14 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>(5) ～ (8)（略）</p> <p>4-25-2～4-25-3（略）</p> <p>4-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 平成 17 年 3 月 30 日以前に保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた燃料電池自動車については、当該認定を受けている期間は、4-25-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 2 項関係）</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる自動車にあつては、4-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 3 項関係）</u></p> <p>①～②（略）</p> <p>③ ②により 4-25-7 の規定が適用された自動車</p> <p><u>(4) 次に掲げる自動車にあつては、4-25-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係）</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>④ ③により 4-25-8 の規定が適用された自動車</p> <p><u>(5) 次に掲げる自動車にあつては 4-25-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 7 項、第 8 項及び第 9 項関係）</u></p> <p>①（略）</p> <p>② ①により 4-25-9 の規定が適用された自動車</p> <p>③～④（略）</p> <p><u>(6) 次に掲げる自動車にあつては 4-25-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 11 項関係）</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>4-25-5（略）</p> <p>4-25-6 従前規定の適用②</p> <p><u>平成 17 年 3 月 30 日以前に保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた燃料電池自動車については、当該認定を受けている期間は、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 2 項関係）</u></p> <p>4-25-6-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p><u>4-25-7-1-1 に同じ。</u></p> <p>4-25-7 従前規定の適用③</p>

新	旧
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ②により4-25-6の規定が適用された自動車</p> <p>4-25-6-1 性能要件</p> <p>4-25-6-1-1 (略)</p> <p>4-25-6-1-2 (略)</p> <p>4-25-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ③により4-25-7の規定が適用された自動車</p> <p>4-25-7-1 性能要件</p> <p>4-25-7-1-1 (略)</p> <p>4-25-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電気自動車等(燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」(平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前のものをいう。以下4-25-7において同じ。)に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、<u>4-25-1-2 (3) の規定を適用する。</u></p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ②により4-25-7の規定が適用された自動車</p> <p>4-25-7-1 性能要件</p> <p>4-25-7-1-1 (略)</p> <p>4-25-7-1-2 (略)</p> <p>4-25-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ③により4-25-8の規定が適用された自動車</p> <p>4-25-8-1 性能要件</p> <p>4-25-8-1-1 (略)</p> <p>4-25-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電気自動車等(燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」(平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前のものをいう。以下4-25-8において同じ。)に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</p> <p><u>なお、細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」において、破壊試験の対象にならない自動車に備える装置については、当該別添により取扱うものとする。</u></p> <p>① <u>原動機用蓄電池パック(地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられた原動機用蓄電池パックを除く。)が次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているもの</u></p> <p><u>ア 細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」のフルラップ前面衝突又はオフセット前面衝突に関する要件が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上の位置</u></p> <p><u>イ 細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の後面衝突に関する要件が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部</u></p>

新

旧

から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置
之 細目告示別添 111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の
高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の側面衝突に関する要件が
適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその
位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置
(参考図)



(4) (略)

4-25-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 7 項及び第 8 項、第 9 項、第 10 項関係)

- ① 改造等により電気自動車等としたことにより、平成 26 年 6 月 23 日以降に新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受ける自動車
- ② ①により 4-25-8 の規定が適用された自動車
- ③～④ (略)

4-25-8-1 性能要件

4-25-8-1-1 (略)

4-25-8-1-2 書面等による審査

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-25-1-2 (3) の規定を適用する。

(4) (略)

4-25-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 7 項及び第 8 項、第 9 項、第 10 項関係)

- ① 改造等により電気自動車としたことにより、平成 26 年 6 月 23 日以降に新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受ける自動車
- ② ①により 4-25-9 の規定が適用された自動車
- ③～④ (略)

4-25-9-1 性能要件

4-25-9-1-1 (略)

4-25-9-1-2 書面等による審査

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。
なお、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」において、破壊試験の対象にならない自動車に備える装置については、当該別添により取扱うものとする。
 ① 原動機用蓄電池パック (地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられた原動機用蓄電池パックを除く。) が次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振

新

旧

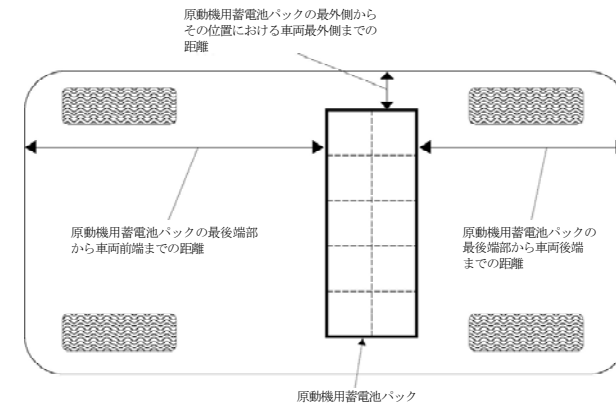
動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているもの

ア 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」のフルラップ前面衝突に関する要件又は UN R94-02 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置

イ 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の後面衝突に関する要件が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあっては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置

ウ UN R95-03 の 5.3.6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置

(参考図)



4-25-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係)

①～③ (略)

4-25-9-1 性能要件

4-25-9-1-1 (略)

4-25-9-1-2 書面等による審査

(1) ～ (2) (略)

(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-25-1-2 (3) の規定を適用する。

4-25-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係)

①～③ (略)

4-25-10-1 性能要件

4-25-10-1-1 (略)

4-25-10-1-2 書面等による審査

(1) ～ (2) (略)

(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

新

旧

なお、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」において、破壊試験の対象にならない自動車に備える装置については、当該別添により取扱うものとする。

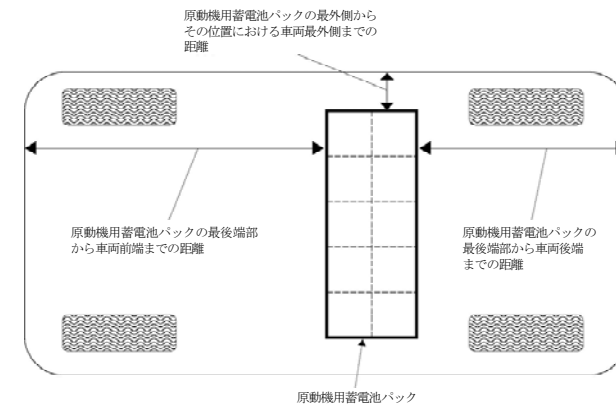
① 原動機用蓄電池パック（地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられた原動機用蓄電池パックを除く。）が次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているもの

ア 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」のフルラップ前面衝突に関する要件又は UN R94-02-S2 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置

イ 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の後面衝突に関する要件が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置

ウ UN R95-03-S1 の 5.3.6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置

(参考図)



(4) ~ (5) (略)

4-26 (略)

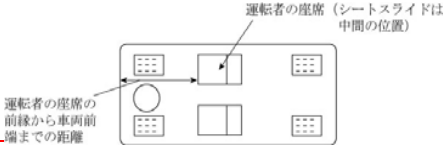
4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

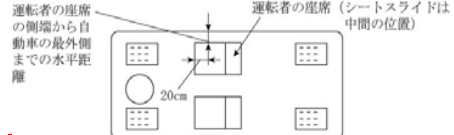
(4) ~ (5) (略)

4-26 (略)

4-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

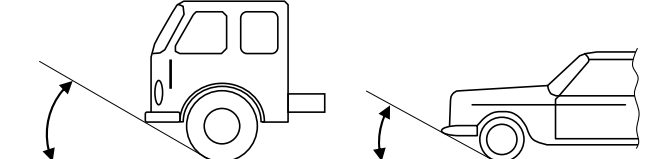
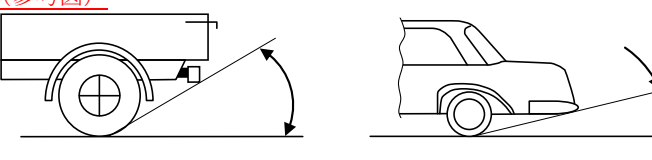
新	旧
<p>4-27-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる</u>車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第8項関係)</p> <p>① <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第208号に適合する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2(1)③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4-27の2へ移項)</u></p> <p><u>(4-27の2へ移項)</u></p>	<p>4-27-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p><u>[前面衝突時の乗員保護性能]</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体又は2-14-2(1)③の書面により(1)の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第8項関係)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>[オフセット衝突時の乗員保護性能]</u></p> <p>(4) <u>自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5の5.(5.2.8.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、試験自動車に搭載する人体模型(以下「ダミー」という。)の搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係)</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>車両総重量2.5tを超える自動車</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(5) <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体又は2-14-2(1)③の書面により(4)の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第10項関係)</u></p>

新	旧
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>(6) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 11 項関係)</u></p> <p>① <u>次に掲げるすべての事項に該当する装置</u></p> <p>ア <u>運転者席 (当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。) の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの</u> <u>(参考図)</u></p>  <p>イ <u>運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第 208 号に適合する装置</u></p> <p><u>〔側面衝突時の乗員保護性能〕</u></p>
<p><u>(4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>(7) 座席の地上面からの高さ (最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方 100mm の位置の地上面からの高さをいう。以下 4-27 において同じ。) が 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S4 の 5. (5. 3. 6. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係)</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>三輪自動車</u></p> <p>⑧ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p>
<p><u>(4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>(8) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(7) の基準に適合するものとする。(細目告示第 100 条第 12</u></p>

新	旧
<p><u>(4-27 の 3 へ移項)</u></p> <p><u>(4-27 の 3 へ移項)</u></p> <p><u>(4-27 の 5 へ移項)</u></p>	<p><u>項関係)</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>UN R95 に適合する車枠及び車体</u></p> <p>④ <u>2-14-2 (1) ③の書面により、(7) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>(9) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(7) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 13 項関係)</u></p> <p>① <u>次に掲げるすべての事項に該当するもの</u></p> <p>ア <u>運転者席 (当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。) の座席最側端 (座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部) からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上であるもの</u></p> <p><u>(参考図)</u></p>  <p>イ <u>運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第 214 号に適合する装置</u></p> <p>(10) <u>指定自動車等以外の自動車にあっては、(7) の基準を、「平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」と読み替えることができる。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係)</u></p> <p><u>[歩行者保護性能]</u></p> <p>(11) <u>自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(12) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係)</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点 (人体模型を ISO 6549:1980 に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型の H 点 (股関節点) の位置又はこれに相当する座</u></p>

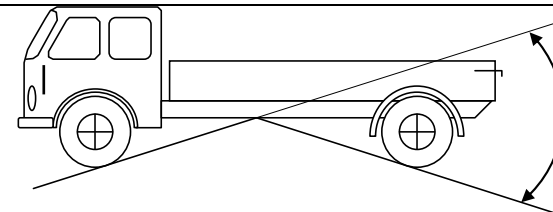
新	旧
<p><u>(4-27 の 5 へ移項)</u></p> <p><u>(4-27 の 5 へ移項)</u></p> <p><u>(4-27 の 5 へ移項)</u></p>	<p><u>席上に設定した設計基準点をいう。以下同じ。)</u>が前車軸中心から後方 1.1m より後方に位置するもの(以下「ボンネットを有する自動車」という)を除く。)</p> <p><u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>⑤ 二輪自動車</u></p> <p><u>⑥ 側車付二輪自動車</u></p> <p><u>⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p><u>⑧ 大型特殊自動車</u></p> <p><u>⑨ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車</u></p> <p><u>⑪ 被牽引自動車</u></p> <p><u>(12) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (5-1 (2) ②の規定により、第 4 章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 11 項関係、細目告示第 100 条第 14 項関係)</u></p> <p><u>① ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの) 及びバンパの表面に鋭い突起を有していないこと。</u></p> <p><u>② UN R127-01 の 5. に適合すること。</u></p> <p><u>(13) ボンネット (ボンネットを有しない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) 及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は 2-14-2 (1) ③の書面により (12) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(12) ②の基準に適合するものとする。(細目告示第 100 条第 14 項関係)</u></p> <p><u>(14) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(12) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 15 項関係)</u></p> <p><u>① ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの) 及びバンパの表面に鋭い突起を有していないもの</u></p> <p><u>② 欧州連合指令 78/2009 に適合する装置</u></p>
<p>4-27-2～4-27-3 (略)</p> <p>4-27-4 適用関係の整理</p> <p>[<u>フラップ</u>前面衝突の適用除外]</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、4-27-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 3 号から第 5 号関係)</p> <p>① 平成 7 年 12 月 31 日 (輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車 (原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動及び<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の</p>	<p>4-27-2～4-27-3 (略)</p> <p>4-27-4 適用関係の整理</p> <p>[前面衝突の適用除外]</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、4-27-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 3 号から第 5 号関係)</p> <p>① 平成 7 年 12 月 31 日 (輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車 (原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動及び<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の</p>

新	旧
<p>動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量 2.8t 以下の自動車</p> <p>③ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）であって次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量 2.8t 以下の自動車</p>	<p>の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であって車両総重量 2.8t 以下の自動車</p> <p>③ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）であって次に掲げるもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する軽自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有する自動車に限る。)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する軽自動車であって車両総重量 2.8t 以下の自動車</p>
<p><u>(4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>[側面衝突の適用除外]</u></p>
<p><u>(4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>(2) 平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 15 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、4-27-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 6 号関係）</u></p>
<p><u>(4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>[側面衝突の旧基準適用]</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>(3) 平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、4-27-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>[乗用車に係るオフセット衝突の適用除外]</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>(4) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものについては、4-27-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 9 項関係）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>① 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>② 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>③ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>[前面衝突・側面衝突の旧基準適用]</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>(5) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 8 項関係）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>[歩行者保護の適用除外]</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>(6) 次に掲げる自動車については、4-27-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係、第 13 項関係）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>① 次に掲げる自動車（②に掲げるものを除く。）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>ア 平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>イ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>ウ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前の</u></p>

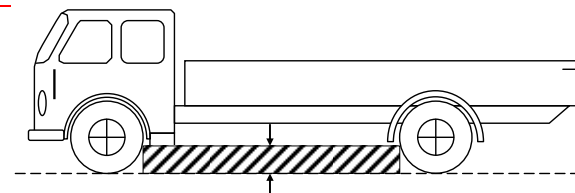
新	旧
	<p><u>型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)</u></p> <p><u>エ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（ボンネットを有する自動車に限る。）のうち、次に掲げる自動車</u></p> <p><u>(7) 平成27年2月23日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>(イ) 平成27年2月24日から平成31年8月23日までに製作された自動車（平成27年2月24日以降の型式指定自動車を除く。）</u></p> <p><u>② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当する自動車</u></p> <p><u>(7) 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車</u></p> <p><u>(イ) 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車</u></p> <p><u>(a) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上</u> <u>(参考図)</u></p>  <p><u>(b) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上</u> <u>(参考図)</u></p>  <p><u>(c) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上</u> <u>(参考図)</u></p>

新

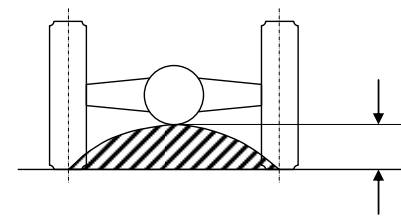
旧



(d) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が 200mm 以上
(参考図)

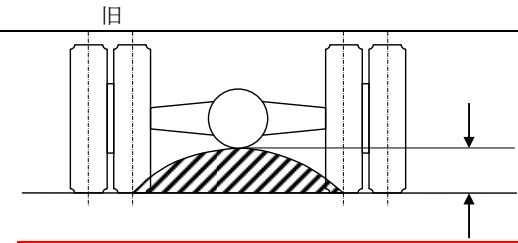


(e) 自動車の前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。
(参考図)



(f) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。
(参考図)

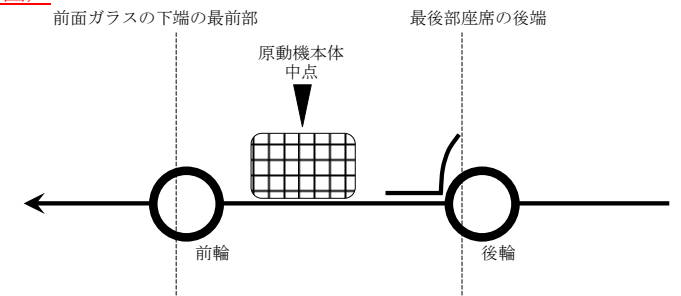
新



(ウ) 4-27-1 (7) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

(参考図)



(オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

(カ) 燃料電池自動車

イ 次に掲げる自動車

(7) 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車 (平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)

(ウ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

[貨物車に係るオフセット衝突の適用除外]

(7) 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車については、4-27-11 (従前規定の適用⑦)

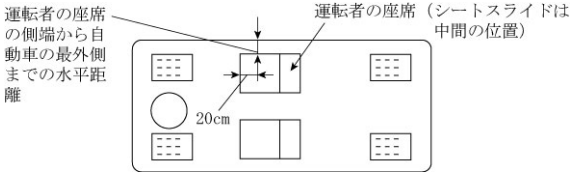
(4-27 の 2 へ移項)

新	旧
<p><u>(4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 10 項関係)</u></p> <p>① <u>平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車(平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</u></p> <p>③ <u>平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車(平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</u></p> <p><u>[オフセット衝突の旧基準適用]</u></p> <p>(8) <u>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4-27-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係)</u></p>
<p><u>(4-27 の 2 及び 4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>[オフセット衝突・側面衝突の旧基準適用]</u></p> <p>(9) <u>次に掲げる自動車については、4-27-13(従前規定の適用⑨)の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 6 項、第 15 項、第 16 項、第 17 項、第 18 項関係)</u></p> <p>① <u>平成 21 年 1 月 1 日(オフセット衝突時の乗員保護性能の規定の適用については平成 24 年 7 月 1 日)以降に製作された電気自動車等以外の自動車(平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)</u></p> <p>② <u>平成 21 年 1 月 1 日(オフセット衝突時の乗員保護性能の規定の適用については平成 24 年 7 月 1 日)から平成 28 年 6 月 22 日までに製作された電気自動車等(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)</u></p>
<p><u>(4-27 の 5 へ移項)</u></p>	<p><u>[歩行者保護の旧基準適用]</u></p> <p>(10) <u>次に掲げる自動車((6)の規定により 4-27-10 の規定が適用される自動車を除く。)については、4-27-14(従前規定の適用⑩)の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)</u></p> <p>① <u>平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された自動車であり、かつ、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもの(軽自動車にあつては、ボンネットを有する自動車に限る。)及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.5t 以下の自動車であってボンネットを有する自動車(平成 25 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車(次に掲げるものを除く。)を除く。)</u></p> <p><u>ア 平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>イ 平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの(乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー</u></p>

新	旧
	<p><u>ギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）1 の 1-1 の（4）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 19 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号）1 の 1-1 の（3）の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成 27 年度燃費基準」という。）に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p><u>② 平成 31 年 8 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であり、かつ、車両総重量 2.5t を超える自動車及びその形状が車両総重量 2.5t を超える自動車の形状に類する自動車（平成 27 年 2 月 24 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>イ 平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p><u>③ 平成 30 年 2 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する車両総重量 2.5t 以下の軽自動車であってボンネットを有する自動車以外のもの（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>イ 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p>

新	旧
<p><u>(4-27 の 5 へ移項)</u></p> <p><u>[フルラップ前面衝突の旧基準適用]</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる自動車については、4-27-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 23 項関係)</u></p> <p>① <u>平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p>イ <u>平成 30 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの</u></p> <p><u>[フルラップ前面衝突の適用除外]</u></p> <p>4-27-5 従前規定の適用①</p> <p><u>次に掲げる自動車については、自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 3 号から第 5 号関係)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(11) 次に掲げる自動車 (4-27-4 (6) の規定により 4-27-10 の規定が適用される自動車及び 4-27-4 (10) の規定により 4-27-14 の規定が適用される自動車を除く。) については 4-27-15 の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 22 項関係)</u></p> <p>① <u>平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p>イ <u>平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造 (歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。)、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-27-5 従前規定の適用①</p> <p><u>①から③に掲げる自動車については、4-27-5-1 から 4-27-5-4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 3 号から第 5 号関係)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>4-27-5-1 前面衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>なし。</u></p> <p>4-27-5-2 オフセット衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>なし。</u></p> <p>4-27-5-3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>なし。</u></p> <p>4-27-5-4 歩行者保護性能</p>

新	旧
<p><u>(一部を 4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>なし。</u></p> <p>4-27-6 従前規定の適用②</p> <p><u>平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 15 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項 6 号関係）</u></p> <p>4-27-6-1 前面衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>4-27-9-1 に同じ。</u></p> <p>4-27-6-2 オフセット衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>なし。</u></p> <p>4-27-6-3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>なし。</u></p> <p>4-27-6-4 歩行者保護性能</p> <p><u>なし。</u></p>
<p><u>(一部を 4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p>4-27-7 従前規定の適用③</p> <p><u>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 3 項 1 号及び第 6 項関係）</u></p> <p>4-27-7-1 前面衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>4-27-9-1 に同じ。</u></p> <p>4-27-7-2 オフセット衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>なし。</u></p> <p>4-27-7-3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>(1) 4-27-9-1 (1) の規定が適用される自動車（座席の地上面から高さが 700mm を超える自動車を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2 (1) ③の書面により、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体</u></p>

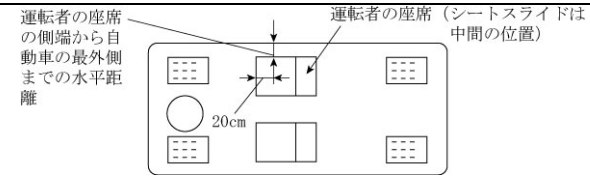
新	旧
<p>(一部を 4-27 の 2 へ移項)</p>	<p>(3) 2-14-1 <u>ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次に掲げるものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>次に掲げるすべての要件に該当するもの</u></p> <p>ア <u>運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上であるもの</u></p> <p>(参考図)</p>  <p>イ <u>運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第 214 号に適合する装置</u></p> <p>4-27-7-4 歩行者保護性能 なし。</p> <p>4-27-8 従前規定の適用④ 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものについては、4-27-8-1 から 4-27-8-4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 項関係)</p> <p>① <u>平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u></p> <p>③ <u>平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。）</u></p> <p>4-27-8-1 前面衝突時の乗員保護性能 4-27-9-1 に同じ。</p> <p>4-27-8-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 なし。</p> <p>4-27-8-3 側面衝突時の乗員保護性能 4-27-9-3 に同じ。</p> <p>4-27-8-4 歩行者保護性能 4-27-1 (11) から (14) までに同じ。 <u>ただし、4-27-10 に規定する自動車については、適用しない。</u></p>

新	旧
<p><u>(一部を 4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p>4-27-9 従前規定の適用⑤ 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 8 項関係)</p> <p>4-27-9-1 前面衝突時の乗員保護性能</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8t を超えるもの ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車 ⑧ 大型特殊自動車 ⑨ 小型特殊自動車 ⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ⑪ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体 ② 2-14-2 (1) ③の書面により、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次に掲げるものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次に掲げるすべての要件に該当するもの ア 運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの (参考図)</p> <div data-bbox="1317 1182 1899 1362" data-label="Diagram"> </div> <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有</p>

新	旧
	<p style="text-align: center;"><u>していないもの</u></p> <p>② <u>UN R94 に適合する装置</u></p> <p>4-27-9-2 オフセット衝突時の乗員保護性能</p> <p><u>4-27-12-2 に同じ。</u></p> <p><u>ただし、4-27-8 及び 4-27-11 に規定する自動車については、適用しない。</u></p> <p>4-27-9-3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p>(1) <u>座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>三輪自動車</u></p> <p>⑧ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2 (1) ③の書面により、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合することが明らかなるものと同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>(3) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって、次に掲げるものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>次に掲げるすべての要件に該当するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上であるもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>（参考図）</u></p>

新

旧



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米国連邦自動車安全基準第 214 号に適合する装置

(4) 次に掲げる自動車にあっては (2) ③に掲げる基準を、「平成 16 年 4 月 23 日付国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 17 年 11 月 9 日付国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」と読み替えることができる。

① 平成 19 年 8 月 11 日以前に製作された自動車

② 平成 19 年 8 月 12 日から平成 23 年 8 月 11 日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

ア 平成 19 年 8 月 11 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 19 年 8 月 12 日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの

イ 平成 19 年 8 月 12 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 19 年 8 月 11 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成 19 年 8 月 12 日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの

③ 指定自動車等以外の自動車

4-27-9-4 歩行者保護性能

4-27-1 (11) から (14) までに同じ。

ただし、4-27-10 に規定する自動車については、適用しない。

4-27-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車については、4-27-10-1 から 4-27-10-4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項、第 13 項関係)

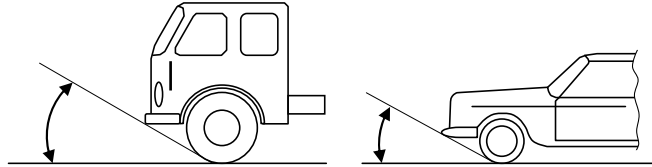
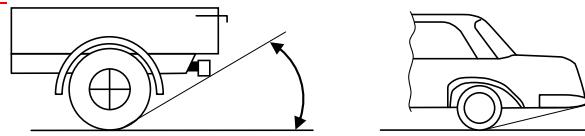
① 次に掲げる自動車 (②に掲げるものを除く。)

ア 平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

イ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車 (平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)

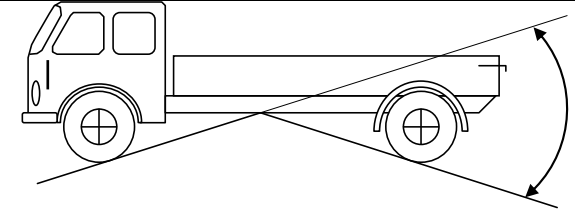
ウ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及

(一部を 4-27 の 5 へ移項)

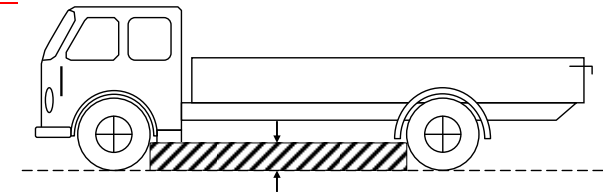
新	旧
	<p><u>び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)</u></p> <p><u>エ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（ボンネットを有する自動車に限る。）のうち、次に掲げる自動車</u></p> <p><u>(7) 平成27年2月23日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>(イ) 平成27年2月24日から平成31年8月23日までに製作された自動車（平成27年2月24日以降の型式指定自動車を除く。)</u></p> <p><u>② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当する自動車</u></p> <p><u>(7) 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車</u></p> <p><u>(イ) 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車</u></p> <p><u>(a) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上</u> <u>(参考図)</u></p>  <p><u>(b) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上</u> <u>(参考図)</u></p>  <p><u>(c) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上</u> <u>(参考図)</u></p>

新

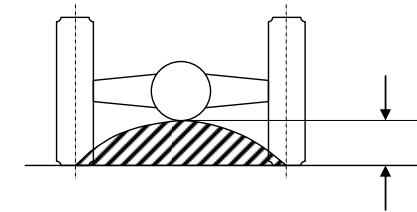
旧



(d) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が 200mm 以上
(参考図)

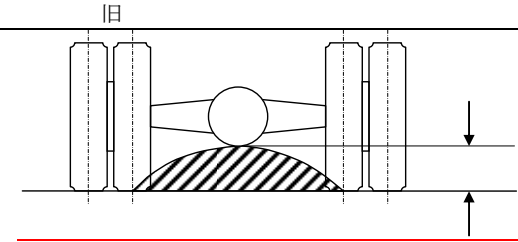


(e) 自動車の前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。
(参考図)



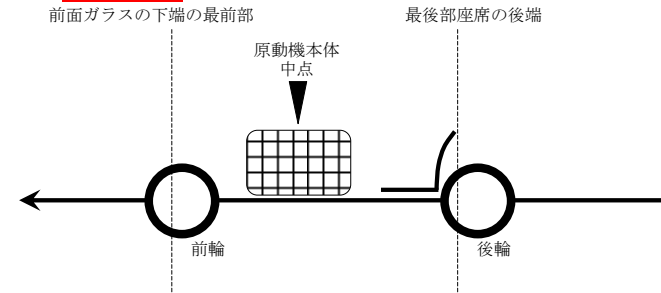
(f) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。
(参考図)

新



(ウ) 4-27-1 (7) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車
(参考図)



(オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

(カ) 燃料電池自動車

イ 次に掲げる自動車

(ア) 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車(平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)

(ウ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車(平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

4-27-10-1 前面衝突時の乗員保護性能

4-27-1 (1) から (3) までに同じ。

ただし、4-27-9 に規定する自動車については、4-27-9-1 の基準に適合するものであ

新	旧
<p><u>(一部を 4-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p>ればよい。</p> <p>4-27-10-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-12-2 に同じ。</u> ただし、4-27-8 及び 4-27-11 に規定する自動車については、適用しない。</p> <p>4-27-10-3 側面衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (7) から (10) までに同じ。</u> ただし、4-27-9 に規定する自動車については、4-27-9-3 の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-10-4 歩行者保護性能 なし。</p> <p>4-27-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車については、4-27-11-1 から 4-27-11-4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 10 項) ① 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車(平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) ③ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定(平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものを除く。)</p> <p>4-27-11-1 前面衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (1) から (3) までに同じ。</u> ただし、4-27-9 に規定する自動車については、4-27-9-1 の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-11-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 なし。</p> <p>4-27-11-3 側面衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (7) から (10) までに同じ。</u> ただし、4-27-9 に規定する自動車については、4-27-9-3 の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-11-4 歩行者保護性能 <u>4-27-1 (11) から (14) までに同じ。</u> ただし、4-27-10 に規定する自動車については、適用しない。</p> <p>4-27-12 従前規定の適用⑧ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4-27-12-1 から 4-27-12-4 までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係)</p> <p>4-27-12-1 前面衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (1) から (3) までに同じ。</u> ただし、4-27-9 に規定する自動車については、4-27-9-1 の基準に適合するものであればよい。</p>
<p><u>(一部を 4-27 の 2 へ移項)</u></p>	

新

旧

4-27-12-2 オフセット衝突時の乗員保護性能

(1) 4-27-4 (8) に掲げる自動車の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、4-27-8 及び 4-27-11 に規定する自動車については、適用しない。

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合することとする。

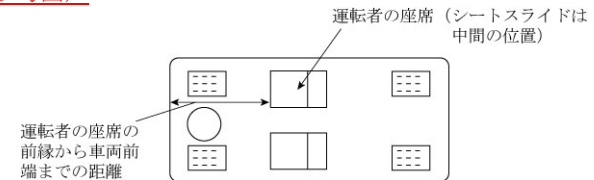
- ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- ② UN R94 に適合する車枠及び車体
- ③ 2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかなものと同様の構造を有する車枠及び車体

(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

① 次に掲げるすべての事項に該当する装置

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの

（参考図）



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米国連邦自動車安全基準第 208 号に適合する装置

4-27-12-3 側面衝突時の乗員保護性能

4-27-1 (7) から (10) までに同じ。

ただし、4-27-9 に規定する自動車については、4-27-9-3 の基準に適合するものであればよい。

4-27-12-4 歩行者保護性能規制

4-27-1 (11) から (14) までに同じ。

ただし、4-27-10 に規定する自動車については、適用しない。

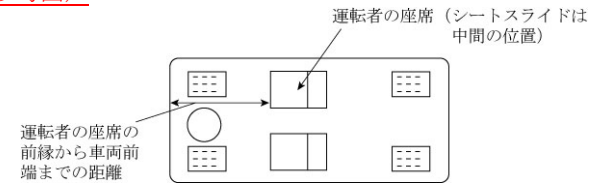
4-27-13 従前規定の適用⑨

新	旧
<p><u>(一部を 4-27 の 2 及び 4-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 6 項、第 15 項、第 16 項、第 17 項、第 18 項関係)</p> <p>① <u>平成 21 年 1 月 1 日 (オフセット衝突時の乗員保護性能の規定の適用については平成 24 年 7 月 1 日) 以降に製作された電気自動車等以外の自動車 (平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)</u></p> <p>② <u>平成 21 年 1 月 1 日 (オフセット衝突時の乗員保護性能の規定の適用については平成 24 年 7 月 1 日) から平成 28 年 6 月 22 日までに製作された電気自動車等。(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)</u></p> <p>4-27-13-1 前面衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (1) から (3) までに同じ。</u></p> <p>4-27-13-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 <u>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-01-S3 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> ② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u> ③ <u>車両総重量 2.5t を超える自動車</u> ④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u> ⑤ <u>二輪自動車</u> ⑥ <u>側車付二輪自動車</u> ⑦ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u> ⑧ <u>大型特殊自動車</u> ⑨ <u>小型特殊自動車</u> ⑩ <u>被牽引自動車</u></p> <p><u>(2) 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体又は 2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、当該車両の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u></p> <p>① <u>次に掲げるすべての事項に該当する装置</u> ア <u>運転者席 (当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。) の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であ</u></p>

新

旧

るもの
(参考図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

② 米国連邦自動車安全基準第 208 号に適合する装置

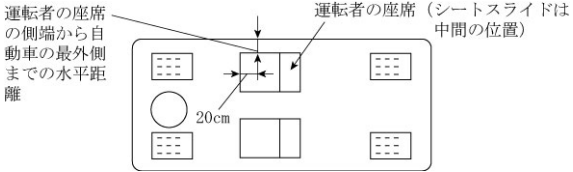
4-27-13-3 側面衝突時の乗員保護性能

(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 三輪自動車
- ⑧ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 小型特殊自動車
- ⑪ 被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体
- ③ UN R95 に適合する車枠及び車体
- ④ 2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかなものと同様の構造を有する車枠及び車体に適合することが明らかなものと同様の構造を有する車枠及び車体に適合することが明らかなものと同様の構造を有する車枠及び車体

新	旧
<p>(4-27 の 5 へ移項)</p>	<p><u>有する車枠及び車体</u></p> <p><u>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u></p> <p>① <u>次に掲げるすべての事項に該当するもの</u></p> <p>ア <u>運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 20cm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上であるもの</u></p> <p><u>(参考図)</u></p>  <p>イ <u>運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第 214 号に適合する装置</u></p> <p><u>(4) 指定自動車等以外の自動車にあっては、(1) の基準を、「平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」と読み替えることができる。</u></p> <p>4-27-13-4 歩行者保護性能</p> <p>4-27-1 (11) から (14) までに同じ。</p> <p>ただし、4-27-14 に規定する自動車については、4-27-14-4 基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-27-14 従前規定の適用⑩</p> <p><u>次に掲げる自動車（4-27-4 (6) の規定により 4-27-10 の規定が適用される自動車を除く。）については 4-27-14-1 から 4-27-14-4 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 14 項関係）</u></p> <p>① <u>平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された自動車であり、かつ、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもの（軽自動車にあっては、ボンネットを有する自動車に限る。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.5t 以下のボンネットを有する自動車（平成 25 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p>イ <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、</u></p>

新	旧
	<p><u>燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）1 の 1-1 の（4）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 19 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号）1 の 1-1 の（3）の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成 27 年度燃費基準」という。）に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p><u>② 平成 31 年 8 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であり、かつ、車両総重量 2.5t を超える自動車及びその形状が車両総重量 2.5t を超える自動車の形状に類する自動車（平成 27 年 2 月 24 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>イ 平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p><u>③ 平成 30 年 2 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する車両総重量 2.5t 以下の軽自動車であってボンネットを有する自動車以外のもの（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>イ 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p>

新	旧
	<p>4-27-14-1 前面衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (1) から (3) までに同じ。</u></p> <p>4-27-14-2 オフセット衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (4) から (6) までに同じ。</u></p> <p>4-27-14-3 側面衝突時の乗員保護性能 <u>4-27-1 (7) から (10) までに同じ。</u></p> <p>4-27-14-4 歩行者保護性能 <u>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>③ 貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 2.5t 以下であり、かつ、車枠と車体が一体の構造であって運転者室の前方に原動機を有するものを除く。)</u></p> <p><u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>⑤ 二輪自動車</u></p> <p><u>⑥ 側車付二輪自動車</u></p> <p><u>⑦ カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u></p> <p><u>⑧ 大型特殊自動車</u></p> <p><u>⑨ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車</u></p> <p><u>⑪ 被牽引自動車</u></p> <p><u>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (5-1 (2) ②の規定により、第 4 章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの) の表面に鋭い突起を有していないこと。</u></p> <p><u>② 平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。</u></p> <p><u>(3) ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は 2-14-2 (1) ③の書面により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(4) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u></p> <p><u>① ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの) の表面に鋭い突起を有していないもの</u></p>

新	旧
<p>(4-27 の 5 へ移項)</p>	<p>② 欧州連合指令 2003/102/EC に適合する装置</p> <p>4-27-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車（4-27-4（6）の規定により 4-27-10 の規定が適用される自動車及び 4-27-4（10）の規定により 4-27-14 の規定が適用される自動車を除く。）については 4-27-14-1 から 4-27-15-4 の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 22 項関係）</p> <p>① 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 29 年 9 月 1 日以降に種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更があるものに限る。）、車枠並びに主制動装置の種類に変更のないもの</p> <p>イ 平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更があるものに限る。）、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</p> <p>4-27-15-1 前面衝突時の乗員保護性能</p> <p>4-27-1（1）から（3）までに同じ。</p> <p>4-27-15-2 オフセット衝突時の乗員保護性能</p> <p>4-27-1（4）から（6）までに同じ。</p> <p>4-27-15-3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p>4-27-1（7）から（10）までに同じ。</p> <p>4-27-15-4 歩行者保護性能</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（適用関係告示第 15 条第 22 項関係）</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下のボンネットを有する自動車を除く。）</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p>

新	旧
<p>[フルラップ前面衝突の旧基準適用]</p> <p>4-27-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第23項関係)</p> <p>① 平成30年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの</p> <p>4-27-6-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面</p>	<p>⑦ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>最高速度20km/h未満の自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>車枠及び車体は、次に掲げる基準(5-1(2)②の規定により、第4章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準)に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの)の表面に鋭い突起を有していないこと。</u></p> <p>② <u>細目告示別添99「歩行者頭部及び脚部保護の技術基準」に適合すること。この場合において別添3.2.1.2.中「別紙4の2.2.」とあるのは「UN R127 附則6の1.」と読み替えることができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>ボンネット(ボンネットを有しない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分)及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は2-14-2(1)③の書面により(2)②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)②の基準に適合するものとする。</u></p> <p>(4) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u></p> <p>① <u>ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの)及びバンパの表面に鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>欧州連合指令78/2009に適合する装置</u></p> <p>(新設)</p>

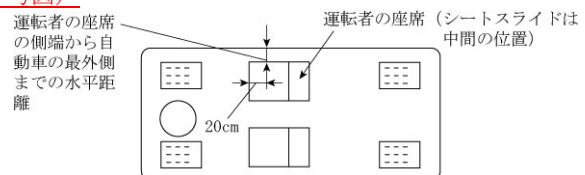
新	旧
<p><u>に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8t を超えるもの</u></p> <p><u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>⑤ 二輪自動車</u></p> <p><u>⑥ 側車付二輪自動車</u></p> <p><u>⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p><u>⑧ 大型特殊自動車</u></p> <p><u>⑨ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車</u></p> <p><u>⑪ 被牽引自動車</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p><u>② 米国連邦自動車安全基準第 208 号に適合する車枠及び車体</u></p> <p><u>③ 2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p><u>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27-1 (3) の規定を適用する。</u></p> <p>4-27 の 2 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>4-27 の 2-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p><u>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5 の 5. (5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、試験自動車に搭載する人体模型（以下「ダミー」という。）の搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係）</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>③ 車両総重量 2.5t を超える自動車</u></p>	<p>(4-27 から移項)</p>

新	旧
<p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第10項関係)</u></p> <p>① <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2(1)③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>(3) <u>2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)</u></p> <p>① <u>次に掲げる全ての事項に該当する装置</u></p> <p>ア <u>運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの</u> <u>(参考図)</u></p> <div data-bbox="336 925 918 1117" data-label="Diagram"> </div> <p>イ <u>運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第208号に適合するもの</u></p> <p>4-27の2-2 欠番</p> <p>4-27の2-3 欠番</p> <p>4-27の2-4 適用関係の整理 <u>[オフセット前面衝突の適用除外]</u></p> <p><u>(1)次に掲げる自動車については、4-27の2-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。</u> <u>(適用関係告示第15条第9項及び第10項関係)</u></p>	

新	旧
<p>① <u>次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの</u> <u>ア 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u> <u>ウ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。）</u></p> <p>② <u>次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車（平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u> <u>ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。）</u></p> <p><u>[旧細目告示別添 104 適用]</u> <u>(2) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4-27 の 2-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 11 項関係）</u> <u>[UN R94-01-S3 適用]</u> <u>(3) 次に掲げる自動車については、4-27 の 2-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 15 項及び第 16 項関係）</u></p> <p>① <u>電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</u> ② <u>平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電気自動車等（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</u></p> <p><u>[オフセット前面衝突の適用除外]</u> 4-27 の 2-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 15 条第 9 項及び第 10 項関係）</u></p> <p>① <u>次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの</u> <u>ア 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u> <u>ウ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一</u></p>	

新	旧
<p>であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車（平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>[旧細目告示別添 104 適用]</p> <p>4-27 の 2-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係)</p> <p>4-27 の 2-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② UN R94 に適合する車枠及び車体</p> <p>③ 2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27 の 2-1 (3) の規定を適用する。</p> <p>[UN R94-01-S3 適用]</p> <p>4-27 の 2-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 15 項及び第 16 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>② 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電気自動車等（平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</p> <p>4-27 の 2-7-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転</p>	

新	旧
<p><u>者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-01-S3 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>③ 車両総重量 2.5t を超える自動車</u></p> <p><u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>⑤ 二輪自動車</u></p> <p><u>⑥ 側車付二輪自動車</u></p> <p><u>⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p><u>⑧ 大型特殊自動車</u></p> <p><u>⑨ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>⑩ 被牽引自動車</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p><u>③ 2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p><u>(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27 の 2-1 (3) の規定を適用する。</u></p> <p>4-27 の 3 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>4-27 の 3-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p><u>(1) 座席の地上面からの高さ（最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方 100mm の位置の地上面からの高さをいう。以下 4-27 の 3 において同じ。）が 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S4 の 5. (5.3.6.を除く。) に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係）</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u></p>	<p>(4-27 から移項)</p>

新	旧
<p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>三輪自動車</u></p> <p>⑧ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第12項関係)</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2(1)③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>(3) <u>2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第13項関係)</u></p> <p>① <u>次に掲げる全ての事項に該当するもの</u></p> <p>ア <u>運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの</u></p> <p>(参考図)</p>  <p>イ <u>運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第214号に適合するもの</u></p> <p>4-27の3-2 欠番</p> <p>4-27の3-3 欠番</p>	

新	旧
<p>4-27 の 3-4 適用関係の整理</p> <p><u>[自動車との側面衝突の適用除外]</u></p> <p>(1) <u>平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 15 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、4-27 の 3-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 6 号関係）</u></p> <p><u>[自動車との側面衝突の旧基準適用①]</u></p> <p>(2) <u>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（輸入自動車を除く。）については、4-27 の 3-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係）</u></p> <p><u>[自動車との側面衝突の旧基準適用②]</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる自動車については、4-27 の 3-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 6 項関係）</u></p> <p>① <u>平成 16 年 7 月 15 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 16 年 7 月 16 日以降に製作された平成 16 年 7 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの</u></p> <p>③ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>[自動車との側面衝突の旧基準適用③]</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる自動車については、4-27 の 3-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 8 項関係）</u></p> <p>① <u>平成 19 年 8 月 11 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 19 年 8 月 12 日から平成 23 年 8 月 11 日までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>平成 19 年 8 月 11 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 19 年 8 月 12 日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</u></p> <p>イ <u>平成 19 年 8 月 12 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 19 年 8 月 11 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成 19 年 8 月 12 日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</u></p> <p><u>[自動車との側面衝突の旧基準適用④]</u></p> <p>(5) <u>次に掲げる自動車については、4-27 の 3-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 17 項及び第 18 項関係）</u></p> <p>① <u>電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成 25 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</u></p> <p>② <u>平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電気自動車等（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）</u></p> <p><u>[自動車との側面衝突の適用除外]</u></p>	

新	旧
<p>4-27 の 3-5 従前規定の適用①</p> <p><u>平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 15 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 15 条第 2 項 6 号関係）</u> <u>[自動車との側面衝突の旧基準適用①]</u></p> <p>4-27 の 3-6 従前規定の適用②</p> <p><u>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（輸入自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係）</u></p> <p>4-27 の 3-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p><u>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの</u> <u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u> <u>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8t を超えるもの</u> <u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u> <u>⑤ 二輪自動車</u> <u>⑥ 側車付二輪自動車</u> <u>⑦ 三輪自動車</u> <u>⑧ カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u> <u>⑨ 大型特殊自動車</u> <u>⑩ 小型特殊自動車</u> <u>⑪ 最高速度 20km/h 未満の自動車</u> <u>⑫ 被牽引自動車</u> <p><u>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u> <u>② UN R95 に適合する車枠及び車体</u> <u>③ 2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u> 	

新	旧
<p>(3) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27 の3-1 (3) の規定を適用する。</u> <u>[自動車との側面衝突の旧基準適用②]</u> 4-27 の3-7 従前規定の適用③ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第6項関係)</u></p> <p>① <u>平成16年7月15日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成16年7月16日以降に製作された平成16年7月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの</u> ③ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>4-27 の3-7-1 性能要件(書面等による審査) (1) <u>座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成16年4月23日付け国土交通省告示第499号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</u> ② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u> ③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</u> ④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u> ⑤ <u>二輪自動車</u> ⑥ <u>側車付二輪自動車</u> ⑦ <u>三輪自動車</u> ⑧ <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u> ⑨ <u>大型特殊自動車</u> ⑩ <u>小型特殊自動車</u> ⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u> ② <u>UN R95 に適合する車枠及び車体</u> ③ <u>2-14-2 (1) ③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p>	

新	旧
<p>(3) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27 の3-1 (3) の規定を適用する。</u> <u>[自動車との側面衝突の旧基準適用③]</u> 4-27 の3-8 従前規定の適用④ (4) <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第8項関係)</u></p> <p>① <u>平成19年8月11日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成19年8月12日から平成23年8月11日までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</u> イ <u>平成19年8月12日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成19年8月11日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの</u></p> <p>4-27 の3-8-1 性能要件 (書面等による審査) (1) <u>座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</u> ② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u> ③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</u> ④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u> ⑤ <u>二輪自動車</u> ⑥ <u>側車付二輪自動車</u> ⑦ <u>三輪自動車</u> ⑧ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u> ⑨ <u>大型特殊自動車</u> ⑩ <u>小型特殊自動車</u> ⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u></p>	

新	旧
<p>① <u>運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>UN R95 に適合する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>(3) <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27 の3-1 (3) の規定を適用する。</u></p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用④]</p> <p>4-27 の3-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第17項及び第18項関係)</p> <p>① <u>電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</u></p> <p>② <u>平成28年6月22日以前に製作された電気自動車等(平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</u></p> <p>4-27 の3-9-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) <u>座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>三輪自動車</u></p> <p>⑧ <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>UN R95 に適合する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2 (1) ③の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び</u></p>	

新

旧

車体と同一の構造を有する車枠及び車体

(3) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27 の 3-1 (3) の規定を適用する。

4-27 の 4 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

4-27 の 4-1 性能要件（書面等による審査）

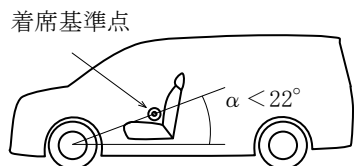
(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135 の 5. に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係）

① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの

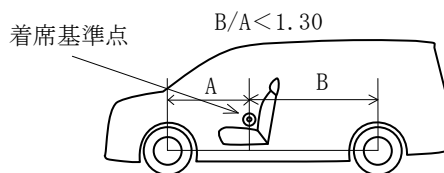
② ①の自動車の形状に類する自動車

③ 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げる自動車以外のもの

ア 車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、前車軸中心と運転者席の着席基準点（人体模型を ISO 6549:1999 に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型の H 点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。以下、4-27 の 4 において同じ。）と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの
（参考図）

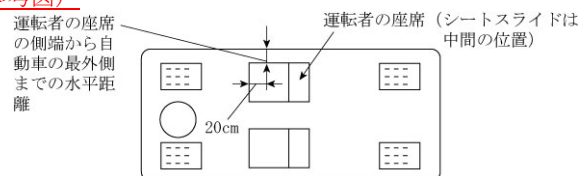


イ 車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの
（参考図）



④ ③の自動車の形状に類する自動車

(新設)

新	旧
<p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>三輪自動車</u></p> <p>⑧ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第14項関係)</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けたポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-2(1)③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>(3) <u>2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第16項関係)</u></p> <p>① <u>次に掲げる全ての事項に該当するもの</u></p> <p>ア <u>運転者席(当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。)の座席最側端(座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部)からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの</u></p> <p><u>(参考図)</u></p>  <p>イ <u>運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</u></p> <p>② <u>米国連邦自動車安全基準第214号に適合するもの</u></p> <p>4-27の4-2 欠番</p> <p>4-27の4-3 欠番</p> <p>4-27の4-4 適用関係の整理</p> <p><u>[ポールとの側面衝突の適用除外]</u></p>	

新	旧
<p>次に掲げる自動車については、4-27 の 4-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。 <u>（適用関係告示第 15 条第 24 項関係）</u></p> <p>① <u>平成 30 年 6 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 30 年 6 月 15 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u> ア <u>平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>平成 30 年 6 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>〔ポールとの側面衝突の適用除外〕</u></p> <p>4-27 の 4-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。 <u>（適用関係告示第 15 条第 24 項関係）</u></p> <p>① <u>平成 30 年 6 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 30 年 6 月 15 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u> ア <u>平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>平成 30 年 6 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>4-27 の 5 車枠及び車体の歩行者保護性能 4-27 の 5-1 性能要件（書面等による審査） (1) <u>自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 6 項関係）</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> ② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u> ③ <u>貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点（人体模型を ISO 6549:1999 に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型の H 点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。以下 4-27 の 5 において同じ。）が前車軸中心から後方 1.1m より後方に位置するもの（以下 4-27 の 5 において「ボンネットを</u></p>	<p>(4-27 から移項)</p>

新	旧
<p><u>有する自動車」という。)を除く。)</u></p> <p><u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>⑤ 二輪自動車</u></p> <p><u>⑥ 側車付二輪自動車</u></p> <p><u>⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p><u>⑧ 大型特殊自動車</u></p> <p><u>⑨ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車</u></p> <p><u>⑪ 被牽引自動車</u></p> <p><u>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (5-1 (2) ②の規定により、第 4 章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係)</u></p> <p><u>① ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの) 及びバンパの表面に鋭い突起を有していないこと。</u></p> <p><u>② UN R127-01 の 5. に適合すること。</u></p> <p><u>(3) ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) 及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は 2-14-2 (1) ③の書面により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。(細目告示第 100 条第 17 項関係)</u></p> <p><u>(4) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 18 項関係)</u></p> <p><u>① ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの) 及びバンパの表面に鋭い突起を有していないもの</u></p> <p><u>② 欧州連合指令 78/2009 に適合する装置</u></p> <p>4-27 の 5-2 欠番</p> <p>4-27 の 5-3 欠番</p> <p>4-27 の 5-4 適用関係の整理</p> <p><u>[歩行者保護の適用除外]</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる自動車については、4-27 の 5-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項及び第 13 項関係)</u></p> <p><u>① 次に掲げる自動車 (②に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>ア 平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車 (平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</u></p> <p><u>ウ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて平成 17 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 17 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、</u></p>	

新

旧

動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

エ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（ボンネットを有する自動車に限る。）のうち、次に掲げる自動車

(7) 平成27年2月23日以前に製作された自動車

(イ) 平成27年2月24日から平成31年8月23日までに製作された自動車（平成27年2月24日以降の型式指定自動車を除く。）

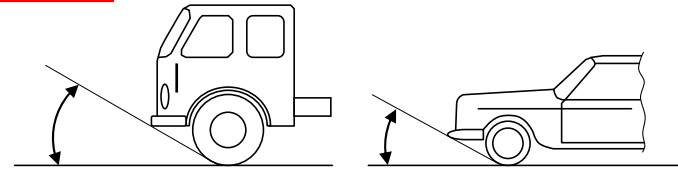
② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当する自動車

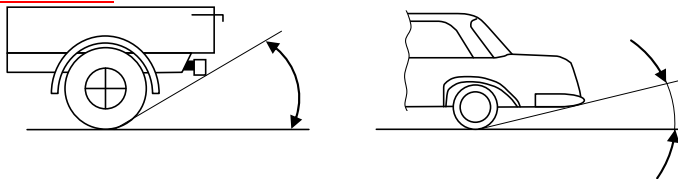
(7) 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車

(イ) 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車

(a) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上
(参考図)

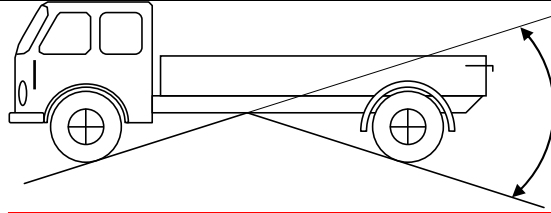


(b) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上
(参考図)

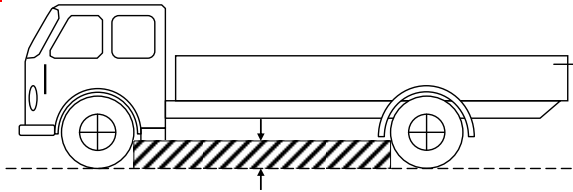


(c) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上
(参考図)

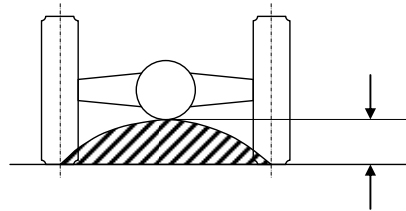
新



- (d) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が 200mm 以上
(参考図)



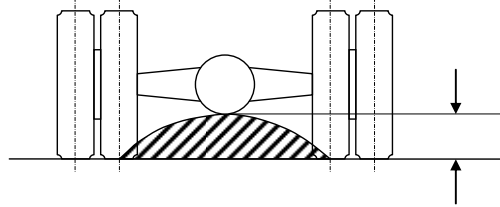
- (e) 自動車の前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。
(参考図)



- (f) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。
(参考図)

旧

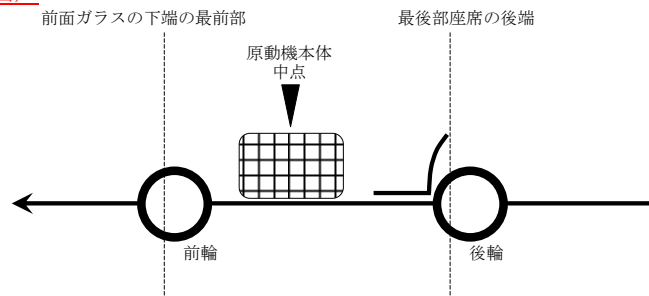
新



(ウ) 4-27 の 3-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

(参考図)



(オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

(カ) 燃料電池自動車

イ 次に掲げる自動車

(ア) 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車 (平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)

(ウ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

[歩行者脚部保護の適用除外]

(2) 次に掲げる自動車については、4-27 の 5-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。

旧

新	旧
<p><u>(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)</u></p> <p>① <u>平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された自動車であり、かつ、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもの（軽自動車にあつては、ボンネットを有する自動車に限る。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.5t 以下の自動車であつてボンネットを有する自動車（平成 25 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p>イ <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）1 の 1-1 の（4）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 19 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号）1 の 1-1 の（3）の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下 4-27 の 5 において「平成 27 年度燃費基準」という。）に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p>ウ <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p>② <u>平成 31 年 8 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であり、かつ、車両総重量 2.5t を超える自動車及びその形状が車両総重量 2.5t を超える自動車の形状に類する自動車（平成 27 年 2 月 24 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p>イ <u>平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p>ウ <u>平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p>③ <u>平成 30 年 2 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する車両総重量 2.5t</u></p>	

新	旧
<p><u>以下の軽自動車であってボンネットを有する自動車以外のもの（平成26年10月1日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 平成26年9月30日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>イ 平成26年9月30日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成27年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成26年9月30日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成26年9月30日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p><u>[歩行者保護の旧基準適用]</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる自動車については4-27の5-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。</u> <u>(適用関係告示第15条第23項関係)</u></p> <p><u>① 平成29年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>イ 平成29年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。）、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p><u>[歩行者保護の適用除外]</u></p> <p>4-27の5-5 従前規定の適用①</p> <p><u>次に掲げる自動車については、自動車の前面が歩行者に衝突した場合における歩行者保護の性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第15条第4項、第5項及び第13項関係）</u></p> <p><u>① 次に掲げる自動車（②に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>ア 平成17年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車（平成17年9月1日以降の型式指定自動車を除く。）</u></p> <p><u>ウ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車であって平成17年9月1日以降の型式指定自動車（平成17年8月31日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝</u></p>	

新

旧

達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

エ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（ボンネットを有する自動車に限る。）のうち、次に掲げる自動車

(7) 平成27年2月23日以前に製作された自動車

(イ) 平成27年2月24日から平成31年8月23日までに製作された自動車（平成27年2月24日以降の型式指定自動車を除く。）

② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの

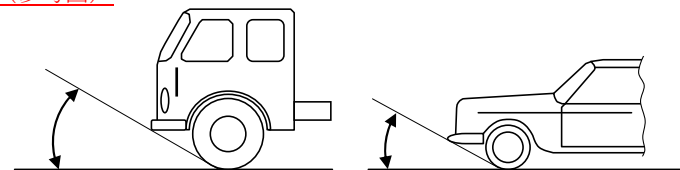
ア 次のいずれかに該当する自動車

(7) 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車

(イ) 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車

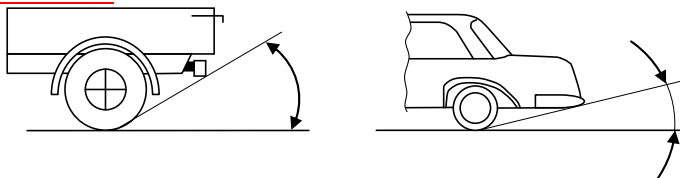
(a) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上

(参考図)



(b) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上

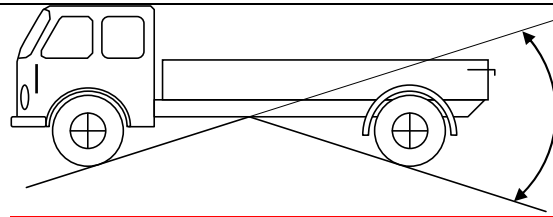
(参考図)



(c) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上

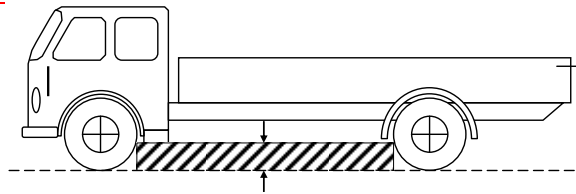
(参考図)

新



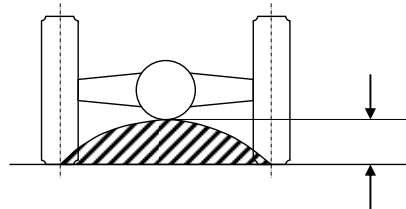
(d) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が 200mm 以上

(参考図)



(e) 自動車の前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

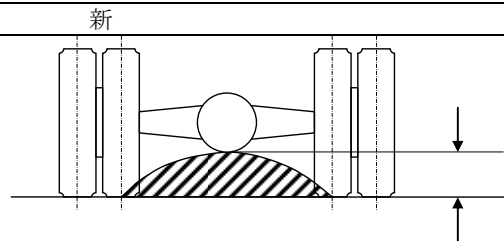
(参考図)



(f) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。

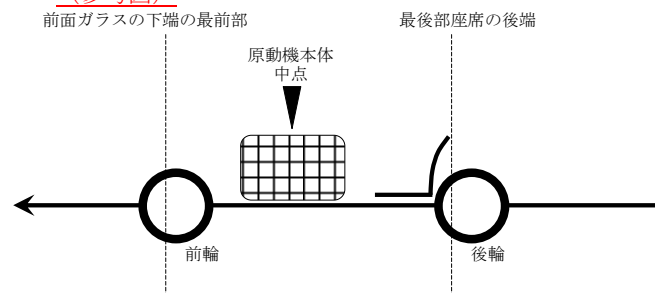
(参考図)

旧



(ウ) 4-27 の 3-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車
(参考図)



(オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

(カ) 燃料電池自動車

イ 次に掲げる自動車

(ア) 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車(平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)

(ウ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車(平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

[歩行者脚部保護の適用除外]

4-27 の 5-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

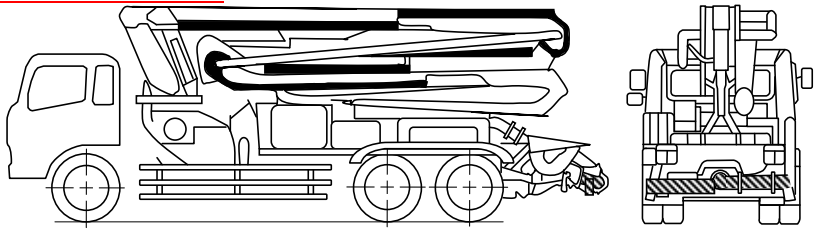
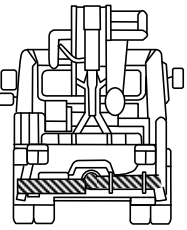
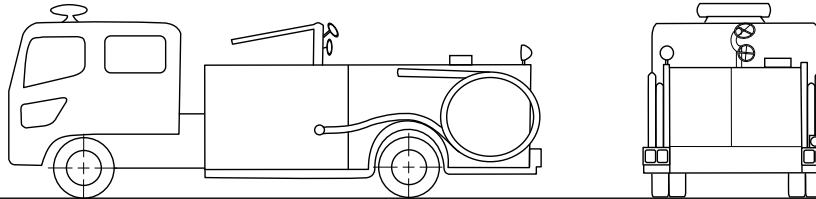
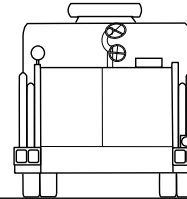
旧

新	旧
<p><u>示第 15 条第 14 項関係)</u></p> <p>① <u>平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された自動車であり、かつ、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもの（軽自動車にあつては、ボンネットを有する自動車に限る。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.5t 以下のボンネットを有する自動車（平成 25 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p>イ <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p>ウ <u>平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 25 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p>② <u>平成 31 年 8 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であり、かつ、車両総重量 2.5t を超える自動車及びその形状が車両総重量 2.5t を超える自動車の形状に類する自動車（平成 27 年 2 月 24 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p>イ <u>平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p>ウ <u>平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 27 年 2 月 23 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p>③ <u>平成 30 年 2 月 23 日までに製作された専ら乗用の用に供する車両総重量 2.5t 以下の軽自動車であつてボンネットを有する自動車以外のもの（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車（次に掲げるものを除く。）を除く。）</u></p> <p>ア <u>平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p>イ <u>平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から原動機の種類及び主要構造、</u></p>	

新	旧
<p><u>燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに動力伝達装置の種類及び主要構造が変更されたもの（平成 27 年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から懸架装置の種類及び主要構造が変更されたもの（歩行者の保護に係る性能が平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車と同一であるものに限る。）</u></p> <p>4-27 の 5-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p><u>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（適用関係告示第 15 条第 14 項関係）</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>③ 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.5t 以下であり、かつ、車枠と車体が一体の構造であって運転者室の前方に原動機を有するものを除く。）</u></p> <p><u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>⑤ 二輪自動車</u></p> <p><u>⑥ 側車付二輪自動車</u></p> <p><u>⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p><u>⑧ 大型特殊自動車</u></p> <p><u>⑨ 小型特殊自動車</u></p> <p><u>⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車</u></p> <p><u>⑪ 被牽引自動車</u></p> <p><u>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準（5-1 (2) ②の規定により、第 4 章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準）に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの）の表面に鋭い突起を有していないこと。</u></p> <p><u>② 平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。</u></p> <p><u>(3) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は 2-14-2 (1) ③の書面により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(4) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</u></p> <p><u>① ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの）の表面に鋭い突起を有していないもの</u></p>	

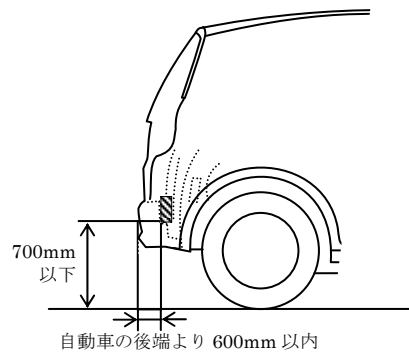
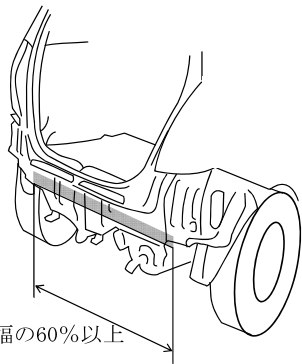
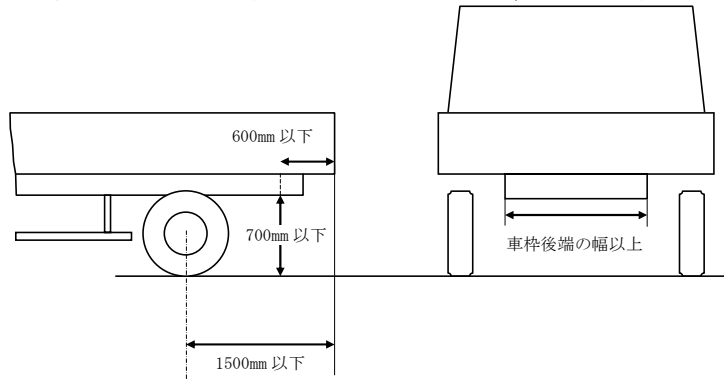
新	旧
<p>② <u>欧州連合指令 2003/102/EC に適合する装置</u> <u>[歩行者保護の旧基準適用]</u></p> <p>4-27 の 5-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 22 項関係)</p> <p>① <u>平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 29 年 9 月 1 日以降に種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造(歩行者の保護に係る性能に変更があるものに限る。)、車枠並びに主制動装置の種類に変更のないもの</u></p> <p>イ <u>平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造(歩行者の保護に係る性能に変更があるものに限る。)、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</u></p> <p>4-27 の 5-7-1 歩行者保護性能</p> <p>(1) <u>自動車(次に掲げるものを除く。)</u>の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 15 条第 22 項関係)</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t 以下のボンネットを有する自動車を除く。)</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>車枠及び車体は、次に掲げる基準(5-1(2)②の規定により、第 4 章の規定を適用することとされる車枠及び車体にあつては、①に掲げる基準)に適合するものでな</u></p>	

新	旧
<p><u>ればならない。</u></p> <p><u>① ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの）の表面に鋭い突起を有していないこと。</u></p> <p><u>② 細目告示別添 99「歩行者頭部及び脚部保護の技術基準」に適合すること。この場合において別添 3.2.1.2.中「別紙 4 の 2.2.」とあるのは「UN R127 附則 6 の 1.」と読み替えることができるものとする。</u></p> <p><u>(3) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの材質及び構造が指定自動車等同一の車枠及び車体又は 2-14-2 (1) ③の書面により (2) ②の基準に適合することが明らかなもの同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(4) 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、4-27 の 5-1 (4) の規定を適用する。</u></p> <p>4-28～4-29（略）</p> <p>4-30 突入防止装置</p> <p>4-30-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、4-30-2 の基準に適合する突入防止装置を <u>4-30-3 の基準に適合するよう</u> 備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして、次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係）</p> <p>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部 <u>（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下 4-30 において同じ。）</u> が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>①～③（略）</p> <p>（例）</p> <p>モノコック構造の車体を有する自動車の例</p> <p>（図、略）</p> <p>セミトレーラの例</p> <p>（図、略）</p>	<p>4-28～4-29（略）</p> <p>4-30 突入防止装置</p> <p>4-30-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、4-30-2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する <u>構造（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下「車体後面の構造部」という。）を有する</u> 自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係）</p> <p>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>①～③（略）</p> <p>（例）</p> <p>モノコック構造の車体を有する自動車の例</p> <p>（図、略）</p> <p>セミトレーラの例</p> <p>（図、略）</p>

新	旧
<p>その他の車体後面の構造部を有する例 (道路維持作業用自動車であって追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車) (図、略) (重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略) (重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略) (自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの) (図、略) (後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p>	<p>その他の車体後面の構造部を有する例 (道路維持作業用自動車であって追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車) (図、略) (重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略) (重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略) (自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの) (図、略) (後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p>
<p><u>(用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が500kg 以下の自動車)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
	
<p><u>(消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
	
<p>(2) 車両総重量が7t未満の自動車にあつては、<u>モノコック構造の車体の後面</u>、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部 ((1) の例を含む。) が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ①～③ (略) (例) 車両総重量 3.5t 以下 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超)</p>	<p>(2) 車両総重量が7t未満の自動車にあつては、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部 ((1) の例を含む。) が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ①～③ (略) (例) 車両総重量 3.5t 以下 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超)</p>

新

(図、略)
車両総重量 3.5t 以下 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下)



車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超)
(図、略)
車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下)
(図、略)

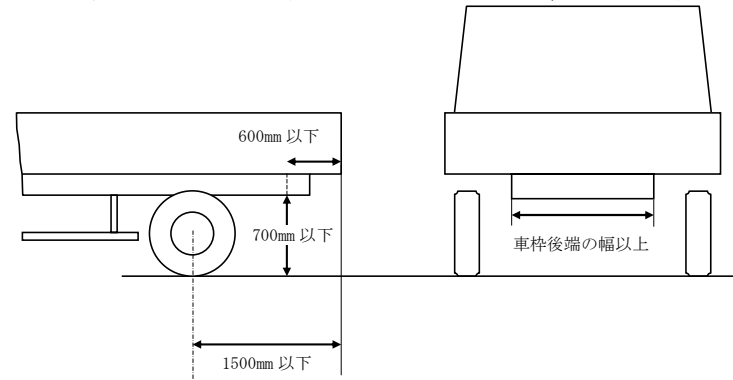
4-30-2 性能要件

4-30-2-1 視認等による審査

(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項関係、

旧

(図、略)
車両総重量 3.5t 以下 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下)



(新設)

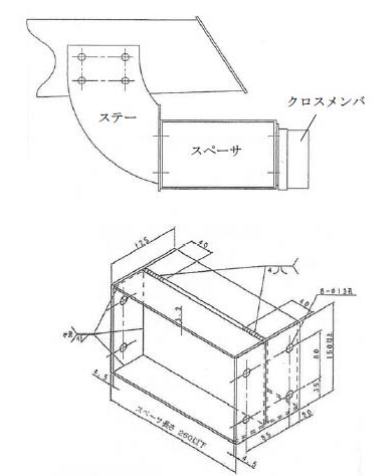
車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超)
(図、略)
車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下)
(図、略)

4-30-2 性能要件

4-30-2-1 視認等による審査

(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項関係、

新	旧
<p>細目告示第 102 条第 1 項関係)</p> <p>① <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。</u></p> <p>②～③（略）</p> <p>4-30-2-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</u>（細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、突入を防止する構造装置が UN R58-02-S3 の 25.（25.6.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）に適合する場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>この場合において、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合することが明らかである強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>細目告示第 102 条第 1 項関係)</p> <p>① <u>4-30-2-2②に規定する</u>突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。</p> <p>②～③（略）</p> <p>4-30-2-2 書面等による審査</p> <p>自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている突入防止装置若しくはこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置若しくはそれより後方に備えられた突入防止装置、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又は国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u>（細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、突入を防止する構造装置が UN R58-02-S3 の 25.（25.6.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）に適合する場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>また、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合することが明らかである強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合するものとする。</u></p> <p>③ <u>指定自動車等に備えている突入防止装置又は法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置であって、以下すべてに該当する「スペーサ」を取付けたものは、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとする。</u></p> <p><u>ア 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステアーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u></p> <p><u>イ 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u></p> <p><u>ウ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステアー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</u></p> <p><u>エ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u></p> <p><u>オ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u></p>

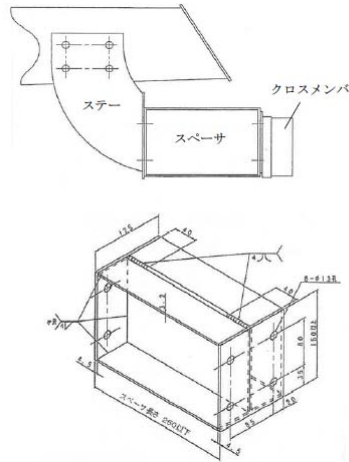
新	旧
	<p><u>カ</u> スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</p> <p><u>キ</u> 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</p> <p><u>ク</u> 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</p> <p>(例)</p> 
<p>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なう改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</p> <p>③ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステアとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ②の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</p> <p>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステアの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</p> <p>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</p> <p>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステア、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</p> <p>④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</p>	<p>(新設)</p>

新

旧

- ⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。
- ⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。
- ⑦ 両端のプレート部は、縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。
- ⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。

(例)



4-30-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第24条第3項関係、細目告示第102条第3項関係）

①～②（略）

（例）

貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車（指定自動車等）

（図、略）

貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車

4-30-3 取付要件（視認等による審査）

突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第24条第3項関係、細目告示第102条第3項関係）

①～②（略）

（例）

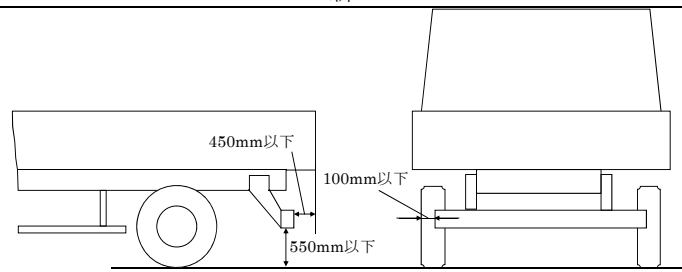
車両総重量3.5t超（指定自動車等）

（図、略）

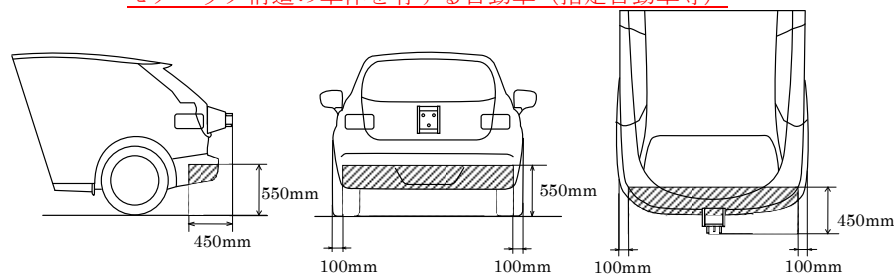
(新設)

新

旧



モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）



（車両後端から450mm以内の位置において、車輪の最外側から内側100mmまでの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が550mm以下になっている。）

（2）突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、（1）の基準に適合するものとする。

① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあつては3.5t以下のものに限る。）にあつては、UN R58-02-S3の2.に定める基準。

② ①の自動車以外の自動車にあつては、UN R58-02-S3の16.又は25.に定める基準。

この場合において、UN R58-02-S3の16.3.又は25.6.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。

4-30-4～4-30-7（略）

4-30-8 従前規定の適用④

平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第5項関係、第7項関係）

4-30-8-1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、

（新設）

（新設）

4-30-4～4-30-7（略）

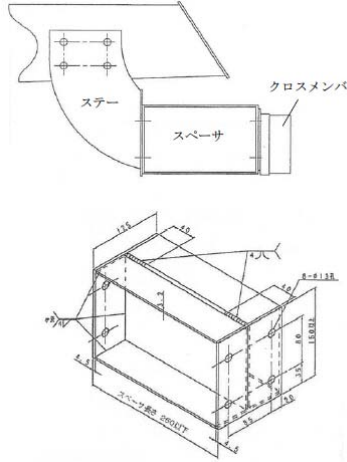
4-30-8 従前規定の適用④

平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第5項関係、第7項関係）

4-30-8-1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、

新	旧
<p>強度、形状等に関し、4-30-8-2 の基準に適合する突入防止装置を <u>4-30-8-3 の基準に適合するよう</u> 備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>4-30-8-2～4-30-8-3 (略)</p> <p>4-30-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 9 項関係)</p> <p>4-30-9-1 装備要件</p> <p>貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、4-30-9-2 の基準に適合する突入防止装置を <u>4-30-9-3 の基準に適合するよう</u> 備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>4-30-9-2 性能要件</p> <p>4-30-9-2-1 (略)</p> <p>4-30-9-2-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R58-02 の 7. に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ただし、突入を防止する構造装置が UN R58-02 の 25. (25.6. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。) に適合する場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>この場合において、UN R58-02 の 7. 及び 25. に適合することが明らかである強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、UN R58-02 の 7. 及び 25. に適合するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>強度、形状等に関し、4-30-8-2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する <u>構造（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下「車体後面の構造部」という。）を有する</u> 自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>4-30-8-2～4-30-8-3 (略)</p> <p>4-30-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 9 項関係)</p> <p>4-30-9-1 装備要件</p> <p>貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、4-30-9-2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する <u>構造（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下「車体後面の構造部」という。）を有する</u> 自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>4-30-9-2 性能要件</p> <p>4-30-9-2-1 (略)</p> <p>4-30-9-2-2 書面等による審査</p> <p>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R58-02 の 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、突入を防止する構造装置が UN R58-02 の 25. (25.6. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。) に適合する場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>なお、UN R58-02 の 7. 及び 25. に適合することが明らかである強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、UN R58-02 の 7. 及び 25. に適合するものとする。</u></p> <p><u>また、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p><u>③ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</u> <u>④ 指定自動車等に備えている突入防止装置又は法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置であって、以下すべてに該当する「スペーサ」を取付けたものは、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとする。</u> <u>ア 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステアーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> <u>イ 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> <u>ウ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステアー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</u> <u>エ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> <u>オ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>カ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> <u>キ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>ク 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> <u>(例)</u></p> 
<p><u>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新

旧

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置

③ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置

(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ②の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。

① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。

② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。

③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。

④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。

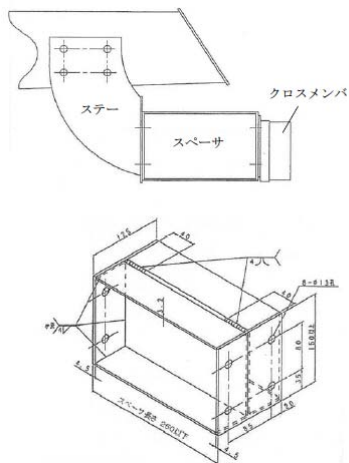
⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。

⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。

⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。

⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。

(例)



(新設)

4-30-9-3 (略)

4-31 (略)

4-30-9-3 (略)

4-31 (略)

新	旧
<p>4-32 乗車装置 4-32-1 性能要件 4-32-1-1 (略) 4-32-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4-38 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-00-S3 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S9 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8) (略) 4-32-2～4-32-6 (略) 4-33 (略)</p> <p>4-34 座席 4-34-1 性能要件 4-34-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 4-36-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係） ①～② (略) (3) (略) <u>(削除)</u></p>	<p>4-32 乗車装置 4-32-1 性能要件 4-32-1-1 (略) 4-32-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、4-38 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-00-S3 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S7 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8) (略) 4-32-2～4-32-6 (略) 4-33 (略)</p> <p>4-34 座席 4-34-1 性能要件 4-34-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、<u>旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 4-36-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</u>（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係） ①～② (略) (3) (略) <u>(4) (2) の規定は、(2) 本文ただし書の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。（細目告示第 106 条第 4 項関係）</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u> ② <u>座席ベルトの腰用帯部の取付装置の取付間隔が車両中心面に平行な平面の距離で 330mm 以上であり、かつ、当該座席ベルトが正常に機能する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u></p>

新	旧
<p><u>(4)</u> 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。(保安基準第 22 条第 5 項、細目告示第 106 条第 <u>4</u> 項)</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする(以下本章において同じ。)</p> <p><u>(6)</u> 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。(保安基準第 22 条第 6 項、細目告示第 106 条第 <u>5</u> 項)</p> <p>4-34-1-2 (略)</p> <p>4-34-2~4-34-4 (略)</p> <p>4-34-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>4-34-5-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上(非常口附近に設けられる座席にあっては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあっては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上)でなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4-34-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>4-34-6-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上(非常口附近に設けられる座席にあっては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあっては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上)でなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>4-34-7 従前規定の適用③</p>	<p><u>(5)</u> 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。(保安基準第 22 条第 5 項、細目告示第 106 条第 <u>5</u> 項)</p> <p><u>(6)</u> <u>(5)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする(以下本章において同じ。)</p> <p><u>(7)</u> 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。(保安基準第 22 条第 6 項、細目告示第 106 条第 <u>6</u> 項)</p> <p>4-34-1-2 (略)</p> <p>4-34-2~4-34-4 (略)</p> <p>4-34-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>4-34-5-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上(非常口附近に設けられる座席にあっては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあっては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上)でなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4-34-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 26 年 6 月 30 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>4-34-6-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上(非常口附近に設けられる座席にあっては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあっては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上)でなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>4-34-7 従前規定の適用③</p>

新	旧
<p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係）</p> <p>4-34-7-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>4-34-8 従前規定の適用④</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 3 項第 2 号及び第 3 号関係）</p> <p>4-34-8-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>4-34-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>4-34-9-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付</p>	<p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係）</p> <p>4-34-7-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>4-34-8 従前規定の適用④</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 3 項第 2 号及び第 3 号関係）</p> <p>4-34-8-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>4-34-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>4-34-9-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上）でなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの</p>

新	旧
<p>装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>4-34-10 従前規定の適用⑥</p> <p>平成 19 年 6 月 30 日 (乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 24 年 6 月 30 日) 以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては、4-34-10-1 (10) 及び (11) の規定は適用しない。(適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p>4-34-10-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席 (またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上 (非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上) でなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>4-34-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 24 年 7 月 21 日 (貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日) 以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>4-34-11-1 性能要件</p> <p>4-34-11-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席 (またがり式の座席を除く。) は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 4-36-10-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>あつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>4-34-10 従前規定の適用⑥</p> <p>平成 19 年 6 月 30 日 (乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 24 年 6 月 30 日) 以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては、4-34-10-1 (10) 及び (11) の規定は適用しない。(適用関係告示第 19 条第 1 項及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p>4-34-10-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席 (またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) は、1 人につき、大きさが幅 380mm 以上、奥行 400mm 以上 (非常口付近に設けられる座席にあつては幅 380mm 以上、奥行 250mm 以上、次に掲げる座席にあつては幅 300mm 以上、奥行 250mm 以上) でなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 4-36-7-1 (1) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>4-34-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 24 年 7 月 21 日 (貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成 28 年 7 月 21 日) 以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>4-34-11-1 性能要件</p> <p>4-34-11-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席 (またがり式の座席を除く。) は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 4-36-10-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) (2) の規定は、(2) 本文ただし書の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。</u></p>

新	旧
<p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。）</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>4-34-11-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) ①及び②に規定する座席は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、③に掲げる座席にあっては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R80-02 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p> <p>ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-07-S3 の 5.1. 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) ①及び②に規定する座席の後部部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、(1) ③に掲げる座席にあっては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R80-02 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p> <p>ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席にあっては、UN R17-07-S3 の 5.1. 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>①</u> <u>指定自動車等に備えられている座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u></p> <p><u>②</u> <u>座席ベルトの腰用帯部の取付装置の取付間隔が車両中心面に平行な平面の距離で 330mm 以上であり、かつ、当該座席ベルトが正常に機能する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>(5)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。）</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>4-34-11-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) ①及び②に規定する座席は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、③に掲げる座席にあっては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R80-01-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p> <p>ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-07-S3 の 5.1. 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) ①及び②に規定する座席の後部部分は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、(1) ③に掲げる座席にあっては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R80-01-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p> <p>ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席にあっては、UN R17-07-S3 の 5.1. 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) 次に掲げるものは (3) ②に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-07-S3 の 5.1.4. の規定、UN R80-02 付録 1 (1.2. に限る。) 及び付録 5 (1.3.3. に限る。) の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p>4-34-12 従前規定の適用⑧</p> <p>平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 7 項関係）</p> <p>4-34-12-1 性能要件</p> <p>4-34-12-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上の</u>旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であって 4-36-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。）</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>4-34-12-1-2 (略)</p>	<p>(4) 次に掲げるものは (3) ②に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-07-S3 の 5.1.4. の規定、UN R80-01-S3 付録 1 (1.2. に限る。) 及び付録 5 (1.3.3. に限る。) の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p>4-34-12 従前規定の適用⑧</p> <p>平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 19 条第 7 項関係）</p> <p>4-34-12-1 性能要件</p> <p>4-34-12-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて 4-36-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) (2) の規定は、(2) 本文ただし書の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u></p> <p><u>② 座席ベルトの腰用帯部の取付装置の取付間隔が車両中心面に平行な平面の距離で 330mm 以上であり、かつ、当該座席ベルトが正常に機能する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>(5)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。）</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>4-34-12-1-2 (略)</p>

新	旧
<p>4-35 補助座席定員 4-34-1-1 (2) ①アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上で<u>なければならない</u>。(保安基準第22条の2関係、細目告示第29条関係、細目告示第107条関係)</p> <p>4-36 座席ベルト等 4-36-1 (略) 4-36-2 性能要件(書面等による審査) (1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S5の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 4-36-1に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S5の6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22</p>	<p>4-35 補助座席定員 4-34-1-1 (2) ①アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上で<u>あり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けずとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならない</u>。この場合において、「<u>車いすの用に供する床面</u>」とは、<u>車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする</u>。(保安基準第22条の2関係、細目告示第29条関係、細目告示第107条関係)</p> <p>4-36 座席ベルト等 4-36-1 (略) 4-36-2 性能要件(書面等による審査) (1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S4の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 <u>なお、当分の間、「UN R14-07-S4」とあるものを「UN R14-07-S3」、「UN R16-06-S3」とあるものを「UN R16-06-S2」と読み替えることができるものとする。(以下4-36-2において同じ。)</u>(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係、<u>適用関係告示第20条第14項関係</u>)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 4-36-1に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S3の6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22</p>

新	旧
<p>条の3第3項関係、細目告示第30条第3項関係、細目告示第108条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げるものは (1) ②に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</p> <p>① UN R14-07-S5の5. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.適合する装置</p> <p>② (略)</p> <p>(6) 次に掲げるものは (3) ②に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S5の8.1.から8.3.4. (8.2.2.5を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-06-S5の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付国自技第180号、国自審第631号、国自整第100号)による改正前の旧技術基準別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>4-36-3～4-36-11 (略)</p> <p>4-37 (略)</p> <p>4-38 頭部後傾抑止装置</p> <p>4-38-1～4-38-6 (略)</p> <p>4-38-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和45年3月31日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第21条3項関係)</p> <p>4-38-7-1 装備要件</p> <p>自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が4-38-8-2(1)①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>4-38-7-2 (略)</p> <p>4-38-8 従前規定の適用④</p> <p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第21条第1項関係)</p> <p>4-38-8-1 装備要件</p> <p>自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員11人以上の自</p>	<p>条の3第3項関係、細目告示第30条第3項関係、細目告示第108条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げるものは (1) ②に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</p> <p>① UN R14-07-S4の5. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.適合する装置</p> <p>② (略)</p> <p>(6) 次に掲げるものは (3) ②に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S3の8.1.から8.3.4. (8.2.2.5を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-06-S3の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付国自技第180号、国自審第631号、国自整第100号)による改正前の旧技術基準別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>4-36-3～4-36-11 (略)</p> <p>4-37 (略)</p> <p>4-38 頭部後傾抑止装置</p> <p>4-38-1～4-38-6 (略)</p> <p>4-38-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和45年3月31日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第21条3項関係)</p> <p>4-38-7-1 装備要件</p> <p>自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(4-34-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、運転者席及び旅客3人の用に供する座席)には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が4-38-8-2(1)①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>4-38-7-2 (略)</p> <p>4-38-8 従前規定の適用④</p> <p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第21条第1項関係)</p> <p>4-38-8-1 装備要件</p> <p>自動車(普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員11人以上の自</p>

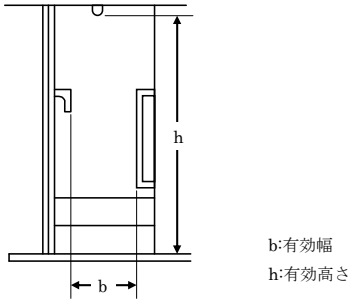
新	旧
<p>動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が 4-38-8-2 (1) ①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>4-38-8-2 (略)</p> <p>4-39 年少者用補助乗車装置等</p> <p>4-39-1 (略)</p> <p>4-39-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S3 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S9 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるものは (1) ②に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。</p> <p>① UN R14-07-S5 の 5.、6. 及び 7. (5. 2. 3. 3. 及び 5. 2. 3. 4. の規定を除く。)に適合する年少者用補助乗車装置取付具</p> <p>② (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S5 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S5 の 5.、6. 及び 7. (5. 2. 4. 5. を除き、UN R14-07-S1 の 5. 2. 4. 5. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 5 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(6) 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車については、4-39-1 本文中「、年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取付けるために設計された自動車に備える取付装置 (ISOFIX トップテザー取付装置) 及び年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面 (サポートレッグ接触面) をいう。以下同じ。」とあるのは、「及び年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取付けるために設計された自動車に備える取付装置 (ISOFIX トップテザー取付装置) をいう。以下同じ。」と、「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは、「年少者用補助乗車装置取付具 (ISOFIX 取付装置) (回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた 2 個の取付部で構成される取</p>	<p>動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(4-34-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席 <u>(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては、運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席)</u> には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が 4-38-8-2 (1) ①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>4-38-8-2 (略)</p> <p>4-39 年少者用補助乗車装置等</p> <p>4-39-1 (略)</p> <p>4-39-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01-S3 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S6 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるものは (1) ②に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。</p> <p>① UN R14-07-S4 の 5.、6. 及び 7. (5. 2. 3. 3. 及び 5. 2. 3. 4. の規定を除く。)に適合する年少者用補助乗車装置取付具</p> <p>② (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S4 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S2 の 5.、6. 及び 7. (5. 2. 4. 5. を除き、UN R14-07-S1 の 5. 2. 4. 5. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 5 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(6) 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車については、4-39-1 本文中「、年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取付けるために設計された自動車に備える取付装置 (ISOFIX トップテザー取付装置) 及び年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面 (サポートレッグ接触面) をいう。以下同じ。」とあるのは、「及び年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取付けるために設計された自動車に備える取付装置 (ISOFIX トップテザー取付装置) をいう。以下同じ。」と、「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは、「年少者用補助乗車装置取付具 (ISOFIX 取付装置) (回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた 2 個の取付部で構成される取</p>

新	旧
<p>付装置をいう。)及び ISOFIX トップテザー取付装置という。)」と、(1)本文中「UN R14-07-S5」の 5.、6.及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S5」の 5.、6.及び 7. (5.3.8.を除き、UN R14-07-S1 の 5.3.8.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 7 項関係)</p> <p>(7) (略)</p> <p>4-39-3～4-39-6 (略)</p> <p>4-40 通路</p> <p>4-40-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車を除く。)及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。(保安基準第 23 条第 2 項関係)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>4-40-2～ 4-40-3 (略)</p> <p>4-40-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-40-5～ 4-40-6 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-41 (略)</p>	<p>付装置をいう。)及び ISOFIX トップテザー取付装置という。)」と、(1)本文中「UN R14-07-S4」の 5.、6.及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S4」の 5.、6.及び 7. (5.3.8.を除き、UN R14-07-S1 の 5.3.8.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 7 項関係)</p> <p>(7) (略)</p> <p>4-39-3～4-39-6 (略)</p> <p>4-40 通路</p> <p>4-40-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車を除く。)、<u>旅客自動車運送事業用自動車</u>で乗車定員 10 人以下のもの及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。(保安基準第 23 条第 2 項関係)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>4-40-2～ 4-40-3 (略)</p> <p>4-40-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) <u>昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口 (乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口 (運転者のみの用に供するものを除く。))を除く。)</u>が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席 (乗降口から直接着席できるものを除く。)までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1,200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの (乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。)については、<u>4-40-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第 23 条第 2 項関係)</u></p> <p>4-40-5～ 4-40-6 (略)</p> <p>4-40-7 従前規定の適用③</p> <p><u>昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口 (乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口 (運転者のみの用に供するものを除く。))を除く。)</u>が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席 (乗降口から直接着席できるものを除く。)までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1,200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの (乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。)については、<u>次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 23 条第 2 項関係)</u></p> <p>4-40-7-1 性能要件</p> <p><u>通路は、安全かつ容易に通行できるものでなければならない。</u></p> <p>4-41 (略)</p>

新	旧
<p>4-42 乗降口 4-42-1 (略) 4-42-2 性能要件 4-42-2-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。（保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 35 条第 2 項関係、細目告示第 113 条第 2 項関係） ①～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-42-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉（折畳式扉、巻上式扉、脱着式扉、非常口用扉及び側車付二輪自動車の扉をいう。以下同じ。）以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-04 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、扉の構造上、UN R11-04 に定めるヒンジ又はラッチシステムを 取付ける ことができない扉であつて、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4. 及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。（保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる扉は、(1) の「乗降口に備える扉」に該当しないものとする。 ① (略) ② 運転者室及び客室から隔壁等により隔たれた場所に設けられた開口部に備える扉。この場合において、次のアからウに掲げるものは隔壁等とみなすものとする。 ア～イ (略) ウ 金属製の枠に 取付けられた金網、棚、金属製のパイプによる柵等開口部を</p>	<p>4-42 乗降口 4-42-1 (略) 4-42-2 性能要件 4-42-2-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。（保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 35 条第 2 項関係、細目告示第 113 条第 2 項関係） ①～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-42-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉（折畳式扉、巻上式扉、脱着式扉、非常口用扉及び側車付二輪自動車の扉をいう。以下同じ。）以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、扉の構造上、UN R11-03-S3 に定めるヒンジ又はラッチシステムを 取り付ける ことができない扉であつて、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4. 及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。（保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる扉は、(1) の「乗降口に備える扉」に該当しないものとする。 ① (略) ② 運転者室及び客室から隔壁等により隔たれた場所に設けられた開口部に備える扉。この場合において、次のアからウに掲げるものは隔壁等とみなすものとする。 ア～イ (略) ウ 金属製の枠に 取り付けられた金網、棚、金属製のパイプによる柵等開口部を</p>

新	旧
<p>有するものであって、1辺 500mm の立方体が当該開口部を容易に通過できないもの</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>4-42-3 (略)</p> <p>4-42-4 適用関係の整理</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)</u> 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4-42-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p><u>(2)</u> 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4-42-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4-42-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p><u>(4)</u> 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4-42-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p><u>(5)</u> 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4-42-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)</p> <p><u>(6)</u> 平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、4-42-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係)</p> <p><u>(7)</u> 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4-42-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。</p> <p><u>(8)</u> 次に掲げる自動車については、4-42-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適</p>	<p>を有するものであって、1辺 500mm の立方体が当該開口部を容易に通過できないもの</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>4-42-3 (略)</p> <p>4-42-4 適用関係の整理</p> <p><u>(1)</u> 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口 (乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口 (運転者のみの用に供するものを除く。)) を除く。が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席 (乗降口から直接着席できるものを除く。)) までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの (乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。)) については、4-42-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><u>(2)</u> 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車 (①) に掲げるものを除く。及び幼児専用車については、4-42-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><u>(3)</u> 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)) については、4-42-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p><u>(4)</u> 昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口 (乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口 (運転者のみの用に供するものを除く。)) を除く。が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席 (乗降口から直接着席できるものを除く。)) までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの (乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。)) については、4-42-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p><u>(5)</u> 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4-42-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 4 号関係)</p> <p><u>(6)</u> 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、4-42-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 5 号関係)</p> <p><u>(7)</u> 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、4-42-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)</p> <p><u>(8)</u> 平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、4-42-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係)</p> <p><u>(9)</u> 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4-42-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。</p> <p><u>(10)</u> 次に掲げる自動車については、4-42-14 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適</p>

新	旧
<p>用関係告示第 24 条第 4 項関係) ①～② (略)</p> <p><u>(9) 次に掲げる自動車については、4-42-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 6 項関係)</u></p> <p><u>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの</u></p> <p><u>ア 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの</u></p> <p><u>(イ) 平成 28 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</u></p> <p><u>ア 平成 30 年 1 月 26 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの</u></p> <p><u>(イ) 平成 30 年 1 月 27 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>用関係告示第 24 条第 4 項関係) ①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-42-5 従前規定の適用①</p> <p><u>昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車 (幼児専用車を除く。) で、旅客の用に供する乗降口 (乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口 (運転者のみの用に供するものを除く。) を除く。) が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席 (乗降口から直接着席できるものを除く。) までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1,200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの (乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 1 号関係)</u></p> <p>4-42-5-1 装備要件</p> <p><u>4-42-8-1 に同じ。</u></p> <p>4-42-5-2 性能要件</p> <p><u>4-42-5 に規定する自動車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p>

新	旧
<p>4-42-5 従前規定の適用① 昭和26年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第1項及び第2項関係)</p> <p>4-42-5-1 装備要件</p> <p><u>(1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。</u></p> <p><u>(2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。</u></p> <p><u>(3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。</u> <u>ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。</u></p> <p>4-42-5-2 性能要件</p> <p>(1) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① 乗降口の有効幅は、600mm以上であること。 <u>(参考図)</u></p>  <p>b:有効幅 h:有効高さ</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車(幼児専用車を除く。)の乗降口</u></p>	<p><u>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</u></p> <p>① <u>乗降口に備える階段は、すべり止めを施したものであること。</u></p> <p>② <u>空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。</u></p> <p>4-42-6 従前規定の適用② 昭和26年12月31日以前に製作された<u>旅客自動車運送事業用自動車(4-42-4(1)に掲げるものを除く。)</u>及び<u>幼児専用車</u>については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第2項第1号関係)</p> <p>4-42-6-1 装備要件 <u>4-42-9-1に同じ。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-42-6-2 性能要件</p> <p>(1) <u>旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)</u>の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① 乗降口の有効幅は、600mm以上であること。 <u>(参考図追加)</u></p> <p>② <u>乗降口の有効高さは、1,600mm(4-40-1(3)の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm)以上であること。</u> <u>(参考図)(略)</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>の有効高さは、1,600mm (4-40-1 (3) の規定により通路の有効高さを1,200mm とすることができる自動車にあっては、1,200mm) 以上であること。</u> <u>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>4-42-6 従前規定の適用② 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第1項及び第2項関係)</p> <p>4-42-6-1 装備要件 (1) (略) <u>(2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。</u> (3) (略)</p> <p>4-42-6-2 性能要件 <u>(1) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。 ①～③ (略)</p> <p><u>(2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車(幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>① 乗降口の有効高さは、1,600mm (4-40-1 (3) の規定により通路の有効高さを1,200mm とすることができる自動車にあっては、1,200mm) 以上であること。</u> <u>② 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。</u></p> <p><u>(3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>① 空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の踏段にあっては、300mm)以下であり、有効奥行きが200mm以上である踏段を備えること。</u> <u>ただし、最下段以外の踏段であって乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。</u> (参考図)</p>	<p><u>(2) (略)</u></p> <p>4-42-7 従前規定の適用③ 昭和35年3月31日以前に製作された自動車<u>(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)</u>については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第2項第2号関係)</p> <p>4-42-7-1 装備要件 (1) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>4-42-7-2 性能要件 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあっては、この限りでない。</u> ①～③ (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<div data-bbox="369 185 645 486" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="163 496 891 555">② 乗降口及び踏段は、(1) の基準に準じたものであること。 (削除)</p> <p data-bbox="147 1214 1106 1305">4-42-7 従前規定の適用③ 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p data-bbox="147 1310 367 1369">4-42-7-1 装備要件 (1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="147 1374 367 1428">4-42-7-2 性能要件 4-42-8-2 に同じ。</p>	<p data-bbox="1133 528 2089 802">4-42-8 従前規定の適用④ 昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口（乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口（運転者のみの用に供するものを除く。）を除く。）が有効高さ 900mm 以上有効開口幅 500mm 以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席（乗降口から直接着席できるものを除く。）までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ 1,200mm 以上有効幅 300mm 以上又は有効高さ 900mm 以上有効幅 500mm 以上であるもの（乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p data-bbox="1133 807 2089 962">4-42-8-1 装備要件 (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。 (2) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。 ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="1133 967 2089 1209">4-42-8-2 性能要件 4-42-8 に規定する自動車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ① 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を備えること。 ② 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。 ③ ①の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。</p> <p data-bbox="1133 1214 2089 1305">4-42-9 従前規定の適用⑤ 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 4 号関係)</p> <p data-bbox="1133 1310 1352 1369">4-42-9-1 装備要件 (1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="1133 1374 1352 1428">4-42-9-2 性能要件 4-42-10-2 に同じ。</p>

新	旧
<p>4-42-8 従前規定の適用④ 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p>4-42-8-1 装備要件 4-42-9-1 に同じ。</p> <p>4-42-8-2 性能要件 (1) 乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-42-9 従前規定の適用⑤ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)</p> <p>4-42-9-1 装備要件 4-42-10-1 に同じ。</p> <p>4-42-9-2 性能要件</p> <p>4-42-9-2-1 視認等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-42-9-2-2 書面等による審査 (1) <u>自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が発生等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、旧技術基準別添 29「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる扉であつて、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる</u></p>	<p>4-42-10 従前規定の適用⑥ 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 2 項第 5 号関係)</p> <p>4-42-10-1 装備要件 4-42-11-1 に同じ。</p> <p>4-42-10-2 性能要件 (1) <u>旅客自動車運送事業用自動車及び</u>乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-42-11 従前規定の適用⑦ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)</p> <p>4-42-11-1 装備要件 4-42-12-1 に同じ。</p> <p>4-42-11-2 性能要件 (1) (略)</p> <p>(2) <u>旅客自動車運送事業用自動車及び</u>乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 指定自動車に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉であつて、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>性能を有する扉</u></p> <p><u>(3) 次に掲げるものは、(2) ②に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。</u></p> <p>① <u>米国連邦自動車安全基準第 206 号に適合する装置</u></p> <p>② <u>UN R11 に適合する装置</u></p> <p>4-42-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係)</p> <p>4-42-10-1 装備要件 (1) ～ (3) (略)</p> <p>4-42-10-2 性能要件</p> <p>4-42-10-2-1 視認等による審査 (1) 乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-42-10-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2) ②に定める「これに準ずる性能を有する<u>扉</u>」とする。 ① 米国連邦自動車安全基準第 206 号に適合する装置 ② <u>UN R11 に適合する装置</u></p> <p>4-42-11 従前規定の適用⑦ 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-42-11-1 装備要件 (1) ～ (3) (略)</p> <p>4-42-11-2 性能要件</p> <p>4-42-11-2-1 視認等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-42-11-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略)</p>	<p>4-42-12 従前規定の適用⑧ 平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係)</p> <p>4-42-12-1 装備要件 (1) ～ (3) (略)</p> <p>4-42-12-2 性能要件</p> <p>4-42-12-2-1 視認等による審査 (1) <u>旅客自動車運送事業用自動車及び</u>乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-42-12-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2) ②に定める「これに準ずる性能を有する<u>もの</u>」とする。 ① 米国連邦自動車安全基準第 206 号に適合する装置</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-42-13 従前規定の適用⑨ 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-42-13-1 装備要件 (1) ～ (3) (略)</p> <p>4-42-13-2 性能要件</p> <p>4-42-13-2-1 視認等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) <u>旅客自動車運送事業用自動車及び</u>乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ①～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-42-13-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略)</p>

新	旧
<p>4-42-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第4項関係)</p> <p>① 平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</p> <p>② 平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車</p> <p>4-42-12-1 装備要件 (1)～(3) (略)</p> <p>4-42-12-2 性能要件</p> <p>4-42-12-2-1 視認等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-42-12-2-2 書面等による審査 (1)～(3) (略)</p>	<p>4-42-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第4項関係)</p> <p>① 平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</p> <p>② 平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車</p> <p>4-42-14-1 装備要件 (1)～(3) (略)</p> <p>4-42-14-2 性能要件</p> <p>4-42-14-2-1 視認等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-42-14-2-2 書面等による審査 (1)～(3) (略)</p>
<p>4-42-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第4項関係)</p> <p>① <u>次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの</u></p> <p>ア <u>平成28年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>イ <u>平成28年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成28年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの</u></p> <p>(イ) <u>平成28年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成28年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>② <u>次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの</u></p> <p>ア <u>平成30年1月26日以前に製作された自動車</u></p> <p>イ <u>平成30年1月27日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>(7) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの</u></p> <p><u>(i) 平成 30 年 1 月 27 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>4-42-13-1 装備要件 4-42-1 に同じ。</p> <p>4-42-13-2 性能要件</p> <p>4-42-13-2-1 視認等による審査 4-42-2-1 に同じ。</p> <p>4-42-13-2-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉（折畳式扉、巻上式扉、脱着式扉、非常口用扉及び側車付二輪自動車の扉をいう。以下同じ。）以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、扉の構造上、UN R11-03-S3 に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4. 及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。（保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係）</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる扉は、(1) の「乗降口に備える扉」に該当しないものとする。</u></p> <p><u>① 乗車人員の乗降のための開口部とは別に物品の積み卸し等のために設けられた開口部に備える扉であつて、1 辺 500mm の立方体が当該開口部を通過できないもの</u></p> <p><u>② 運転者室及び客室から隔壁等により隔たれた場所に設けられた開口部に備える扉。この場合において、次のアからウに掲げるものは隔壁等とみなすものとする。</u></p> <p><u>ア ノブ及び空錠付きの扉、落とし錠により固定可能な扉、ロック機構付自動開閉式扉</u></p> <p><u>イ 自動車用安全ガラス</u></p> <p><u>ウ 金属製の枠に取付けられた金網、柵、金属製のパイプによる柵等開口部を有するものであつて、1 辺 500mm の立方体が当該開口部を容易に通過できな</u></p>	

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>いもの</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる扉であってその機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第113条第1項関係)</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉</u></p> <p><u>② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉又はこれに準ずる性能を有する扉</u></p> <p><u>③ ①又は②に掲げる扉並びに(1)の基準に適合することを証する書面の提示があった扉と、ヒンジ及びラッチその他扉の保持構成部品のそれぞれが同一の構造を有するものであって、開口部への取付強度が同程度以上であると認められるもの</u></p> <p><u>(4) 米国連邦自動車安全基準第206号に適合する扉は、(3)②に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。</u></p> <p>4-43～4-45 (略)</p> <p>4-46 窓ガラス</p> <p>4-46-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S³の6.、7.、8.及び附則21(追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合する安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。(保安基準第29条第1項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車(最高速度40km/h未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S³の6.、7.、8.及び附則21(3.2.及び4.2.を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第29条第2項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>(5) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S³の6.、7.、8.及び附則21(3.2.及び4.2.を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第29条第3項関係、細目告示第39条第1項及び第3項関係、細目告示第117条第1項及び第3項関係)</p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>4-46-2～4-46-4 (略)</p>	<p>4-43～4-45 (略)</p> <p>4-46 窓ガラス</p> <p>4-46-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S²の6.、7.、8.及び附則21(追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合する安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。(保安基準第29条第1項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車(最高速度40km/h未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S²の6.、7.、8.及び附則21(3.2.及び4.2.を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第29条第2項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>(5) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S²の6.、7.、8.及び附則21(3.2.及び4.2.を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第29条第3項関係、細目告示第39条第1項及び第3項関係、細目告示第117条第1項及び第3項関係)</p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>4-46-2～4-46-4 (略)</p>

新	旧																							
<p>4-46-5 従前規定の適用① 昭和 32 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係）</p> <p>4-46-5-1 性能要件 (1) ~ (2) (略) <u>(3) (削除)</u></p>	<p>4-46-5 従前規定の適用① 昭和 32 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係）</p> <p>4-46-5-1 性能要件 (1) ~ (2) (略) <u>(3) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">窓ガラスの部位</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">JIS R 3211 「自動車用 安全ガラス」 に基づくもの</th> <th style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</th> <th style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに 基づく ANSZ 26.1 の規定 によるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) (2) 以外の前 面ガラス</td> <td style="text-align: center;">L</td> <td style="text-align: center;">Ⅱ E43R-, Ⅲ E43R-, Ⅳ E43R-,</td> <td style="text-align: center;">AS1, AS10 (※), AS14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス</td> <td style="text-align: center;">L, L, Z, T</td> <td style="text-align: center;">Ⅰ E43R-, Ⅱ E43R-, Ⅲ E43R-, Ⅳ E43R-, Ⅵ E43R-,</td> <td style="text-align: center;">AS1, AS2, AS10 (※), AS14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分</td> <td style="text-align: center;">L, L, T</td> <td style="text-align: center;">E43R-,</td> <td style="text-align: center;">AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス</td> <td style="text-align: center;">L, L, T</td> <td style="text-align: center;">E43R-, , Ⅴ E 43R-</td> <td style="text-align: center;">AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16</td> </tr> </tbody> </table>	窓ガラスの部位	付される記号			JIS R 3211 「自動車用 安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに 基づく ANSZ 26.1 の規定 によるもの	(1) (2) 以外の前 面ガラス	L	Ⅱ E43R-, Ⅲ E43R-, Ⅳ E43R-,	AS1, AS10 (※), AS14	(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, L, Z, T	Ⅰ E43R-, Ⅱ E43R-, Ⅲ E43R-, Ⅳ E43R-, Ⅵ E43R-,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14	(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	E43R-,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15	(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T	E43R-, , Ⅴ E 43R-	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16
窓ガラスの部位	付される記号																							
	JIS R 3211 「自動車用 安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに 基づく ANSZ 26.1 の規定 によるもの																					
(1) (2) 以外の前 面ガラス	L	Ⅱ E43R-, Ⅲ E43R-, Ⅳ E43R-,	AS1, AS10 (※), AS14																					
(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス	L, L, Z, T	Ⅰ E43R-, Ⅱ E43R-, Ⅲ E43R-, Ⅳ E43R-, Ⅵ E43R-,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14																					
(3) 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	E43R-,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15																					
(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T	E43R-, , Ⅴ E 43R-	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16																					

新				旧				
<p>4-46-6 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>4-46-6-1 性能要件</p> <p>(1) 自動車の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスでなければならない。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>				<p><u>注：※印は、可視光線の透過率が 70%以上のものに限る。</u></p> <p>4-46-6 従前規定の適用② 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>4-46-6-1 性能要件</p> <p>(1) 自動車の運転者席の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのない<u>ない</u>安全ガラスでなければならない。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>				
窓ガラスの部位		付される記号		窓ガラスの部位		付される記号		
		JIS R 3211 「自動車用 安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基 づくもの			FMVSS No. 205 及びこれに 基づく ANSZ 26.1 の規定 によるもの	JIS R 3211 「自動車用 安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基 づくもの
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(1) (2) 以外の前面 ガラス</u>		<u>L</u> <u>II</u> <u>E43R-</u> <u>III</u> <u>E43R-</u> <u>IV</u> <u>E43R-</u>	<u>AS1, AS10 (※), AS14</u>
<u>運転者席の 前面ガラス</u>		<u>L, L, Z, T</u>	<u>I</u> <u>E43R-</u> <u>II</u> <u>E43R-</u> <u>III</u> <u>E43R-</u> <u>IV</u> <u>E43R-</u> <u>VII</u> <u>E43R-</u>	<u>AS1, AS2, AS10 (※), AS14</u>	<u>(2) 大型特殊自動車 及び最高速度 20 キロメートル毎 時未満の自動車 の前面ガラス</u>		<u>L, L, Z, T</u> <u>I</u> <u>E43R-</u> <u>II</u> <u>E43R-</u> <u>III</u> <u>E43R-</u> <u>IV</u> <u>E43R-</u> <u>VII</u> <u>E43R-</u>	<u>AS1, AS2, AS10 (※), AS14</u>
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(3) 側面ガラス（運 転者席より後方 の部分を除く。） のうち運転者が 交通状況を確認 するために必要 な視野の範囲に 係る部分</u>		<u>L, L, T</u> <u>I</u>	<u>E43R-</u> <u>AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15</u>
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(4) (1)、(2) 及び (3)</u>		<u>L, L, T</u> <u>I</u>	<u>E43R-</u> <u>V</u> <u>AS1, AS2, AS3, AS4, AS5,</u>

新				旧			
				<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">以外の窓ガラス</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">㊦43R-,</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16</div>			
注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。				注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。			
4-46-7 従前規定の適用③				4-46-7 従前規定の適用③			
昭和35年3月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第3項第1号関係)				昭和35年3月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第3項第1号関係)			
4-46-7-1 性能要件				4-46-7-1 性能要件			
(1) 自動車の窓ガラスは、安全ガラスでなければならない。 ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。				(1) 自動車の窓ガラス <u>(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。))</u> にあつては、 <u>前面ガラス</u> は、安全ガラスでなければならない。 ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。			
(2) ~ (5) (略)				(2) ~ (5) (略)			
(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。				(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。			
窓ガラスの部位	付される記号			窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ 26.1 の規定によるもの		JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ 26.1 の規定によるもの
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(1) (2) 以外の前面ガラス</u>	L	<u>II</u> ㊦43R-, <u>III</u> ㊦43R-, <u>IV</u> ㊦43R-,	<u>AS1, AS10 (※), AS14</u>
<u>(1) 前面ガラス</u>	L, L, Z, T	<u>I</u> ㊦43R-, <u>II</u> ㊦43R-, <u>III</u> ㊦43R-, <u>IV</u> ㊦43R-, <u>VII</u> ㊦43R-	AS1, AS2, AS10 (※), AS14	<u>(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス</u>	L, L, Z, T	<u>I</u> ㊦43R-, <u>II</u> ㊦43R-, <u>III</u> ㊦43R-, <u>IV</u> ㊦43R-, <u>VII</u> ㊦43R-,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14
<u>(2) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)</u>	L, L, T	㊦43R-	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15	<u>(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)</u>	L, L, T	㊦43R-	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15

新				旧			
のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分				のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分			
<u>(3)</u> (1) <u>及び</u> (2) 以外の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ43R-, Ⅴ Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16	<u>(4)</u> (1)、(2) <u>及び</u> (3) 以外の窓ガラス	L, L, T	Ⓔ43R-, Ⅴ Ⓔ43R- <u>、</u>	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16
注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。				注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。			
4-46-8 従前規定の適用④				4-46-8 従前規定の適用④			
昭和45年5月31日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第2号関係）				昭和45年5月31日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第2号関係）			
4-46-8-1 性能要件				4-46-8-1 性能要件			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			
(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。				(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。			
窓ガラスの部位	付される記号			窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE規格No. 43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ 26.1 の規定によるもの		JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE規格No. 43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ 26.1 の規定によるもの
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(1) (2) 以外の前面ガラス</u>	L	Ⅱ Ⓔ43R-, Ⅲ Ⓔ43R-, Ⅳ Ⓔ43R-,	<u>AS1, AS10 (※), AS14</u>
前面ガラス	L, L, Z, T	Ⅰ Ⓔ43R-, Ⅱ Ⓔ43R-, Ⅲ Ⓔ43R-, Ⅳ Ⓔ43R-, Ⅶ Ⓔ43R-	AS1, AS2, AS10 (※), AS14	<u>(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車の前面ガラス</u>	L, L, Z, T	Ⅰ Ⓔ43R-, Ⅱ Ⓔ43R-, Ⅲ Ⓔ43R-, Ⅳ Ⓔ43R-, Ⅶ Ⓔ43R- <u>、</u>	AS1, AS2, AS10 (※), AS14

新				旧			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T —	Ⓔ43R-, —	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T —	Ⓔ43R-, v Ⓔ43R-,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16
注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。				注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。			
4-46-9 従前規定の適用⑤				4-46-9 従前規定の適用⑤			
昭和45年5月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第2項第2号関係)				昭和45年5月31日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第2項第2号関係)			
4-46-9-1 性能要件				4-46-9-1 性能要件			
(1) 自動車の窓ガラスは、安全ガラスでなければならない。				(1) 自動車の窓ガラス (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車 (幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)) にあっては、 <u>前面ガラス</u> は、安全ガラスでなければならない。			
ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。				ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。			
(2) ~ (5) (略)				(2) ~ (5) (略)			
(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。				(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。			
窓ガラスの部位	付される記号			窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211 「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ 26.1 の規定によるもの		JIS R 3211 「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ 26.1 の規定によるもの
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(1) (2) 以外の前面ガラス	L	ii Ⓔ43R-, iii Ⓔ43R-, iv Ⓔ43R-,	AS1, AS10 (※), AS14
(1) 前面ガラス	L, L, Z, T	i Ⓔ43R-,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14	(2) 大型特殊自動車及び最高速度 20	L, L, Z, T	i Ⓔ43R-,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14

新				旧			
			^{II} E43R-, ^{III} E43R-, ^{IV} E43R-, ^{VII} E43R-				^{II} E43R-, ^{III} E43R-, ^{IV} E43R-, ^{VII} E43R-
<u>(2)</u> 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	E43R-	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15	<u>(3)</u> 側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	L, L, T	E43R-	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15
<u>(3)</u> (1) <u>及び</u> (2) 以外の窓ガラス	L, L, T	E43R-, ^V E43R-	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16	<u>(4)</u> (1), (2) <u>及び</u> (3) 以外の窓ガラス	L, L, T	E43R-, ^V E43R-	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS14, AS15, AS16

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

4-46-10 従前規定の適用⑥
昭和48年11月30日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第3号及び第3項第2号関係）

4-46-10-1 性能要件
(1)～(3) (略)
(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE規格No. 43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づくANSZ 26.1の規定によるもの
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
前面ガラス	L, L, Z, T	^I E43R-,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14

注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。

4-46-10 従前規定の適用⑥
昭和48年11月30日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第3号及び第3項第2号関係）

4-46-10-1 性能要件
(1)～(3) (略)
(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付される記号		
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE規格No. 43に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づくANSZ 26.1の規定によるもの
<u>(1) (2) 以外の前面ガラス</u>	L	^{II} E43R-, ^{III} E43R-, ^{IV} E43R-,	<u>AS1, AS10 (※), AS14</u>
<u>(2) 大型特殊自動車</u>	L, L, Z, T	^I E43R-,	AS1, AS2, AS10 (※), AS14

新				旧			
		II Ⓔ43R-, III Ⓔ43R-, IV Ⓔ43R-, VII Ⓔ43R-		及び最高速度 20 キロメートル毎 時未満の自動車 の前面ガラス		II Ⓔ43R-, III Ⓔ43R-, IV Ⓔ43R-, VII Ⓔ43R-,	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(3) 側面ガラス (運 転者席より後方 の部分を除く。) のうち運転者が 交通状況を確認 するために必要 な視野の範囲に 係る部分	L, L, T -	Ⓔ43R-,	AS1, AS2, AS4, AS10 (※), AS14, AS15
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス	L, L, T -	Ⓔ43R-, V Ⓔ43R-,	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12 , AS14, AS15, AS16
注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。				注：※印は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。			
4-46-11～4-46-13 (略)				4-46-11～4-46-13 (略)			
4-47 (略)				4-47 (略)			
4-48 騒音防止装置				4-48 騒音防止装置			
4-48-1 (略)				4-48-1 (略)			
4-48-2 性能要件				4-48-2 性能要件			
4-48-2-1～4-48-2-2 (略)				4-48-2-1～4-48-2-2 (略)			
4-48-2-3 書面等による審査				4-48-2-3 書面等による審査			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。(細目告示第 118 条第 3 項 関係)				(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。(細目告示第 118 条第 3 項 関係)			
① 次のいずれかの表示があるもの ア～エ (略) オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 ア (略) イ UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する 規定) ウ～エ (略)				① 次のいずれかの表示があるもの ア～エ (略) オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 ア (略) イ UN R92 (二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))の交換用消音器に 関する規定) ウ～エ (略)			
②～③ (略)				②～③ (略)			
(6)～(7) (略)				(6)～(7) (略)			
4-48-3 欠番				4-48-3 欠番			

新	旧																																				
<p>4-48-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、4-48-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>ア（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>イ（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ウ（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）</td> </tr> <tr> <td>オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>を除く。）</td> <td>昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）</td> </tr> <tr> <td>カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。）</td> <td>平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）</td> </tr> </table> <p>(2) 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、4-48-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>に限る。）</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>）であって車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、4-48-7（従前規</p>	ア（略）	（略）	イ（略）	（略）	ウ（略）	（略）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車に限る。）	昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）	オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）	カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの		イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）		ウ 軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。）		<p>4-48-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、4-48-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>ア（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>イ（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>ウ（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u>に限る。）</td> <td>昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）</td> </tr> <tr> <td>オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）</td> <td>昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）</td> </tr> <tr> <td>カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車<u>及び</u>二輪自動車を除く。）</td> <td>平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）</td> </tr> </table> <p>(2) 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、4-48-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u>を除く。）であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車<u>及び</u>二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。以下この号において同じ。）</u>を除く。）であって車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車<u>及び</u>二輪自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、</p>	ア（略）	（略）	イ（略）	（略）	ウ（略）	（略）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> に限る。）	昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）	オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）	カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車 <u>及び</u> 二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの		イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）	
ア（略）	（略）																																				
イ（略）	（略）																																				
ウ（略）	（略）																																				
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車に限る。）	昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）																																				
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）																																				
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）																																				
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの																																					
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）																																					
ウ 軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。）																																					
ア（略）	（略）																																				
イ（略）	（略）																																				
ウ（略）	（略）																																				
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> に限る。）	昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）																																				
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）																																				
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車 <u>及び</u> 二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）																																				
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの																																					
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員6人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）																																					
ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）																																					

新	旧						
<p>定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第15項関係)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成13年8月31日(輸入自動車にあっては、平成14年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、4-48-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第16項関係)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <table border="1" data-bbox="226 531 1104 783"> <tr> <td data-bbox="226 531 1104 687"> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 687 1104 783"> <p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p> </td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <table border="1" data-bbox="226 1350 1104 1410"> <tr> <td data-bbox="226 1350 1104 1410"> <p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、</p> </td> </tr> </table>	<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p>	<p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p>	<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、</p>	<p>4-48-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第15項関係)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>)を除く。)であって、平成13年8月31日(輸入自動車にあっては、平成14年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、4-48-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第16項関係)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1211 531 2089 783"> <tr> <td data-bbox="1211 531 2089 687"> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>、<u>以下この表において同じ</u>)を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 687 2089 783"> <p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p> </td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>)を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの<u>及び</u>乗車定員11人以上であって<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの<u>並びに</u>二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>)を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、4-48-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1211 1350 2089 1410"> <tr> <td data-bbox="1211 1350 2089 1410"> <p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車<u>及び</u>二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>、<u>以下この表において同じ</u>)を除く。)</p> </td> </tr> </table>	<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>、<u>以下この表において同じ</u>)を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p>	<p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p>	<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車<u>及び</u>二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>、<u>以下この表において同じ</u>)を除く。)</p>
<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p>							
<p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p>							
<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、</p>							
<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>、<u>以下この表において同じ</u>)を除く。)であって、車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものうち、<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p>							
<p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p>							
<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車<u>及び</u>二輪自動車(側車付二輪自動車を<u>含む</u>、<u>以下この表において同じ</u>)を除く。)</p>							

新	旧																								
原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの																								
イ 小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	イ 小型自動車（二輪自動車に限る。）																								
(9)～(10) (略)	(9)～(10) (略)																								
4-48-5 従前規定の適用①	4-48-5 従前規定の適用①																								
次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 9 項、第 11 項及び第 12 項関係)	次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 9 項、第 11 項及び第 12 項関係)																								
<table border="1"> <tr><td>ア (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>イ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>ウ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>に限る。）</td><td>昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日）</td></tr> <tr><td>オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>を除く。）</td><td>昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日）</td></tr> <tr><td>カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。）</td><td>平成元年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）</td></tr> </table>	ア (略)	(略)	イ (略)	(略)	ウ (略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。）	昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日）	オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日）	カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	平成元年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）	<table border="1"> <tr><td>ア (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>イ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>ウ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u>に限る。）</td><td>昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日）</td></tr> <tr><td>オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）</td><td>昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日）</td></tr> <tr><td>カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車<u>及び二輪自動車</u>を除く。）</td><td>平成元年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）</td></tr> </table>	ア (略)	(略)	イ (略)	(略)	ウ (略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> に限る。）	昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日）	オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日）	カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 <u>及び二輪自動車</u> を除く。）	平成元年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）
ア (略)	(略)																								
イ (略)	(略)																								
ウ (略)	(略)																								
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。）	昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日）																								
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日）																								
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	平成元年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）																								
ア (略)	(略)																								
イ (略)	(略)																								
ウ (略)	(略)																								
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> に限る。）	昭和 61 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成元年 3 月 31 日）																								
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	昭和 63 年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 3 年 3 月 31 日）																								
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 <u>及び二輪自動車</u> を除く。）	平成元年 5 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 4 年 3 月 31 日）																								
4-48-5-1～4-48-5-2 (略)	4-48-5-1～4-48-5-2 (略)																								
4-48-6 従前規定の適用②	4-48-6 従前規定の適用②																								
次の表に掲げる自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 13 項関係)	次の表に掲げる自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 13 項関係)																								
<table border="1"> <tr><td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td><td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td></tr> <tr><td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>を除く。）</td><td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）</td></tr> <tr><td>ウ 軽自動車（二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>に限る。）</td><td>ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）</td></tr> </table>	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	ウ 軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。）	ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）	<table border="1"> <tr><td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td><td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td></tr> <tr><td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）</td><td>イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）</td></tr> <tr><td>ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）</td><td>ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）</td></tr> </table>	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）	ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）												
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの																								
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。）	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）																								
ウ 軽自動車（二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。）	ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）																								
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの																								
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）																								
ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）	ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）																								
4-48-6-1 (略)	4-48-6-1 (略)																								
4-48-6-2 性能要件	4-48-6-2 性能要件																								

新

4-48-6-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。以下 4-48-6-2 において同じ。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。

自動車の種別	騒音の大きさ
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を越え、原動機の最高出力が 150kW を越えるもの	107
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。）	103
ウ 軽自動車（二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車に限る。）	99

(2) (略)

4-48-6-2-2～4-48-6-2-3 (略)**4-48-7 従前規定の適用③**

普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7t 以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 15 項関係）

4-48-7-1～4-48-7-2 (略)**4-48-8 従前規定の適用④**

専ら乗用の用に供する乗車定員 7 人以上 10 人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、平成 13 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 14 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 16 項関係）

4-48-8-1～4-48-8-2 (略)**4-48-9 従前規定の適用⑤**

次の表に掲げる自動車であつて、平成 13 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自

旧

4-48-6-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。以下 4-48-6-2 において同じ。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。

自動車の種別	騒音の大きさ
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車 <u>（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）</u> を除く。）であつて、車両総重量が 3.5t を越え、原動機の最高出力が 150kW を越えるもの	107
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 6 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	103
ウ 軽自動車（二輪自動車に限る。）	99

(2) (略)

4-48-6-2-2～4-48-6-2-3 (略)**4-48-7 従前規定の適用③**

普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下 4-48-7 において同じ。）を除く。）であつて車両総重量が 1.7t 以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成 12 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 13 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 15 項関係）

4-48-7-1～4-48-7-2 (略)**4-48-8 従前規定の適用④**

専ら乗用の用に供する乗車定員 7 人以上 10 人以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であつて、平成 13 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 14 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 16 項関係）

4-48-8-1～4-48-8-2 (略)**4-48-9 従前規定の適用⑤**

次の表に掲げる自動車であつて、平成 13 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自

新	旧												
<p>自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 19 項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p> </div>	<p>自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 19 項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車<u>(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)</u>を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車<u>及び</u>二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p> </div>												
<p>4-48-9-1 (略)</p> <p>4-48-9-2 性能要件</p> <p>4-48-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4-48-9-2 において同じ。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">105</td> </tr> <tr> <td>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">103</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4-48-9-2-2~4-48-9-2-3 (略)</p> <p>4-48-10 従前規定の適用⑥</p> <p>車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。)であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 19</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、 <u>全て</u> の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	105	イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	103	<p>4-48-9-1 (略)</p> <p>4-48-9-2 性能要件</p> <p>4-48-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4-48-9-2 において同じ。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車<u>(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)</u>を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">105</td> </tr> <tr> <td>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車<u>及び</u>二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">103</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4-48-9-2-2~4-48-9-2-3 (略)</p> <p>4-48-10 従前規定の適用⑥</p> <p>車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車<u>及び</u>二輪自動車<u>(側車付二輪自動車を含む。)</u>を除く。)であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車 <u>(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)</u> を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、 <u>すべて</u> の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	105	イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 <u>及び</u> 二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	103
自動車の種別	騒音の大きさ												
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、 <u>全て</u> の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	105												
イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	103												
自動車の種別	騒音の大きさ												
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車 <u>(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)</u> を除く。)であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のものうち、 <u>すべて</u> の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	105												
イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 <u>及び</u> 二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	103												

新	旧																				
<p>項関係)</p> <p>4-48-10-1~4-48-10-2 (略)</p> <p>4-48-11 従前規定の適用㉞</p> <p>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの、乗車定員 11 人以上であって<u>全て</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。）であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係）</p> <p>4-48-11-1~4-48-11-2 (略)</p> <p>4-48-12 従前規定の適用㉟</p> <p>次の表に掲げる自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td> <p>イ 小型自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>に限る。）</p> </td> <td></td> </tr> </table> <p>4-48-12-1 (略)</p> <p>4-48-12-2 性能要件</p> <p>4-48-12-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。以下 4-48-12-2 において同じ。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">107</td> </tr> <tr> <td>イ 小型自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>に限る。）</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> </tbody> </table>	<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</p>		<p>イ 小型自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>に限る。）</p>		自動車の種別	騒音の大きさ	ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	107	イ 小型自動車（ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> に限る。）	99	<p>27 条第 19 項関係)</p> <p>4-48-10-1~4-48-10-2 (略)</p> <p>4-48-11 従前規定の適用㉞</p> <p>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの<u>及び</u>乗車定員 11 人以上であって<u>すべて</u>の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの<u>並びに</u>二輪自動車（<u>側車付二輪自動車を含む。</u>）を除く。）であって、平成 14 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係）</p> <p>4-48-11-1~4-48-11-2 (略)</p> <p>4-48-12 従前規定の適用㉟</p> <p>次の表に掲げる自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 21 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車<u>及び</u>二輪自動車（<u>側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。</u>）を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td> <p>イ 小型自動車（二輪自動車に限る。）</p> </td> <td></td> </tr> </table> <p>4-48-12-1 (略)</p> <p>4-48-12-2 性能要件</p> <p>4-48-12-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。以下 4-48-12-2 において同じ。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車<u>及び</u>二輪自動車（<u>側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。</u>）を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">107</td> </tr> <tr> <td>イ 小型自動車（二輪自動車に限る。）</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> </tbody> </table>	<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車<u>及び</u>二輪自動車（<u>側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。</u>）を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</p>		<p>イ 小型自動車（二輪自動車に限る。）</p>		自動車の種別	騒音の大きさ	ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車 <u>及び</u> 二輪自動車（ <u>側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。</u> ）を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	107	イ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	99
<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</p>																					
<p>イ 小型自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>に限る。）</p>																					
自動車の種別	騒音の大きさ																				
ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	107																				
イ 小型自動車（ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> に限る。）	99																				
<p>ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車<u>及び</u>二輪自動車（<u>側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。</u>）を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</p>																					
<p>イ 小型自動車（二輪自動車に限る。）</p>																					
自動車の種別	騒音の大きさ																				
ア 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車 <u>及び</u> 二輪自動車（ <u>側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。</u> ）を除く。）であって、車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	107																				
イ 小型自動車（二輪自動車に限る。）	99																				

新	旧																																										
<p>(2) (略)</p> <p>4-48-12-2-2~4-48-12-2-3 (略)</p> <p>4-48-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 24 項関係)</p> <p>4-48-13-1 (略)</p> <p>4-48-13-2 性能要件</p> <p>4-48-13-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4-48-13-2 において同じ。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大型特殊自動車及び小型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>を除く。)</td> <td>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの</td> <td style="text-align: center;">98</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が 3.5t 以下のもの</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>を除く。)</td> <td>車両の後部に原動機を有するもの</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>車両の後部に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> <tr> <td>小型自動車及び軽自動車(二輪自動車<u>及び側車付二輪自動車</u>に限る。)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">94</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4-48-13-2-2~4-48-13-2-3 (略)</p> <p>4-48-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>① 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車(平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p>	自動車の種別		騒音の大きさ	大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	99	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	98	車両総重量が 3.5t 以下のもの	97	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	100	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96	小型自動車及び軽自動車(二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。)		94	<p>(2) (略)</p> <p>4-48-12-2-2~4-48-12-2-3 (略)</p> <p>4-48-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 24 項関係)</p> <p>4-48-13-1 (略)</p> <p>4-48-13-2 性能要件</p> <p>4-48-13-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。以下 4-48-13-2 において同じ。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添 5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大型特殊自動車及び小型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車<u>及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)</u>を除く。)</td> <td>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">99</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの</td> <td style="text-align: center;">98</td> </tr> <tr> <td>車両総重量が 3.5t 以下のもの</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)</td> <td>車両の後部に原動機を有するもの</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>車両の後部に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> <tr> <td>小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">94</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4-48-13-2-2~4-48-13-2-3 (略)</p> <p>4-48-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係)</p> <p>① 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車(平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p>	自動車の種別		騒音の大きさ	大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 <u>及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)</u> を除く。)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	99	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	98	車両総重量が 3.5t 以下のもの	97	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	100	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96	小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)		94
自動車の種別		騒音の大きさ																																									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110																																									
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> を除く。)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	99																																									
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	98																																									
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	97																																									
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	100																																									
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96																																									
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車 <u>及び側車付二輪自動車</u> に限る。)		94																																									
自動車の種別		騒音の大きさ																																									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110																																									
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 <u>及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)</u> を除く。)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	99																																									
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	98																																									
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	97																																									
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	100																																									
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96																																									
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)		94																																									

新	旧
<p>② 使用の過程にある二輪自動車であって、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</p> <p>4-48-14-1 (略)</p> <p>4-48-14-2 性能要件</p> <p>4-48-14-2-1～4-48-14-2-2 (略)</p> <p>4-48-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) ～ (3)</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示があるもの ア～エ オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 (7) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定) (イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② (略)</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-49 (略)</p> <p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>4-50-1 性能要件</p> <p>4-50-1-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を 60cm 程度挿入して測定したものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校</p>	<p>② 使用の過程にある二輪自動車であって、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</p> <p>4-48-14-1 (略)</p> <p>4-48-14-2 性能要件</p> <p>4-48-14-2-1～4-48-14-2-2 (略)</p> <p>4-48-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) ～ (3)</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示があるもの ア～エ オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 (7) UN R92 (二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))の交換用消音器に関する規定) (イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② (略)</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>4-49 (略)</p> <p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>4-50-1 性能要件</p> <p>4-50-1-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1①及び4-50-1-2(1)において同じ。))には適用しない。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を 60cm 程度挿入して測定したものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校</p>

新			旧																																				
<p>正を行ったうえで使用することとする。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第 41 条第 1 項第 19 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 10 号関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 2 サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td>4.5%</td> <td>100 万分の 7,800</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>3.0%</td> <td>100 万分の 1,000</td> </tr> <tr> <td>ウ 4 サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td>2%</td> <td>100 万分の 500</td> </tr> <tr> <td>エ 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td> <td>1%</td> <td>100 万分の 500</td> </tr> <tr> <td>オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車</td> <td>1%</td> <td>100 万分の 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする自動車であって次に掲げるものは、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数(以下、4-50 及び 5-50 において単に「光吸収係数」という。)が 0.50m⁻¹を超えないものであること。</p> <p><u>この場合において</u>、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第 41 条第 1 項第 20 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 11 号関係)</p> <p><u>ア 普通自動車及び小型自動車であって車両総重量 3.5t 以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車</u></p> <p><u>イ 普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量 3.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)であって 5-1 (2) の規定により第 4 章の規定を適用するもの又は 4-50-1-2 (3) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第 28 条第 84 項関係)</u></p> <p><u>ウ 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車であって 5-1 (2) の規定により第 4 章の規定を適用するもの又は 4-50-1-2 (4) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第 28 条第 84 項関係)</u></p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制(従前規定)]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び定格出力が 19kW 以上 560kW 未満で</p>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2 サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100 万分の 7,800	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	3.0%	100 万分の 1,000	ウ 4 サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	2%	100 万分の 500	エ 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100 万分の 500	オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100 万分の 300			<p>正を行ったうえで使用することとする。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第 41 条第 1 項第 19 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 10 号関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 2 サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車を除く。)</td> <td>4.5%</td> <td>100 万分の 7,800</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車</td> <td>3.0%</td> <td>100 万分の 1,000</td> </tr> <tr> <td>ウ 4 サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車を除く。)</td> <td>2%</td> <td>100 万分の 500</td> </tr> <tr> <td>エ 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td> <td>1%</td> <td>100 万分の 500</td> </tr> <tr> <td>オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車</td> <td>1%</td> <td>100 万分の 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車(4-50-1-2 (4) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車に限る。)にあつては、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数(以下、4-50 及び 5-50 において単に「光吸収係数」という。)が 0.50m⁻¹を超えないものであること。</p> <p><u>なお</u>、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第 41 条第 1 項第 20 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 11 号関係)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制(従前規定)]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び定格出力が</p>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2 サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車を除く。)	4.5%	100 万分の 7,800	イ 二輪自動車	3.0%	100 万分の 1,000	ウ 4 サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車を除く。)	2%	100 万分の 500	エ 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100 万分の 500	オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100 万分の 300
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素																																					
ア 2 サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100 万分の 7,800																																					
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	3.0%	100 万分の 1,000																																					
ウ 4 サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	2%	100 万分の 500																																					
エ 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100 万分の 500																																					
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100 万分の 300																																					
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素																																					
ア 2 サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車を除く。)	4.5%	100 万分の 7,800																																					
イ 二輪自動車	3.0%	100 万分の 1,000																																					
ウ 4 サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車を除く。)	2%	100 万分の 500																																					
エ 定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100 万分の 500																																					
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100 万分の 300																																					

新	旧
<p>ある原動機を備えた大型特殊自動車であって、4-50-4により従前規定を適用する場合は、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度（以下、4-50 及び 5-50 において単に「黒煙汚染度」という。）が 25%を超えないものであること。</p> <p>ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が 0.80m^{-1} を超えないときは、黒煙汚染度 25%を超えないものとみなす。</p> <p>なお、この場合において、当該自動車に適用する排出ガス規制に応じ、適用表に掲げる規制値に基づき判定するものとする。（適用関係告示第 28 条関係）</p> <p>4-50-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>[軽油、3.5t 超]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローパイ・ガスを含む。以下この③において同じ。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.86 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.14 を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.86 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.14 を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。（細目告示第</p>	<p>19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車であって、4-50-4により従前規定を適用する場合は、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度（以下、4-50 及び 5-50 において単に「黒煙汚染度」という。）が 25%を超えないものであること。</p> <p>ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が 0.80m^{-1} を超えないときは、黒煙汚染度 25%を超えないものとみなす。</p> <p>なお、この場合において、当該自動車に適用する排出ガス規制に応じ、適用表に掲げる規制値に基づき判定するものとする。（適用関係告示第 28 条関係）</p> <p>4-50-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>[軽油、3.5t 超]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 6 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 3 号関係）</p>

新	旧																								
<p>41 条第 1 項第 6 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 3 号関係)</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>[二輪車]</p> <p>⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する WMTc モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、<u>次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。</u>（細目告示第 41 条第 1 項第 18 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 9 号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">一酸化炭素</th> <th style="text-align: center;">炭化水素</th> <th style="text-align: center;">窒素酸化物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア <u>総排気量が 0.1250 を超え、かつ、最高速度が 100km/h 以上 130km/h 未満の二輪自動車又は総排気量が 0.1500 以上であり、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車</u></td> <td style="text-align: center;">1.58</td> <td style="text-align: center;">0.24</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ <u>総排気量が 0.1250 を超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪自動車</u></td> <td style="text-align: center;">1.58</td> <td style="text-align: center;">0.21</td> <td style="text-align: center;">0.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。</p> <p>ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。以下同じ。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量 (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ランク</th> <th style="text-align: center;">車両重量 (kg)</th> <th style="text-align: center;">等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	ア <u>総排気量が 0.1250 を超え、かつ、最高速度が 100km/h 以上 130km/h 未満の二輪自動車又は総排気量が 0.1500 以上であり、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車</u>	1.58	0.24	0.10	イ <u>総排気量が 0.1250 を超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪自動車</u>	1.58	0.21	0.14	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	(略)	(略)	(略)	<p>④～⑧ (略)</p> <p>[二輪車]</p> <p>⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する WMTc モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、一酸化炭素については <u>3.48</u>、炭化水素については <u>0.36</u>、窒素酸化物については <u>0.28</u> をそれぞれ超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 18 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 9 号関係）</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。</p> <p>ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。以下同じ。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量 (二輪自動車等以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ランク</th> <th style="text-align: center;">車両重量 (kg)</th> <th style="text-align: center;">等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	(略)	(略)	(略)
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物																						
ア <u>総排気量が 0.1250 を超え、かつ、最高速度が 100km/h 以上 130km/h 未満の二輪自動車又は総排気量が 0.1500 以上であり、かつ、最高速度が 130km/h 未満の二輪自動車</u>	1.58	0.24	0.10																						
イ <u>総排気量が 0.1250 を超え、かつ、最高速度が 130km/h 以上の二輪自動車</u>	1.58	0.21	0.14																						
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																							
(略)	(略)	(略)																							
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																							
(略)	(略)	(略)																							

新

(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合)

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)

ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード以外))

ランク	二輪自動車の 車両重量 (kg)	側車付二輪自動 車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)	(略)

(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード))

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

(3) ~ (4) (略)

4-50-2~4-50-3 (略)

旧

(二輪自動車等以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合)

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

(二輪自動車等以外の自動車について JE05 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)

ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

(二輪自動車等 (WMTC モード以外))

ランク	二輪自動車の 車両重量 (kg)	側車付二輪自動 車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)	(略)

(二輪自動車等 (WMTC モード))

ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)

(3) ~ (4) (略)

4-50-2~4-50-3 (略)

新					旧						
4-50-4 適用関係の整理					4-50-4 適用関係の整理						
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)					次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)						
自動車の種別		最終適用時期		従前規定		自動車の種別		最終適用時期		従前規定	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		(略)				ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)		(略)			
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車		(略)				ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車		(略)			
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		(略)		軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		(略)	
		その他のもの		車両総重量が1.7t以下のもの		平成22年8月31日		4-50-15		(従前規定の適用⑪)	
				車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの		平成23年8月31日		4-50-16		(従前規定の適用⑫)	
				車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの		平成22年8月31日		4-50-17		(従前規定の適用⑬)	
				車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のもの		平成31年8月31日		4-50-18		(従前規定の適用⑭)	
		車両総重量が7.5tを超えるもの		第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの		平成29年8月31日		4-50-18		(従前規定の適用⑭)	
				第五輪荷重を有する牽引自動車		平成30年8月31日		4-50-18		(従前規定の適用⑭)	
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		(略)				ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)		(略)			
軽油を燃料とする大型特殊自動車		(略)				軽油を燃料とする大型特殊自動車		(略)			
ガソリンを燃料とする二輪自動車		軽自動車		平成29年8月31日		4-50-30		(従前規定の適用⑳)			
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車		小型自動車		平成29年8月31日		4-50-31		(従前規定の適用㉑)			
4-50-5 従前規定の適用①					4-50-5 従前規定の適用①						
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。					ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。						
ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。					ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。						
適用表①(略) (表略)					適用表①(略) (表略)						

新

4-50-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表②（略）
（表略）

4-50-7～4-50-9（略）

4-50-10 従前規定の適用⑥

（略）

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				測定モード（単位）	4-50-1-2 (1) ①関係					4-50-1-1①関係			
		適用時期					モード規制値					アイドリング規制値			
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	備考	CO	%	HC ppm	備考	適用関係告示根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～4（略）
5 モード規制値欄中備考欄の【注 5】については、4-50-1-2 (3) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4-50-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦（略）
（表略）

4-50-12 従前規定の適用⑧

（略）

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

規制年	識別記号	区分			測定モード（単位）	4-50-1-2 (1) ⑦関係					4-50-1-1①関係			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		モード規制値					アイドリング規制値			
		CO	HC	NOx	備考	CO	%	HC ppm	備考	CO	%	HC ppm	備考	適用関係告示根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1（略）
2 排出ガス非認証車のモード規制は、4-50-1-2 (4) により、規制の適用が猶予されている。
3（略）

4-50-13～4-50-16（略）

4-50-17 従前規定の適用⑬

旧

4-50-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表②（略）
（表略）

4-50-7～4-50-9（略）

4-50-10 従前規定の適用⑥

（略）

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				測定モード（単位）	4-50-1-2 (1) ①関係					4-50-1-1①関係			
		適用時期					モード規制値					アイドリング規制値			
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	備考	CO	%	HC ppm	備考	適用関係告示根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～4（略）
5 モード規制値欄中備考欄の【注 5】については、4-50-1-2 (2) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4-50-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦（略）
（表略）

4-50-12 従前規定の適用⑧

（略）

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

規制年	識別記号	区分			測定モード（単位）	4-50-1-2 (1) ⑦関係					4-50-1-1①関係			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		モード規制値					アイドリング規制値			
		CO	HC	NOx	備考	CO	%	HC ppm	備考	CO	%	HC ppm	備考	適用関係告示根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1（略）
2 排出ガス非認証車のモード規制は、4-50-1-2 (3) により、規制の適用が猶予されている。
3（略）

4-50-13～4-50-16（略）

4-50-17 従前規定の適用⑬

新

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑬-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分						4-50-1-2 (1) ③関係					ディーゼル4モード 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係 告示根拠	光吸収係数 規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 規制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除く。)	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平 15.10. 1	平 16.9.1 ～平 19.8.3 1	平 16.9.1 ～平 19.8.3 1	/	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車 両 総 重 量 12t 以下	77項	同上	77項	同上	同上	同上
	なし	/	/	/	平 1810.1 ～平 19.8.3 1	同上	同上	同上	同上	同上	【注 5】	77項 【注 84項 表2号	なし	81項	同上	【注 4】	同上
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～7 (略)
適用表⑬-2
(略)

4-50-18 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑭-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、上記以降のものであって、平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が7.5tを超えるものにあつては平成30年8月31日、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものは平成31年8月31日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が7.5tを超えるものにあつては平成29年10月1日、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものは平成30年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- 〔適用表⑭-1〕
- 4-50-1-2 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
 - (略)
 - 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、4-50-1-2 (3) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値
ア～エ (略)
 - (略)
- 〔適用表⑭-2〕

旧

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑬-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分						4-50-1-2 (1) ③関係					ディーゼル4モード 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係 告示根拠	光吸収係数 規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 規制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除く。)	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平 15.10. 1	平 16.9.1 ～平 19.8.3 1	平 16.9.1 ～平 19.8.3 1	/	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車 両 総 重 量 12t 以下	77項	同上	77項	同上	同上	同上
	なし	/	/	/	平 1810.1 ～平 19.8.3 1	同上	同上	同上	同上	同上	【注 5】	77項 【注 84項 表1号	なし	81項	同上	【注 4】	同上
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～7 (略)
適用表⑬-2
(略)

4-50-18 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑭-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑭-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月1日）以降に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。〕については、適用表⑭-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- 〔適用表⑭-1〕
- 4-50-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
 - (略)
 - 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値
ア～エ (略)
 - (略)
- 〔適用表⑭-2〕

新

(5) 4-50-1-2 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値。
(6) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、(平成22年規制以前にあつては4-50-1-2 (3) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず) 同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表④-1 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下の乗用自動車を除く。)

区分						4-50-1-2 (1) ③関係					ディーゼル4モード関係		4-50-1-1②関係及び4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

旧

(5) 4-50-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
(6) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表④-1 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下の乗用自動車を除く。)

区分						4-50-1-2 (1) ③関係					ディーゼル4モード関係		4-50-1-1②関係及び4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

注1~7 (略)

注1~7 (略)

適用表④-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分						4-50-1-2 (1) ③関係					4-50-1-1②関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	LCG LDG LJG LKG MCG MDG MJG MKG RCG RDG RJG RKG	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	平 22.9.1	JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	0.90	0.013	車両総重量12t超	165項	0.50	164項 165項	
	なし				平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項【注2】 表2号	同上	165項	
22	SCG SDG SJG SKG	平 22.10.1	平 23.10.1	平 23.10.1	平 23.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量12t以下	165項	同上	164項 165項	
	なし				平 23.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項【注2】 表2号	同上	165項	
28	2CG 2DG 2JG 2KG	平 28.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	平 29.9.1	WHDC: WHTC ホットモード×0.86+WHTC コールドモード×0.14【注3】及びWHSCモード(g/kWh)	同上	同上	0.70	同上	車両総重量7.5t超(第五輪荷重を有する牽引車以外)		0.50【注4】		
	なし				平 29.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項【注2】 表2号	同上		
	2CG 2DG 2JG 2KG	平 30.10.1	平 31.9.1	平 31.9.1	平 31.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量7.5t以下		同上		
	なし				平 31.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項【注2】 表2号	同上		

適用表④-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分						4-50-1-2 (1) ③関係					4-50-1-1②関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	LCG LDG LJG LKG MCG MDG MJG MKG RCG RDG RJG RKG	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	平 22.9.1	JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	0.90	0.013	車両総重量12t超	二	0.50	二	
	なし				平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項【注2】 表1号	同上	二	
22	SCG SDG SJG SKG	平 22.10.1	平 23.10.1	平 23.10.1	平 23.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量12t以下	二	同上	二	
	なし				平 23.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項【注2】 表1号	同上	二	
(新設)															

注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
注2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
注3 モード規制値欄中備考欄の【注2】は、4-50-1-2 (2) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

新																	
	2CG 2DG 2JG 2KG	平 29.10.1	平 30.9.1	平 30.9.1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量 7.5t超の 第五輪荷重を 有する牽引車		同上		
	なし				平 30.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項 表2号	同上		

注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
 3 モード規制値欄中備考欄の【注2】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
 4 測定モード欄中の【注3】は、指定自動車等以外の自動車についてWHSCモードを実施しないことを示す。
 5 光吸収係数規制値欄の【注4】は、平成28年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用について、4-50-1-2(3)、5-1(2)又は5-50-1②の規定を適用する場合に限ることを示す。

4-50-19～4-50-23 (略)

4-50-24 従前規定の適用㉔

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車〔専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。〕であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表㉔ (略)
(表略)

4-50-25 従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(イ)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
 なお、適用表㉕における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(イ) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成25年規制以前にあっては4-50-1-2(4)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず、同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値
 (イ)～(エ) (略)

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上37kW未満のもの）

区分					4-50-1-2(1)⑧ア関係					ディーゼル8モード* 黒煙関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード* (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード* (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平26	YDM	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50 【注②】	(略)	(略)

注1～4 (略)
 5 光吸収係数規制値欄の【注②】は、平成26年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用について、4-50-1-2(4)、5-1(2)又は5-50-1②の規定を適用する場合に限ることを示す。

4-50-26 従前規定の適用㉖

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉖の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(イ)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

旧																	
	2CG 2DG 2JG 2KG	平 29.10.1	平 30.9.1	平 30.9.1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量 7.5t超の 第五輪荷重を 有する牽引車		同上		
	なし				平 30.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項 表2号	同上		

注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
 3 モード規制値欄中備考欄の【注2】は、4-50-1-2(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
 4 測定モード欄中の【注3】は、指定自動車等以外の自動車についてWHSCモードを実施しないことを示す。
 5 光吸収係数規制値欄の【注4】は、平成28年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用について、4-50-1-2(3)、5-1(2)又は5-50-1②の規定を適用する場合に限ることを示す。

4-50-19～4-50-23 (略)

4-50-24 従前規定の適用㉔

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車〔専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除外。〕であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表㉔ (略)
(表略)

4-50-25 従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(イ)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
 なお、適用表㉕における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(イ) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値
 (イ)～(エ) (略)

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上37kW未満のもの）

区分					4-50-1-2(1)⑧ア関係					ディーゼル8モード* 黒煙関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード* (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モード* (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平26	YDM	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50 【4-50-1-2(4)、 5-50-1②】	(略)	(略)

注1～4 (略)
 5 平成26年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用については、4-50-1-2(4)及び5-50-1②の規定を適用する場合に限る。

4-50-26 従前規定の適用㉖

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉖の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(イ)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

新																	
区分					4-50-1-2 (1) ㊸イ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		4-50-1-1㉒関係及び 4-50-1-1㉓関係					
規制年	識別記 号	適用時期			測定モ ト [*] (単 位)	モード [*] 規制値					適用関 係告示 根拠	ディーゼ ル8モ ト [*] (%)	適用関 係告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用関 係告示 根拠	
		新型生 産車	継続生 産車・ 排出ガ ス非認 証車 (輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平 26	YDN	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【注②】</u>

旧																	
区分					4-50-1-2 (1) ㊸イ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		4-50-1-1㉒関係及び 4-50-1-1㉓関係					
規制年	識別記 号	適用時期			測定モ ト [*] (単 位)	モード [*] 規制値					適用関 係告示 根拠	ディーゼ ル8モ ト [*] (%)	適用関 係告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用関 係告示 根拠	
		新型生 産車	継続生 産車・ 排出ガ ス非認 証車 (輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平 26	YDN	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【4-50-1-2(4)、5-50-1②】</u>

注 1～4 (略)
 5 光吸収係数規制値欄の【注②】は、平成 26 年規制以降の 4-50-1-1㉒の規定の適用について、4-50-1-2 (4)、5-1 (2) 又は 5-50-1㉒の規定を適用する場合に限ることを示す。

4-50-27 従前規定の適用㉒
 軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉓における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 (ア) 4-50-1-1㉒の規定の適用にあたっては、(平成 24 年規制以前にあつては 4-50-1-2 (4) の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず、) 同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値
 (イ) ～ (エ) (略)

新																	
区分					4-50-1-2 (1) ㊸ウ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		4-50-1-1㉒関係及び 4-50-1-1㉓関係					
規制年	識別記 号	適用時期			測定モ ト [*] (単 位)	モード [*] 規制値					適用関 係告示 根拠	ディーゼ ル8モ ト [*] (%)	適用関 係告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用関 係告示 根拠	
		新型生 産車	継続生 産車・ 排出ガ ス非認 証車 (輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平 26	YDP	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【注②】</u>

注 1～4 (略)
 5 光吸収係数規制値欄の【注②】は、平成 26 年規制以降の 4-50-1-1㉒の規定の適用について、4-50-1-2 (4)、5-1 (2) 又は 5-50-1㉒の規定を適用する場合に限ることを示す。

4-50-28 従前規定の適用㉒
 軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発

注 1～4 (略)
 5 平成 26 年規制以降の 4-50-1-1㉒の規定の適用については、4-50-1-2 (4) 及び 5-50-1㉒の規定を適用する場合に限る。

4-50-27 従前規定の適用㉒
 軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたものであって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (ア) から (エ) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉓における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 (ア) 4-50-1-1㉒の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値
 (イ) ～ (エ) (略)

旧																	
区分					4-50-1-2 (1) ㊸ウ関係					ディーゼル8モード 黒煙関係		4-50-1-1㉒関係及び 4-50-1-1㉓関係					
規制年	識別記 号	適用時期			測定モ ト [*] (単 位)	モード [*] 規制値					適用関 係告示 根拠	ディーゼ ル8モ ト [*] (%)	適用関 係告示 根拠	黒煙汚 染度規 制値 (%)	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	適用関 係告示 根拠	
		新型生 産車	継続生 産車・ 排出ガ ス非認 証車 (輸入 自動車 を除く。)	輸入自 動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平 26	YDP	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【4-50-1-2(4)、5-50-1②】</u>

注 1～4 (略)
 5 平成 26 年規制以降の 4-50-1-1㉒の規定の適用については、4-50-1-2 (4) 及び 5-50-1㉒の規定を適用する場合に限る。

4-50-28 従前規定の適用㉒
 軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発

新

散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑳の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑳における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、(平成24年規制以前にあっては4-50-1-2(4)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず)、同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

(イ)～(エ) (略)

適用表⑳ 軽油を燃料とする大型特殊自動車 (定格出力75kW以上130kW未満のもの)

区分					4-50-1-2(1)⑧エ関係						ディーゼル8モト [*] 黒煙関係		4-50-1-1②関係及び4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モト [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平26	YDR	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【注②】</u>

注1～4 (略)

5 光吸収係数規制値欄の【注②】は、平成26年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用について、4-50-1-2(4)、5-1(2)又は5-50-1②の規定を適用する場合に限ることを示す。

4-50-29 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成28年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成26年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉔における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、(平成23年規制以前にあっては4-50-1-2(4)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車であるかにかかわらず)、同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

(イ)～(エ) (略)

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車 (定格出力130kW以上560kW未満のもの)

区分					4-50-1-2(1)⑧オ関係						ディーゼル8モト [*] 黒煙関係		4-50-1-1②関係及び4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モト [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平26	YDS	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【注②】</u>

注1～4 (略)

5 光吸収係数規制値欄の【注②】は、平成26年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用について、4-50-1-2(4)、5-1(2)又は5-50-1②の規定を適用する場合に限ることを示す。

4-50-30 従前規定の適用㉕

旧

散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉔における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

(イ)～(エ) (略)

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車 (定格出力75kW以上130kW未満のもの)

区分					4-50-1-2(1)⑧エ関係						ディーゼル8モト [*] 黒煙関係		4-50-1-1②関係及び4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モト [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平26	YDR	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【4-50-1-2(4)、5-50-1②】</u>

注1～4 (略)

5 平成26年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用については、4-50-1-2(4) 及び5-50-1②の規定を適用する場合に限る。

4-50-29 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであって、平成28年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成26年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(ア)から(エ)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表㉔における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(ア) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

(イ)～(エ) (略)

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車 (定格出力130kW以上560kW未満のもの)

区分					4-50-1-2(1)⑧オ関係						ディーゼル8モト [*] 黒煙関係		4-50-1-1②関係及び4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モト [*] (単位)	モト [*] 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル8モト [*] (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平26	YDS	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	0.50	(略)	<u>【4-50-1-2(4)、5-50-1②】</u>

注1～4 (略)

5 平成26年規制以降の4-50-1-1②の規定の適用については、4-50-1-2(4) 及び5-50-1②の規定を適用する場合に限る。

4-50-30 従前規定の適用㉕

新
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、軽自動車であって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式認定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、細目告示第41条第1項第17号の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表② ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

規制年	識別記号	区分			細目告示第41条第1項第17号関係					4-50-1-1①関係								
		適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠				
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考					
なし	なし	平 10.9.30 以前	平 11.8.31 以前	平 12.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項4号イ		
平10	BA BB	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	二輪車暖機モード [*] (g/km)	8.00	3.00	0.10	2サイクル	85項	4.5	7800	2サイクル	88項	4.5	2000	4サイクル	
平18	JAK JBK	平 18.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	二輪車モード [*] (g/km)	2.0	0.30	0.15		150項	3.0	1000		-	2.0	0.30	0.15	
		平 24.10.1	-	平 25.9.1	WMTCモード [*] (g/km)	2.62	0.27	0.21		166項								2.62
平28	2AK 2BK	平 28.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	同上	1.14	0.30	0.07	クラス1	-	同上	同上		-	同上	0.20	同上	クラス2
						同上	0.17	0.09	クラス3						同上	同上		

注1 平成28年規制のモード規制値欄中備考に記載する車種は下表のものを示す。

クラス1	総排気量0.125ℓを超え0.150ℓ未満かつ最高速度100km/h未満
クラス2	総排気量0.125ℓを超え0.150ℓ未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満 総排気量0.150ℓ以上かつ最高速度130km/h未満
クラス3	総排気量0.125ℓを超えかつ最高速度130km/h以上

4-50-31 従前規定の適用②

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表② ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

規制年	識別記号	区分			4-50-1-2(1)②関係					4-50-1-1①関係								
		適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠				
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考					
なし	なし	平 11.9.30 以前	平 12.8.31 以前	平 13.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項4号ロ		
平11	BC BD	平 11.10.1	平 12.9.1	平 13.4.1	二輪車暖機モード [*] (g/km)	14.4	5.26	0.14	2サイクル	87項	4.5	7800	2サイクル	89項	4.5	2000	4サイクル	
平19	EAL EBL	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	二輪車モード [*] (g/km)	2.7	0.40	0.20		152項	3.0	1000		-	2.7	0.40	0.20	
		平 24.10.1	平 25.9.1	平 25.9.1	WMTCモード [*] (g/km)	3.48	0.36	0.28		167項								3.48
平28	2AL 2BL	平 28.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	同上	1.58	0.24	0.10	クラス2	-	同上	同上		-	同上	0.21	0.14	クラス3
						同上	0.21	0.14	クラス3						同上	同上		

注1 モード規制値欄及びアイドリング規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 2 排出ガス非認証車のアイドリング規制値は、規制年により判断する。
- 3 継続生産車を除く。

4 平成28年規制のモード規制値欄中備考に記載する車種は下表のものを示す。

クラス2	総排気量0.125ℓを超え0.150ℓ未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満
クラス3	総排気量0.150ℓ以上かつ最高速度130km/h未満 総排気量0.125ℓを超えかつ最高速度130km/h以上

旧
ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、軽自動車であって、平成25年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成24年10月1日以降の型式認定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表② ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

規制年	識別記号	区分			細目告示第41条第1項第17号関係					4-50-1-1①関係							
		適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠			
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考				
なし	なし	平 10.9.30 以前	平 11.8.31 以前	平 12.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項4号イ	
平10	BA BB	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	二輪車暖機モード [*] (g/km)	8.00	3.00	0.10	2サイクル	85項	4.5	7800	2サイクル	88項	4.5	2000	4サイクル
平18	JAK JBK	平 18.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	二輪車モード [*] (g/km)	2.0	0.30	0.15		二	3.0	1000		-	2.0	0.30	0.15
		平 24.10.1	-	平 25.9.1	WMTCモード [*] (g/km)	2.62	0.27	0.21		二							
(新設)																	

4-50-31 従前規定の適用②

ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）のうち、小型自動車であって、平成25年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成24年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表② ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

規制年	識別記号	区分			4-50-1-2(1)②関係					4-50-1-1①関係							
		適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	アイドリング [*] 規制値			適用関係告示根拠			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考				
なし	なし	平 11.9.30 以前	平 12.8.31 以前	平 13.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項4号ロ	
平11	BC BD	平 11.10.1	平 12.9.1	平 13.4.1	二輪車暖機モード [*] (g/km)	14.4	5.26	0.14	2サイクル	87項	4.5	7800	2サイクル	89項	4.5	2000	4サイクル
平19	EAL EBL	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	二輪車モード [*] (g/km)	2.7	0.40	0.20		152項	3.0	1000		-	2.7	0.40	0.20
		平 24.10.1	平 25.9.1	平 25.9.1	WMTCモード [*] (g/km)	3.48	0.36	0.28		二							
(新設)																	

注1 モード規制値欄及びアイドリング規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 2 排出ガス非認証車のアイドリング規制値は、規制年により判断する。
- 3 継続生産車を除く。

新	旧
<p>4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>4-51-1 性能要件</p> <p>4-51-1-1 (略)</p> <p>4-51-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 4-50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t 以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）については④の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については①、②及び④の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。</u>（保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p><u>この場合において、自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて小型自動車であるもの及び軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるものにあつては、別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであること。</u></p> <p>なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 4 号関係）</p> <p>ア 電源投入時（<u>蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時</u>）に警報を発しないもの</p> <p>イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（<u>蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から 5 秒後に消灯しないもの</u>）</p> <p>ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの</p> <p><u>④ 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。なお、③の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>[排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予]</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（4-50-1-2 (3) の規定により排出ガ</p>	<p>4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>4-51-1 性能要件</p> <p>4-51-1-1 (略)</p> <p>4-51-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 4-50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。</p> <p>なお、<u>次に掲げるもの</u>のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 4 号関係）</p> <p>ア 電源投入時に警報を発しないもの</p> <p>イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの</p> <p>ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>[排出ガス非認証車等の適用猶予]</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（4-50-1-2 (3) の規定により排出ガ</p>

新	旧
<p>ス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③及び④の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。</p> <p>なお、この場合には、5-51-1(1)④の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)</p> <p>(4)(略)</p> <p>4-51-2 欠番 4-51-3 欠番 4-51-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車以外のものについては、4-51-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第78項及び第79項関係)</p> <p>①～⑧(略)</p> <p>(2) 次に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、4-51-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。</p> <p>①(略)</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車 ア～イ(略)</p> <p>(3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるものについては、4-51-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。</p> <p>① 平成14年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第5号関係)</p> <p>② 平成15年8月31日以前に製作された普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車を除く。(適用関係告示第28条第1項第5号関係)</p> <p>③(略)</p> <p>(4)～(5)(略)</p>	<p>ス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。</p> <p>なお、この場合には、5-51-1(1)④の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)</p> <p>(4)(略)</p> <p>4-51-2 欠番 4-51-3 欠番 4-51-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下4-51-4から4-51-8までにおいて「二輪自動車」という。)を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車以外のものについては、4-51-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第78項及び第79項関係)</p> <p>①～⑧(略)</p> <p>(2) 次に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、4-51-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。</p> <p>①(略)</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車 ア～イ(略)</p> <p>(3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるものについては、4-51-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。</p> <p>① 平成14年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第28条第1項第5号関係)</p> <p>② 平成15年8月31日以前に製作された普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車を除く。(適用関係告示第28条第1項第5号関係)</p> <p>③(略)</p> <p>(4)～(5)(略)</p>

新	旧
<p>(6) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、4-51-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 114 項関係）</p> <p><u>(7) 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、4-51-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号関係）</u></p> <p><u>(8) 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、4-51-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 168 項関係）</u></p> <p><u>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものであって平成 33 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 32 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 32 年 9 月 30 日以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」（以下 4-51-4 において「平成 27 年改正別添 48」という。）に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p><u>② 車両総重量が 7.5t を超えるもの（③の自動車を除く。）であって平成 31 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 日以前に「平成 27 年改正別添 48」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p><u>③ 第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものであって平成 32 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 31 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 31 年 9 月 30 日以前に「平成 27 年改正別添 48」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p>4-51-5 従前規定の適用① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置（排気管から大気中に排出される排出物に含ま</p>	<p>(6) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、4-51-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 28 条第 114 項関係）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-51-5 従前規定の適用① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を有効に</p>

新	旧
<p>れる炭化水素又は窒素酸化物を有効に減少させる装置をいう。) であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。</p> <p>この場合において、⑦及び⑧の自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。(適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>4-51-5-1 (略)</p> <p>4-51-6 従前規定の適用②</p> <p>①及び②に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車 ア～イ (略)</p> <p>4-51-6-1 (略)</p> <p>4-51-7 従前規定の適用③</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 平成 14 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>② 平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>4-51-7-1 (略)</p> <p>4-51-8～4-51-9 (略)</p> <p>4-51-10 従前規定の適用⑥</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係)</p>	<p>減少させる装置をいう。) であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。</p> <p>この場合において、⑦及び⑧の自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。(適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>4-51-5-1 (略)</p> <p>4-51-6 従前規定の適用②</p> <p>①及び②に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車 ア～イ (略)</p> <p>4-51-6-1 (略)</p> <p>4-51-7 従前規定の適用③</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 平成 14 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>② 平成 15 年 8 月 31 日以前に製作された普通自動車及び小型自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成 13 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>4-51-7-1 (略)</p> <p>4-51-8～4-51-9 (略)</p> <p>4-51-10 従前規定の適用⑥</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係)</p>

新	旧
<p>4-51-10-1 性能要件 4-51-10-1-1 視認等による審査 4-51-1-1 に同じ。 4-51-10-1-2 書面等による審査 (1) 4-50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 ①～② (略) ③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、平成 18 年 11 月 1 日付け国土交通省告示第 1268 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。 なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア 電源投入時 <u>(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時)</u> に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの <u>(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から 5 秒後に消灯しないもの)</u> ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-51-11 従前規定の適用⑦ <u>平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号関係)</u></p> <p>4-51-11-1 性能要件 4-51-11-1-1 視認等による審査 4-51-1-1 に同じ。 4-51-11-1-2 書面等による審査 なし</p> <p>4-51-12 従前規定の適用⑧ <u>軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって①から③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第</u></p>	<p>4-51-10-1 性能要件 4-51-10-1-1 視認等による審査 4-51-1-1 に同じ。 4-51-10-1-2 書面等による審査 (1) 4-50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車 <u>(側車付二輪自動車を含む。)</u>、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 ①～② (略) ③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、平成 18 年 11 月 1 日付け国土交通省告示第 1268 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えればよい。 なお、次 <u>に掲げるもの</u> のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア 電源投入時に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの</p> <p>ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>28 条第 168 項関係)</u></p> <p><u>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものであって平成 33 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 32 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 32 年 9 月 30 以前に平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正後の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」（以下 4-51-12 において「平成 27 年改正別添 48」という。）に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p><u>② 車両総重量が 7.5t を超えるもの（③の自動車を除く。）であって平成 31 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 以前に「平成 27 年改正別添 48」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p><u>③ 第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものであって平成 32 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 31 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 31 年 9 月 30 以前に「平成 27 年改正別添 48」に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p>4-51-12-1 性能要件</p> <p>4-51-12-1-1 視認等による審査</p> <p>4-51-1-1 に同じ。</p> <p>4-51-12-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 4-50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、平成 27 年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。</u></p> <p>なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア 電源投入時に警報を発しないもの</p> <p>イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの</p> <p>ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの</p> <p><u>② 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは (1) の「当該装置及び他の装置の機能を損なわないもの」に該当するものとして取扱うこととする。</u></p> <p>ア 後処理装置を用いないもの</p> <p>イ 酸化触媒のみによる後処理装置を用いるもの</p> <p>ウ 触媒方式による連続再生式 DPf であって次のいずれかに該当するものを用</p>	

新	旧
<p><u>いるもの</u></p> <p><u>(ア) フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御（以下「強制再生制御」という。）を行う構造であり、強制再生制御機能に支障が生じた場合に、(1) ③に規定する警報装置が作動するもの</u></p> <p><u>(イ) 強制的にフィルターを再生させる機能を用いなくともフィルターの溶損を起こす温度以上に至る量の粒子状物質が堆積しない構造のもの</u></p> <p><u>エ 尿素選択還元型触媒システムを備えたもの</u></p> <p><u>[排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予]</u></p> <p><u>(2) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車（4-50-1-2 (3) の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。）並びに軽自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。</u></p> <p><u>なお、この場合には、5-51-1 (1) ④の規定を準用する。</u></p> <p><u>(3) 4-50-1-2 (3) 及び (4) の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) の規定は適用しない。</u></p> <p>4-52 ブローバイ・ガス還元装置</p> <p>4-52-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる軽油を燃料とする<u>車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする</u>大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの<u>のうち過給器を備えたもの</u>にあつてはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係）</p> <p>① 指定自動車等のうちブローバイ・ガスを大気開放する構造であつてその構造及び装置が指定自動車等と同一であるもの</p> <p>② <u>①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であつて、WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が 4-50-1-2 (1) ③の基準に適合するもの</u></p>	<p>旧</p> <p>4-52 ブローバイ・ガス還元装置</p> <p>4-52-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車であつてガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの（<u>過給器を備えたものに限る。</u>）にあつてはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係）</p> <p>① 指定自動車等のうちブローバイ・ガスを大気開放する構造であつてその構造及び装置が指定自動車等と同一であるもの</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>③ 排出ガス非認証車<u>のうち大型特殊自動車</u></p> <p>4-52-2 性能要件（視認等による審査） ブローバイ・ガス還元装置は、炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならない。</p> <p>4-52-3 欠番</p> <p>4-52-4 適用関係の整理 次に掲げる自動車については、4-52-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。</p> <p>①（略）</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車 ア～イ（略）</p> <p>③～④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車 ア 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに<u>平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している</u>型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号イ）</p> <p>イ 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに<u>平成 27 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している</u>型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ロ）</p> <p>ウ 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに<u>平成 26 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している</u>型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ハ）</p> <p>4-52-5 従前規定の適用① ①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①（略）</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車 ア～イ（略）</p> <p>③～④（略）</p>	<p>② 排出ガス非認証車</p> <p>4-52-2 性能要件（視認等による審査） ブローバイ・ガス還元装置は、炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならない。</p> <p>4-52-3 欠番</p> <p>4-52-4 適用関係の整理 次に掲げる自動車については、4-52-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。</p> <p>①（略）</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。）</u> ア～イ（略）</p> <p>③～④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車 ア 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年排出ガス規制に適合するものとして指定を受けた平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号イ）</p> <p>イ 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年排出ガス規制に適合するものとして指定を受けた平成 27 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号ロ）</p> <p>ウ 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの。 ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年排出ガス規制に適合するものとして指定を受けた平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号ハ）</p> <p>4-52-5 従前規定の適用① ①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①（略）</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車<u>（側車付二輪自動車を含む。）</u> ア～イ（略）</p> <p>③～④（略）</p>

新	旧
<p>⑤ 次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車</p> <p>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号イ)</p> <p>イ 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 27 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ロ)</p> <p>ウ 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年 9 月 30 日以前に平成 26 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 14 号ハ)</p>	<p>⑤ 次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車</p> <p>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 19kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年排出ガス規制に適合するものとして指定を受けた平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号イ)</p> <p>イ 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 56kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 27 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年排出ガス規制に適合するものとして指定を受けた平成 27 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号ロ)</p> <p>ウ 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの。</p> <p>ただし、輸入自動車以外の自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 26 年排出ガス規制に適合するものとして指定を受けた平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号ハ)</p>
<p>4-52-5-1 装備要件 なし。</p> <p>4-52-5-2 性能要件 なし。</p>	<p>4-52-5-1 装備要件 なし。</p> <p>4-52-5-2 性能要件 なし。</p>
<p>4-53 燃料蒸発ガス発散防止装置</p> <p>4-53-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、<u>普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>にあつては、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添 117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」</u>に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 2.0 を超えないものでなければならない。</p> <p>なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示第 41</p>	<p>4-53 燃料蒸発ガス発散防止装置</p> <p>4-53-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 普通自動車、小型自動車 <u>（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）</u> 及び軽自動車 <u>（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）</u> であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が 2.0g を超えないものでなければならない。</p> <p>なお、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示</p>

新	旧
<p>条第4項関係、細目告示第119条第4項関係) [排出ガス非認証車等の適用猶予]</p> <p>(2) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。(適用関係告示第28条第83項関係)</p> <p>4-53-2 欠番 4-53-3 欠番 4-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) <u>次に掲げる自動車については、4-53-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第1項第2号及び第15号関係)</u></p> <p><u>① 昭和48年3月31日以前に製作された自動車(昭和47年7月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)</u></p> <p><u>② 平成29年8月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</u></p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>4-53-5 従前規定の適用①</p> <p><u>ガソリンを燃料とする自動車であって次に掲げるものは、炭化水素の発散を有効に防止する性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第28条第1項第2号及び第15号関係)</u></p> <p><u>① 昭和48年3月31日以前に製作された自動車(昭和47年7月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)</u></p> <p><u>② 平成29年8月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-53-6～4-53-7 (略)</p> <p>4-54～4-55 (略)</p> <p>4-56 窒素酸化物排出自動車等の特例 4-56-1 性能要件(書面による審査)</p>	<p>第41条第4項関係、細目告示第119条第4項関係) [排出ガス非認証車等の適用猶予]</p> <p>(2) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がなければよいものとする。(適用関係告示第28条第83項関係)</p> <p>4-53-2 欠番 4-53-3 欠番 4-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) <u>昭和48年3月31日以前に製作された自動車(昭和47年7月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)</u>については、4-53-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第28条第1項第2号)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>4-53-5 従前規定の適用①</p> <p><u>昭和48年3月31日以前に製作された自動車(昭和47年7月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)</u>については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-53-5-1 性能要件 <u>なし。</u></p> <p>4-53-6～4-53-7 (略)</p> <p>4-54～4-55 (略)</p> <p>4-56 窒素酸化物排出自動車等の特例 4-56-1 性能要件(書面による審査)</p>

新	旧
<p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は (2) の基準に適合していないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車 <u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</u> であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車 <u>(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</u> のうち、昭和 50 年 11 月 30 日〔2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入自動車にあっては昭和 51 年 3 月 31 日〕以前に製作されたもの。</p> <p>ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。</p> <p>③</p> <p>(7) ～ (13) (略)</p> <p>4-56-2 (略)</p> <p>4-57 走行用前照灯</p> <p>4-57-1 (略)</p> <p>4-57-2 性能要件等</p> <p>4-57-2-1 テスタ等による審査</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。）にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき <u>(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき)</u> に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、</p>	<p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は (2) の基準に適合していないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車 <u>(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)</u> を除く。)] であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車 <u>(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)</u> を除く。)] のうち、昭和 50 年 11 月 30 日〔2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入自動車にあっては昭和 51 年 3 月 31 日〕以前に製作されたもの。</p> <p>ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。</p> <p>③</p> <p>(7) ～ (13) (略)</p> <p>4-56-2 (略)</p> <p>4-57 走行用前照灯</p> <p>4-57-1 (略)</p> <p>4-57-2 性能要件等</p> <p>4-57-2-1 テスタ等による審査</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。）にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したときに、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するも</p>

新	旧
<p>車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第3項第4号関係)</p> <p>(参考図)(略)</p> <p>4-57-2-2 (略)</p> <p>4-57-3~4-57-7 (略)</p> <p>4-57-8 従前規定の適用④</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第2項第3号関係)</p> <p>4-57-8-1 (略)</p> <p>4-57-8-2 性能要件</p> <p>(1) 4-57-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①~②(略)</p> <p>③ 平成10年8月31日以前に製作された自動車並びに平成10年9月1日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、①の性能及び②の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測(二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車であって、前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測)し、判定するものとする。</p> <p>ア~ウ(略)</p> <p>④~⑤(略)</p> <p>(2)~(3)(略)</p> <p>4-57-8-3 (略)</p> <p>4-58 すれ違い用前照灯</p> <p>4-58-1 (略)</p> <p>4-58-2 性能要件</p> <p>4-58-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、4-57-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。(保安基準第32条第5項関係、細目告</p>	<p>のとする。</p> <p><u>なお、前照灯試験機を用いて検査することが困難である自動車にあっては、その他の適切な方法により計測したときとする。</u>(細目告示第120条第3項第4号関係)</p> <p>(参考図)(略)</p> <p>4-57-2-2 (略)</p> <p>4-57-3~4-57-7 (略)</p> <p>4-57-8 従前規定の適用④</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第2項第3号関係)</p> <p>4-57-8-1 (略)</p> <p>4-57-8-2 性能要件</p> <p>(1) 4-57-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①~②(略)</p> <p>③ 平成10年8月31日以前に製作された自動車並びに平成10年9月1日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、①の性能及び②の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p>ア~ウ(略)</p> <p>④~⑤(略)</p> <p>(2)~(3)(略)</p> <p>4-57-8-3 (略)</p> <p>4-58 すれ違い用前照灯</p> <p>4-58-1 (略)</p> <p>4-58-2 性能要件</p> <p>4-58-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係)</p> <p>ただし、4-57-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、<u>当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。</u></p>

新	旧
<p><u>示第 42 条第 6 項関係、細目告示第 120 条第 6 項関係</u></p> <p>① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その<u>全て</u>を同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車<u>以外の自動車</u>にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（<u>7</u>）により計測し、イ（<u>7</u>）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（<u>i</u>）により計測し、イ（<u>i</u>）に掲げる基準に適合する<u>もの</u>は、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 6 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>（<u>7</u>）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <p>a～b（略）</p> <p>（<u>i</u>）（略）</p> <p>4-58-2-2（略）</p> <p>4-58-3～4-58-8（略）</p> <p>4-58-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係）</p> <p>4-58-9-1（略）</p> <p>4-58-9-2 性能要件</p> <p>（1）4-58-9-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その<u>全て</u>を同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、</p>	<p>① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その<u>すべて</u>を同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、<u>平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車</u>（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車<u>を除く。</u>）にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア<u>の計測の条件</u>により計測し、イ<u>の計測値の判定</u>に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（<u>i</u>）により計測した<u>ときに</u>イ（<u>i</u>）に掲げる基準に適合する<u>すれ違い用前照灯</u>は、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 6 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>（<u>7</u>）<u>すれ違い用前照灯を測定する機能を有する前照灯試験機（以下単に「前照灯試験機（すれ違い用）」という。）</u>による計測を行うことができる場合</p> <p>a～b（略）</p> <p>（<u>i</u>）（略）</p> <p>4-58-2-2（略）</p> <p>4-58-3～4-58-8（略）</p> <p>4-58-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係）</p> <p>4-58-9-1（略）</p> <p>4-58-9-2 性能要件</p> <p>（1）4-58-9-1（1）のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その<u>すべて</u>を同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、</p>

新	旧
<p>側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの方法により、判定するものとする。<u>ただし、ア及びイにより計測することが困難な自動車であつて、4-57-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</u></p> <p>ア 前照灯試験機(すれ違い用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ アに基づく前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合には、当分の間、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて次の各号により計測し、<u>判定するものとする。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4-58-9-3 (略)</p> <p>4-58 の 2 配光可変型前照灯</p> <p>4-58 の 2-1 (略)</p> <p>4-58 の 2-2 性能要件</p> <p>4-58 の 2-2-1 (略)</p> <p>4-58 の 2-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 10 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき配光可変型前照灯の<u>装置</u>の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>4-58 の 2-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる配光可変型前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 10 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき配光可変型前照灯の<u>装置</u>の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p>	<p>側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの方法により、判定するものとする。</p> <p>ア 前照灯試験機(すれ違い用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p><u>ただし、4-57-8-2 (1) ③の計測の条件で計測し、判定の基準に適合した自動車にあつては、当分の間、この限りではない。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ アに基づく前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合には、当分の間、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて次の各号により計測<u>することができる。</u></p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4-58-9-3 (略)</p> <p>4-58 の 2 配光可変型前照灯</p> <p>4-58 の 2-1 (略)</p> <p>4-58 の 2-2 性能要件</p> <p>4-58 の 2-2-1 (略)</p> <p>4-58 の 2-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 10 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき配光可変型前照灯の<u>型式</u>の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>4-58 の 2-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる配光可変型前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 10 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき配光可変型前照灯の<u>型式</u>の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p>

新	旧
4-58 の 2-3~4-58 の 2-6 (略)	4-58 の 2-3~4-58 の 2-6 (略)
4-59~4-67 (略)	4-59~4-67 (略)
4-68 番号灯	4-68 番号灯
4-68-1 装備要件	4-68-1 装備要件
<p>自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。 ただし、最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)</p>	<p>自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。 ただし、最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)</p>
4-68-2 性能要件 (視認等による審査)	4-68-2 性能要件 (視認等による審査)
<p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)</p>	<p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)</p>
<p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p>	<p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p>
<p><u>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</u></p>	<p><u>この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車</u></p>
<p><u>ア 自動車 (イ及びウに掲げるものを除く。) に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R4-00-S17 の 9. (種別 2 に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</u></p>	<p><u>(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。) に備える番号灯にあっては 15 ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあっては 8 ルクス以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。</u></p>
<p><u>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R50-00-S16 の附則 5 (種別 2 に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</u></p>	
<p><u>ウ カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車 (二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。) に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</u></p>	
<p>② 番号灯の灯光の色は、白色であること。</p>	<p>② 番号灯の灯光の色は、白色であること。</p>
<p>③ 番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p>	<p>③ 番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p>
<p>(2) 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 127 条第 2 項関係)</p>	<p>(2) 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 127 条第 2 項関係)</p>
<p>① 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p>	<p>① 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p>
<p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>③ 施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標 4-68-3～4-68-6 (略)</p> <p>4-69 尾灯 4-69-1 (略) 4-69-2 性能要件 4-69-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において<u>全ての位置から見通すことができるものであること。</u></p> <p><u>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 80° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-69-2-2 (略) 4-69-3～4-69-10 (略) 4-70～4-75 (略)</p> <p>4-76 制動灯 4-76-1 (略) 4-76-2 性能要件 4-76-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下 4-76、4-77、5-76 及び 5-77 において同じ。）又は補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下 4-76、4-77、5-76 及び 5-77 において同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯</p>	<p>② 施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標 4-68-3～4-68-6 (略)</p> <p>4-69 尾灯 4-69-1 (略) 4-69-2 性能要件 4-69-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において<u>すべての位置から見通すことができるものであること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-69-2-2 (略) 4-69-3～4-69-10 (略) 4-70～4-75 (略)</p> <p>4-76 制動灯 4-76-1 (略) 4-76-2 性能要件 4-76-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下 4-76、4-77、5-76 及び 5-77 において同じ。）又は補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下 4-76、4-77、5-76 及び 5-77 において同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯</p>

新	旧
<p>光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 1 項関係、細目告示第 134 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 45° の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において<u>全て</u>の位置から見通すことができるものであること。</p> <p><u>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 45° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-76-2-2 (略)</p> <p>4-76-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号)</p> <p>① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S12 の 5.2.1.30. 又は 5.2.2.22. 若しくは UN R13H-01-S16 の 5.2.22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、4-15-4 又は 4-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度) から減速した場合の減速能力が 2.2m/s² 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 1 項関係、細目告示第 134 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 45° の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において<u>すべて</u>の位置から見通すことができるものであること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-76-2-2 (略)</p> <p>4-76-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号)</p> <p>① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S11 の 5.2.1.30. 又は 5.2.2.22. 若しくは UN R13H-01-S15 の 5.2.22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、4-15-4 又は 4-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において 80km/h (最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度) から減速した場合の減速能力が 2.2m/s² 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>②～⑧ (略)</p>

新	旧												
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>4-76-4～4-76-9 (略)</p> <p>4-77～4-78 (略)</p> <p>4-79 方向指示器</p> <p>4-79-1 (略)</p> <p>4-79-2 性能要件</p> <p>4-79-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において<u>全て</u>の位置から見通すことができるものであること。</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>4-76-4～4-76-9 (略)</p> <p>4-77～4-78 (略)</p> <p>4-79 方向指示器</p> <p>4-79-1 (略)</p> <p>4-79-2 性能要件</p> <p>4-79-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において<u>すべて</u>の位置から見通すことができるものであること。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 719 712 751">方向指示器の種別</th> <th data-bbox="712 719 1108 751">範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 751 712 1222">イ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の</u>自動車の前面又は後面に備える方向指示器</td> <td data-bbox="712 751 1108 1222">方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 <u>ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は 5° まで、H 面より下方の内側については 20° までの範囲としてもよい。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1222 712 1407">ロ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車の前</u>面又は後面に備える方向指示器</td> <td data-bbox="712 1222 1108 1407">方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種別	範囲	イ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の</u> 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 <u>ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は 5° まで、H 面より下方の内側については 20° までの範囲としてもよい。</u>	ロ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車の前</u> 面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 719 1691 751">方向指示器の種別</th> <th data-bbox="1691 719 2092 751">範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 751 1691 1222">イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器</td> <td data-bbox="1691 751 2092 1222">方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1222 1691 1407"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="1691 1222 2092 1407"></td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種別	範囲	イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲	<u>(新設)</u>	
方向指示器の種別	範囲												
イ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の</u> 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 <u>ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は 5° まで、H 面より下方の内側については 20° までの範囲としてもよい。</u>												
ロ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車の前</u> 面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示												
方向指示器の種別	範囲												
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲												
<u>(新設)</u>													

新		旧	
	<p><u>器の内側方向 20° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。</u> <u>ただし、方向指示器のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は 5° までの範囲としてもよい。</u></p>		
<p><u>△</u> <u>三</u>に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器 (4-79-3 (2) ⑨) に規定するものを除く。)</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲。 <u>ただし、方向指示器のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は 5° までの範囲としてもよい。</u></p>	<p><u>△</u> <u>△</u>に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器 (4-79-3 (2) ⑨) に規定するものを除く。)</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>
<p><u>三</u> 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (4-79-3 (2) ⑨) に規定するものを除く。)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であつ</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>	<p><u>△</u> 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (4-79-3 (2) ⑨) に規定するものを除く。)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であつ</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>

新	旧
<p>て車両総重量 3.5t を超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの形状に類する自動車</p>	<p>て車両総重量 3.5t を超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの形状に類する自動車</p>
<p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準に適合するものは (2) ②に定める「これに準ずる性能を有する方向指示器」とする。</u></p> <p>4-79-2-2 (略)</p> <p>4-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、<u>その照明部の最内縁において 240mm 以上</u>、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、<u>その照明部の中心において 150mm 以上の間隔を有するもの</u>であり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の<u>前方に対して方向の指示を表示するためのもの</u>の位置は、<u>方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること</u>。</p> <p>⑤～⑭ (略)</p> <p>⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては 4-79-2-1 (1) ③の表イ及びロに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及び△に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。</p>	<p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-79-2-2 (略)</p> <p>4-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、<u>その照明部の中心において</u>、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては <u>300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm)</u> 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u> が 2 個以上備えられている場合の位置は、<u>前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること</u>。</p> <p>⑤～⑭ (略)</p> <p>⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては 4-79-2-1 (1) ③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔<u>方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、同表イ及びロの基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし</u>、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。)であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては</p>

新	旧
<p>ただし、自動車の構造上、4-79-2-1 (1) ③に規定する範囲において、<u>全て</u>の位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-79-4 (略)</p> <p>4-79-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>4-79-5-1～4-79-5-2 (略)</p> <p>4-79-5-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-5-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑨</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものと昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものとを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>4-79-6-1～4-79-6-2 (略)</p> <p>4-79-6-3 取付要件</p>	<p>同表イの基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とし、<u>方向指示器のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。</u></p> <p><u>ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 20° 」とする。]</u>を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、4-79-2-1 (1) ③に規定する範囲において、<u>すべて</u>の位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-79-4 (略)</p> <p>4-79-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>4-79-5-1～4-79-5-2 (略)</p> <p>4-79-5-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-5-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u>が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、<u>後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側</u>にあること。</p> <p>⑤～⑨</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものと昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものとを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>4-79-6-1～4-79-6-2 (略)</p> <p>4-79-6-3 取付要件</p>

新	旧
<p>(1) 4-79-6-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車(4-79-6 の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p>4-79-7-1～4-79-7-2 (略)</p> <p>4-79-7-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-7-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-8 従前規定の適用④</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 5 号関係)</p> <p>4-79-8-1～4-79-8-2 (略)</p> <p>4-79-8-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-8-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器は、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して</p>	<p>(1) 4-79-6-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u>が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、<u>後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側</u>にあること。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車(4-79-6 の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p>4-79-7-1～4-79-7-2 (略)</p> <p>4-79-7-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-7-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ カタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u>が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、<u>後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側</u>にあること。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-8 従前規定の適用④</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 5 号関係)</p> <p>4-79-8-1～4-79-8-2 (略)</p> <p>4-79-8-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-8-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器は、前照灯 <u>又は尾灯</u>が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方</p>

新	旧
<p>方向の指示表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項関係)</p> <p>4-79-9-1～4-79-9-2 (略)</p> <p>4-79-9-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-9-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-10 従前規定の適用⑥</p> <p>昭和 39 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 5 項第 2 号関係)</p> <p>4-79-10-1～4-79-10-2 (略)</p> <p>4-79-10-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-10-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-10-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては 4-72-10-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあつてはア及びイに係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に</p>	<p>に対して方向の指示表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、<u>後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側</u>にあること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項関係)</p> <p>4-79-9-1～4-79-9-2 (略)</p> <p>4-79-9-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-9-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u> が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、<u>後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側</u>にあること。</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>4-79-10 従前規定の適用⑥</p> <p>昭和 39 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 5 項第 2 号関係)</p> <p>4-79-10-1～4-79-10-2 (略)</p> <p>4-79-10-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-10-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-10-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては 4-72-10-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあつてはア及びイに係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u> が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より</p>

新	旧
<p>あること。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-11 従前規定の適用⑦</p> <p>昭和44年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第6号関係)</p> <p>4-79-11-1～4-79-11-2 (略)</p> <p>4-79-11-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-11-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-11-2-1 (1) (4-72-11-2-1 (1) ④を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm (光源が8W以上のものにあつては250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-12 従前規定の適用⑧</p> <p>昭和44年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第3項第3号関係)</p> <p>4-79-12-1～4-79-12-2 (略)</p> <p>4-79-12-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-12-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-12-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては4-79-12-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあつてはア及びイに係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm (光源が8W以上のものにあつては250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p>	<p>外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-11 従前規定の適用⑦</p> <p>昭和44年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第6号関係)</p> <p>4-79-11-1～4-79-11-2 (略)</p> <p>4-79-11-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-11-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-11-2-1 (1) (4-72-11-2-1 (1) ④を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm (光源が8W以上のものにあつては250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-12 従前規定の適用⑧</p> <p>昭和44年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第3項第3号関係)</p> <p>4-79-12-1～4-79-12-2 (略)</p> <p>4-79-12-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-12-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-12-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては4-79-12-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあつてはア及びイに係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm (光源が8W以上のものにあつては250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯</p>

新	旧
<p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-13 従前規定の適用⑨</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 3 項第 4 号、第 3 項第 5 号、第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>4-79-13-1～4-79-13-2 (略)</p> <p>4-79-13-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-13-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-13-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 並びに小型特殊自動車にあつては 4-79-13-2-1 (1) ④に係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-14 従前規定の適用⑩</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 1 項、第 2 項第 7 号、第 3 項第 6 号及び第 7 項関係)</p> <p>4-79-14-1～4-79-14-2 (略)</p> <p>4-79-14-3 取付要件</p> <p>(1) 方向指示器は、4-79-14-2-1 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 並びに小型特殊自動車にあつては 4-79-14-2-1 (1) ④に係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有</p>	<p><u>より外側</u>にあること。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-13 従前規定の適用⑨</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 3 項第 4 号、第 3 項第 5 号、第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>4-79-13-1～4-79-13-2 (略)</p> <p>4-79-13-3 取付要件</p> <p>(1) 4-79-13-2-1 (1) の方向指示器は、4-79-13-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 並びに小型特殊自動車にあつては 4-79-13-2-1 (1) ④に係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u> が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、<u>後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側</u>にあること。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-79-14 従前規定の適用⑩</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 1 項、第 2 項第 7 号、第 3 項第 6 号及び第 7 項関係)</p> <p>4-79-14-1～4-79-14-2 (略)</p> <p>4-79-14-3 取付要件</p> <p>(1) 方向指示器は、4-79-14-2-1 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 並びに小型特殊自動車にあつては 4-79-14-2-1 (1) ④に係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有</p>

新	旧																																								
<p>するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-79-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次の①から⑥に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第20項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-79-15-1 (略)</p> <p>4-79-15-2 性能要件</p> <p>4-79-15-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m [4-79-15-3 (1) ③、④ (自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、⑤又は⑥ (④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)] の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、30m] の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであつて、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方向指示器の種類</th> <th rowspan="2">自動車の種類</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> <tr> <th>光源のW数</th> <th>照明部の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>長さ6m以上の自動車</td> <td>15W以上 60W以下</td> <td>40cm²以上</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</td> <td>10W以上 60W以下</td> <td>7cm²以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15W以上 60W以下</td> <td>20cm²以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 4-79-15-3 (1) ③、④、⑤又は</td> <td>平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超</td> <td>6W以上 60W以下</td> <td>20cm²以上 (※1)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件		光源のW数	照明部の面積	イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上	ロ 4-79-15-3 (1) ③、④、⑤又は	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)	<p>するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-79-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次の①から⑥に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第20項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>4-79-15-1 (略)</p> <p>4-79-15-2 性能要件</p> <p>4-79-15-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m [4-79-3 (1) ③、④ (自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、⑤又は⑥ (④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)] の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、30m] の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであつて、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方向指示器の種類</th> <th rowspan="2">自動車の種類</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> <tr> <th>光源のW数</th> <th>照明部の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>長さ6m以上の自動車</td> <td>15W以上 60W以下</td> <td>40cm²以上</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</td> <td>10W以上 60W以下</td> <td>7cm²以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15W以上 60W以下</td> <td>20cm²以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 4-79-3 (1) ③、④、⑤又は⑥の</td> <td>平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超</td> <td>6W以上 60W以下</td> <td>20cm²以上 (※1)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件		光源のW数	照明部の面積	イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上	ロ 4-79-3 (1) ③、④、⑤又は⑥の	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
方向指示器の種類			自動車の種類	要件																																					
	光源のW数	照明部の面積																																							
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上																																						
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上																																						
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上																																						
ロ 4-79-15-3 (1) ③、④、⑤又は	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)																																						
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																																							
		光源のW数	照明部の面積																																						
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上																																						
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上																																						
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上																																						
ロ 4-79-3 (1) ③、④、⑤又は⑥の	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)																																						

新				旧			
⑥の規定により自動車の両側に備える方向指示器(4-79-15-3(2)⑨に規定するものを除く。)	える自動車			規定により自動車の両側に備える方向指示器(4-79-15-3(2)⑨に規定するものを除く。)	える自動車		
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さ6mの自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)		平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さ6mの自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)		その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)
ハ 4-79-15-3(2)⑨の規定により自動車の両側に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)	ハ 4-79-3(2)⑨の規定により自動車の両側に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)
<p>※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。</p> <p>② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。</p> <p>③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において<u>全て</u>の位置から見通すことができるものであること。</p>				<p>※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。</p> <p>② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。</p> <p>③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において<u>すべて</u>の位置から見通すことができるものであること。</p>			
方向指示器の種別		範囲		方向指示器の種別		範囲	
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器		方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲		イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器		方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲	
ロ ハに掲げる自動車以外の自動車の両側に備える方向指示器(4-79-15-3(2)⑨に規定するものを除く。)		方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示		ロ ハに掲げる自動車以外の自動車の両側に備える方向指示器(4-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)		方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示	

新		旧	
	器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲		器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲
ハ 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (4-79-15-3 (2) ⑨ に規定するものを除く。) (1) ~ (6) (略)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲	ハ 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (4-79-3 (2) ⑨ に規定するものを除く。) (1) ~ (6) (略)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲
④ (略)		④ (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
4-79-15-2-2 テスタ等による審査		4-79-15-2-2 テスタ等による審査	
<u>4-79-15-2-1</u> (1) ②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。		<u>4-79-2-1</u> (1) ②の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。	
4-79-15-3 取付要件 (視認等による審査)		4-79-15-3 取付要件 (視認等による審査)	
(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び (2) に適合するように取付けられなければならない。 ①~⑦ (略)		(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び (2) に適合するように取付けられなければならない。 ①~⑦ (略)	
(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① (略) ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置 (方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置) に取付けられたものであること。 ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。		(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① (略) ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置 (方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置) に取付けられたものであること。 ただし、車体の形状自体 (車体の形状であって、後写鏡、直前直左鏡及びたわみ式アンテナを除く。4-79 において同じ。) が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。	
③ (略)		③ (略)	
④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有		④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有	

新	旧
<p>するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑭ (略)</p> <p>⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては <u>4-79-15-2-1</u> (1) ③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未滿となるように取付けられている場合にあつては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未滿のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未滿のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未滿となるように取付けられている場合にあつては当該方向指示器の基準軸（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。</p> <p>ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、<u>4-79-15-2-1</u> (1) ③に規定する範囲において、<u>全て</u>の位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未滿の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。</p> <p>この場合において、上縁の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面</p>	<p>するものであり、かつ、前照灯 <u>又は尾灯</u> が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、<u>後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側</u>にあること。</p> <p>⑤～⑭ (略)</p> <p>⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-79-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては <u>4-79-2-1</u> (1) ③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未滿となるように取付けられている場合にあつては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未滿のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未滿のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上750mm未滿となるように取付けられている場合にあつては当該方向指示器の基準軸（細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 定義による基準軸をいう。</p> <p>ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、<u>4-79-2-1</u> (1) ③に規定する範囲において、<u>すべて</u>の位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未滿の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。</p> <p>この場合において、上縁の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面</p>

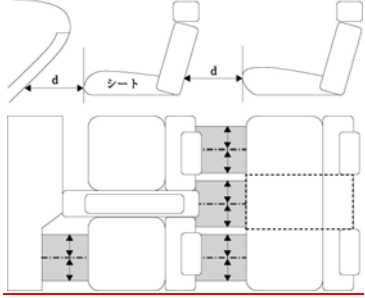
新	旧
<p>に備える方向指示器に係る 4-79-15-2-1 (1) ③の適用に当たっては、同規定中「上方 15° 」とあるのは「上方 5° 」と読み替えるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-80 (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯</p> <p>4-81-1 (略)</p> <p>4-81-2 性能要件</p> <p>4-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1 (1) (③の表 △ 及び ▽ を除く。) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 61 条第 1 項関係、細目告示第 139 条第 1 項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-2-2 (略)</p> <p>4-81-3 (略)</p> <p>4-81-4～4-81-7 (略)</p> <p>4-81-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 22 年 6 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 6 項関係)</p> <p>4-81-8-1 (略)</p> <p>4-81-8-2 性能要件</p> <p>4-81-8-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-15-2-1 (1) (③の表口及びハを除く。) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-8-2-2 テスタ等による審査</p> <p>4-79-15-2-2 の規定を準用する。</p> <p>4-81-8-3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、次の基準に適合するよう取付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 非常点滅表示灯は、4-79-15-3 (1) ①、②及び⑤から⑦まで並びに 4-79-15-3 (2) (⑦から⑩まで及び⑬を除く。) に定める基準 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) に適合するものであること。</p> <p>ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火 (以下「非常灯」という。) として作動する場合には、4-79-15-3</p>	<p>に備える方向指示器に係る 4-79-2-1 (1) ③の適用に当たっては、同規定中「上方 15° 」とあるのは「上方 5° 」と読み替えるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-80 (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯</p> <p>4-81-1 (略)</p> <p>4-81-2 性能要件</p> <p>4-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1 (1) (③の表 □ 及び △ を除く。) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 61 条第 1 項関係、細目告示第 139 条第 1 項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-2-2 (略)</p> <p>4-81-3 (略)</p> <p>4-81-4～4-81-7 (略)</p> <p>4-81-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 22 年 6 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 6 項関係)</p> <p>4-81-8-1 (略)</p> <p>4-81-8-2 性能要件</p> <p>4-81-8-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-2-1 (1) (③の表口及びハを除く。) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-8-2-2 テスタ等による審査</p> <p>4-79-2-2 の規定を準用する。</p> <p>4-81-8-3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、次の基準に適合するよう取付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 非常点滅表示灯は、4-79-3 (1) ①、②及び⑤から⑦まで並びに 4-79-3 (2) (⑦から⑩まで及び⑬を除く。) に定める基準 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) に適合するものであること。</p> <p>ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火 (以下「非常灯」という。) として作動する場合には、4-79-3 (2)</p>

新	旧
<p>(2) ①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置〔74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。〕の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造の非常点滅表示灯は、非常灯とみなす。</p> <p>②～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>4-81-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成26年1月29日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれば良い。（適用関係告示第47号第7項関係）</p> <p>4-81-9-1（略）</p> <p>4-81-9-2 性能要件</p> <p>4-81-9-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-15-2-1 (1) (③の表口及びびハを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)（略）</p> <p>4-81-9-2-2 テスタ等による審査</p> <p>4-81-15-2-1 (1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>4-81-9-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係）</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係）</p> <p>① 非常点滅表示灯については、4-79-15-3 (1) ①、②及び⑤から⑦まで並びに4-79-15-3 (2) (⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに4-79-15-3 (3)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。</p> <p>ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には 4-79-15-3 (2) ①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置（74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使</p>	<p>①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置〔74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。〕の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造の非常点滅表示灯は、非常灯とみなす。</p> <p>②～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>4-81-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成26年1月29日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれば良い。（適用関係告示第47号第7項関係）</p> <p>4-81-9-1（略）</p> <p>4-81-9-2 性能要件</p> <p>4-81-9-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1 (1) (③の表口及びびハを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)（略）</p> <p>4-81-9-2-2 テスタ等による審査</p> <p>4-81-2-1 (1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>4-81-9-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係）</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係）</p> <p>① 非常点滅表示灯については、4-79-3 (1) ①、②及び⑤から⑦まで並びに 4-79-3 (2) (⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに 4-79-3 (3)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。</p> <p>ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には 4-79-3 (2) ①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置（74/61/EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使</p>

新	旧
<p>用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81 の 2 緊急制動表示灯 4-81 の 2-1～4-81 の 2-2 (略) 4-81 の 2-3 取付要件 4-81 の 2-3-1 (略) 4-81 の 2-3-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 自動車 <u>が</u> 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による UN R13-11-S<u>12</u> の 5. 2. 1. 31. 又は UN R13H-<u>00</u>-S<u>16</u> の 5. 2. 23. に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。</p> <p>⑦ UN R13-11-S<u>12</u> の 5. 2. 1. 31. 又は UN R13H-<u>00</u>-S<u>16</u> の 5. 2. 23. に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ UN R13-11-S<u>12</u> の 5. 2. 1. 31. に適合する連携制動又は準連携制動による主制動装置を備える被牽引自動車を牽引することができるものに備える緊急制動表示灯は、主制動装置を使用している間、牽引自動車から被牽引自動車に緊急制動表示灯として使用する制動灯及び補助制動灯を点灯させるための電気が供給されるものであること。 この場合において、当該被牽引自動車の緊急制動表示灯は、牽引自動車のものと独立に作動するものとすることができる。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-81 の 3 (略)</p> <p>4-82 その他の灯火等の制限 4-82-1 装備要件</p> <p>自動車には、4-57 から 4-81 の 3 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項</p>	<p>用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81 の 2 緊急制動表示灯 4-81 の 2-1～4-81 の 2-2 (略) 4-81 の 2-3 取付要件 4-81 の 2-3-1 (略) 4-81 の 2-3-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 61 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 139 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 自動車 <u>が</u> 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による UN R13-11-S<u>11</u> の 5. 2. 1. 31. 又は UN R13H-<u>01</u>-S<u>15</u> の 5. 2. 23. に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。</p> <p>⑦ UN R13-11-S<u>11</u> の 5. 2. 1. 31. 又は UN R13H-<u>01</u>-S<u>15</u> の 5. 2. 23. に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ UN R13-11-S<u>11</u> の 5. 2. 1. 31. に適合する連携制動又は準連携制動による主制動装置を備える被牽引自動車を牽引することができるものに備える緊急制動表示灯は、主制動装置を使用している間、牽引自動車から被牽引自動車に緊急制動表示灯として使用する制動灯及び補助制動灯を点灯させるための電気が供給されるものであること。 この場合において、当該被牽引自動車の緊急制動表示灯は、牽引自動車のものと独立に作動するものとすることができる。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-81 の 3 (略)</p> <p>4-82 その他の灯火等の制限 4-82-1 装備要件</p> <p>自動車には、4-57 から 4-81 の 3 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項</p>

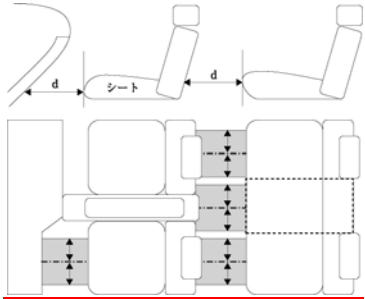
新	旧
<p>関係)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度 が変化することにより視感度（見た目の明るさをいう。）が変化する灯火を含む。 4-82-5 から 4-82-7 までにおいて同じ。〕を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項）</p> <p>① 曲線道路用配光可変型前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射 することができる前照灯（<u>曲線道路用照明装置を含む。</u>）をいう。以下同じ。）</p> <p>②~⑱ (略)</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p> <p>4-82-2~4-82-7 (略)</p> <p>4-83~4-87 (略)</p> <p>4-87 の 2 車線逸脱警報装置</p> <p>4-87 の 2-1~4-87 の 2-5 (略)</p> <p>4-87 の 2-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告 示第 51 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項関係）</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>4-87 の 2-6-1 (略)</p> <p>4-87 の 2-6-2 性能要件</p> <p>(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により車線逸脱警報装置が備えられていないと認められ るときは、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-88 (略)</p> <p>4-89 直前直左鏡</p> <p>4-89-1 (略)</p> <p>4-89-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある鏡は、(1) ①の基準に適合しないものとする。（細目告示第 146 条第 9 項関係）</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-89-3~4-89-6 (略)</p> <p>4-90~4-98 (略)</p> <p>4-99 旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>4-99-1 性能要件（視認等による審査）</p>	<p>関係)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度 が変化することにより視感度（見た目の明るさをいう。）が変化する灯火を含む。 4-82-5 から 4-82-7 までにおいて同じ。〕を備えてはならない。（細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項）</p> <p>① 曲線道路用配光可変型前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射 することができる前照灯をいう。以下同じ。）</p> <p>②~⑱ (略)</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p> <p>4-82-2~4-82-7 (略)</p> <p>4-83~4-87 (略)</p> <p>4-87 の 2 車線逸脱警報装置</p> <p>4-87 の 2-1~4-87 の 2-5 (略)</p> <p>4-87 の 2-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告 示第 51 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項関係）</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>4-87 の 2-6-1 (略)</p> <p>4-87 の 2-6-2 性能要件</p> <p>(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により車線逸脱警報装置が備えられていないと認められ るときは、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-88 (略)</p> <p>4-89 直前直左鏡</p> <p>4-89-1 (略)</p> <p>4-89-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取付けが不確実な<u>後写</u>鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある<u>後写</u> 鏡は、(1) ①の基準に適合しないものとする。（細目告示第 146 条第 9 項関係）</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-89-3~4-89-6 (略)</p> <p>4-90~4-98 (略)</p> <p>4-99 旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>4-99-1 性能要件（視認等による審査）</p>

新	旧
<p>(1) <u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。</p> <p>(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。</p> <p><u>この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。</u>(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>乗車定員 10 人以下</u>の旅客自動車運送事業用自動車は、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 5 項関係、細目告示第 155 条第 5 項関係)</p> <p>① <u>旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm (当該座席が前方の座席と向い合っているものにあつては、400mm) 以上であること。</u></p> <p>② <u>乗降口のとびらを開放する操作装置又はその附近には、とびらの開放方法を表示すること。</u></p> <p>③ <u>運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、4-38 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。</u></p> <p>(6) (5) ①に規定する間げきは、<u>座席の中央部から左右 190mm の間 (補助座席にあつては左右 150mm の間。)</u>における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等 (当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。) までの最短水平距離とする。</p> <p><u>この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。(細目告示第 77 条第 6 項関係、細目告示第 155 条第 6 項関係)</u></p> <p>① <u>リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30° (30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度) まで倒した状態</u></p> <p>② <u>スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。</u></p> <p><u>ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。</u></p> <p><u>(例) 座席の間げき</u></p> <p><u>d: 間げき</u></p>

新	旧
<p>4-99-2～4-99-4 (略)</p> <p>4-99-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>4-99-5-1 性能要件 <u>(視認等による審査)</u></p> <p>(1) <u>乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、<u>旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</u>次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-99-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)</p>	 <p>4-99-2～4-99-4 (略)</p> <p>4-99-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>4-99-5-1 性能要件</p> <p>(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p><u>この場合において、<u>旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>がその構造装置に変更を伴うことなく<u>旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。</u></u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p>① <u>旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。</u></p> <p><u>この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等(局所的な突出部を除く)までの最短水平距離とし、運転者席(運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。)がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。</u></p> <p><u>また、前方の座席と向かい合っている座席にあつては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。</u></p> <p>② <u>乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。</u></p> <p>4-99-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)</p>

新	旧
<p>4-99-6-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) <u>乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、<u>旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</u>次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4-99-6-1 性能要件</p> <p>(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p><u>この場合において、<u>旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>がその構造装置に変更を伴うことなく<u>旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。</u></u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p><u>① 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。</u></p> <p><u>この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く）までの最短水平距離とし、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。</u></p> <p><u>また、前方の座席と向かい合っている座席にあつては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。</u></p> <p><u>② 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。</u></p>
<p>4-99-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p>	<p>4-99-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p>
<p>4-99-7-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) <u>乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、<u>旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</u>次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4-99-7-1 性能要件</p> <p>(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p><u>この場合において、<u>旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>がその構造装置に変更を伴うことなく<u>旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。</u></u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p><u>① 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。</u></p> <p><u>この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く）までの最短水</u></p>

新	旧
<p>4-99-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p> <p>4-99-8-1 性能要件 (視認等による審査) (1) <u>乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、<u>旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</u>次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p>①～④ (略) (2) ～ (3) (略) <u>(削除)</u></p> <p>4-99-9 従前規定の適用⑤ 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-99-9-1 性能要件 (視認等による審査) (1) <u>乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、<u>旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</u>細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び</u></p>	<p><u>平距離とし、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。</u></p> <p><u>また、前方の座席と向かい合っている座席にあつては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。</u></p> <p><u>② 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその附近には、とびらの開放方法を表示すること。</u></p> <p>4-99-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p> <p>4-99-8-1 性能要件 (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。 <u>この場合において、<u>旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>がその構造装置に変更を伴うことなく<u>旅客自動車運送事業の用に供しなくなった場合は、保安基準に適合しなくなるおそれがないものとして差し支えない。</u></u></p> <p>①～④ (略) (2) ～ (3) (略) (4) <u>乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</u></p> <p><u>① 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm 以上であること。</u> <u>この場合において、「間げき」は、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局所的な突出部を除く）までの最短水平距離とし、運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）がリクライニング機構を有する場合には背もたれを鉛直面から後方に 30° まで倒した状態、スライド機構を有する場合には間げきが最小となる状態とする。</u></p> <p><u>また、前方の座席と向かい合っている座席にあつては、400mm 以上の間げきがなければならないものとする。</u></p> <p><u>② 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその附近には、とびらの開放方法を表示すること。</u></p> <p>4-99-9 従前規定の適用⑤ 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>4-99-9-1 性能要件 (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2 から 4-93 までの規定によるほか、<u>旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2</u></p>

新	旧
<p>細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。</p> <p>①～④ (略) (2) ～ (4) (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。 <u>この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。</u></p> <p>①～④ (略) (2) ～ (4) (略) <u>(5) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。</u></p> <p>① <u>旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm (当該座席が前方の座席と向いているものにあつては、400mm) 以上であること。</u></p> <p>② <u>乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。</u></p> <p>③ <u>運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、4-38 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。</u></p> <p><u>(6) (5) ①に規定する間げきは、座席の中央部から左右 190mm の間 (補助座席にあつては左右 150mm の間。) における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等 (当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。) までの最短水平距離とする。</u></p> <p><u>この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。</u></p> <p>① <u>リクライニング機構を有する座席にあつては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30° (30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度) まで倒した状態</u></p> <p>② <u>スライド機構等の調整機構を有する座席にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。</u></p> <p><u>ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。</u></p> <p><u>(例) 座席の間げき</u> d : 間げき</p> 

新				旧					
4-100～4-105 (略)				4-100～4-105 (略)					
4-106 指定自動車等 指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (5) (略) <u>[細目告示第 18 条 (燃料装置)]</u> <u>(6) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。) の燃料タンク及び配管については、UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に定める基準。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車には適用しない。(適用関係告示第 12 条第 3 号関係)</u> <u>① 平成 30 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 平成 30 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>イ 平成 30 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が同一であるもの</u> (7) ～ (15) (略) <u>[細目告示第 40 条 (自動車の騒音防止装置)]</u> <u>(16) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車 (二輪自動車を除く。) については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。</u>				4-106 指定自動車等 指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (5) (略) <u>(新設)</u> (6) ～ (14) (略) <u>[細目告示第 40 条 (自動車の騒音防止装置)]</u> <u>(15) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車 (二輪自動車を除く。) については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。</u>					
自動車の種別		騒音の大きさ		自動車の種別		騒音の大きさ			
		定常走行騒音	加速走行騒音			定常走行騒音	加速走行騒音		
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、 <u>二輪自動車及び側車付</u>)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	全輪駆動車、セミトラクタを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82	普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 <u>及び二輪自動車 (側車付二</u>)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	全輪駆動車、セミトラクタを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトラクタを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81			全輪駆動車、セミトラクタを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が	全輪駆動車	80	81	車両総重量が	全輪駆動車	80	81	

新					旧				
二輪自動車を除く。)	3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	全輪駆動車以外のもの	79	80	輪自動車を含む。を除外。)	3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	全輪駆動車以外のもの	79	80
	車両総重量が3.5t以下のもの		74	76		車両総重量が3.5t以下のもの		74	76
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)			72	76	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)			72	76
小型自動車（側車付二輪自動車に限る。)			72	73	小型自動車（側車付二輪自動車に限る。)			72	73
軽自動車（側車付二輪自動車に限る。)			71	73	軽自動車（側車付二輪自動車に限る。)			71	73
<p>[細目告示第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）] <u>(17) 細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止に係る車載式故障診断装置の技術基準」及び細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害のあるガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準</u></p> <p>[細目告示第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）] <u>(18) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローパイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>① 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものであつて平成31年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成30年9月30日以前に平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u></p> <p><u>② 車両総重量が7.5tを超えるもの（③の自動車を除く。）であつて平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成28年9月30日以前に平成28年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及</u></p>					<p>[細目告示第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）] <u>(16) 細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準</u></p> <p><u>(新設)</u></p>				

新	旧
<p><u>び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</u></p> <p><u>③ 第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものであって平成 30 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 29 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 29 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</u></p> <p>[細目告示第 41 条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）] <u>(19) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）については、細目告示別添 116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>① 平成 29 年 8 月 31 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるもの）にあっては平成 30 年 8 月 31 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあっては平成 31 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車（輸入自動車以外の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）（適用関係告示第 28 条第 1 項第 169 号）</u></p> <p><u>② 平成 25 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって平成 27 年 2 月 28 日までに製作されたもの（適用関係告示第 28 条第 1 項第 13 号）</u></p> <p><u>③ 平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるもの）にあっては平成 29 年 9 月 30 日、車両総重量 3.5t を超え 7.5t 以下のものにあっては平成 30 年 9 月 30 日）までの型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって次に掲げる基準に適合するもの。</u> <u>ただし、平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）を除く。（適用関係告示第 28 条第 169 項）</u></p> <p><u>ア 別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.22、非メタン炭化水素については 0.17、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質</u></p>	<p>[細目告示第 41 条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）] <u>(17) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）に限る。）のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）については、次に掲げる基準。</u> <u>ただし、平成 27 年 2 月 28 日以前に製作された軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（平成 25 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）に限る。）のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）については、適用しない。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 12 項）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>① 別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.22、非メタン炭化水素については 0.17、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.010 を超えない</u></p>

新	旧
<p>については0.010を超えないものであること。</p> <p>この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、別添41「重量車排出ガスの測定方法」別紙3の1.1.に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号。以下「燃費算定等に関する告示」という。）第2条に定めるJE05モード法において入力するものを使用すること。</p> <p><u>イ</u> 別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を用いて、次式により算出した燃費値が、燃費算定等に関する告示第2条に定める都市内走行モード燃費値に0.97を乗じた値以上であること。</p> <p>この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、別添41「重量車排出ガスの測定方法」別紙3の1.1.に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、燃費算定等に関する告示第2条に定めるJE05モード法において入力するものを使用すること。</p> <p>(算式)</p> $F = \frac{862 \times \rho}{(0.429 \times \text{COmass} + 0.862 \times \text{THCmass} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{mass})/L}$ <p>F : 燃費値 (km/L) ρ : 燃料温度288K (15℃)における燃料密度 (g/cm³) COmass : JE05モード法の一酸化炭素の排出量 (g/test) THCmass : JE05モード法の全炭化水素の排出量 (g/test) CO₂mass : JE05モード法の二酸化炭素の排出量 (g/test) L : 都市内走行モード1サイクルの走行距離 (13.892km)</p> <p>[細目告示第42条、第43条、第44条、第44条の2、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第55条の2、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第61条の2、第61条の3、第62条（灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置）]</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p>[細目告示第42条（前照灯等）]</p> <p><u>(21)</u> 最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S5の5、6、及び7.に定める基準又はUN R112-01-S5の5、6、7.及び8.に定める基準とし、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R98-01-S5の5、6、及び7.に定める基準、UN R112-01-S5の5、6、7.及び8.</u></p>	<p>ものであること。</p> <p>この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、別添41「重量車排出ガスの測定方法」別紙3の1.1.に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号。以下「燃費算定等に関する告示」という。）第2条に定めるJE05モード法において入力するものを使用すること。</p> <p><u>②</u> 別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を用いて、次式により算出した燃費値が、燃費算定等に関する告示第2条に定める都市内走行モード燃費値に0.97を乗じた値以上であること。</p> <p>この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、別添41「重量車排出ガスの測定方法」別紙3の1.1.に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、燃費算定等に関する告示第2条に定めるJE05モード法において入力するものを使用すること。</p> <p>(算式)</p> $F = \frac{862 \times \rho}{(0.429 \times \text{COmass} + 0.862 \times \text{THCmass} + 0.273 \times \text{CO}_2\text{mass})/L}$ <p>F : 燃費値 (km/L) ρ : 燃料温度288K (15℃)における燃料密度 (g/cm³) COmass : JE05モード法の一酸化炭素の排出量 (g/test) THCmass : JE05モード法の全炭化水素の排出量 (g/test) CO₂mass : JE05モード法の二酸化炭素の排出量 (g/test) L : 都市内走行モード1サイクルの走行距離 (13.892km)</p> <p>[細目告示第42条、第43条、第44条、第44条の2、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第55条の2、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第61条の2、第61条の3、第62条（灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置）]</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p>[細目告示第42条（前照灯等）]</p> <p><u>(19)</u> 最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、</u>農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S4の5、6、及び7.に定める基準<u>並びに</u>UN R112-01-S4の5、6、7.及び8.に定める基準。</p>

新	旧
<p><u>に定める基準又は UN R113-01-S4 の 5.、6.、及び 7. に定める基準。</u> <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S5 の 6. にかかわらず 9. 3.、UN R112-01-S5 の 6. にかかわらず 10. 2. 並びに UN R113-01-S4 の 6. にかかわらず 9. 2. に適合するものであればよい。</u> <u>また、交換式光源に関し、UN R98-01-S5 の 5. 8. 1. 及び 5. 8. 2.、UN R112-01-S5 の 5. 3. 1. 及び 5. 3. 1. 3. 並びに UN R113-01-S4 の 5. 3. 1. 及び 5. 4. 1. は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S5 の 5. 8. 4.、UN R112-01-S5 の 5. 3. 1. 2. 並びに UN R113-01-S4 の 5. 3. 2. 及び 5. 4. 2. にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S5」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S5」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係) ア～ウ (略) ③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S5」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S5」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係) ア～ウ (略) ④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S5」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S5」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係) ア～ウ (略) ⑤ <u>次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-01-S4」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 21 項関係)</u> <u>ア 平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 平成 27 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 27 年 7 月 26 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの</u> <u>ウ 平成 27 年 7 月 25 日以前に法第 75 条の 2 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 27 年 7 月 26 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</u> ⑥ <u>平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示第 42 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 20 項関係)</u> [細目告示第 42 条 (前照灯等)] <u>(22)</u> (略)</p>	<p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S4」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S4」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係) ア～ウ (略) ③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S4」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S4」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係) ア～ウ (略) ④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S4」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S4」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係) ア～ウ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> [細目告示第 42 条 (前照灯等)] <u>(20)</u> (略)</p>

新	旧
<p>[細目告示第 42 条 (前照灯等)] <u>(23)</u> (略) [細目告示第 43 条 (前部雾灯)] <u>(24)</u> 自動車に備える前部雾灯については、UN R19-04-<u>S7</u> の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準。 <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S7 の 6. にかかわらず、10.3.5. に適合するものであればよい。</u> <u>また、交換式光源に関し、UN R19-04-S7 の 5.6. (b) 及び 5.7.1. は適用しないこととし、5.5. (a) にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～② (略) ③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-<u>S7</u>」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 13 項関係) ア 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車 イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成 22 年 8 月 19 日以降に前部雾灯に係る性能について変更がないもの ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前部雾灯であって平成 22 年 8 月 18 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 ④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-<u>S7</u>」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係) ア 平成 27 年 12 月 8 日以前に製作された自動車 イ 平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 27 年 12 月 9 日以降に前部雾灯に係る性能について変更がないもの ウ 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前部雾灯であって平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 [細目告示第 44 条 (側方照射灯)] <u>(25)</u> 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S3 の 5. (5.4.1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、<u>最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S3 の 6. にかかわらず 10.3.5. に適合するものであればよい。</u> <u>また、交換式光源に関し、UN R119-01-S3 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u></p>	<p>[細目告示第 42 条 (前照灯等)] <u>(21)</u> (略) [細目告示第 43 条 (前部雾灯)] <u>(22)</u> 自動車に備える前部雾灯については、UN R19-04-<u>S6</u> の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～② (略) ③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-<u>S6</u>」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 13 項関係) ア 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車 イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成 22 年 8 月 19 日以降に前部雾灯に係る性能について変更がないもの ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前部雾灯であって平成 22 年 8 月 18 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 ④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-<u>S6</u>」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係) ア 平成 27 年 12 月 8 日以前に製作された自動車 イ 平成 27 年 12 月 8 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 27 年 12 月 9 日以降に前部雾灯に係る性能について変更がないもの ウ 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前部雾灯であって平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 [細目告示第 44 条 (側方照射灯)] <u>(23)</u> 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S3 の 5. (5.4.1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、<u>UN R119-01-S3 の 5.4.3. に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS 規格 C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u></p>

新	旧
<p>ただし、次の規定に適合するもの（4-62-6が適用されるものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>[細目告示第44条の2（低速走行時側方照射灯）]</p> <p><u>(26) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R23-00-S19の5.、6.2.、7.及び8.に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R23-00-S19の6.2.にかかわらず9.2.に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>また、交換式光源に関し、UN R23-00-S19の5.4.1.を適用しないこととし、5.4.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u></p> <p>[細目告示第45条（車幅灯）]</p> <p><u>(27) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにおいて細目告示別添58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R50-00-S16の6.、7.、8.及び9.に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において、細目告示別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S16の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.2.に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>また、交換式光源に関し、UN R50-00-S16の6.5.1.を適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u></p> <p><u>ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添58「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第13項関係）</u></p> <p>[細目告示第46条（前部上側端灯）]</p> <p><u>(28) 細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において、細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[細目告示第47条（前部反射器）]</p> <p><u>(29)（略）</u></p>	<p>ただし、次の規定に適合するもの（4-62-6が適用されるものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>[細目告示第44条の2（低速走行時側方照射灯）]</p> <p><u>(24) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R23-00-S19の5.、6.2.、7.及び8.に定める基準。</u></p> <p>[細目告示第45条（車幅灯）]</p> <p><u>(25) 細目告示別添58「車幅灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>ただし、細目告示別添58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[細目告示第46条（前部上側端灯）]</p> <p><u>(26) 細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>ただし、細目告示別添59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[細目告示第47条（前部反射器）]</p> <p><u>(27)（略）</u></p>

新	旧
<p>[細目告示第 48 条 (側方灯及び側方反射器)]</p> <p><u>(30) 細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>ただし、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1.の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項関係)</u></p>	<p>[細目告示第 48 条 (側方灯及び側方反射器)]</p> <p><u>(28) 細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>ただし、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>また、平成 19 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1.の規定は平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 7 項関係)</u></p>
<p>[細目告示第 48 条 (側方灯及び側方反射器)]</p> <p><u>(31) (略)</u></p>	<p>[細目告示第 48 条 (側方灯及び側方反射器)]</p> <p><u>(29) (略)</u></p>
<p>[細目告示第 49 条 (番号灯)]</p> <p><u>(32) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</u></p> <p><u>この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S17 の 5.、6.及び 9.にかかわらず 10.2.並びに R50-00-S16 の 7.にかかわらず 10.2.に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>また、交換式光源に関し、UN R4-00-S17 の 5.6.1.並びに UN R50-00-S16 の 6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R4-00-S17 の 5.6.3.並びに UN R50-00-S16 の 6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u></p> <p><u>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>なお、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(細目告示第 49 条第 1 項関係、適用関係告示第 36 条第 8 項関係)</u></p>	<p>[細目告示第 49 条 (番号灯)]</p> <p><u>(30) 細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。</u></p>
<p><u>① 普通自動車であつて、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯にあつては UN R4-00-S17 の 5.、6.、7.、8.及び 9. (種別 2b に係るものに限る。) に定める基準</u></p> <p><u>② 自動車 (①、③及び④に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。) に備える番号灯にあつては UN R4-00-S17 の 5.、6.、7.、8.及び 9. (種別 2a に係るものに限る。) に定める基準</u></p> <p><u>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては UN R50-00-S16 の 6.、7.、8.及び 9. (種別 2 に係るものに限る。) に定める基準</u></p> <p><u>④ カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車 (二輪の軽自動車又は小型特種自動車により牽引されるものに限る。) に備える番号灯にあつては細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>



新	旧
<p>[細目告示第 50 条 (尾灯)]</p> <p><u>(33) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のもの</u>にあつては細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては UN R50-00-S16 の 6.、7.、8. 及び 9.</u>に定める基準。</p> <p><u>この場合において</u>、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとし、<u>UN R50-00-S16 の 7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.2.に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>また、交換式光源に関し、UN R50-00-S16 の 6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u></p> <p><u>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項関係)</u></p> <p>[細目告示第 51 条 (後部霧灯)]</p> <p><u>(34) 細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において</u>、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2.及び別紙に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>[細目告示第 52 条 (駐車灯)]</p> <p><u>(35) 細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において</u>、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならぬ。」とあるのは「適合しなければならぬ。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>[細目告示第 53 条 (後部上側端灯)]</p> <p><u>(36) 細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>この場合において</u>、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>[細目告示第 54 条 (後部反射器)]</p> <p><u>(37) (略)</u></p> <p>[細目告示第 55 条 (大型後部反射器)]</p> <p><u>(38) (略)</u></p>	<p>[細目告示第 50 条 (尾灯)]</p> <p><u>(31) 細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>ただし</u>、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>[細目告示第 51 条 (後部霧灯)]</p> <p><u>(32) 細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>ただし</u>、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2.及び別紙に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>[細目告示第 52 条 (駐車灯)]</p> <p><u>(33) 細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>ただし</u>、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならぬ。」とあるのは「適合しなければならぬ。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>[細目告示第 53 条 (後部上側端灯)]</p> <p><u>(34) 細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。</u></p> <p><u>ただし</u>、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>[細目告示第 54 条 (後部反射器)]</p> <p><u>(35) (略)</u></p> <p>[細目告示第 55 条 (大型後部反射器)]</p> <p><u>(36) (略)</u></p>

新	旧
<p>[細目告示第 55 条の 2 (再帰反射材)] <u>(39)</u> (略) [細目告示第 56 条 (制動灯)] <u>(40)</u> <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のもの</u>にあつては細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては UN R50-00-S16 の 6.、7.、8. 及び 9.</u>に定める基準。 <u>この場合において</u>、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとし、<u>UN R50-00-S16 の 7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.2.に適合するものであればよい。</u> <u>また、交換式光源に関し、UN R50-00-S16 の 6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u> <u>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)</u> [細目告示第 57 条 (補助制動灯)] <u>(41)</u> 細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。 <u>この場合において</u>、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。 [細目告示第 58 条 (後退灯)] <u>(42)</u> 細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。 <u>この場合において</u>、細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4.及び別紙 1 の 2.に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 [細目告示第 59 条 (方向指示器)] <u>(43)</u> <u>次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</u> <u>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S26 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R50-00-S16 の 7.にかかわらず 10.2.に適合するものであればよい。</u> <u>また、交換式光源に関し、UN R6-01-S26 の 5.5.1.並びに UN R50-00-S16 の 6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R6-01-S26 の 5.5.3.並びに UN R50-00-S16 の 6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</u></p>	<p>[細目告示第 55 条の 2 (再帰反射材)] <u>(37)</u> (略) [細目告示第 56 条 (制動灯)] <u>(38)</u> 細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準。 <u>ただし</u>、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。 [細目告示第 57 条 (補助制動灯)] <u>(39)</u> 細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。 <u>ただし</u>、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120%値までとする。」と読み替えるものとする。 [細目告示第 58 条 (後退灯)] <u>(40)</u> 細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。 <u>ただし</u>細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4.及び別紙 1 の 2.に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 [細目告示第 59 条 (方向指示器)] <u>(41)</u> <u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあつては細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準。</u> <u>ただし、細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該方向指示器の最小光度については次表の最小光度値の 80%値、最大光度については次表の最大光度値の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項関係)</u></p> <p><u>① 自動車 (②及び③に掲げるもの、三輪自動車並びにカラピラ及びそりを有する軽自動車を除く。) に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S26 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準</u></p> <p><u>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S26 の 5.、6.、7. 及び 8. に又は UN R50-00-S16 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準</u></p> <p><u>③ 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車 (セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。) の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては細目告示別添 73「方向指示器の技術基準」に定める基準</u></p> <p>[細目告示第 63 条 (警音器)] <u>(44)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 63 条 (警音器)] <u>(45)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 65 条 (警告反射板)] <u>(46)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 66 条 (停止表示器材)] <u>(47)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)] <u>(48)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)] <u>(49)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)] <u>(50)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)] <u>(51)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)] <u>(52)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)] <u>(53)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 70 条 (速度計等)] <u>(54)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 73 条 (運行記録計)] <u>(55)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 74 条 (速度表示装置)] <u>(56)</u> (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[細目告示第 63 条 (警音器)] <u>(42)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 63 条 (警音器)] <u>(43)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 65 条 (警告反射板)] <u>(44)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 66 条 (停止表示器材)] <u>(45)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)] <u>(46)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)] <u>(47)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)] <u>(48)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)] <u>(49)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)] <u>(50)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)] <u>(51)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 70 条 (速度計等)] <u>(52)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 73 条 (運行記録計)] <u>(53)</u> (略)</p> <p>[細目告示第 74 条 (速度表示装置)] <u>(54)</u> (略)</p>
第 5 章 継続検査及び構造等変更検査	第 5 章 継続検査及び構造等変更検査

新

5-1～5-11 (略)
5-12 操縦装置
5-12-1 性能要件 (視認等による審査)
 (1)～(2) (略)
 (3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ①～③ (略)
 表 1 (略)
 表 2

識別対象装置 (略)	識別表示 (注 17) (略)	照明 (略)	色 (略)
横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC、 <u>VSF 若しくは</u> <u>EVSC</u> (注 14)	—	黄
<u>横滑り防止装置 (作動停止) の操作装置</u>	 又は ESC OFF、 <u>VSF OFF 若しくは</u> <u>EVSC OFF</u> (注 14)	要	二
<u>横滑り防止装置 (作動停止) のテルテール</u>		二	黄

注 1～注 17 (略)


(4) (略)
 5-12-2～5-12-4 (略)
 5-13～5-18 (略)

5-19 被牽引自動車の制動装置
5-19-1 装備要件

(1) (略)
 (2) (1) の制動装置には、次の①及び②に掲げる装置を備えること。
ただし、空気ばねを備えない自動車にあつては、②に掲げる装置の装備を要しない。
(細目告示第 171 条第 6 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項関係)
① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防

旧

5-1～5-11 (略)
5-12 操縦装置
5-12-1 性能要件 (視認等による審査)
 (1)～(2) (略)
 (3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ①～③ (略)
 表 1 (略)
 表 2

識別対象装置 (略)	識別表示 (注 17) (略)	照明 (略)	色 (略)
横滑り防止装置のテルテール	 又は ESC (注 14)	—	黄
<u>(新設)</u>			
<u>(新設)</u>			

注 1～注 17 (略)

(4) (略)
 5-12-2～5-12-4 (略)
 5-13～5-18 (略)

5-19 被牽引自動車の制動装置
5-19-1 装備要件

(1) (略)
 (2) 車両総重量が 3.5t を超える被牽引自動車に備える主制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。
(新設)

新	旧
<p><u>止ることができる装置</u></p> <p><u>② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置</u></p> <p>5-19-2～5-19-4 (略)</p> <p>5-20～5-21 (略)</p> <p>5-22 燃料装置</p> <p>5-22-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 174 条第 1 項関係)</p> <p>① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある<u>又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがある</u>もの</p> <p>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、<u>次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。</u></p> <p><u>イ 排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</u></p> <p><u>ウ 露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</u></p> <p><u>エ 座席又は立席のある車室 (隔壁により仕切られた運転者室を除く。) の内部に開口していないこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 174 条第 2 項関係)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、<u>大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車</u>を除く。) の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>5-19-2～5-19-4 (略)</p> <p>5-20～5-21 (略)</p> <p>5-22 燃料装置</p> <p>5-22-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 174 条第 1 項関係)</p> <p>① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの</p> <p>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、<u>自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ <u>燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</u></p> <p>④ <u>燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</u></p> <p>⑤ <u>燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室 (隔壁により仕切られた運転者室を除く。) の内部に開口していないこと。</u></p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) <u>①</u>の基準に適合するものとする。(細目告示第 174 条第 2 項関係)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする<u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u> (乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車<u>並びに</u>カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。) の燃料タンク及び配管は、視認等その</p>

新	旧																
<p>法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>5-22-2～5-22-4 (略)</p> <p>5-23 (略)</p> <p>5-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>5-24-1 性能要件</p> <p>5-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則 (昭和 41 年通商産業省令第 50 号) 第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器</p> <p>高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。</p> <p>ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (<u>圧縮天然ガス (メタンガス) を主成分とする高圧ガスをいう。以下 5-24 において同じ。</u>) を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第 2 条第 12 号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下 5-24 において同じ。) であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考)</p> <p>[ア 後段において確認すべき表示]</p> <p><u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (平成 9 年 3 月 25 日付け通商産業省告示第 150 号) (以下 5-24 において「容器則細目告示」という。) 様式第 3</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	<p>他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>5-22-2～5-22-4 (略)</p> <p>5-23 (略)</p> <p>5-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>5-24-1 性能要件</p> <p>5-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれがないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則 (昭和 41 年通商産業省令第 50 号) 第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器</p> <p>高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。</p> <p>ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。</p> <p>(参考)</p> <p>[ア 後段において確認すべき標章]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日
車 載 容 器 総 括 証 票																	
充填すべきガスの名称																	
搭載容器本数																	
充填可能期限	年 月 日																
車 載 容 器 総 括 証 票																	
充填すべきガスの名称																	
搭載容器本数																	
充填可能期限	年 月 日																

新			旧		
検査有効期限	年	月 日	検査有効期限	年	月 日
最高充填圧力			最高充填圧力		
車台番号			車台番号		
<p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>高圧ガス保安法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 (参考) 〔イ 後段において確認すべき表示〕 <u>容器則細目告示</u> 様式第 4</p>			<p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>同法</u>第 49 条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 (参考) 〔イ 後段において確認すべき標章〕 <u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成 9 年 3 月)</u> 様式第 4</p>		
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	容器再検査合格票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日		再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日		再検査日	年 月 日	
<p>② 液化石油ガス (<u>プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下 5-24 において同じ。</u>) のガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</p>			<p>② 液化石油ガスのガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</p>		
<p>③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30</p>			<p>③ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取付けられていること。 この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。 ただし、次のエのいずれかに該当するものにあつては、この基準に適合しているものとする。 ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車 (ア) 炭酸ガスによる方法 (<u>液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。</u>) コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態 でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。 (イ) 発煙剤による方法 (<u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。</u>) コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mm φ (又は 6mm φ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30</p>		

新	旧
<p>秒間送し、そのままの状態ではコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ (又は 6mmφ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mmφ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送し、そのままの状態では車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ (又は 6mmφ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mmφ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送し、そのままの状態では車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>ウ 気密検査結果の判定</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器 <u>によって測定される</u> ガス濃度が 0.05% を超えるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>④～⑭ (略)</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び <u>次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> (保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 176 条第 2 項関係)</p> <p><u>① ガス容器の充填口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</u></p> <p><u>② ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</u></p> <p><u>③ ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室 (隔壁により仕切られた運転者室を除く。) の内部に開口していないこと。</u></p> <p>(3) 圧縮水素ガス <u>(水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下 5-24 において同じ。)</u> を燃料とする自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。 <u>以下 5-24-1-2 において同じ。)</u> の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有す</p>	<p>秒間送し、そのままの状態ではコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法 <u>(液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。)</u> ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ (又は 6mmφ) の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa (ノズル径が 6mmφ の場合は、294kPa) の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送し、そのままの状態では車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</p> <p>(イ) 発煙剤による方法 <u>(圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。)</u> ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ (又は 6mmφ) の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa (ノズル径が 6mmφ の場合は 294kPa) の圧縮空気を 30 秒間送し、そのままの状態では車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。</p> <p>ウ 気密検査結果の判定</p> <p>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器 <u>による検知管の</u> ガス濃度が 0.05% を超えるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>④～⑭ (略)</p> <p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び <u>5-22-1 (1) ③から⑤までに掲げる基準とする。</u> <u>この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。</u> (保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 176 条第 2 項関係)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有す</p>

新

るものであること。

この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第 45 条の容器検査又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

（参考）

〔ア 後段において確認すべき表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第 3）

車 載 容 器 総 括 証 票			
充填すべきガスの名称			
搭載容器本数			
充填可能期限	年	月	日
検査有効期限	年	月	日
最高充填圧力			
車 台 番 号			

※ 圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器（以下、5-24 において「繊維強化プラスチック複合容器」という。）であって、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充てんするための容器をいう。

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第 3 の 2）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）			
充填すべきガスの名称			
搭載容器本数			
充填可能期限	年	月	日
検査有効期限	年	月	日
最高充填圧力			
車 台 番 号			

※ 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第 61 条第 2 項第 2 号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。

旧

るものであること。

この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことがない高圧ガス容器

高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。

ただし、同法第 46 条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。

（参考）

〔ア 後段において確認すべき標章〕

（新設）

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月）様式第 3 の 2

低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第 61 条第 2 項第 2 号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの）の標章の例

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）			
充填すべきガスの名称			
搭載容器本数			
充填可能期限	年	月	日
検査有効期限	年	月	日
最高充填圧力			
車 台 番 号			

※低充填サイクル圧縮水素自動車以外の燃料装置用容器については、(1) ①を参照

新	旧																																				
<p>3. <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第3の3）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 載 容 器 総 括 証 票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、世界統一技術規則に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充てんするための容器をいう。</u></p> <p>4. <u>低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第3の4）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器とは、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるものをいう。</u></p> <p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>高圧ガス保安法</u>第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 （参考） 〔イ 後段において確認すべき表示〕</p> <p>1. <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示 様式第4）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">容 器 再 検 査 合 格 証 票</th> <th style="text-align: center;">検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">再検査有効期限</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再検査日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示</u></p>	車 載 容 器 総 括 証 票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	検査有効期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	検査有効期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再検査日	年 月 日	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 容器再検査を受けたことがある高圧ガス容器 <u>同法</u>第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。 ただし、同法第46条の規定による表示が燃料充填口近傍になされている場合は、当該表示により確認することができる。 （参考） 〔イ 後段において確認すべき標章〕</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;"><u>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める</u></p>
車 載 容 器 総 括 証 票																																					
充填すべきガスの名称																																					
搭載容器本数																																					
充填可能期限	年 月																																				
検査有効期限	年 月																																				
最高充填圧力																																					
車台番号																																					
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																					
充填すべきガスの名称																																					
搭載容器本数																																					
充填可能期限	年 月																																				
検査有効期限	年 月																																				
最高充填圧力																																					
車台番号																																					
容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の 名称の符号																																			
再検査有効期限	年 月 日																																				
再検査日	年 月 日																																				

新	旧																
様式第4の2)	告示(平成9年3月)様式第4の2 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器(圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第61条第2項第2号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの)の標章の例																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)</td> <td>検査実施者の名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)</td> <td>検査実施者の名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日
容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号															
再検査有効期限	年 月 日																
再 検 査 日	年 月 日																
容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号															
再検査有効期限	年 月 日																
再 検 査 日	年 月 日																
<p>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示 様式第4の3)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容 器 再 検 査 合 格 証 票</td> <td>検査実施者の名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月</td> </tr> </table>	容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	(新設)								
容 器 再 検 査 合 格 証 票		検査実施者の名称の符号															
再検査有効期限	年 月																
再 検 査 月	年 月																
<p>4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(容器則細目告示 様式第4の4)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)</td> <td>検査実施者の名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月</td> </tr> </table>	容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	(新設)								
容器再検査合格証票(低充填サイクル車両専用)		検査実施者の名称の符号															
再検査有効期限	年 月																
再 検 査 月	年 月																
<p>② ガス容器及び配管等(水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下5-24において同じ。)の取付部に緩み及び損傷が無いこと。</p> <p>③ ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷及び故障が無いこと。</p> <p>④ ガス容器及び配管等の防熱措置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷が無いこと。</p> <p>⑤ ガス容器及び配管等は、運転者室、客室及び荷台その他換気が十分にされない場所に備えてはならない。</p> <p>⑥ 配管等は、通常使用される圧力において、外部に対して気密性を有するものでなければならない。 この場合において、配管等に圧力がかかった状態で、高圧部から燃料電池スタック(燃料電池自動車以外の自動車にあつては原動機)に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液(石けん水等)を用いて水素ガス漏</p>	<p>② ガス容器及びガス配管等の取付部に緩み及び損傷が無いこと。</p> <p>③ ガス容器及びガス配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷及び故障が無いこと。</p> <p>④ ガス容器及びガス配管等の防熱措置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷が無いこと。</p> <p>⑤ ガス容器及び配管等(水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下この号において同じ。)は、運転者室、客室及び荷台その他換気が十分にされない場所に備えてはならない。</p> <p>⑥ 配管等は、通常使用される圧力において、外部に対して気密性を有するものでなければならない。 この場合において、配管等に圧力がかかった状態で、高圧部から燃料電池スタック(燃料電池自動車以外の自動車にあつては原動機)に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液(石けん水)を用いて水素ガス漏れ</p>																

新	旧
<p>れの検知を行い、検知されないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>⑦ 自動車に備えられた水素ガス漏れを検知する装置（以下 <u>5-24</u> において「水素ガス漏れ検知器」という。）が正常に作動すること。 この場合において、次に掲げる (ア) 又は (イ) のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとする。 (ア) ～ (イ) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 水素ガス漏れ検知器に <u>より水素ガス漏れが検知されていない</u> こと。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>5-24-1-2 書面等による審査</p> <p>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、5-24-1-1 (3) ⑥及び⑦の規定に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 配管等は、常用の圧力（細目告示別添 100 の 2.4. の常用の圧力をいう。）で外部に対して気密性を有する耐久性のある堅ろうなものであり、かつ、細目告示別添 100 の別紙 1「気密・換気試験」の 3. に定める方法により配管等の気密試験を行ったときにガス漏れがないものであること。</p> <p>③ 水素ガス漏れ検知器、警報装置及び水素ガスの供給を遮断する装置は、細目告示別添 100 の別紙 3「水素ガス漏れ検知器等の試験」に定める方法により試験を行ったときに、水素ガスを検知し、警報装置が作動し、及び水素ガスの供給を遮断するものでなければならない。 なお、複数の水素システムを備えている自動車にあっては、水素ガス漏れが生じている水素システムの水素ガスの供給を遮断するものでよい。</p> <p>5-24-2～5-24-4 (略)</p> <p>5-25～5-26 (略)</p> <p>5-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>5-27-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>れの検知を行い、検知されないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>⑦ 自動車に備えられた水素ガス漏れを検知する装置（以下 <u>この号</u> において「水素ガス漏れ検知器」という。）が正常に作動すること。 この場合において、次に掲げる (ア) 又は (イ) のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとする。 (ア) ～ (イ) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 水素ガス漏れ検知器に <u>断線又は短絡が生じておらず、かつ、当該装置が水素ガス漏れを検知していない</u> こと。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>5-24-1-2 書面等による審査</p> <p>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、5-24-1-1 (3) ⑥及び⑦の <u>規程に代えて当分の間この</u> 規定に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 配管等（<u>水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下②において同じ。</u>）は、常用の圧力（細目告示別添 100 の 2.4. の常用の圧力をいう。）で外部に対して気密性を有する耐久性のある堅ろうなものであり、かつ、細目告示別添 100 の別紙 1「気密・換気試験」の 3. に定める方法により配管等の気密試験を行ったときにガス漏れがないものであること。</p> <p>③ <u>水素ガス漏れを検知する装置（以下③において「水素ガス漏れ検知器」という。）、</u>警報装置及び水素ガスの供給を遮断する装置は、細目告示別添 100 の別紙 3「水素ガス漏れ検知器等の試験」に定める方法により試験を行ったときに、水素ガスを検知し、警報装置が作動し、及び水素ガスの供給を遮断するものでなければならない。 なお、複数の水素システムを備えている自動車にあっては、水素ガス漏れが生じている水素システムの水素ガスの供給を遮断するものでよい。</p> <p>5-24-2～5-24-4 (略)</p> <p>5-25～5-26 (略)</p> <p>5-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>5-27-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p><u>[前面衝突時の乗員保護性能]</u></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>[オフセット衝突時の乗員保護性能]</u></p>

新	旧
<p><u>(5-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>(3) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 178 条第 9 項関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u> <u>③ 車両総重量 2.5t を超える自動車</u> <u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u> <u>⑤ 二輪自動車</u> <u>⑥ 側車付二輪自動車</u> <u>⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車</u> <u>⑧ 大型特殊自動車</u> <u>⑨ 小型特殊自動車</u> <u>⑩ 被牽引自動車</u>
<p><u>(5-27 の 2 へ移項)</u></p>	<p><u>(4) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 9 項関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u> <u>② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u> <u>③ 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4-27-1 (6) に規定するもの</u> <p><u>[側面衝突時の乗員保護性能]</u></p>
<p><u>(5-27 の 3 へ移項)</u></p>	<p><u>(5) 座席の地上面からの高さ（最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方 100mm の位置の地上面からの高さをいう。）が 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>② ①の自動車の形状に類する自動車</u> <u>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u> <u>④ ③の自動車の形状に類する自動車</u> <u>⑤ 二輪自動車</u> <u>⑥ 側車付二輪自動車</u> <u>⑦ 三輪自動車</u> <u>⑧ カタピラ及びそりを有する軽自動車</u> <u>⑨ 大型特殊自動車</u>

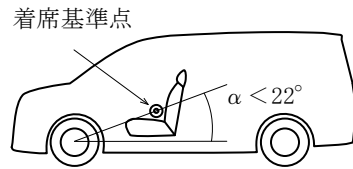
新	旧
<p><u>(5-27 の 3 へ移項)</u></p> <p><u>(5-27 の 5 へ移項)</u></p> <p><u>(5-27 の 5 へ移項)</u></p> <p>5-27-2～5-27-4 (略)</p> <p>5-27 の 2 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>5-27 の 2-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する</p>	<p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(6) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 10 項関係)</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>④ <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4-27-1 (9) の規定によるもの</u></p> <p><u>[歩行者保護性能]</u></p> <p>(7) <u>自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 178 条第 11 項関係)</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、ボンネットを有する自動車を除く。)</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(8) <u>ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) 及びパンパの表面に鋭い突起を有しない車枠及び車体は、(7) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 11 項関係)</u></p> <p>5-27-2～5-27-4 (略)</p> <p><u>(5-27 から移項)</u></p>

新	旧
<p><u>座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 178 条第 9 項関係)</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>車両総重量 2.5t を超える自動車</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p> <p>⑦ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>被牽引自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 9 項関係)</u></p> <p>① <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる車枠及び車体であって、4-27 の 2-1 (3) に規定するもの</u></p> <p>5-27 の 2-2 欠番</p> <p>5-27 の 2-3 欠番</p> <p>5-27 の 2-4 適用関係の整理</p> <p><u>4-27 の 2-4 の規定を適用する。</u></p> <p>5-27 の 3 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>5-27 の 3-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) <u>座席の地上面からの高さ (最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方 100mm の位置の地上面からの高さをいう。) が 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係)</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</u></p> <p>④ <u>③の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ <u>二輪自動車</u></p> <p>⑥ <u>側車付二輪自動車</u></p>	<p>(5-27 から移項)</p>

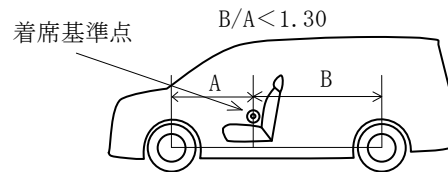
新	旧
<p>⑦ <u>三輪自動車</u></p> <p>⑧ <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ <u>大型特殊自動車</u></p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ <u>被牽引自動車</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第10項関係)</u></p> <p>① <u>運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>④ <u>2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる車枠及び車体であって、4-27の3-1(3)の規定によるもの</u></p> <p>5-27の3-2 欠番</p> <p>5-27の3-3 欠番</p> <p>5-27の3-4 適用関係の整理</p> <p><u>4-27の3-4の規定を適用する。</u></p> <p>5-27の4 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>5-27の4-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p><u>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第178条第11項及び第12項関係)</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</u></p> <p>② <u>①の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>③ <u>貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げる自動車以外のもの</u></p> <p><u>ア 車両総重量3.5t以下であり、かつ、前車軸中心と運転者席の着席基準点(人体模型をISO 6549:1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のH点(股関節点)の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。以下、5-27の4において同じ。)と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が22°より小さいもの</u></p> <p><u>(参考図)</u></p>	<p>(新設)</p>

新

旧



イ 車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの
(参考図)



- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ 三輪自動車
- ⑧ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ⑨ 大型特殊自動車
- ⑩ 小型特殊自動車
- ⑪ 被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 11 項関係)

- ① 運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体
- ③ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
- ④ 2-14-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4-27 の 4-1 (3) の規定によるもの

5-27 の 4-2 欠番

5-27 の 4-3 欠番

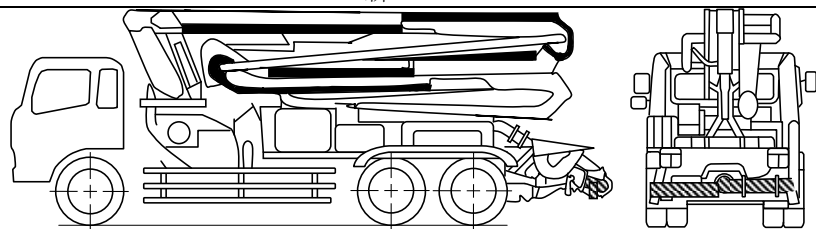
5-27 の 4-4 適用関係の整理

4-27 の 4-4 の規定を適用する。

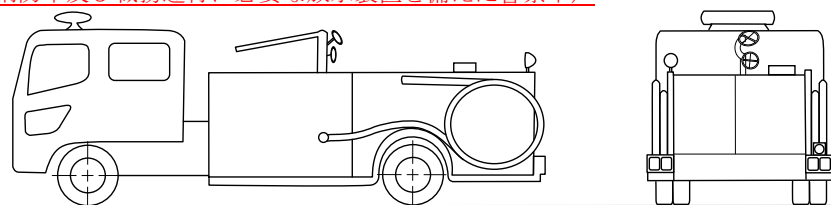
新	旧
<p>5-27 の 5 車枠及び車体の歩行者保護性能 5-27 の 5-1 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 6 項関係、細目告示第 178 条第 13 項関係）</u></p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であり、かつ、運転者席の着席基準点（人体模型を ISO 6549:1999 に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型の H 点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。）が前車軸中心から後方 1.1m より後方に位置するものを除く。） ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車 ⑧ 大型特殊自動車 ⑨ 小型特殊自動車 ⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ⑪ 被牽引自動車</p> <p><u>(2) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの表面に鋭い突起を有しない車枠及び車体は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 13 項関係）</u></p> <p>5-27 の 5-2 欠番 5-27 の 5-3 欠番 5-27 の 5-4 適用関係の整理 4-27 の 5-4 の規定を適用する。</p> <p>5-28～5-29（略）</p> <p>5-30 突入防止装置 5-30-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5-30-2 の基準に適合する突入防止装置を <u>5-30-3 の基準に適合するよう</u> 備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものと</p>	<p><u>(5-27 から移項)</u></p> <p>5-28～5-29（略）</p> <p>5-30 突入防止装置 5-30-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5-30-2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものと</p>

新	旧
<p>して次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係)</p> <p>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部 <u>(車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下 5-30 において同じ。)</u> が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(例)</p> <p>モノコック構造の車体を有する自動車の例 (図、略)</p> <p>セミトレーラの例 (図、略)</p> <p>その他の車体後面の構造部を有する例 (道路維持作業用自動車であって追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車) (図、略)</p> <p>(重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p> <p>(重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p> <p>(自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの) (図、略)</p> <p>(後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p> <p><u>(用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車)</u></p>	<p>して次に掲げる要件に適合する <u>構造 (車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下「車体後面の構造部」という。)</u> を有する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係)</p> <p>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(例)</p> <p>モノコック構造の車体を有する自動車の例 (図、略)</p> <p>セミトレーラの例 (図、略)</p> <p>その他の車体後面の構造部を有する例 (道路維持作業用自動車であって追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車) (図、略)</p> <p>(重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p> <p>(重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p> <p>(自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの) (図、略)</p> <p>(後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車) (図、略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新



(消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車)



(2) 車両総重量が7t未満の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部 (1)の例を含む。が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。

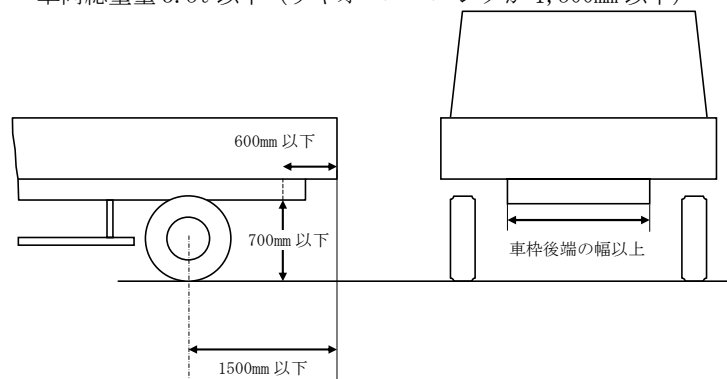
①～③ (略)

(例)

車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm超)

(図、略)

車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)



旧

(新設)

(2) 車両総重量が7t未満の自動車にあっては、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。

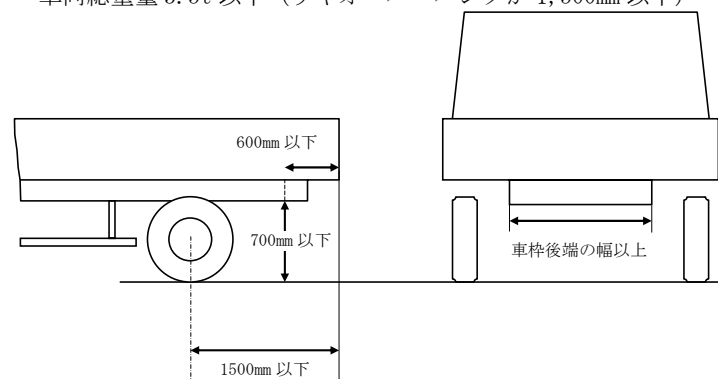
①～③ (略)

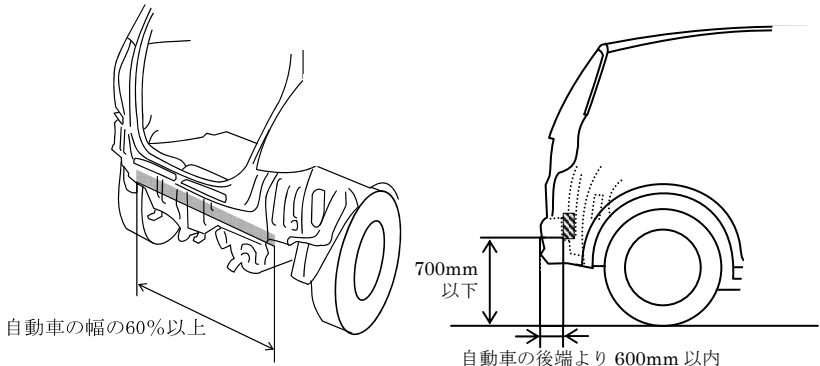
(例)

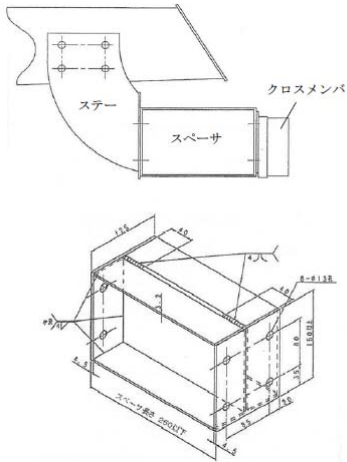
車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm超)

(図、略)

車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)



新	旧
 <p>自動車の後端より 600mm 以内</p> <p>700mm 以下</p> <p>自動車の幅の60%以上</p> <p>車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超) (図、略)</p> <p>車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下) (図、略)</p> <p>5-30-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 180 条第 1 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超) (図、略)</p> <p>車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下) (図、略)</p> <p>5-30-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている突入防止装置若しくはこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置若しくはそれより後方に備えられた突入防止装置、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又は国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u>(細目告示第 180 条第 1 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 指定自動車等に備えている突入防止装置又は法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置であって、以下すべてに該当する「スペーサ」を取付けたものは、他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを有効に防止することができるものとする。</u></p> <p><u>ア 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u></p> <p><u>イ 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u></p> <p><u>ウ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部 (ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分) は 4.5mm 以上のものであること。</u></p> <p><u>エ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u></p>

新	旧
<p>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</p> <p>③ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2)②の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</p> <p>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</p> <p>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが250mm以下のもの。</p> <p>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は3.2mm以上、両端</p>	<p><u>オ</u> 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。</p> <p><u>カ</u> スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</p> <p><u>キ</u> 両端のプレート部は、縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。</p> <p><u>ク</u> 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</p> <p>(例)</p>  <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

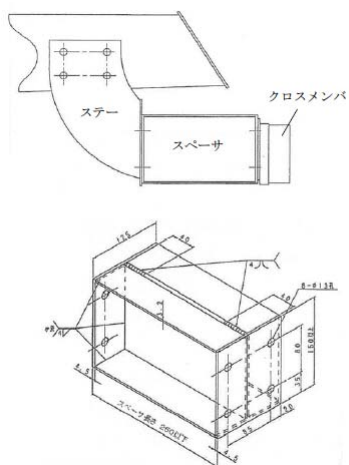
新

旧

のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。

- ④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。
- ⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
- ⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。
- ⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
- ⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。

(例)



5-30-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係）

①～②（略）

(例)

貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（指定自動車等）
(図、略)

貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車

5-30-3 取付要件（視認等による審査）

突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係）

①～②（略）

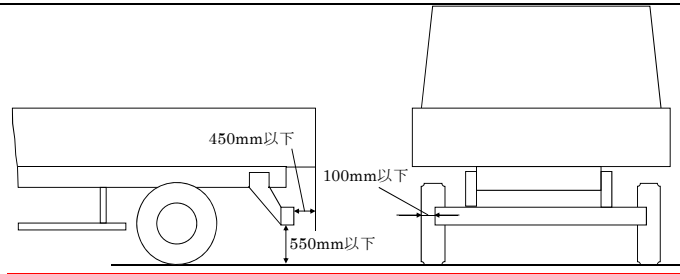
(例)

車両総重量 3.5t 超（指定自動車等）
(図、略)

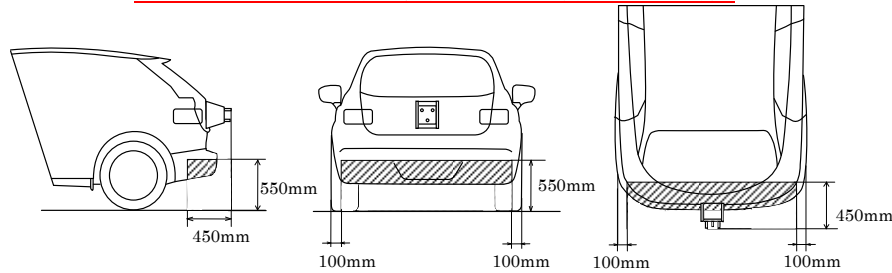
(新設)

新

旧



モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）



（車両後端から450mm以内の位置において、車輪の最外側から内側100mmまでの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が550mm以下になっている。）

（2）突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、（1）の基準に適合するものとする。

① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあつては3.5t以下のものに限る。）にあつては、UN R58-02-S3の2.に定める基準。

② ①の自動車以外の自動車にあつては、UN R58-02-S3の16.又は25.に定める基準。

この場合において、UN R58-02-S3の16.3.又は25.6.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。

5-30-4（略）

5-31～5-33（略）

5-34 座席

5-34-1 性能要件（視認等による審査）

（1）（略）

（2）自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したとき

（新設）

（新設）

5-30-4（略）

5-31～5-33（略）

5-34 座席

5-34-1 性能要件（視認等による審査）

（1）（略）

（2）自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したとき

新	旧
<p>に、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>乗車定員 11 人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であって 5-36-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 184 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4)</u> 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>(6)</u> の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u> の自動車〔乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。〕の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>(6)</u> の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>(4)</u> アからキに掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 4 項関係)</p> <p><u>(6)</u> <u>(4)</u> の自動車の座席及び座席取付装置は、次に掲げるものであって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。(細目告示第 184 条第 7 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(7)</u> 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。(保安基準第 22 条第 5 項、細目告示第 184 条第 4 項)</p> <p><u>(8)</u> <u>(7)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平</p>	<p>に、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であって 5-36-1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 184 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>(2)</u> の規定は、<u>(2)</u> 本文ただし書の規定により、<u>旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。</u>(細目告示第 184 条第 4 項関係)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u></p> <p>② <u>座席ベルトの腰用帯部の取付装置の取付間隔が車両中心面に平行な平面の距離で 330mm 以上であり、かつ、当該座席ベルトが正常に機能する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置</u></p> <p><u>(5)</u> 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>(7)</u> の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>(5)</u> の自動車〔乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。〕の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>(7)</u> の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>(5)</u> アからキに掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 4 項関係)</p> <p><u>(7)</u> <u>(5)</u> の自動車の座席及び座席取付装置は、次に掲げるものであって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。(細目告示第 184 条第 8 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(8)</u> 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。(保安基準第 22 条第 5 項、細目告示第 184 条第 5 項)</p> <p><u>(9)</u> <u>(8)</u> の「大部分の窓」は、側窓総数の 2/3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平</p>

新	旧
<p>に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。） <u>(9)</u> 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。（保安基準第22条第6項、細目告示第184条第<u>5</u>項）</p>	<p>に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。） <u>(10)</u> 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。（保安基準第22条第6項、細目告示第184条第<u>6</u>項）</p>
<p>5-34-2～5-34-4（略）</p>	<p>5-34-2～5-34-4（略）</p>
<p>5-35 補助座席定員 5-34-1 (2) ①アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上で<u>なければならない</u>。（保安基準第22条の2関係、細目告示第185条関係）</p>	<p>5-35 補助座席定員 5-34-1 (2) ①アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上で<u>あり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けずとして計算した場合の乗車定員の3分の1以上でなければならない</u>。この場合において、「<u>車いすの用に供する床面</u>」とは、<u>車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であって、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ1,200mm、有効幅800mmとする</u>。（保安基準第22条の2関係、細目告示第185条関係）</p>
<p>5-36 座席ベルト等</p>	<p>5-36 座席ベルト等</p>
<p>5-36-1 装備要件</p>	<p>5-36-1 装備要件</p>
<p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔5-34-1 <u>(4)</u> アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第1項関係）</p>	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔5-34-1 <u>(5)</u> アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第1項関係）</p>
<p>(2) ～ (5)（略）</p>	<p>(2) ～ (5)（略）</p>
<p>5-36-2～5-36-4（略）</p>	<p>5-36-2～5-36-4（略）</p>
<p>5-37（略）</p>	<p>5-37（略）</p>
<p>5-38 頭部後傾抑止装置等</p>	<p>5-38 頭部後傾抑止装置等</p>
<p>5-38-1 装備要件</p>	<p>5-38-1 装備要件</p>
<p>自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（5-34-1 <u>(4)</u> アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、5-38-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p>	<p>自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（5-34-1 <u>(5)</u> アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、5-38-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p>
<p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）</p>	<p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）</p>

新	旧
<p>5-38-2 (略) 5-39 (略)</p> <p>5-40 通路 5-40-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 通路は、安全かつ容易に通行できるものでなければならない。(保安基準第 23 条第 1 項) (2) 乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車を除く。) 及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。(保安基準第 23 条第 2 項関係)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>5-40-2～5-40-4 (略) 5-41 (略)</p> <p>5-42 乗降口 5-42-1 (略) 5-42-2 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (2) (略) (3) 乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車及び幼児専用車を除く。) の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。(保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 191 条第 2 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>5-42-3～5-42-4 (略) 5-43～5-47 (略)</p> <p>5-48 騒音防止装置 5-48-1 (略) 5-48-2 性能要件 5-48-2-1～5-48-2-2 (略) 5-48-2-3 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 196 条第 3 項</p>	<p>5-38-2 (略) 5-39 (略)</p> <p>5-40 通路 5-40-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 通路は、安全かつ容易に通行できるものでなければならない。(保安基準第 23 条第 1 項) (2) 乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車を除く。)、<u>旅客自動車運送事業用自動車</u>で乗車定員 10 人以下のもの及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。(保安基準第 23 条第 2 項関係)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>5-40-2～5-40-4 (略) 5-41 (略)</p> <p>5-42 乗降口 5-42-1 (略) 5-42-2 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (2) (略) (3) <u>旅客自動車運送事業用自動車</u>及び乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車及び幼児専用車を除く。) の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。(保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 191 条第 2 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>5-42-3～5-42-4 (略) 5-43～5-47 (略)</p> <p>5-48 騒音防止装置 5-48-1 (略) 5-48-2 性能要件 5-48-2-1～5-48-2-2 (略) 5-48-2-3 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 196 条第 3 項</p>

新	旧												
<p>関係)</p> <p>① 次のいずれかの表示があるもの ア～エ (略) オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 (ア) (略) (イ) UN R92 (二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定) (ウ)～(エ) (略) カ～キ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5-48-3～5-48-4 (略)</p> <p>5-49 (略)</p> <p>5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能 5-50-1 性能要件 (テスト等による審査) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、②及び③の基準は、二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとする。〕 ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。 なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。 また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">一酸化炭素</th> <th style="text-align: center;">炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 2サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車<u>及び</u>側車付二輪自動車を除く。)</td> <td style="text-align: center;">4.5%</td> <td style="text-align: center;">100万分の7,800</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800	<p>関係)</p> <p>① 次のいずれかの表示があるもの ア～エ (略) オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 (ア) (略) (イ) UN R92 (二輪自動車<u>(側車付二輪自動車を含む。)</u>の交換用消音器に関する規定) (ウ)～(エ) (略) カ～キ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>5-48-3～5-48-4 (略)</p> <p>5-49 (略)</p> <p>5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能 5-50-1 性能要件 (テスト等による審査) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、②及び③の基準は、二輪自動車<u>(側車付二輪自動車を含む。)</u>には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとする。〕 ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。 なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。 また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">一酸化炭素</th> <th style="text-align: center;">炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 2サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車を除く。)</td> <td style="text-align: center;">4.5%</td> <td style="text-align: center;">100万分の7,800</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素											
ア 2サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車 <u>及び</u> 側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800											
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素											
ア 2サイクルの原動機を備える自動車(二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800											

新				旧			
イ	二輪自動車及び側車付二輪自動車	3.0%	100万分の1,000	イ	二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ウ	4サイクルの原動機を備える軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500	ウ	4サイクルの原動機を備える軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
エ	定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100万分の500	エ	定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
オ	アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300	オ	アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300
<p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車にあっては、光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないものであること。</p> <p>なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制（従前規定）]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車であって、5-50-4により従前規定を適用する場合は、黒煙汚染度が25%を超えないものであること。</p> <p>ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙汚染度25%を超えないものとみなす。</p> <p>なお、この場合において、当該自動車に適用する排出ガス規制に応じ、適用表に掲げる規制値に基づき判定するものとする。（適用関係告示第28条関係）</p> <p>（表、略）</p> <p>5-50-2～5-50-4(略)</p> <p>5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>5-51-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>軽油を燃料とする車両総重量が3.5t以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）については⑤の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については②、③及び⑥の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない</u></p>				<p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車（<u>二輪自動車を除く。</u>）及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車にあっては、光吸収係数が0.50m^{-1}を超えないものであること。</p> <p>なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制（従前規定）]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車（<u>二輪自動車を除く。</u>）及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車であって、5-50-4により従前規定を適用する場合は、黒煙汚染度が25%を超えないものであること。</p> <p>ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が0.80m^{-1}を超えないときは、黒煙汚染度25%を超えないものとみなす。</p> <p>なお、この場合において、当該自動車に適用する排出ガス規制に応じ、適用表に掲げる規制値に基づき判定するものとする。（適用関係告示第28条関係）</p> <p>（表、略）</p> <p>5-50-2～5-50-4(略)</p> <p>5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>5-51-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>②から④までの規定は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。</u>（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）</p>			

新	旧
<p>い。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。 ア 電源投入時 <u>(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時)</u> に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの <u>(蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの)</u> ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの</p> <p>⑤ <u>一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。なお、④の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5-51-2 欠番 5-51-3 欠番 5-51-4 適用関係の整理 4-51-4の規定を適用する。</p> <p>5-52 ブローバイ・ガス還元装置 5-52-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置(原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。)を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする <u>車両総重量が3.5tを超える自動車であって普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)</u>のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの <u>のうち過給器を備えたもの</u>にあってはこの限りでない。(保安基準第31条第4項関係、細目告示第197条第3項関係)</p> <p>① 指定自動車等のうちブローバイ・ガスを大気開放する構造であってその構造及び装置が指定自動車等と同一であるもの ② <u>①以外のブローバイ・ガスを大気開放する構造である普通自動車及び小型自動車であって、WHICモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が4-50-1-2(1)③の基準に適合するもの</u> ③ <u>排出ガス非認証車のうち大型特殊自動車</u></p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。 ア 電源投入時に警報を発しないもの イ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5-51-2 欠番 5-51-3 欠番 5-51-4 適用関係の整理 4-51-4の規定を適用する。</p> <p>5-52 ブローバイ・ガス還元装置 5-52-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置(原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。)を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの <u>(過給器を備えたものに限る。)</u>にあってはこの限りでない。(保安基準第31条第4項関係、細目告示第197条第3項関係)</p> <p>① 指定自動車等のうちブローバイ・ガスを大気開放する構造であってその構造及び装置が指定自動車等と同一であるもの <u>(新設)</u> ② 排出ガス非認証車</p>

新	旧
<p>5-52-2 性能要件（視認等による審査） ブローバイ・ガス還元装置は、炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならない。</p> <p>5-52-3 欠番</p> <p>5-52-4 適用関係の整理 4-52-4 の規定を適用する。</p> <p>5-53 燃料蒸発ガス発散防止装置</p> <p>5-53-1 性能要件（視認等による審査） 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がないものでなければならない。（保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示第 197 条第 4 項関係）</p> <p>5-53-2 欠番</p> <p>5-53-3 欠番</p> <p>5-53-4 適用関係の整理 4-53-4 の規定を適用する。</p> <p>5-54～5-55（略）</p> <p>5-56 窒素酸化物排出自動車等の特例</p> <p>5-56-1 性能要件（書面による審査） 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は (2) の基準に適合していないものとする。</p> <p>①（略）</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>）であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車（<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>）のうち、昭和 50 年 11 月 30 日〔2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入自動車にあっては昭和 51 年 3 月 31 日〕以前に製作されたもの。 ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定車を除く。</p> <p>③（略）</p>	<p>5-52-2 性能要件（視認等による審査） ブローバイ・ガス還元装置は、炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならない。</p> <p>5-52-3 欠番</p> <p>5-52-4 適用関係の整理 4-52-4 の規定を適用する。</p> <p>5-53 燃料蒸発ガス発散防止装置</p> <p>5-53-1 性能要件（視認等による審査） 普通自動車、小型自動車（<u>二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。</u>）及び軽自動車（<u>二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。</u>）であって、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、損傷がないものでなければならない。（保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示第 197 条第 4 項関係）</p> <p>5-53-2 欠番</p> <p>5-53-3 欠番</p> <p>5-53-4 適用関係の整理 4-53-4 の規定を適用する。</p> <p>5-54～5-55（略）</p> <p>5-56 窒素酸化物排出自動車等の特例</p> <p>5-56-1 性能要件（書面による審査） 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は (2) の基準に適合していないものとする。</p> <p>①（略）</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（<u>二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。</u>）であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車（<u>二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。</u>）のうち、昭和 50 年 11 月 30 日〔2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入自動車にあっては昭和 51 年 3 月 31 日〕以前に製作されたもの。 ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定車を除く。</p> <p>③（略）</p>

新	旧
<p>(7)～(13) (略)</p> <p>5-56-2 (略)</p> <p>5-57 走行用前照灯</p> <p>5-57-1 (略)</p> <p>5-57-2 性能要件等</p> <p>5-57-2-1 テスタ等による審査</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係)</p> <p>① 走行用前照灯(最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。)は、その全てを照射したときには、夜間にその前方 100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの計測の条件により計測(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測)し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 2 項第 1 号)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②(略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長が指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いて①アの各号により自動車を計測したとき<u>(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき)</u>に、走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 3 項第 4 号関係)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>5-57-2-2 (略)</p>	<p>(7)～(13) (略)</p> <p>5-56-2 (略)</p> <p>5-57 走行用前照灯</p> <p>5-57-1 (略)</p> <p>5-57-2 性能要件等</p> <p>5-57-2-1 テスタ等による審査</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係)</p> <p>① 走行用前照灯(最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。)は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、<u>平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された</u>二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの計測の条件により計測(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測)し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 2 項第 1 号)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②(略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、<u>平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された</u>二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長が指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いて①アの各号により自動車を計測したときに、走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行ビーム)の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p><u>なお、前照灯試験機を用いて検査することが困難である自動車にあっては、その他の適切な方法により計測したときとする。</u>(細目告示第 198 条第 3 項第 4 号関係)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>5-57-2-2 (略)</p>

新	旧
<p>5-57-3～5-57-4 (略)</p> <p>5-58 すれ違い用前照灯 5-58-1 (略) 5-58-2 性能要件 5-58-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>①アにより計測することが困難な自動車であって</u>、5-57-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査<u>することができる</u>。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第198条第6項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯(その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。)は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その<u>全て</u>を同時に照射したときに、夜間にその前方40m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車<u>以外の自動車</u>にあっては、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてア(7)により計測し、イ(7)に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合する<u>ものは</u>、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第198条第6項第1号関係)</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>5-58-2-2 (略) 5-58-3～5-58-4 (略) 5-58の2～5-67 (略)</p> <p>5-68 番号灯 5-68-1 (略) 5-68-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又</p>	<p>5-57-3～5-57-4 (略)</p> <p>5-58 すれ違い用前照灯 5-58-1 (略) 5-58-2 性能要件 5-58-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第32条第5項関係)</u></p> <p>ただし、5-57-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、<u>当分の間</u>、視認等その他適切な方法により審査<u>すればよい</u>。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第198条第6項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯(その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。)は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その<u>すべて</u>を同時に照射したときに、夜間にその前方40m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、<u>平成10年9月1日以降に製作された自動車</u>(二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車<u>を除く</u>)にあっては、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてア<u>の計測の条件</u>により計測し、イ<u>の計測値の判定</u>に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測した<u>ときに</u>イ(イ)に掲げる基準に適合する<u>すれ違い用前照灯</u>は、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第198条第6項第1号関係)</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>5-58-2-2 (略) 5-58-3～5-58-4 (略) 5-58の2～5-67 (略)</p> <p>5-68 番号灯 5-68-1 (略) 5-68-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又</p>

新	旧
<p>は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第205条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p><u>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 自動車(イ及びウに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス(1x)以上のもの又はUN R4-00-S17の9.(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。</u></p> <p><u>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(1x)以上のもの又はUN R50-00-S16の附則5(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。</u></p> <p><u>ウ カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(1x)以上のものであり、その機能が正常であるもの。</u></p> <p>②～③(略)</p> <p>(2) 次に掲げる番号灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第127条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p><u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</u></p> <p><u>③ 施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標</u></p> <p>5-68-3(略)</p> <p>5-69 尾灯 5-69-1(略) 5-69-2 性能要件 5-69-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第50条第1項関係、細目告示第206条第1項関係)</p>	<p>は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第205条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p><u>この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあつては15ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあつては8ルクス以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>②～③(略)</p> <p>(2) 次に掲げる番号灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第127条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>② 施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標</u></p> <p>5-68-3(略)</p> <p>5-69 尾灯 5-69-1(略) 5-69-2 性能要件 5-69-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第50条第1項関係、細目告示第206条第1項関係)</p>

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において<u>全て</u>の位置から見通すことができるものであること。</p> <p><u>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 80° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-69-2-2 (略)</p> <p>5-69-3 (略)</p> <p>5-70～5-75 (略)</p> <p>5-76 制動灯</p> <p>5-76-1 (略)</p> <p>5-76-2 性能要件</p> <p>5-76-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 212 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 45° の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において<u>全て</u>の位置から見通すことができるものであること。</p> <p><u>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 45° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-76-2-2 (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において<u>すべて</u>の位置から見通すことができるものであること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-69-2-2 (略)</p> <p>5-69-3 (略)</p> <p>5-70～5-75 (略)</p> <p>5-76 制動灯</p> <p>5-76-1 (略)</p> <p>5-76-2 性能要件</p> <p>5-76-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 212 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 45° の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において<u>すべて</u>の位置から見通すことができるものであること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-76-2-2 (略)</p>

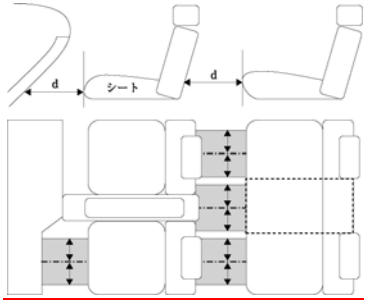
新	旧
<p>5-76-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 39 条第 3 項関係）</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号）</p> <p>① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S12 の 5. 2. 1. 30. 又は 5. 2. 2. 22. 若しくは UN R13H-01-S16 の 5. 2. 22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、4-15-4 又は 4-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあっては、運転者が主制動装置若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合のみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度が 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2. 2m/s² 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>②～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>5-76-4（略）</p> <p>5-77～5-78（略）</p> <p>5-79 方向指示器</p> <p>5-79-1（略）</p> <p>5-79-2 性能要件</p> <p>5-79-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 215 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において<u>全て</u>の位置から見通すことができるものであること。</p>	<p>5-76-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 39 条第 3 項関係）</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 212 条第 3 項関係、適用関係告示第 42 条第 15 号）</p> <p>① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S11 の 5. 2. 1. 30. 又は 5. 2. 2. 22. 若しくは UN R13H-01-S15 の 5. 2. 22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、4-15-4 又は 4-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあっては、運転者が主制動装置若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合のみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度が 80km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2. 2m/s² 以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>②～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>5-76-4（略）</p> <p>5-77～5-78（略）</p> <p>5-79 方向指示器</p> <p>5-79-1（略）</p> <p>5-79-2 性能要件</p> <p>5-79-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 215 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において<u>すべて</u>の位置から見通すことができるものであること。</p>

新		旧	
方向指示器の種別	範囲	方向指示器の種別	範囲
イ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の</u> 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲。 <u>ただし、方向指示器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は5°まで、H面より下方の内側については20°までの範囲としてもよい。</u>	イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲
ロ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車の前</u> 面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向20°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲。 <u>ただし、方向指示器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は5°までの範囲としてもよい。</u>	(新設)	
ハ <u>三</u> に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向	ロ <u>ハ</u> に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向

新		旧	
	60° の平面により囲まれる範囲。 <u>ただし、方向指示器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は5°までの範囲としてもよい。</u>		60° の平面により囲まれる範囲
<p>三 次の(1)から(4)までに掲げる自動車(長さ6m以下のものを除く。)並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)</p> <p>(1)専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの</p> <p>(2)その形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの形状に類する自動車</p> <p>(3)貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの</p> <p>(4)その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの形状に類する自動車</p> <p>(5)貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>(6)その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの形状に類する自動車</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲</p>	<p>△ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車(長さ6m以下のものを除く。)並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)</p> <p>(1)専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの</p> <p>(2)その形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの形状に類する自動車</p> <p>(3)貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの</p> <p>(4)その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの形状に類する自動車</p> <p>(5)貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>(6)その形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの形状に類する自動車</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲</p>
<p>④(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>5-79-2-2(略)</p> <p>5-79-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1)方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条第3項関係、細目告示第215条第3項関係)</p> <p>①～⑦(略)</p> <p>(2)方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第215条第4項関係)</p>	<p>④(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>5-79-2-2(略)</p> <p>5-79-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1)方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条第3項関係、細目告示第215条第3項関係)</p> <p>①～⑦(略)</p> <p>(2)方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第215条第4項関係)</p>		

新	旧
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、<u>その照明部の最内縁において240mm</u>以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、<u>その照明部の中心において150mm</u>以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の<u>前方に対して方向の指示を表示するためのもの</u>の位置は、<u>方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること</u>。</p> <p>⑤～⑭ (略)</p> <p>⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては5-79-2-1(1)③の表イ及びロに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及びハに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、<u>全ての</u>位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5-79-4 (略)</p> <p>5-80 (略)</p> <p>5-81 非常点滅表示灯 5-81-1 (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、<u>その照明部の中心において</u>、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては<u>300mm(光源が8W以上のものにあつては250mm)</u>以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、<u>前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること</u>。</p> <p>⑤～⑭ (略)</p> <p>⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては5-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔<u>方向指示器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、</u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、<u>方向指示器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができ、)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。</u></p> <p>ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、<u>すべての</u>位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5-79-4 (略)</p> <p>5-80 (略)</p> <p>5-81 非常点滅表示灯 5-81-1 (略)</p>

新	旧
<p>5-81-2 性能要件 5-81-2-1 視認等による審査 (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1 (1) (③の表△及び▽を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係) (2) (略) 5-81-2-2 (略) 5-81-3～5-81-4 (略) 5-81の2～5-88 (略)</p> <p>5-89 直前直左鏡 5-89-1 (略) 5-89-2 性能要件(視認等による審査) (1) (略) (2) 取付けが不確実な鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある鏡は、(1)①の基準に適合しないものとする。(細目告示第224条第9項関係) (3) (略) 5-89-3～5-89-4 (略) 5-90～5-98 (略)</p> <p>5-99 旅客自動車運送事業用自動車 5-99-1 性能要件(視認等による審査) (1) <u>乗車定員11人以上</u>の旅客自動車運送事業用自動車は、5-2から5-93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係) ①～④ (略) (2) ～ (4) (略) <u>(削除)</u></p>	<p>5-81-2 性能要件 5-81-2-1 視認等による審査 (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1 (1) (③の表□及び△を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係) (2) (略) 5-81-2-2 (略) 5-81-3～5-81-4 (略) 5-81の2～5-88 (略)</p> <p>5-89 直前直左鏡 5-89-1 (略) 5-89-2 性能要件(視認等による審査) (1) (略) (2) 取付けが不確実な<u>後写鏡</u>及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある<u>後写鏡</u>は、(1)①の基準に適合しないものとする。(細目告示第224条第9項関係) (3) (略) 5-89-3～5-89-4 (略) 5-90～5-98 (略)</p> <p>5-99 旅客自動車運送事業用自動車 5-99-1 性能要件(視認等による審査) (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5-2から5-93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係) ①～④ (略) (2) ～ (4) (略) <u>(5) 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第233条第5項関係)</u> ① <u>旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200mm(当該座席が前方の座席と向いているものにあつては、400mm)以上であること。</u> ② <u>乗降口のとびらを開放する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示すること。</u> ③ <u>運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、5-38の基準に適合する頭部後</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>5-99-2～5-99-4 (略) 5-100～5-105 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>様式1～様式7 (略)</p> <p>別添1 (2-12 関係)</p> <p>1. ～10. (略)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p>	<p><u>傾抑止装置を備えること。</u></p> <p><u>(6) (5) ①に規定する間げきは、座席の中央部から左右 190mm の間 (補助座席にあっては左右 150mm の間。) における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等 (当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。) までの最短水平距離とする。</u></p> <p><u>この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とするものとする。(細目告示第 233 条第 6 項関係)</u></p> <p><u>① リクライニング機構を有する座席にあっては、背もたれを当該座席の鉛直面から後方に 30° (30° の位置に保持できない場合は、30° に最も近い角度) まで倒した状態</u></p> <p><u>② スライド機構等の調整機構を有する座席にあっては間げきが最小となるように調整した状態。</u></p> <p><u>ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。</u></p> <p><u>(例) 座席の間げき</u> <u>d: 間げき</u></p>  <p>5-99-2～5-99-4 (略) 5-100～5-105 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>様式1～様式7 (略)</p> <p>別添1 (2-12 関係)</p> <p>1. ～10. (略)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p>

新	旧												
別表 1 改造自動車の届出の必要な範囲 (3. 関係)	別表 1 改造自動車の届出の必要な範囲 (3. 関係)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">届出対象の装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	届出対象の装置	(略)	(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">届出対象の装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの <u>(2. (1) なお書きの範囲内の改造に限る。)</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	届出対象の装置	(略)	(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの <u>(2. (1) なお書きの範囲内の改造に限る。)</u>	(略)	(略)	(略)
届出対象の装置	(略)												
(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	(略)												
(略)	(略)												
届出対象の装置	(略)												
(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの <u>(2. (1) なお書きの範囲内の改造に限る。)</u>	(略)												
(略)	(略)												
別表 2～別表 4 (略) 第 1 号様式～第 6 号様式 (略)	別表 2～別表 4 (略) 第 1 号様式～第 6 号様式 (略)												
別添 2 (2-13 関係)	別添 2 (2-13 関係)												
並行輸入自動車審査要領	並行輸入自動車審査要領												
目次 第 1～第 3 (略) 第 4 書面審査の審査期間 第 5～第 8 (略) 第 1～第 3 (略) 第 4 書面審査の審査期間	目次 第 1～第 3 (略) 第 4 書面審査の審査期間等 第 5～第 8 (略) 第 1～第 3 (略) 第 4 書面審査の審査期間等												
書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。 <u>ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間及び 5-3-10-3-2 による技術基準等適合証明書の真正性の照会を行っている期間は除く。</u>	<u>4-1 書面審査の審査期間</u> <u>(1) 事務所長等は、提出された届出書等について、第 5 (書面審査) の規定に基づき、書面審査を速やかに行うものとする。</u> <u>(2) 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。</u>												
第 5 書面審査 5-1 届出書 (その 1) の審査 5-1-1～5-1-2 (略) 5-1-3 車名 (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の車名は、その指定自動車等の車名とする。 (2) (1) 以外の並行輸入自動車の車名は、現に存する車名とする。 この場合において、「現に存する車名」は、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定する。 ①～⑧ (略) (3) ～ (4) (略)	<u>4-2 書面審査の延長</u> <u>事務所長等は、審査期間内に書面審査を終了することができない場合又は 5-3-10-3-1 (技術基準等適合証明書の審査) (3) なお書の規定により書面審査を保留する場合には、届出者にその理由を付して連絡する。</u> 第 5 書面審査 5-1 届出書 (その 1) の審査 5-1-1～5-1-2 (略) 5-1-3 車名 (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の車名は、 <u>規程 3-3-4 (車名欄及び型式欄) ⑥の規定により、</u> その指定自動車等の車名とする。 (2) (1) 以外の並行輸入自動車の車名は、 <u>規程 3-3-4 (車名欄及び型式欄) ⑦の規定により、</u> 現に存する車名とする。 この場合において、「現に存する車名」は、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定する。 ①～⑧ (略) (3) ～ (4) (略)												

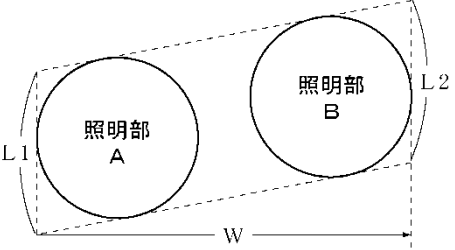
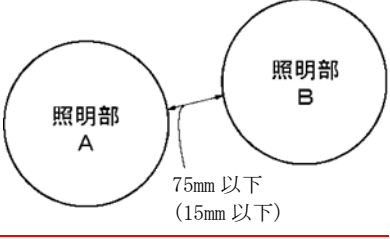
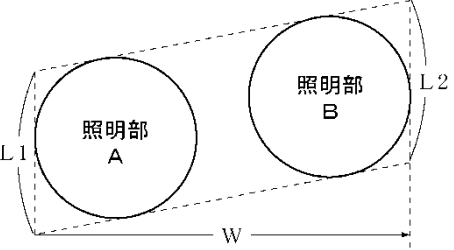
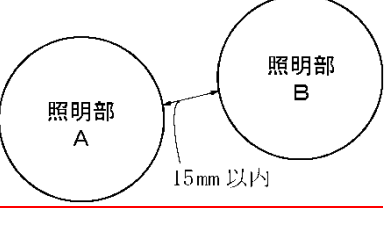
新	旧
<p>5-1-4 型式</p> <p>(1)「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の型式は、当該指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて、前後に「-」を付した型式（-〇〇-）とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5-1-5～5-1-9 (略)</p> <p>5-2 届出書（その2）の審査</p> <p>5-2-1～5-2-5 (略)</p> <p>5-2-6 保安基準に適合させるための改善事項等 保安基準に適合させるための改善事項がある並行輸入自動車は、その改善内容が届出書に記載されていなければならない。</p> <p><u>5-2-7 排出ガス発散防止装置</u> <u>排出ガス規制が適用される自動車にあっては、備えている一酸化炭素等発散防止装置の情報が記載されていること。</u></p> <p><u>5-2-8 騒音防止装置</u> <u>平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）にあっては、備えている消音器の情報が記載されていること。</u></p> <p>5-3 表1（添付資料）に定める添付資料の審査</p> <p>5-3-1～5-3-8 (略)</p> <p>5-3-9 排出ガス試験結果成績表</p> <p>5-3-9-1 排出ガス試験結果成績表の審査</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 排出ガス試験結果成績表は、次によるものであること。</u></p> <p><u>① 排出ガス試験結果成績表は、1台毎に試験を行ったものであること。(②又は③の自動車を除く。)</u></p> <p><u>② 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の排出ガス試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、10台に1台の割合で試験を行ったものであること。</u></p> <p><u>なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「10台に1台」を「20台に1台」に読み替えることができる。</u></p> <p><u>ア 設計・生産時に意図した仕向地における排出ガス対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。</u></p> <p><u>イ 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、排出ガス試験の成績が基準値以下で安定していること。</u></p> <p><u>この場合において、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が輸入する自動車にあっては、前段の要件に該当するものとする。</u></p>	<p>5-1-4 型式</p> <p>(1)「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の型式は、<u>規程 3-3-4（車名欄及び型式欄）⑥の規定により</u>、当該指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて、前後に「-」を付した型式（-〇〇-）とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5-1-5～5-1-9 (略)</p> <p>5-2 届出書（その2）の審査</p> <p>5-2-1～5-2-5 (略)</p> <p>5-2-6 保安基準に適合させるための改善事項 保安基準に適合させるための改善事項がある並行輸入自動車は、その改善内容が届出書に記載されていなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5-3 表1（添付資料）に定める添付資料の審査</p> <p>5-3-1～5-3-8 (略)</p> <p>5-3-9 排出ガス試験結果成績表</p> <p>5-3-9-1 排出ガス試験結果成績表の審査</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

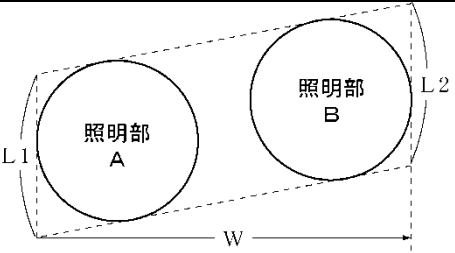
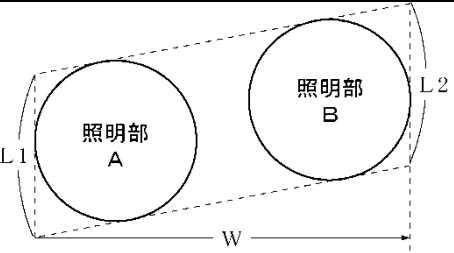
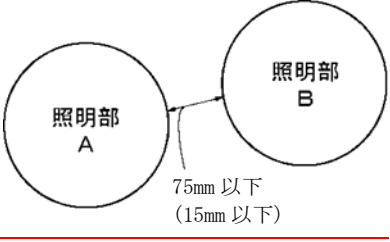
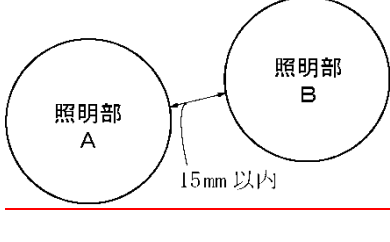
新	旧
<p><u>ウ 軽油を燃料とする自動車にあっては、JC08H モード法及び JC08C モード法を適用していること。</u></p> <p><u>③ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の排出ガス試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、10 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。</u></p> <p><u>(3) ～ (6) (略)</u></p> <p>5-3-9-2～5-3-9-3 (略)</p> <p>5-3-10 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>5-3-10-1～5-3-10-2 (略)</p> <p>5-3-10-3 技術基準等への適合性を証する書面の審査</p> <p>5-3-10-3-1 技術基準等適合証明書の審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 事務所長等は、技術基準等又は別表第 1 に定める技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されているが、当該証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、自動車検査法人本部業務部業務課（以下「業務課」という。）へ照会のうえ判断する。</p> <p>また、業務課において判断できない場合には、国土交通省自動車局整備課へ照会のうえ判断する。</p> <p>5-3-10-3-2 技術基準等適合証明書の真正性の照会</p> <p>(1) 5-3-10-3-1（技術基準等適合証明書の審査）(3) による技術基準等適合証明書の真正性の照会は、次によるものとする。</p> <p>① 事務所長等は、技術基準等適合証明書について真正性の照会が必要な場合には、第 9 号様式（技術基準等適合証明書照会台帳（検査部・事務所用））に必要事項を記入し、第 11 号様式（技術基準等適合証明書の真正性の判定について（検査部・事務所用））及び技術基準等適合証明書の写し（原本を照合してその旨を記載したもの）を業務課あてに送付する。この場合、事務所にあっては管轄する検査部（沖縄、宮古及び八重山の各事務所にあっては、沖縄事務所）を経由して照会を行う。</p> <p><u>また、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査期間の対象外となる」旨を連絡するものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) 業務課又は検査部は、<u>署名者への照会等必要に応じた措置を行い、原則として 1 か月以内に送付された</u>第 11 号様式（技術基準等適合証明書の真正性の判定について（検査部・事務所用））に判定結果等<u>を記入し照会元へ返付するものとする。</u></p> <p>5-3-10-3-3 (略)</p> <p>5-3-10-4 (略)</p> <p>5-3-10-5 特種用途自動車への技術基準等の適用</p>	<p><u>(2) ～ (5) (略)</u></p> <p>5-3-9-2～5-3-9-3 (略)</p> <p>5-3-10 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>5-3-10-1～5-3-10-2 (略)</p> <p>5-3-10-3 技術基準等への適合性を証する書面の審査</p> <p>5-3-10-3-1 技術基準等適合証明書の審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 事務所長等は、技術基準等又は別表第 1 に定める技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されているが、当該証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、自動車検査法人本部業務部業務課（以下「業務課」という。）へ照会のうえ判断する。</p> <p>また、業務課において判断できない場合には、国土交通省自動車局整備課へ照会のうえ判断する。</p> <p><u>なお、照会中は書面審査を保留とし、この場合の処理期間は、原則として 1 か月以内とする。</u></p> <p>5-3-10-3-2 技術基準等適合証明書の真正性の照会</p> <p>(1) 5-3-10-3-1（技術基準等適合証明書の審査）(3) による技術基準等適合証明書の真正性の照会は、次によるものとする。</p> <p>① 事務所長等は、技術基準等適合証明書について真正性の照会が必要な場合には、第 9 号様式（技術基準等適合証明書照会台帳（検査部・事務所用））に必要事項を記入し、第 11 号様式（技術基準等適合証明書の真正性の判定について（検査部・事務所用））及び技術基準等適合証明書の写し（原本を照合してその旨を記載したもの）を業務課あてに送付する。この場合、事務所にあっては管轄する検査部（沖縄、宮古及び八重山の各事務所にあっては、沖縄事務所）を経由して照会を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) <u>技術基準等適合証明書の真正性の確認結果について、</u>業務課又は検査部は、第 11 号様式（技術基準等適合証明書の真正性の判定について（検査部・事務所用））に判定結果等の<u>記載を行い</u>照会元へ返付する。</p> <p>5-3-10-3-3 (略)</p> <p>5-3-10-4 (略)</p> <p>5-3-10-5 特種用途自動車への技術基準等の適用</p>

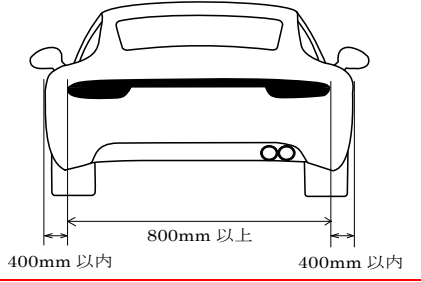
新	旧
<p>特種用途自動車には、ベース車に適用される技術基準等を適用する。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、貨物自動車に適用される技術基準等を適用する。</p> <p>① <u>最大積載量 500 kg を超える特種用途自動車（乗車定員が 10 人以下の消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車を除く。）</u></p> <p>② (略)</p> <p>5-3-11 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）について適用する。</p> <p>5-3-11-1 (略)</p> <p>5-3-11-2 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等の審査 規程 4-48-2-3 (5) (①アからウを除く。) 及び次によること。</p> <p>5-3-11-2-1 加速走行騒音試験結果成績表の審査 (1) (略) <u>(2) 加速走行騒音試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、30 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。</u> <u>なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「30 台に 1 台」を「60 台に 1 台」に読み替えることができる。</u></p> <p>① <u>設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。</u></p> <p>② <u>法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音試験の成績が基準値以下で安定していること。</u> <u>この場合において、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が輸入する自動車にあつては、前段の要件に該当するものとする。</u></p> <p><u>(3) ～ (4) (略)</u></p> <p>5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 その他保安基準への適合性を証する書面 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 事務所長等は、当該並行輸入自動車に別添 12「新規検査等事前書面審査要領」第 2 に掲げる<u>構造</u>に該当する場合には、届出者に対して、同要領の 3-1 に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 <u>なお、当該部分の審査にあつては同要領に準じて行うものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第 6 (略)</p> <p>第 7 現車審査 7-1 (略)</p> <p><u>(削除) ※2-13 (5) に移動</u></p>	<p>特種用途自動車には、ベース車に適用される技術基準等を適用する。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、貨物自動車に適用される技術基準等を適用する。</p> <p>① 最大積載量 500 kg を超える特種用途自動車</p> <p>② (略)</p> <p>5-3-11 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された<u>内</u>燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）について適用する。</p> <p>5-3-11-1 (略)</p> <p>5-3-11-2 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等の審査 規程 4-48-2-3 (5) (①アからウを除く。) 及び次によること。</p> <p>5-3-11-2-1 加速走行騒音試験結果成績表の審査 (1) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(2) ～ (3) (略)</u></p> <p>5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 その他保安基準への適合性を証する書面 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 事務所長等は、当該並行輸入自動車に別添 12「新規検査等事前書面審査要領」第 2 に掲げる<u>自動車</u>に該当する場合には、届出者に対して、同要領の 3-1 に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第 6 (略)</p> <p>第 7 現車審査 7-1 (略)</p> <p><u>7-2 現車審査の保留</u> <u>次のいずれかに該当する場合は、審査を保留する。</u></p>

新	旧				
<p>7-2～7-7 (略)</p> <p>7-8 熱害試験結果成績表 規程 4-51-1-2 (1) によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同でなければならない。 また、等価慣性重量は、7-4 (排出ガス試験結果成績表) (2) の取扱いに準じるものとする。</p> <p>7-9～7-10 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>別表第1～別表第2-2 (略)</p> <p>第1号様式 (別添2の2-1関係) (その1) (略) (その2)</p>	<p><u>この場合において、受検者に対しては、書面が未審査である旨を口頭で通告し、その理由を自動車検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。</u></p> <p><u>① 規程 2-6 (審査依頼書の受理) により審査依頼が行なわれたものであって、7-1 (現車審査の実施) に該当しない場合</u></p> <p><u>② 書面審査の内容と当該並行輸入自動車に相違がある場合であって、検査当日に保安基準への適合性を判断することが困難であり、改めて第5による書面審査を必要とする場合</u></p> <p>7-3～7-8 (略)</p> <p>7-9 熱害試験結果成績表 規程 4-51-1-2 (1) によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同でなければならない。 また、等価慣性重量は、7-5 (排出ガス試験結果成績表) (2) の取扱いに準じるものとする。</p> <p>7-10～7-11 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>別表第1～別表第2-2 (略)</p> <p>第1号様式 (別添2の2-1関係) (その1) (略) (その2)</p>				
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保安基準に適合させるための改善事項等</td> </tr> </table>	(略)	保安基準に適合させるための改善事項等	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保安基準に適合させるための改善事項</td> </tr> </table>	(略)	保安基準に適合させるための改善事項
(略)					
保安基準に適合させるための改善事項等					
(略)					
保安基準に適合させるための改善事項					
<p>以下 (略)</p> <p>第2号様式～第20号様式 (略)</p> <p>別添3～別添4 (略)</p> <p>別添5-1 (4-48-2、5-48-2関係) 近接排気騒音の測定方法</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 測定方法等 近接排気騒音の測定は次の各号に掲げる方法により行う。</p> <p>5.1. 自動車の状態 自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。 ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあつては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。</p> <p>5.2. 測定方法</p>	<p>以下 (略)</p> <p>第2号様式～第20号様式 (略)</p> <p>別添3～別添4 (略)</p> <p>別添5-1 (4-48-2、5-48-2関係) 近接排気騒音の測定方法</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 測定方法等 近接排気騒音の測定は次の各号に掲げる方法により行う。</p> <p>5.1. 自動車の状態 自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立、クラッチは接続状態とする。 ただし、変速機が中立の変速位置を有していない自動車にあつては、駆動輪を地面から浮かせた状態とする。</p> <p>5.2. 測定方法</p>				

新	旧
<p>原動機を最高出力時の回転数の75%（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるものにあつては、50%）の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。</p> <p>なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。</p> <p>図（略）</p> <p>5.2.（略）</p> <p>6.（略）</p> <p>別添5-2～別添8（略）</p> <p>別添9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>2.1.（略）</p> <p>2.2. 灯火等の個数の取扱方法</p> <p>灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>2.2.1. 前照灯等の個数</p> <p>灯火器の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。</p> <p>ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であつて、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあつては4-106 (21)、前部霧灯にあつては4-106 (24)、側方照射灯にあつては4-106 (25)をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。</p> <p>2.2.1.1.（略）</p> <p>2.2.1.2. 基準軸（灯火等が主として照明し、又は反射する方向の軸をいう。以下同じ。）に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が <u>75mm 以下（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては15mm 以下）</u> のもの（例1（2）参照）</p> <p>〈例1〉灯火等の数を1個とみなすことができる場合</p> <p>(1) 照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上</p>	<p>原動機を最高出力時の回転数の75%（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるものにあつては、50%）の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。</p> <p>なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。</p> <p>図（略）</p> <p>5.2.（略）</p> <p>6.（略）</p> <p>別添5-2～別添8（略）</p> <p>別添9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>2.1.（略）</p> <p>2.2. 灯火等の個数の取扱方法</p> <p>灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>2.2.1. 前照灯等の個数</p> <p>灯火器の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。</p> <p>ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であつて、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあつては4-106 (19)、前部霧灯にあつては4-106 (22)、側方照射灯にあつては4-106 (23)をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。</p> <p>2.2.1.1.（略）</p> <p>2.2.1.2. 基準軸（灯火等が主として照明し、又は反射する方向の軸をいう。以下同じ。）に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が <u>15mm 以下</u> のもの（例1（2）参照）</p> <p>〈例1〉灯火等の数を1個とみなすことができる場合</p> <p>(1) 照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上</p>

新	旧
 <p>照明部面積 $(A+B) \geq 0.6\{(L1+L2)W/2\}$</p> <p>(2) 基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が <u>75mm 以下</u> (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては <u>15mm 以下</u>)</p> 	 <p>照明部面積 $(A+B) \geq 0.6\{(L1+L2)W/2\}$</p> <p>(2) 基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影面の最短距離が <u>15mm 以下</u></p> 
<p>2.2.2. 車幅灯等の個数</p> <p>灯火等の個数は、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯及び緊急制動表示灯の場合には、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分をいう。以下同じ。）の数とする。（例2及び例3参照）</p> <p>ただし、次のいずれかの要件を満たす灯火器は、これを1個と見なすことができる。</p> <p>2.2.2.1.～2.2.2.5.（略）</p> <p><例2>～<例4>（略）</p> <p><例5>例3に該当する場合であって、次のいずれかのときは、灯火等の数を1個とみなすことができる。</p> <p>(1) 照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上</p>	<p>2.2.2. 車幅灯等の個数</p> <p>灯火等の個数は、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯及び緊急制動表示灯の場合には、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分をいう。以下同じ。）の数とする。（例2及び例3参照）</p> <p>ただし、次のいずれかの要件を満たす灯火器は、これを1個と見なすことができる。</p> <p>2.2.2.1.～2.2.2.5.（略）</p> <p><例2>～<例4>（略）</p> <p><例5>例3に該当する場合であって、次のいずれかのときは、灯火等の数を1個とみなすことができる。</p> <p>(1) 照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上</p>

新	旧
 <p>照明部面積 (A + B) $\geq 0.6\{(L1 + L2)W / 2\}$</p>	 <p>照明部面積 (A + B) $\geq 0.6\{(L1 + L2)W / 2\}$</p>
<p>(2) 基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影面の最短距離が <u>75mm 以下 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては 15mm 以下)</u></p>	<p>(2) 基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影面の最短距離が <u>15mm 以下</u></p>
	
<p>2.2.3. 反射器の個数 灯火等の個数は、反射器の場合には、反射部が連続して構成されている部分の数とする。 ただし、同一の灯火器内に反射部が連続して構成されていない反射器のうち、次のいずれかの要件を満たすものは、これを 1 個と見なすことができる。</p> <p>2.2.3.1. ~2.2.3.2. (略)</p> <p>2.2.3.3. 反射部を 2 以上有する反射器であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>2.2.3.3.1. (略)</p> <p>2.2.3.3.2. 反射部の基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影面の最短距離が <u>75mm 以下 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては 15mm 以下)</u> のもの</p> <p>2.2.4. <u>帯状の形状又は細長い形状を有する灯火等</u> 帯状の形状又は細長い形状を有する灯火等の発光面であつて車両中心面上に関して対称な位置に取付けられているものが、発光面の長さが 800mm 以上であつて発光面の最外側が自動車の両側において自動車の最外側から 400mm 以内となるよう取付けられている場合には、当該灯火器等は、「2 個」の灯火等又は「偶数」の灯火等とみなす。 <u>この場合において、発光面の灯火は、当該発光面の両端の出来るだけ近傍にある 2 以</u></p>	<p>2.2.3. 反射器の個数 灯火等の個数は、反射器の場合には、反射部が連続して構成されている部分の数とする。 ただし、同一の灯火器内に反射部が連続して構成されていない反射器のうち、次のいずれかの要件を満たすものは、これを 1 個と見なすことができる。</p> <p>2.2.3.1. ~2.2.3.2. (略)</p> <p>2.2.3.3. 反射部を 2 以上有する反射器であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>2.2.3.3.1. (略)</p> <p>2.2.3.3.2. 反射部の基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影面の最短距離が <u>15mm 以下</u> のもの</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>上の光源により生じるものでなければならないものとし、また、自動車の進行方向に垂直な鉛直面への複数の発光面の照射影の面積が、複数の発光面に外接する最小長方形の面積の60%以上となるように取付けられている場合にあつては、当該複数の発光面を並置することにより構成されるものであつてもよい。(次図参照)</u></p>  <p>2.3. ～2.5. (略)</p> <p>別添 10-1～別添 11 (略)</p> <p>別添 12 (2-25 関係)</p> <p style="text-align: center;">新規検査等事前書面審査要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 目的</p> <p><u>本要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者（以下「届出者」という。）から当該自動車の構造・装置について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、審査業務の円滑化を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2 届出対象自動車</p> <p>規程 2-25 (1) で規定する自動車（以下「事前届出対象自動車」という。）は、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ただし、規程 2-13 (2) に基づき別添 2「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。</u></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>第3 届出書等</p> <p>3-1 届出書及び添付資料</p> <p>規程 2-25 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料（以下「届出書等」という。）は、次に掲げるものをいう。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>2.3. ～2.5. (略)</p> <p>別添 10-1～別添 11 (略)</p> <p>別添 12 (2-25 関係)</p> <p style="text-align: center;">新規検査等事前書面審査要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 目的</p> <p>新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者（以下「届出者」という。）から当該自動車の構造・装置について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、審査業務の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>第2 届出対象自動車</p> <p>規程 2-25 (1) で規定する自動車（以下「事前届出対象自動車」という。）は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>第3 届出書等</p> <p>3-1 届出書及び添付資料</p> <p>規程 2-25 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料（以下「届出書等」という。）は、次に掲げるものをいう。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は必要に応じ提出する書面を示す。 (2) 添付資料の詳細は、第6に規定する。</p> <p><u>(3) 規程 2-12 (2) に基づき別添 1「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</u></p> <p>3-2 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は事前届出対象自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。 ただし、自動車の型式、<u>類別 (類別区分番号)</u> 及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 (2) ～ (3) (略)</p> <p>第4～第5 (略) 第6 書面審査</p> <p>6-1 新規検査等届出書 (第1号様式) (1) (略) (2) <u>類別 (類別区分番号)</u> は、自動車製作者が製造し出荷した時点の<u>類別 (類別区分番号)</u> が記載されていること。 (3) 当該型式・<u>類別 (類別区分番号)</u> の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置 (使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置) は、明確に記載されていること。 (記載例) (略) (4) 試作車・組立車審査結果通知書又は改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号がその他欄に記載されていること。 なお、運輸局に届出中等の場合には、その旨を付記することによりよい。 (記載例) ・フレーム短縮<u>改造</u>については「自〇〇第〇〇〇号」による。 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出) ・フレーム延長<u>改造</u>については同時届出。 (5) ～ (7) (略)</p> <p>6-2～6-8 (略)</p> <p>6-9 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書の「当該型式・<u>類別 (類別区分番号)</u> の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置 (使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>6-10～6-13 (略)</p> <p>6-14 その他保安基準への適合性に関する書面</p>	<p>(略)</p> <p>備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は必要に応じ提出する書面を示す。 (2) 添付資料の詳細は、第6に規定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3-2 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は事前届出対象自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 (2) ～ (3) (略)</p> <p>第4～第5 (略) 第6 書面審査</p> <p>6-1 新規検査等届出書 (第1号様式) (1) (略) (2) 類別区分番号は、自動車製作者が製造し出荷した時点の類別区分番号が記載されていること。 (3) 当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置 (使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置) は、明確に記載されていること。 (記載例) (略) (4) 試作車・組立車審査結果通知書又は改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号がその他欄に記載されていること。 なお、運輸局に届出中等の場合には、その旨を付記することによりよい。 (記載例) ・フレーム短縮については「自〇〇第〇〇〇号」による。 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出) ・フレーム延長については同時届出。<u>(必要書面については本届出書に添付)</u> (5) ～ (7) (略)</p> <p>6-2～6-8 (略)</p> <p>6-9 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置 (使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>6-10～6-13 (略)</p> <p>6-14 その他保安基準への適合性に関する書面</p>

新	旧																																														
<p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 現車審査</p> <p>現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、規程 2-7 の規定に基づき実施する。</p> <p><u>(削除)</u> ※2-25 (5) に移動</p> <p>第9 (略)</p> <p>第1号様式 (その1) (別添 12 の 3-1 関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">新規検査等届出書 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>類別 (類別区分番号)</u></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>当該型式・<u>類別 (類別区分番号)</u> の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置 (使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第1号様式 (その2) (略)</p> <p>第2号様式～第6-3号様式 (略)</p>	新規検査等届出書 (略)				(略)		(略)		<u>類別 (類別区分番号)</u>		(略)		(略)		(略)		(略)				(略)	その他	(略)	<p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 当該自動車が別添 1「改造自動車審査要領」3. (1) から (10) までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があった場合には、同要領の別表 (改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表) に掲げる添付資料のうち、装置の改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性審査に必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 現車審査</p> <p><u>8-1 現車審査の実施</u></p> <p>現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、規程 2-7 の規定に基づき実施する。</p> <p><u>8-2 現車審査の保留</u></p> <p>書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には審査を保留する。 <u>この場合において、受検者に対しては、書面審査が必要である旨を口頭で通告し、その理由を自動車検査票 2 の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。</u></p> <p>第9 (略)</p> <p>第1号様式 (その1) (別添 12 の 3-1 関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">新規検査等届出書 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>類別区分番号</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更した自動車の構造・装置 (使用過程車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第1号様式 (その2) (略)</p> <p>第2号様式～第6-3号様式 (略)</p>	新規検査等届出書 (略)				(略)		(略)		類別区分番号		(略)		(略)		(略)		(略)				(略)	その他	(略)
新規検査等届出書 (略)																																															
(略)		(略)																																													
<u>類別 (類別区分番号)</u>		(略)																																													
(略)		(略)																																													
(略)																																															
(略)																																															
その他																																															
(略)																																															
新規検査等届出書 (略)																																															
(略)		(略)																																													
類別区分番号		(略)																																													
(略)		(略)																																													
(略)																																															
(略)																																															
その他																																															
(略)																																															

新						旧								
別表 1 (別添 12 の 6-10 関係) 細目告示別添 114 「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表						別表 1 (別添 12 の 6-10 関係) 細目告示別添 114 「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表								
指定自動車等						指定自動車等								
車名		型式				車名		型式						
(略)		(略)				(略)		(略)						
三菱	KL-FP54JDR	KL-FP54JER	KL-FP54LDR	KL-FP54MDR	KL-FP55JDR	三菱	KL-FP54JDR	KL-FP54JER	KL-FP54LDR	KL-FP54MDR	KL-FP55JDR			
	PJ-FP54JDR	PJ-FP54JER	PJ-FP55JDR	BDG-FP54JDR	<u>BDG-FP54JER</u> ※1		PJ-FP54JDR	PJ-FP54JER	PJ-FP55JDR	BDG-FP54JDR				
	BDG-FP55JDR	<u>BDG-FP55JER</u> ※1	BKG-FP54JDR	<u>BKG-FP54JER</u> ※1	LKG-FP54VDR		BDG-FP55JDR		BKG-FP54JDR		LKG-FP54VDR			
	LKG-FP54VER	QKG-FP54VDR	QKG-FP54VER	QKG-FP64VDR	QKG-FP64VER		LKG-FP54VER	QKG-FP54VDR	QKG-FP54VER	QKG-FP64VDR	QKG-FP64VER			
	QPG-FP64VDR	QPG-FP64VER					QPG-FP64VDR	QPG-FP64VER						
(略)		(略)				(略)		(略)						
※1 後輪主ばね寸法：250×271-2、220×277-2 に限る。														
並行輸入自動車						並行輸入自動車								
車名		販売名称		型式		車名		販売名称		型式				
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)				
メルセデス・ベンツ	(略)		(略)		メルセデス・ベンツ	(略)		(略)		メルセデス・ベンツ	(略)			
	ACTROS 1843LS		(略)			ACTROS 1843LSNR		(略)			ACTROS 1846LS		(略)	
	ACTROS 1846LS		(略)			(略)		(略)			(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)				
【その他の改正事項】														
・「すべて」について、「全て」に統一														
附則 (平成 27 年 7 月 30 日検査法人規程第 7 号)														
この規程は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。														
ただし、4-57、4-58、5-57 及び 5-58 の規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。														